

〈特約用〉

特定疾病保障定期保険特約
災害死亡給付特約
傷害特約
特定損傷特約
新医療保険特約
新医療がん特約
新医療成人病特約
新医療女性疾病入院特約
新医療入院一時金特約
新医療長期入院特約
新医療通院特約
介護特約
特別条件付保険特約

（無配当）

約款（更新用）

目 次

約款

■特約

・ 特定疾病保障定期保険特約条項	1
・ 災害死亡給付特約条項	17
・ 傷害特約条項	28
・ 特定損傷特約条項	44
・ 新医療保険特約条項	54
・ 新医療がん特約条項	70
・ 新医療成人病特約条項	83
・ 新医療女性疾病入院特約条項	97
・ 新医療入院一時金特約条項	113
・ 新医療長期入院特約条項	124
・ 新医療通院特約条項	135
・ 介護特約条項	146
・ 特別条件付保険特約条項	159

■別表

・ 別表 1 ～ 6、10	161
---------------	-----

特定疾病保障定期保険特約条項 目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結および責任開始期
- 第2条 特約の悪性新生物責任開始期
- 第3条 特約保険金の支払
- 第4条 戦争その他の変乱
- 第5条 特約保険金の請求手続
- 第6条 特約保険金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱
- 第7条 特約の保険料の払込免除
- 第8条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込
- 第9条 特約の保険料の自動振替貸付
- 第10条 特約の失効
- 第11条 特約の復活
- 第12条 特約の解約
- 第13条 解約返戻金
- 第14条 特約保険金の受取人による特約の存続
- 第15条 特約保険金額の減額
- 第16条 特約の復旧
- 第17条 特約の消滅
- 第18条 告知義務および告知義務違反
- 第19条 重大事由による解除
- 第20条 特約の自動更新
- 第21条 契約者配当
- 第22条 管轄裁判所

- 第23条 法令等の改正に伴う支払事由の変更
- 第24条 主約款の規定の準用
- 第25条 保険料一時払に関する特則
- 第26条 主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合の特則
- 第27条 主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則
- 第28条 積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合の特則
- 第29条 平準定期保険または無解約返戻金型平準定期保険に付加されている場合の特則
- 第30条 新医療保険に付加されている場合の特則
- 第31条 医療保険(O4)に付加されている場合の特則
- 第32条 高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合の特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

- 附則1 手術等の意義
- 附則2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中
- 附則3 請求書類

特定疾病保障定期保険特約条項

この特約の趣旨

この特約は、被保険者が保険期間中に死亡したとき、所定の高度障害状態に該当したときまたは悪性新生物、急性心筋梗塞もしくは脳卒中に罹患し所定の事由に該当したときに、特約死亡保険金、特約高度障害保険金または特約特定疾病保険金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条（特約の締結および責任開始期）

- 1 この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際、主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）から申し出があり、かつ、会社が承諾した場合に主契約に付加して締結します。この場合、この特約の責任開始期は、主契約の締結の際の責任開始期と同一とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、この特約は、会社所定の取扱範囲内で、主契約の締結後、被保険者の同意を得たうえで、保険契約者から申し出があり、かつ、会社が承諾した場合に主契約に付加して締結します。この場合、この特約の責任開始期は、会社が、会社の定める金額を受領した時および被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時の直後に到来する月単位の契約応当日（以下、本条において「中途付加日」といいます。）とします。
- 3 前項の場合、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、この特約の契約年齢および保険期間は、前項に定めるこの特約の責任開始期の直前の年単位の契約応当日（この特約の責任開始期が年単位の契約応当日の場合は、その日）を基準に定めます。
- 4 第2項の規定にかかわらず、会社の定める方法により計算した金額を会社が受領した時または被保険者に関する告知のいずれか遅い時から中途付加日の前日までの間に、特約死亡保険金、特約高度障害保険金もしくは第3条（特約保険金の支払）第1項第3号の支払事由の②により支払われる特約特定疾病保険金の支払事由となる原因または特約保険料払込の免除事由となる原因が発生した場合には、会社は、この特約の付加を承諾したとき、その原因が発生した時にさかのぼって、この特約上の責任を負います。
- 5 第2項の規定によってこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

第2条（特約の悪性新生物責任開始期）

前条第1項および第2項の規定にかかわらず、次条第1項第3号の支払事由の①に定める特約特定疾病保険金

については、会社は、この特約の悪性新生物責任開始期からこの特約上の責任を負うものとし、つぎの各号のとおりとします。

- (1) この特約の締結の際の悪性新生物責任開始期は、前条第1項および第2項に定めるこの特約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日目の日の翌日とします。
- (2) この特約の復活の取扱が行われた後のこの特約についての悪性新生物責任開始期またはこの特約の復旧の取扱が行われた後のこの特約の特約保険金額の増額部分についての悪性新生物責任開始期は、主契約の最後の復活または復旧の際の責任開始期と同一とします。ただし、前号に定めるこの特約の締結の際の悪性新生物責任開始期の前日までにこの特約の復活または復旧が行われた場合には、前号に定めるこの特約の締結の際の悪性新生物責任開始期と同一の日とします。

第3条（特約保険金の支払）

1 この特約で、支払う保険金の種類、保険金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）、支払額および受取人は、つぎのとおりです。

保険金の種類	支払事由	支払額	受取人
(1) 特約死亡保険金	被保険者が、この特約の保険期間中に死亡したとき	特約保険金額	主契約の死亡保険金受取人（主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。）
(2) 特約高度障害保険金	被保険者がこの特約の責任開始期（復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期、復旧の取扱が行われた後の特約保険金額の増額部分については、最後の復旧の際の責任開始期。以下、同じとします。）以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として、この特約の保険期間中に別表1に定める高度障害状態（以下、「高度障害状態」といいます。）に該当したとき（この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限りま。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。）	特約保険金額	主契約の高度障害保険金の受取人（主契約の高度障害保険金の受取人以外の者に変更することはできません。）
(3) 特約特定疾病保険金	① 被保険者がこの特約の悪性新生物責任開始期以後、この特約の保険期間中に、初めて附則2に定める悪性新生物に罹患したとき（病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき（病理組織学的所見（生検）が得られない場合には他の所見による診断確定も認めることがあります。以下、「診断確定」といいます。） ② 被保険者がこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中につぎのいずれかの事由に該当したとき ア. 附則2に定める急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したとき医師によって診断されたとき イ. 附則2に定める急性心筋梗塞を発病し、つぎのいずれにも該当する手術を受けたとき a. その疾病の附則1の1. に定める治療を直接の目的とする手術 b. 附則1の2. に定める病院または診療所における手術 c. 附則1の3. に定める公的医療保険制度に基づく附則1の4. に定める医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ウ. 附則2に定める脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したとき医師によって診断されたとき エ. 附則2に定める脳卒中を発病し、つぎのいずれにも該当する手術を受けたとき a. その疾病の附則1の1. に定める治療を直接の目的とする手術 b. 附則1の2. に定める病院または診療所における手術 c. 附則1の3. に定める公的医療保険制度に基づく附則1の4. に定める医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術	特約保険金額	主契約の高度障害保険金の受取人（主契約の高度障害保険金の受取人以外の者に変更することはできません。）

2 この特約において、支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）は、つぎのとおりです。

保険金の種類	免責事由
特約死亡保険金	つぎのいずれかにより、被保険者が死亡したとき (1) この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内の自殺 (2) 保険契約者または特約死亡保険金の受取人の故意による致死
特約高度障害保険金	保険契約者または被保険者の故意により、被保険者が高度障害状態に該当したとき

- 3 第1項第3号の支払事由の①により支払われる特約特定疾病保険金については、被保険者がこの特約の悪性新生物責任開始期前に、附則2に定める悪性新生物のいずれかに罹患したと一度でも診断確定されていた場合には、特約特定疾病保険金は支払いません。
- 4 被保険者の生死が不明の場合でも、会社は、被保険者が死亡したものと認めたときは、特約死亡保険金を支払います。
- 5 会社が、特約高度障害保険金または特約特定疾病保険金を支払った場合には、この特約は、その特約高度障害保険金または特約特定疾病保険金の支払事由が生じた時から消滅したものとします。
- 6 特約高度障害保険金を支払う前に特約特定疾病保険金の支払請求を受け、特約特定疾病保険金が支払われるときは、会社は、特約高度障害保険金を支払いません。また、特約高度障害保険金または特約特定疾病保険金を支払う前に特約死亡保険金の支払請求を受け、特約死亡保険金が支払われるときは、会社は、特約高度障害保険金または特約特定疾病保険金を支払いません。
- 7 特約高度障害保険金が支払われた場合には、その支払後に特約特定疾病保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。また、特約高度障害保険金または特約特定疾病保険金が支払われた場合には、その支払後に特約死亡保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 8 この特約の保険期間満了日において、被保険者の障害状態の回復の見込がないことのみが明らかでないために、特約高度障害保険金の支払事由に該当しない場合においては、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がなくなるであろうと明らかに認められるときには、会社は、この特約の保険期間満了日かつ満了前に高度障害状態に該当したものととして、特約高度障害保険金を支払います。
- 9 この特約の保険期間満了日からその日を含めて60日以内に、第1項第3号の支払事由の②のア、またはウ、に定める特約特定疾病保険金の支払事由が生じた場合には、会社は、この特約の保険期間満了日かつ満了前に特約特定疾病保険金の支払事由が生じたものととして、特約特定疾病保険金を支払います。
- 10 特約死亡保険金の受取人が、故意に被保険者を死亡させた場合に、その受取人が、特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金の残額を他の特約死亡保険金の受取人に支払います。
- 11 被保険者の死亡が免責事由に該当したことによって特約死亡保険金を支払わないときは、会社は、責任準備金（前項の規定に該当する場合には、支払されない特約死亡保険金部分の責任準備金）を、保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が、故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡保険金を支払わない場合には、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
- 12 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に特約高度障害保険金の支払事由に該当したときまたは附則2に定める急性心筋梗塞もしくは脳卒中により特約特定疾病保険金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして、第1項の規定を適用します。
 - (1) その疾病について、この特約の締結、復活または復旧の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病について、この特約の責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第4条（戦争その他の変乱）

被保険者が、戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態に該当した場合に、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約死亡保険金または特約高度障害保険金を削減して支払うことがあります。ただし、この場合でも、責任準備金相当額を下まわることはありません。

第5条（特約保険金の請求手続）

- 1 特約保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特約保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- 2 特約保険金の受取人は、特約保険金の支払事由が生じたときは、すみやかに附則3に定める請求書類（以下、「請求書類」といいます。）を提出して、特約保険金を請求してください。
- 3 特約死亡保険金の受取人は、特約死亡保険金の支払事由が生じたときは、特約死亡保険金を葬儀費用等に充当するため、会社の定める事由、金額等の範囲内で、特約死亡保険金の一部または全部につき簡易請求を行うことができます。この場合、会社は、前項に定める提出書類の一部の省略を認めるものとします。
- 4 特約保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- 5 特約保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から特約保険金

の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれつぎの各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、特約保険金を支払うべき期限は、特約保険金の請求のための書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）25 日を経過する日とします。

特約保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	特約保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 特約保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合	特約保険金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4) この特約の特約条項に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項、第19条（重大事由による解除）第1項第4号の①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金の受取人のこの特約の締結の目的もしくは特約保険金の請求の意図に関するこの特約の締結時から特約保険金の請求時までにおける事実

6 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、特約保険金を支払うべき期限は、特約保険金の請求のための書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）つぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合は、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

前項の確認をするために不可欠な特別な照会・調査	日数
(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	45 日
(2) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	60 日
(3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	90 日
(4) 前項第 1 号、第 2 号または第 4 号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第 1 号、第 2 号または第 4 号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180 日
(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査	90 日
(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された地域における調査	60 日

7 前2項の場合、会社は、特約保険金を請求した者に通知します。
8 第4項から第6項までに定める期限をこえて特約保険金を支払う場合には、第4項から第6項までに定める期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、特約保険金を支払います。
9 第5項および第6項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が、正当な理由がなく第5項および第6項に掲げる事項の確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより第5項および第6項に掲げる事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金を支払いません。

第6条（特約保険金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱）

1 この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに、この特約による特約保険金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料をその支払うべき金額から差し引きます。
2 猶予期間中に、この特約による特約保険金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料をその支払うべき金額から差し引きます。

第7条（特約の保険料の払込免除）

1 主約款の規定により主契約の保険料の払込が免除されたときは、会社は、つぎの払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに保険料の払込の免除事由に該当したときは、その払込期月）以後のこの特約の保険料の払込を免除します。ただし、この特約の保険金を支払うときを除きます。
2 前項の規定にかかわらず、第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合で、この特約の責任開始期前に発生した別表2に定める不慮の事故（以下、「不慮の事故」といいます。）による傷害を直接の原因として、この特約の責任開始期以後、主契約の保険料の払込が免除されたときは、この特約の保険料の払込は免除されないものとし、つぎの各号のとおり取り扱います。
(1) この特約の保険料は、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法のうち保険料を払い込む日において会社を取り扱っている方法により払い込んでください。この場合、主約款の保険料の払込、前納および猶予期間に関する規定を準用します。
ア、一括して前納する方法。この場合、会社所定の利率で割り引きます。
イ、年払で払い込む方法

- (2) 前号の場合、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれないときは、この特約は猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
- (3) この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として主約款に定める保険料の払込の免除事由に該当したときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用してこの特約の保険料の払込を免除します。
- 3 前項の場合、保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は、すでに払い込まれたこの特約の保険料に対応する期間の満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
- 4 前3項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第8条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

- 1 この特約の保険期間と保険料払込期間は同一とし、この特約の締結の際に会社所定の範囲内で定めます。
- 2 この特約の保険料は、主契約の保険料払込期間中は主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料前納の場合も同様とします。
- 3 この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料（以下、本条において「払込期間満了後特約保険料」といいます。）については、前条第2項第1号および第2号の規定を準用して取り扱います。
- 4 払込期間満了後特約保険料については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、保険料の払込免除を取り扱います。
- 5 第3項の場合、前条第3項の規定を準用します。
- 6 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

第9条（特約の保険料の自動振替貸付）

この特約が付加されている主契約において、自動振替貸付の規定が適用されるときは、その主契約の保険料とこの特約の保険料の合計額について、主約款の自動振替貸付に関する規定を適用します。この場合、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加算して取り扱います。

第10条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。この場合には、保険契約者は、この特約の解約返戻金があるときは、その請求をすることができます。

第11条（特約の復活）

- 1 主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第12条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約し、この特約の解約返戻金があるときは、その請求をすることができます。
- 2 前項の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第13条（解約返戻金）

- 1 この特約の解約返戻金は、この特約の保険料払込期間中の場合にはその保険料を払い込んだ年月数および経過した年月数により、保険料払込済の場合にはその経過した年月数により、会社の定める方法で計算します。
- 2 主契約において保険契約者に対する貸付を行うときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加算して取り扱います。
- 3 この特約の解約返戻金の支払時期および支払場所については、第5条（特約保険金の請求手続）第4項の規定を準用します。

第14条（特約保険金の受取人による特約の存続）

- 1 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時にいてつぎの各号のすべてを満たす特約保険金の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、前項の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3 前項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。
- 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、第1項の解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、特約保険金（特約保険金の支払の際にあわせて支払われる金額がある場合には、その金額を含

むものとしします。以下、本条において同じとしします。)の支払事由が生じ、会社が特約保険金を支払うべきときは、会社が支払うべき金額の限度で、第2項の金額を債権者等に支払います。この場合、会社が支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、特約保険金の受取人に支払います。

第15条（特約保険金額の減額）

- 1 保険契約者は、会社の定める金額の範囲（保険契約者が変更を請求した日において会社に取り扱っている範囲としします。）内で、将来に向かってこの特約の特約保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の特約保険金額は、会社所定の金額以上であることを要します。
- 2 保険契約者が特約保険金額の減額を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- 3 特約保険金額の減額部分は、解約されたものとして取り扱います。
- 4 本条の規定により特約保険金額を減額したときは、保険証券に表示します。

第16条（特約の復旧）

- 1 主契約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとしします。
- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復旧を承諾したときは、主約款の復旧に関する規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。
- 3 この特約のみを減額した場合の復旧は取り扱いません。

第17条（特約の消滅）

- 1 つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) この特約の規定により特約保険金を支払ったとき
 - (2) 主約款の規定による主契約の保険金の支払により、主契約が消滅したとき。ただし、前号に該当する場合を除きます。
 - (3) 主契約に死亡保険金がない場合で、主契約が被保険者の死亡により消滅したとき。ただし、第1号に該当する場合を除きます。
 - (4) 主契約に死亡保険金および手術給付金がない場合で、主契約の入院給付金のすべての支払が主約款に定める通算支払限度に達したとき
 - (5) 主契約が前3号以外の事由により消滅したとき
 - (6) 主契約が払済保険または延長定期保険に変更されたとき
- 2 前項第4号の規定によりこの特約が消滅したときは、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。
- 3 第1項第5号の規定によりこの特約が消滅した場合に、この特約の解約返戻金があるときは、保険契約者に支払います。ただし、第3条（特約保険金の支払）第11項に該当する場合を除きます。
- 4 第1項第6号の規定によりこの特約が消滅した場合に、この特約の解約返戻金があるときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。また、第1項第6号の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。

第18条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第19条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者または特約死亡保険金の受取人が特約死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。以下、本項において同じとしします。）を詐取する目的もしくは他人に特約死亡保険金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 保険契約者、被保険者または特約高度障害保険金もしくは特約特定疾病保険金の受取人がこの特約の特約高度障害保険金（特約特定疾病保険金、特約の保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じとしします。）を詐取する目的もしくは他人に特約高度障害保険金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (3) この特約の特約死亡保険金または特約高度障害保険金の請求に関し、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人がつぎのいずれかに該当する場合
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

- 2 会社は、特約保険金の支払事由または特約の保険料の払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由または特約の保険料の払込の免除事由による特約保険金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の①から⑤までに該当したのが特約保険金の受取人のみであり、その特約保険金の受取人が特約保険金の一部の受取人であるときは、特約保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約保険金をいいます。以下、本項において同じとします。）の支払または特約の保険料の払込の免除を行いません。もし、すでに特約保険金を支払っていたときは、特約保険金の返還を請求することができ、すでに特約の保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を求めることができます。
- 3 本条の規定によりこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。
- 4 会社は、本条の規定によりこの特約を解除した場合に、解約返戻金があるときは、保険契約者に支払います。
- 5 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によってこの特約を解除した場合で、特約保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し特約保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、解約返戻金があるときは、その部分の解約返戻金を保険契約者に支払います。

第20条（特約の自動更新）

- 1 この特約の保険期間と主契約の保険料払込期間（主契約が保険料一時払の場合は、主契約の保険期間。以下、本条において同じとします。）とが異なり、この特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日の前にある場合には、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日（以下、「この特約の更新日」といいます。）に自動的に更新され継続するものとします。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、この特約の更新を取り扱いません。
 - (1) この特約の更新日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間満了日の翌日における被保険者の契約年齢が会社の定める範囲をこえるとき
 - (3) 更新後のこの特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日をこえるとき
 - (4) 主契約に特別条件付保険特約が付加され保険金削減支払法が適用されており、かつ、この特約の保険期間満了日の翌日が保険金削減期間中であるとき
 - (5) この特約の保険期間が歳満期で定められているとき
- 2 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、更新前のこの特約の保険期間と同一とすると前項第2号または第3号に該当する場合には、会社の定める範囲（この特約の更新日において会社が取り扱っている範囲とします。以下、本条において同じとします。）内で、この特約の保険期間を短縮して更新します。
- 3 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出ることにより、会社の定める範囲内で、この特約の保険期間を変更して更新することができます。
- 4 更新後のこの特約の特約保険金額は、更新前のこの特約の特約保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の2週間前までに申し出ることにより、会社の定める範囲内で、特約保険金額を減額して更新することができます。
- 5 更新後のこの特約の保険料は、この特約の更新日における保険料率および被保険者の契約年齢によって計算します。
- 6 更新後のこの特約には、この特約の更新日における特約条項を適用します。
- 7 更新後のこの特約の保険料払込方法<回数>は、更新前のこの特約の保険料払込方法<回数>と同一とします。ただし、主契約の保険料払込方法<回数>が年払、半年払または月払で、かつ、この特約の保険料が一時払の場合（主契約の保険料の払込が免除されている場合を除きます。）には、保険契約者がこの特約の更新日の2週間前までに特に申出をしない限り、この特約は、主契約の保険料払込方法<回数>と同じ保険料払込方法<回数>に変更して更新されるものとします。
- 8 更新後のこの特約の第1回保険料については、つぎのとおり取り扱います。この場合、第6条（特約保険金の支払事由が発生した場合の未払込保険料の取扱）および第9条（特約の保険料の自動振替貸付）ならびに主約款の保険料の払込、猶予期間および保険契約の失効に関する規定を準用します。
 - (1) 更新後のこの特約の第1回保険料はこの特約の更新日の属する月の末日までに、主契約の保険料とともに払い込んでください。ただし、この特約の更新日が主契約の保険料の前納された期間中にあるときは、この期間中に払い込むべきこの特約の保険料は前納することを要します。この場合には、次号の規定を準用します。
 - (2) この特約の保険料が一時払の場合、主契約の保険料とは別に払い込むことができます。また、この特約の更新日が主契約の保険料の前納された期間中にあるときはまたは主契約の保険料の払込が免除されているときは、主契約の保険料とは別に払い込んでください。別に払い込む場合には、主契約の年払契約についての保険料払込の猶予期間に関する規定を準用します。
- 9 猶予期間中に前項の保険料の払込がないときは、この特約は更新されなかったものとし、更新前のこの特約の保険期間満了日にさかのぼって消滅します。
- 10 第13条（解約返戻金）において、「保険料を払い込んだ年月数」とあるのは「更新後の保険料を払い込んだ年月数」と、「経過した年月数」とあるのは「更新後の経過した年月数」と、それぞれ読み替えます。
- 11 更新後のこの特約において、第3条（特約保険金の支払）、第7条（特約の保険料の払込免除）、第14条（特約保険金の受取人による特約の存続）および第18条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、

更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続したものとして取り扱います。

- 12 この特約の更新日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合には、主約款の契約年齢または性別の誤りの処理に関する規定を準用します。
- 13 第1項の規定にかかわらず、この特約の更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、この特約の更新日に会社の定める他の特約または保険契約に変更され継続するものとします。
- 14 本条の規定によりこの特約が更新された場合または会社の定める他の特約もしくは保険契約に変更された場合、会社は、新たな保険証券を交付しません。

第21条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第22条（管轄裁判所）

この特約における保険金および保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

第23条（法令等の改正に伴う支払事由の変更）

- 1 会社は、附則1の3.に定める公的医療保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を附則1の3.に定める公的医療保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。
- 2 会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て定めた日（以下、本条において「支払事由変更日」といいます。）から将来に向かってこの特約の支払事由を改めます。
- 3 本条の規定によりこの特約の支払事由を変更する場合には、支払事由変更日の2か月前までに保険契約者に通知します。
- 4 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由変更日の前日までに、つぎの各号のいずれかの方法を指定してください。
 - (1) 第2項の特約の支払事由の変更を承諾する方法
 - (2) 支払事由変更日の前日に解約する方法
- 5 前項の指定がなされないまま支払事由変更日が到来したときは、前項第1号の方法が指定されたものとみなします。

第24条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第25条（保険料一時払に関する特則）

この特約の保険料が一時払のときは、第7条（特約の保険料の払込免除）、第8条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第2項から第6項までおよび第9条（特約の保険料の自動振替貸付）の規定は適用しません。

第26条（主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合の特則）

この特約が付加されている主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第7条（特約の保険料の払込免除）第1項および第2項第3号ならびに第8条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第4項中、「主約款」を「主約款または疾病障害による保険料払込免除特約条項」と読み替えます。
- (2) 第7条（特約の保険料の払込免除）第2項中、「別表2に定める不慮の事故（以下、「不慮の事故」といいます。）による傷害」を「別表2に定める不慮の事故（以下、「不慮の事故」といいます。）による傷害または発病した疾病」と、「不慮の事故による傷害」を「不慮の事故による傷害または発病した疾病」と、それぞれ読み替えます。

第27条（主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則）

- 1 この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加された場合には、この特約は同時に消滅します。
- 2 前項の場合、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金とともに基本介護年金額の計算基礎となる金額に含めます。ただし、保険契約者がこの特約の解約返戻金を請求した場合には、この限りではありません。

第28条（積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合には、この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

第29条（平準定期保険または無解約返戻金型平準定期保険に付加されている場合の特則）

- 1 この特約の保険期間の変更については、つぎの各号の定めのとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中であれば、会社の承諾を得て、会社の定める期間の範囲（保険契約者が変更を請求した日において会社が取り扱っている範囲とします。以下、次条において同じとします。）内

で、この特約の保険期間を変更することができます。

- (2) 保険料の払込が免除されたこの特約については、特約の保険料の払込の免除事由発生時以後、この特約の保険期間の変更を取り扱いません。
 - (3) 保険契約者がこの特約の保険期間の変更を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
 - (4) 会社がこの特約の保険期間の変更を承諾したときは、会社の定める方法で計算した金額を授受し、次回以後のこの特約の保険料を更正します。
 - (5) 本項の規定によりこの特約の保険期間を変更したときは、保険証券に表示します。
- 2 第20条（特約の自動更新）をつぎのとおり読み替えます。

「第20条（主契約が更新される場合の取扱）」

- 1 この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。
- 3 第1項または前項の場合、更新後の特約または他の特約等において、第3条（特約保険金の支払）、第7条（特約の保険料の払込免除）、第14条（特約保険金の受取人による特約の存続）および第18条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、この特約の保険期間と更新後の特約の保険期間またはこの特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
- 4 前3項のほか、主約款の更新に関する規定を準用します。」

第30条（新医療保険に付加されている場合の特則）

- 1 第3条（特約保険金の支払）第1項の受取人に関する規定については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 主約款の規定により、主契約による給付として死亡保険金が指定されているときは、第3条（特約保険金の支払）第1項中、「主契約の高度障害保険金の受取人（主契約の高度障害保険金の受取人以外の者に変更することはできません。）」とあるのは「被保険者（被保険者以外の者に変更することはできません。）」と読み替えます。
 - (2) 前号に該当しない場合
第3条（特約保険金の支払）第1項中、「主契約の死亡保険金受取人（主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。）」とあるのは「特約死亡保険金受取人」と、「主契約の高度障害保険金の受取人（主契約の高度障害保険金の受取人以外の者に変更することはできません。）」とあるのは「被保険者（被保険者以外の者に変更することはできません。）」と、それぞれ読み替えます。
- 2 前項第2号の場合、特約保険金の受取人については、つぎの各号の定めるとおり取り扱います。
 - (1) 特約保険金の受取人が2人以上の場合には、つぎに定めるところによります。
 - ア. 特約保険金の分割割合（各受取人の受取分）を指定してください。分割割合の指定がないときは、各受取分は、均等の割合として取り扱います。
 - イ. 代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の特約保険金の受取人を代理するものとします。
 - ウ. イ. の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が特約保険金の受取人の1人に対してした行為は、他の特約保険金の受取人に対しても効力を生じます。
 - (2) 保険契約者は、特約死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、特約死亡保険金受取人を指定または変更することができます。
 - (3) 前号の通知が会社に到達する前に変更前の特約死亡保険金受取人に特約死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の特約死亡保険金受取人から特約死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
 - (4) 第2号に定めるほか、保険契約者は、特約死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、特約死亡保険金受取人を変更することができます。
 - (5) 前号の特約死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
 - (6) 前2号による特約死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
 - (7) 第2号および前号の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。
 - (8) 第2号または第4号の規定により特約死亡保険金受取人を変更したときは、保険証券に表示します。
 - (9) 特約死亡保険金受取人が特約死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を特約死亡保険金受取人とします。
 - (10) 前号の規定により特約死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前号の規定により特約死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の特約死亡保険金受取人を特約死亡保険金受取人とします。
 - (11) 前2号により特約死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
 - (12) 特約保険金の受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、保険契約者、特約保険金の受取人または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。すでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合または任意後見監督人が選任されている場合も、同じとします。
 - (13) 前号の規定により通知されるべき事項に変更が生じた場合については、前号の規定を準用します。
 - (14) この特約のほか、特約死亡保険金または特約家族年金のある他の特約（以下、本条において「他の特約」と

いいです。)をあわせて主契約に付加した場合には、この特約および他の特約の特約死亡保険金受取人および特約家族年金受取人は、すべて同一人が指定されるものとします。この特約または他の特約の特約死亡保険金受取人または特約家族年金受取人を変更する場合も同じとします。

3 この特約の保険期間の変更については、つぎの各号の定めるとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中であれば、会社の承諾を得て、会社の定める期間の範囲内で、この特約の保険期間を変更することができます。
- (2) 保険料の払込が免除されたこの特約については、特約の保険料の払込の免除事由発生時以後、この特約の保険期間の変更を取り扱いません。
- (3) 保険契約者がこの特約の保険期間の変更を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- (4) 会社がこの特約の保険期間の変更を承諾したときは、会社の定める方法で計算した金額を授受し、次回以後のこの特約の保険料を更正します。
- (5) 本項の規定によりこの特約の保険期間を変更したときは、保険証券に表示します。

4 第20条(特約の自動更新)をつぎのとおり読み替えます。

「第20条(主契約が更新される場合の取扱)」

- 1 この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日(以下、「更新日」といいます。)に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約(以下、「他の特約等」といいます。)に変更され継続するものとします。
- 3 第1項または前項の場合、更新後の特約または他の特約等において、第3条(特約保険金の支払)、第7条(特約の保険料の払込免除)、第14条(特約保険金の受取人による特約の存続)および第18条(告知義務および告知義務違反)の規定を適用するときは、この特約の保険期間と更新後の特約の保険期間またはこの特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
- 4 前3項のほか、主約款の更新に関する規定を準用します。」

第31条(医療保険(O4)に付加されている場合の特則)

- 1 第3条(特約保険金の支払)第1項中、「主契約の死亡保険金受取人(主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。)」とあるのは「特約死亡保険金受取人」と、「主契約の高度障害保険金の受取人(主契約の高度障害保険金の受取人以外の者に変更することはできません。)」とあるのは「主契約の給付金の受取人(主契約の給付金の受取人以外の者に変更することはできません。)」と、それぞれ読み替えます。
- 2 特約保険金の受取人については、つぎの各号の定めるとおり取り扱います。
 - (1) 特約保険金の受取人が2人以上の場合には、つぎに定めるところによります。
 - ア. 特約保険金の分割割合(各受取人の受取分)を指定してください。分割割合の指定がないときは、各受取分は、均等の割合として取り扱います。
 - イ. 代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の特約保険金の受取人を代理するものとします。
 - ウ. イ.の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が特約保険金の受取人の1人に対してした行為は、他の特約保険金の受取人に対しても効力を生じます。
 - (2) 保険契約者は、特約死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、特約死亡保険金受取人を変更することができます。
 - (3) 前号の通知が会社に到達する前に変更前の特約死亡保険金受取人に特約死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の特約死亡保険金受取人から特約死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
 - (4) 第2号に定めるほか、保険契約者は、特約死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、特約死亡保険金受取人を変更することができます。
 - (5) 前号の特約死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
 - (6) 前2号による特約死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
 - (7) 第2号および前号の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。
 - (8) 第2号または第4号の規定により特約死亡保険金受取人を変更したときは、保険証券に表示します。
 - (9) 特約死亡保険金受取人が特約死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を特約死亡保険金受取人とします。
 - (10) 前号の規定により特約死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前号の規定により特約死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の特約死亡保険金受取人を特約死亡保険金受取人とします。
 - (11) 前2号により特約死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
 - (12) 特約保険金の受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、保険契約者、特約保険金の受取人または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。すでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合または任意後見監督人が選任されている場合も、同じとします。
 - (13) 前号の規定により通知されるべき事項に変更が生じた場合については、前号の規定を準用します。
 - (14) この特約のほか、特約死亡保険金または特約家族年金のある他の特約(以下、本条において「他の特約」と

います。)をあわせて主契約に付加した場合には、この特約および他の特約の特約死亡保険金受取人および特約家族年金受取人は、すべて同一人が指定されるものとします。この特約または他の特約の特約死亡保険金受取人または特約家族年金受取人を変更する場合も同じとします。

3 第 20 条（特約の自動更新）をつぎのとおり読み替えます。

「第 20 条（主契約が更新される場合の取扱）

- 1 この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の 2 週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。
- 3 第 1 項または前項の場合、更新後の特約または他の特約等において、第 3 条（特約保険金の支払）、第 7 条（特約の保険料の払込免除）、第 14 条（特約保険金の受取人による特約の存続）および第 18 条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、この特約の保険期間と更新後の特約の保険期間またはこの特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
- 4 前 3 項のほか、主約款の更新に関する規定を準用します。」

第 32 条（高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合の特則）

この特約が高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第 3 条（特約保険金の支払）第 1 項第 1 号中、「死亡保険金受取人」を「家族年金受取人」と読み替えます。
- (2) 第 3 条（特約保険金の支払）第 1 項第 2 号および第 3 号中、「高度障害保険金」を「高度障害年金」と読み替えます。
- (3) 第 17 条（特約の消滅）第 1 項第 2 号中、「保険金」を「家族年金または高度障害年金」と読み替えます。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

附則1 手術等の意義

1. 治療を直接の目的とする手術

「治療を直接の目的とする手術」とは、治療のために必要な手術をいいます。したがって、医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されていない、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは該当しません。

2. 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

① 医療法に定める日本国内にある病院または診療所（患者を収容する施設を有しない診療所を含みます。）。
なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。

② ①の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

3. 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、つぎのいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- ① 健康保険法
- ② 国民健康保険法
- ③ 国家公務員共済組合法
- ④ 地方公務員等共済組合法
- ⑤ 私立学校教職員共済組合法
- ⑥ 船員保険法
- ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律

4. 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

附則2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

A. 対象となる悪性新生物

1. 対象となる悪性新生物とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、診断確定日以前に新たな分類提要が施行された場合で、下記に掲げる疾病以外に新たに悪性新生物に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の悪性黒色腫	C43
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

2. 上記1.において悪性新生物とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合で、新たに新生物の性状を表す第5桁性状コードが悪性に分類された疾病があるときに、会社が特に認めた場合には、その疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

第5桁性状コード番号
／3・・・悪性、原発部位
／6・・・悪性、転移部位
悪性、続発部位

第5桁性状コード番号
／9・・・悪性、原発部位または転移部位の別不詳

(備考)

- 対象となる悪性新生物には、国際対がん連合（U I C C）により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」（診断確定された時点における最新版とします。）で病期分類が0期に分類されている病変は含まないものとします。したがって、上皮内癌、非浸潤癌（非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等）、大腸の粘膜内癌等は、悪性新生物に該当しません。
- 皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌は、対象となる悪性新生物には該当しません。

B. 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類項目中、表2の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	急性心筋梗塞	I 21
脳卒中	くも膜下出血	I 60
	脳内出血	I 61
	脳梗塞	I 63

附則3 請求書類

〔I〕 特約保険金等の請求の場合

請求項目	手続書類
特約死亡保険金	(1) 請求書＊ (2) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 特約死亡保険金の受取人の戸籍抄本 (5) 特約死亡保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 特約死亡保険金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
特約高度障害保険金	(1) 請求書＊ (2) 医師の診断書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 特約高度障害保険金の受取人の戸籍抄本 (5) 特約高度障害保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 特約高度障害保険金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券

請求項目	手続書類
特約特定疾病保険金	(1) 請求書＊ (2) 医師の診断書＊ (3) 手術を受けた病院または診療所の手術証明書＊ (4) 被保険者の住民票 (5) 特約特定疾病保険金の受取人の戸籍抄本 (6) 特約特定疾病保険金の受取人の印鑑証明書 (7) 特約特定疾病保険金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券
保険料払込免除	(1) 請求書＊ (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類 (3) 医師の診断書＊ (4) 被保険者の住民票 (5) 保険契約者にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
解約返戻金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
契約者貸付	(1) 請求書＊ (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券

（備考）

1. 上記の書類のうち、＊印は会社所定のもので、会社または会社の指定した場所に用意してあります。
2. 上記の書類は、会社に提出してください。
3. 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、手続書類の一部もしくは全部の省略を認めることまたは他の書類による代替を認めることがあります。
4. 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下、「団体」といいます。）を保険契約者および特約死亡保険金の受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする特約の場合、保険契約者である団体が当該特約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下、「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または労働基準法施行規則第42条（遺族補償を受ける者）等に規定する遺族補償を受けるべき者（以下「受給者」といいます。）に支払うときは、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。また、被保険者に特約高度障害保険金を支払う場合は、書類提出の必要はありません。
 - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

〔Ⅱ〕 その他手続請求の場合

請求項目	手続書類
契約内容の変更 (1) 特約保険金額の減額 (2) 特約の保険期間の変更	(1) 請求書＊ (2) 被保険者についての告知書＊（会社が特に提出を求めた場合） (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
会社への通知による特約死亡保険金受取人の指定・変更	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の同意を証する書類 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券
遺言による特約死亡保険金受取人の変更	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の同意を証する書類 (3) 遺言書 (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類 (5) 保険証券

請求項目	手続書類
特約保険金の受取人による特約の 存続	(1) 請求書＊ (2) 保険契約者の同意を証する書類 (3) 保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類 (4) 債権者等による解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類

(備考)

1. 前表と同じとします。被保険者の告知書を要する場合には、会社指定の医師による被保険者の診断を求めることがあります。

災害死亡給付特約条項 目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結および責任開始期
- 第2条 災害保険金の支払
- 第3条 災害保険金の削減支払
- 第4条 災害保険金の請求手続
- 第5条 支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱
- 第6条 特約の保険料の払込免除
- 第7条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込
- 第8条 特約の保険料の自動振替貸付
- 第9条 特約の失効
- 第10条 特約の復活
- 第11条 特約の解約
- 第12条 解約返戻金
- 第13条 災害保険金の受取人による特約の存続
- 第14条 特約の災害保険金額の減額
- 第15条 特約の復旧
- 第16条 特約の消滅
- 第17条 告知義務および告知義務違反
- 第18条 重大事由による解除
- 第19条 契約者配当
- 第20条 管轄裁判所
- 第21条 主約款の規定の準用
- 第22条 保険料一時払に関する特則
- 第23条 主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則
- 第24条 積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合の特則
- 第25条 新医療保険に付加されている場合の特則
- 第26条 平準定期保険または無解約返戻金型平準定期保険に付加されている場合の特則
- 第27条 医療保険(04)に付加されている場合の特則
- 第28条 主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合の特則
- 第29条 平成17年1月1日以前に締結されたこの特約が更新された場合の特則
- 第30条 主契約に保険料払込免除特約が付加された場合の特則
- 第31条 高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合の特則
- 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

災害死亡給付特約条項

この特約の趣旨

この特約は、被保険者が不慮の事故または感染症により死亡し、または高度障害状態になったときに、所定の災害保険金の支払を保障するものです。

第1条（特約の締結および責任開始期）

- 1 この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際、主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申し出によって、主契約に付加して締結します。
- 2 前項の規定にかかわらず、会社所定の取扱範囲内で、主契約の責任開始期以後、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得たうえで、保険契約者から申し出があった場合、会社は新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者選択を行ったうえ、承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。この場合、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、この特約の契約年齢および保険期間は第3項ただし書きに定めるこの特約の責任開始期の直前の年単位の契約応当日（この特約の責任開始期が年単位の契約応当日の場合は、その日）を基準に定めます。
- 3 この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、前項の場合、主契約の払込方法<回数>に応じて、会社がこの特約の付加を承諾した日の直後に到来する主契約の契約応当日（主契約が年払であれば年単位の契約応当日、半年払であれば半年単位の契約応当日、月払であれば月単位の契約応当日）とします。
- 4 第2項の規定によってこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

第2条（災害保険金の支払）

- 1 この特約で、支払う保険金の種類、保険金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）、支払額および受取人は、つぎのとおりです。

保険金の種類	支払事由	支払額	受取人
災害死亡保険金	つぎのいずれかを直接の原因として被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき ① 責任開始期（復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期、復旧の取扱が行われた後の保険金額の増額部分については、最後の復旧の際の責任開始期。以下、同じとします。）以後に発生した不慮の事故（別表2）（ただし、不慮の事故が発生した日からその日を含めて 180 日以内の死亡に限りします。） ② 責任開始期以後に発病した感染症（別表 10）	災害保険金額	主契約の死亡保険金受取人（主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。）
災害高度障害保険金	つぎのいずれかを直接の原因として被保険者が、この特約の保険期間中に高度障害状態（別表 1）に該当したとき（この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限りします。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。） ① 責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）（ただし、不慮の事故が発生した日からその日を含めて 180 日以内に高度障害状態に該当した場合に限りします。） ② 責任開始期以後に発病した感染症（別表 10）	災害保険金額	主契約の高度障害保険金の受取人（主契約の高度障害保険金の受取人以外の者に変更することはできません。）

2 この特約で、支払事由に該当しても災害保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）は、つぎのとおりです。

保険金の種類	免責事由
災害死亡保険金	つぎのいずれかにより、支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失 ③ 被保険者の犯罪行為 ④ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑦ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
災害高度障害保険金	つぎのいずれかにより、支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 被保険者の犯罪行為 ③ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

3 被保険者の生死が不明の場合でも、会社は、被保険者が死亡したものと認めたときは、災害死亡保険金を支払います。

4 会社が、被保険者の高度障害状態（別表 1）を認めて、災害高度障害保険金を支払った場合には、この特約は、その高度障害状態になった時から消滅したものとします。

5 災害高度障害保険金を支払う前に災害死亡保険金の支払請求を受け、災害死亡保険金が支払われるときは、会社は、災害高度障害保険金を支払いません。また、災害高度障害保険金が支払われた場合には、その支払後に災害死亡保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。

6 この特約の保険期間満了日において、被保険者の障害状態の回復の見込がないことのみが明らかでないために、災害高度障害保険金の支払事由に該当しない場合においては、この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がなくなるであろうと明らかに認められるとき（障害状態の直接の原因が不慮の事故（別表2）である場合には、その不慮の事故が発生した日から 180 日以内であることを要します。）には、会社は、この特約の保険期間満了日かつ満了前に高度障害状態（別表 1）になったものとして、災害高度障害保険金を支払います。

7 災害死亡保険金の受取人が、故意に被保険者を死亡させた場合に、その受取人が、災害死亡保険金の一部の受取人であるときは、災害死亡保険金の残額を他の災害死亡保険金の受取人に支払います。

第3条（災害保険金の削減支払）

前条の規定にかかわらず、つぎのいずれかにより死亡し、または高度障害状態（別表 1）に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、災害死亡保険金もしくは災害高度障害保険金を削減して支払うか、またはこれらの保険金を支払わないことがあります。

(1) 地震、噴火または津波によるとき

第4条（災害保険金の請求手続）

- 1 災害保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- 2 災害保険金の受取人は、災害保険金の支払事由が生じたときは、請求書類（別表4）を提出して、災害保険金を請求してください。
- 3 災害保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- 4 災害保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から災害保険金の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれつぎの各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、災害保険金を支払うべき期限は、災害保険金の請求のための書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）25日を経過する日とします。

災害保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 災害保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	災害保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 災害保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合	災害保険金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4) この特約の特約条項に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項、第18条（重大事由による解除）第1項第3号の①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは災害保険金の受取人のこの特約の締結の目的もしくは災害保険金の請求の意図に関するこの特約の締結時から災害保険金の請求時までにおける事実

- 5 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、災害保険金を支払うべき期限は、災害保険金の請求のための書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）つぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合は、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

前項の確認をするために不可欠な特別な照会・調査	日数
(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	45日
(2) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	60日
(3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定	90日
(4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または災害保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査	90日
(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査	60日

- 6 前2項の場合、会社は、災害保険金を請求した者に通知します。
- 7 第3項から第5項までに定める期限をこえて災害保険金を支払う場合には、第3項から第5項までに定める期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、災害保険金を支払います。
- 8 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または災害保険金の受取人が、正当な理由がなく第4項および第5項に掲げる事項の確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより第4項および第5項に掲げる事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は災害保険金を支払いません。

第5条（支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱）

- 1 この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに、この特約による災害保険金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料をその支払うべき金額から差し引きます。
- 2 猶予期間中に、この特約の災害保険金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料をその支払うべき金額から差し引きます。

第6条（特約の保険料の払込免除）

- 1 主約款の規定により主契約の保険料の払込が免除されたときは、会社は、つぎの払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに保険料の払込の免除事由に該当したときは、その払込期月）以後のこの特約の保険料の払込を免除します。ただし、この特約の保険金を支払うときを除きます。

- 2 前項の規定にかかわらず、第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合で、この特約の責任開始期前に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、この特約の責任開始期以後、主契約の保険料の払込が免除されたときは、この特約の保険料の払込は免除されないものとし、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) この特約の保険料は、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法のうち保険料を払い込む日において会社に取り扱っている方法により払い込んでください。この場合、主約款の保険料の払込、前納および猶予期間に関する規定を準用します。
- ア. 一括して前納する方法。この場合、会社所定の利率で割り引きます。
- イ. 年払で払い込む方法
- (2) 前号の場合、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれないときは、この特約は猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
- (3) この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として主約款に定める保険料の払込の免除事由に該当したときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用してこの特約の保険料の払込を免除します。
- 3 前項の場合、保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は、すでに払い込まれたこの特約の保険料に対応する期間の満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
- 4 前3項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

- 1 この特約の保険期間および保険料払込期間は、この特約の締結の際に会社所定の範囲内で定めます。
- 2 この特約の保険料は、主契約の保険料払込期間中は主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料前納の場合も同様とします。
- 3 この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料（以下、本条において「払込期間満了後特約保険料」といいます。）については、前条第2項第1号および第2号の規定を準用して取り扱います。
- 4 払込期間満了後特約保険料については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、保険料の払込免除を取り扱います。
- 5 第3項の場合、前条第3項の規定を準用します。
- 6 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

第8条（特約の保険料の自動振替貸付）

この特約が付加されている主契約において、自動振替貸付の規定が適用されるときは、その主契約の保険料とこの特約の保険料の合計額について、主約款の自動振替貸付に関する規定を適用します。

第9条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。この場合には、保険契約者は、この特約の解約返戻金があるときは、その請求をすることができます。

第10条（特約の復活）

- 1 主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活の取扱をします。

第11条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約し、この特約の解約返戻金があるときは、その請求をすることができます。
- 2 前項の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第12条（解約返戻金）

- 1 この特約の保険料払込期間と保険期間とが同一の場合には、この特約の解約返戻金はありません。
- 2 保険料払込期間と保険期間とが異なる場合には、この特約の解約返戻金は、この特約の保険料払込期間中の場合にはその保険料を払い込んだ年月数および経過した年月数により、保険料払込済の場合にはその経過した年月数により、会社の定める方法で計算します。ただし、主約款の規定による保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
- 3 本条の解約返戻金の支払時期および支払場所については、第4条（災害保険金の請求手続）第3項を準用します。

第13条（災害保険金の受取人による特約の存続）

- 1 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。

- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時にいつぎの各号のすべてを満たす災害保険金の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、前項の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと
- 3 前項の通知をするときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、第1項の解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、災害保険金（災害保険金の支払の際にあわせて支払われる金額がある場合には、その金額を含むものとします。以下、本条において同じとします。）の支払事由が生じ、会社が災害保険金を支払うべきときは、会社が支払うべき金額の限度で、第2項の金額を債権者等に支払います。この場合、会社が支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、災害保険金の受取人に支払います。

第14条（特約の災害保険金額の減額）

- 1 保険契約者は、会社の定める金額の範囲（保険契約者が変更を請求した日において会社に取り扱っている範囲とします。）内で、将来に向かってこの特約の災害保険金額を減額することができます。ただし、減額後の災害保険金額が会社所定の金額以上であることを要します。
- 2 主契約の保険金額が減額された場合、または、主契約に付加されている特約が解約もしくは減額された場合で、この特約の災害保険金額が会社所定の金額の範囲をこえるときは、その限度額まで減額します。
- 3 保険契約者がこの特約の災害保険金額の減額を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 4 災害保険金額の減額部分は、解約されたものとして取り扱います。
- 5 本条の規定によりこの特約の災害保険金額を減額したときは、保険証券に表示します。

第15条（特約の復旧）

- 1 主契約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- 2 会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧に関する規定を準用してこの特約の復旧の取扱をします。
- 3 この特約のみを減額した場合の復旧は取り扱いません。

第16条（特約の消滅）

- 1 つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
- (1) この特約の特約条項の規定により災害保険金を支払ったとき
- (2) 主約款の規定により主契約の保険金を支払ったとき。ただし、前号に該当する場合を除きます。
- (3) 主契約に死亡保険金がない場合で、主契約が被保険者の死亡により消滅したとき。ただし、第1号に該当する場合を除きます。
- (4) 主契約に死亡保険金および手術給付金がない場合で、主契約の入院給付金のすべての支払が主約款に定める通算支払限度に達したとき
- (5) 主契約が前3号以外の事由により消滅したとき
- (6) 主契約が払済保険または延長定期保険に変更されたとき
- 2 前項第4号の規定によりこの特約が消滅したときは、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。
- 3 第1項第5号の規定によりこの特約が消滅した場合に、この特約の解約返戻金があるときは、保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより主契約または主契約に付加されている特約が消滅した場合を除きます。また、主約款の規定により主契約の責任準備金が支払われるときはこの特約の責任準備金を支払います。
- 4 第1項第6号の規定によりこの特約が消滅した場合に、この特約の解約返戻金があるときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。また、第1項第6号の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。

第17条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第18条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
- (1) 保険契約者、被保険者または災害保険金の受取人がこの特約の災害保険金（特約の保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的もしくは他人に災害保険金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) この特約の災害保険金の請求に関し、災害保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- (3) 保険契約者、被保険者または災害保険金の受取人がつぎのいずれかに該当する場合
- ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

- ② 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または災害保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (4) 保険契約者、被保険者または災害保険金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 会社は、災害保険金の支払事由または特約の保険料の払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた災害保険金の支払事由または特約の保険料の払込の免除事由による災害保険金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号の①から⑤までに該当したのが災害保険金の受取人のみであり、その災害保険金の受取人が災害保険金の一部の受取人であるときは、災害保険金のうち、その受取人に支払われるべき災害保険金をいいます。以下、本項において同じとします。）の支払または特約の保険料の払込の免除を行いません。もし、すでに災害保険金を支払っていたときは、災害保険金の返還を請求することができ、すでに特約の保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を求めることができます。
- 3 本条の規定によりこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または災害保険金の受取人に通知します。
- 4 会社は、本条の規定によりこの特約を解除した場合に、解約返戻金があるときは、保険契約者に支払います。
- 5 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によってこの特約を解除した場合で、災害保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し災害保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない災害保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、解約返戻金があるときは、その部分の解約返戻金を保険契約者に支払います。

第19条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第20条（管轄裁判所）

この特約における保険金および保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

第21条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第22条（保険料一時払に関する特則）

この特約の保険料が一時払のときは、第6条（特約の保険料の払込免除）、第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第2項から第6項までおよび第8条（特約の保険料の自動振替貸付）の規定は適用しません。

第23条（主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則）

- 1 この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加され、主契約の全部を介護保障に移行した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) この特約の保険料については、第6条（特約の保険料の払込免除）第2項第1号および第2号の規定を準用して取り扱います。
 - (2) この特約の保険料の払込免除については、主約款（主契約に疾病障害による保険料払込免除特約または保険料払込免除特約が付加された場合は、主約款または疾病障害による保険料払込免除特約条項もしくは保険料払込免除特約条項）の規定を準用します。
 - (3) 保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は消滅します。この場合、この特約の解約返戻金があるときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金とともに基本介護年金額の計算基礎となる金額に含めます。ただし、この特約の解約返戻金がある場合に、保険契約者が請求したときは、この限りではありません。
 - (4) 介護保障に移行した部分が消滅したときは、この特約は消滅します。
- 2 この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加され、主契約の一部を介護保障に移行した場合には、この特約は消滅または減額されることなく継続するものとします。

第24条（積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合には、この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

第25条（新医療保険に付加されている場合の特則）

- 1 第2条（災害保険金の支払）第1項の受取人に関する規定については、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 主約款の規定により、主契約による給付として死亡保険金が指定されているときは、第2条（災害保険金の支払）第1項中、「主契約の高度障害保険金の受取人（主契約の高度障害保険金の受取人以外の者に変更すること

はできません。）」とあるのは「被保険者（被保険者以外の者に変更することはできません。）」と、読み替えます。

(2) 前号に該当しない場合

主契約に平準定期保険特約、家族収入特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約または終身保険特約が付加されているときは、第2条（災害保険金の支払）第1項中、「主契約の死亡保険金受取人（主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。）」とあるのは「平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約もしくは終身保険特約の特約死亡保険金受取人または家族収入特約もしくは高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）の特約家族年金受取人（平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約もしくは終身保険特約の特約死亡保険金受取人または家族収入特約もしくは高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）の特約家族年金受取人以外の者に変更することはできません。）」と、「主契約の高度障害保険金の受取人（主契約の高度障害保険金の受取人以外の者に変更することはできません。）」とあるのは「平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約もしくは終身保険特約の特約高度障害保険金の受取人または家族収入特約もしくは高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）の特約高度障害年金の受取人（平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約もしくは終身保険特約の特約高度障害保険金の受取人または家族収入特約もしくは高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）の特約高度障害年金の受取人以外の者に変更することはできません。）」と、それぞれ読み替えます。

(3) 前2号に該当しない場合

主契約に介護特約が付加されているときは、第2条（災害保険金の支払）第1項中、「主契約の死亡保険金受取人（主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。）」とあるのは「介護特約の特約死亡保険金受取人（介護特約の特約死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。）」と、「主契約の高度障害保険金の受取人（主契約の高度障害保険金の受取人以外の者に変更することはできません。）」とあるのは「被保険者（被保険者以外の者に変更することはできません。）」と、それぞれ読み替えます。

(4) 前3号に該当しない場合

第2条（災害保険金の支払）第1項中、「主契約の死亡保険金受取人（主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。）」とあるのは「災害死亡保険金受取人」と、「主契約の高度障害保険金の受取人（主契約の高度障害保険金の受取人以外の者に変更することはできません。）」とあるのは「被保険者（被保険者以外の者に変更することはできません。）」と、それぞれ読み替えます。

2 前項第4号の場合、災害保険金の受取人については、つぎの各号の定めるとおり取り扱います。

(1) 災害保険金の受取人が2人以上の場合には、つぎに定めるところによります。

ア. 災害保険金の分割割合（各受取人の受取分）を指定してください。分割割合の指定がないときは、各受取分は、均等の割合として取り扱います。

イ. 代表者1人を決めてください。この場合、その代表者は、他の災害保険金の受取人を代理するものとします。

ウ. イ. の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が災害保険金の受取人の1人に対してした行為は、他の災害保険金の受取人に対しても効力を生じます。

(2) 保険契約者は、災害死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、災害死亡保険金受取人を変更することができます。

(3) 前号の通知が会社に到達する前に変更前の災害死亡保険金受取人に災害死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の災害死亡保険金受取人から災害死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(4) 第2号に定めるほか、保険契約者は、災害死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、災害死亡保険金受取人を変更することができます。

(5) 前号の災害死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

(6) 前2号による災害死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社へ通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

(7) 第2号および前号の通知をするときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。

(8) 第2号または第4号の規定により災害死亡保険金受取人を変更したときは、保険証券に表示します。

(9) 災害死亡保険金受取人が災害死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を災害死亡保険金受取人とします。

(10) 前号の規定により災害死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前号の規定により災害死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の災害死亡保険金受取人を災害死亡保険金受取人とします。

(11) 前2号により災害死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

(12) 災害保険金の受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、保険契約者、災害保険金の受取人または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社へ通知してください。すでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合または任意後見監督人が選任されている場合も、同じとします。

(13) 前号の規定により通知されるべき事項に変更が生じた場合については、前号の規定を準用します。

(14) この特約のほか、傷害特約をあわせて主契約に付加した場合には、この特約または傷害特約の災害死亡保険金受取人は、すべて同一人が指定されるものとします。この特約または傷害特約の災害死亡保険金受取人を変更する場合も同じとします。

3 この特約の保険期間の変更については、つぎの各号の定めるとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中であれば、会社の承諾を得て、会社の定める期間の範囲（保険契約者が変更を請求した日において会社が取り扱っている範囲とします。以下、次条において同じとします。）内で、この特約の保険期間を変更することができます。
 - (2) 保険料の払込が免除されたこの特約については、特約の保険料の払込の免除事由発生時以後、この特約の保険期間の変更を取り扱いません。
 - (3) 保険契約者がこの特約の保険期間の変更を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
 - (4) 会社がこの特約の保険期間の変更を承諾したときは、会社の定める方法で計算した金額を授受し、次回以後のこの特約の保険料を更正します。
 - (5) 本項の規定によりこの特約の保険期間を変更したときは、保険証券に表示します。
- 4 この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約もしくは特約に変更され継続する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、本項において「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。
 - (3) 第1号または前号の場合、更新後の特約または他の特約等において、第2条（災害保険金の支払）、第6条（特約の保険料の払込免除）、第13条（災害保険金の受取人による特約の存続）および第17条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものと取り扱います。
 - (4) 前3号のほか、主約款の更新に関する規定を準用します。
- 5 この特約が付加されている主契約の保険期間満了日とこの特約の保険期間満了日が同一であり、かつ、主契約が主約款の保険期間満了時における保険期間の延長に関する規定により変更される場合には、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者は、主契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出ることによって、この特約を締結（以下、本項において「変更」といいます。）してこの特約の保険期間を延長することができます（以下、本項において、本項の規定により変更されたこの特約を「変更後特約」といい、変更前のこの特約を「変更前特約」といいます。）。
 - (2) 前号の場合、変更後特約において、第2条（災害保険金の支払）、第6条（特約の保険料の払込免除）、第13条（災害保険金の受取人による特約の存続）および第17条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、変更前特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続したものと取り扱います。
 - (3) 前2号の規定に定めるほか、主約款の保険期間満了時における保険期間の延長に関する規定を準用します。
- 6 平成17年1月1日以前に締結されたこの特約が第4項の規定により更新された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 災害高度障害保険金の受取人である被保険者が災害高度障害保険金を請求できない特別の事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定したつぎの者（以下、「災害高度障害保険金の指定代理請求人」といいます。）が、請求書類（別表4）および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、災害高度障害保険金の受取人である被保険者の代理人として、災害高度障害保険金の請求をすることができます。
 - ア. 主契約にリビング・ニース特約が付加されている場合において、リビング・ニース特約条項に定める指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者
 - イ. 前ア. に該当する者がいない場合には、請求時において、被保険者と同居し、または、生計を一にしている災害死亡保険金の受取人
 - (2) 前号ア. に定める災害高度障害保険金の指定代理請求人が複数いる場合には、前号に定める災害高度障害保険金の請求を行うには、互いに他の災害高度障害保険金の指定代理請求人が同時に請求を行うことが条件となるものとします。
 - (3) 前2号の規定により、会社が災害高度障害保険金を災害高度障害保険金の受取人の代理人に支払った場合には、その後災害高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
 - (4) 第1号の規定にかかわらず、被保険者が、災害高度障害保険金の指定代理請求人の故意により、高度障害状態（別表1）になった場合には、第1号に定める請求をすることはできません。

第26条（平準定期保険または無解約返戻金型平準定期保険に付加されている場合の特則）

- 1 この特約の保険期間の変更については、つぎの各号の定めるとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中であれば、会社の承諾を得て、会社の定める期間の範囲内で、この特約の保険期間を変更することができます。
 - (2) 保険料の払込が免除されたこの特約については、特約の保険料の払込の免除事由発生時以後、この特約の保険期間の変更を取り扱いません。
 - (3) 保険契約者がこの特約の保険期間の変更を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
 - (4) 会社がこの特約の保険期間の変更を承諾したときは、会社の定める方法で計算した金額を授受し、次回以後のこの特約の保険料を更正します。
 - (5) 本項の規定によりこの特約の保険期間を変更したときは、保険証券に表示します。
- 2 この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、本項において「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。
 - (3) 第1号または前号の場合、更新後の特約または他の特約等において、第2条（災害保険金の支払）、第6条（特約の保険料の払込免除）、第13条（災害保険金の受取人による特約の存続）および第17条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
 - (4) 前3号のほか、主約款の更新に関する規定を準用します。
- 3 平成17年1月1日以前に締結されたこの特約が前項の規定により更新された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 災害高度障害保険金の受取人である被保険者が災害高度障害保険金を請求できない特別の事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定したつぎの者（以下、「災害高度障害保険金の指定代理請求人」といいます。）が、請求書類（別表4）および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、災害高度障害保険金の受取人である被保険者の代理人として、災害高度障害保険金の請求をすることができます。
ア. 主契約にリビング・ニース特約が付加されている場合において、リビング・ニース特約条項に定める指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者
イ. 前ア. に該当する者がいない場合には、請求時において、被保険者と同居し、または、生計を一にしている災害死亡保険金の受取人
 - (2) 前号ア. に定める災害高度障害保険金の指定代理請求人が複数いる場合には、前号に定める災害高度障害保険金の請求を行うには、互いに他の災害高度障害保険金の指定代理請求人が同時に請求を行うことが条件となるものとします。
 - (3) 前2号の規定により、会社が災害高度障害保険金を災害高度障害保険金の受取人の代理人に支払った場合には、その後災害高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
 - (4) 第1号の規定にかかわらず、被保険者が、災害高度障害保険金の指定代理請求人の故意により、高度障害状態（別表1）になった場合には、第1号に定める請求をすることはできません。

第27条（医療保険(O4)に付加されている場合の特則）

- 1 第2条（災害保険金の支払）第1項の受取人に関する規定について、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 主契約に平準定期保険特約、家族収入特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻型）、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約または終身保険特約が付加されているときは、第2条（災害保険金の支払）第1項中、「主契約の死亡保険金受取人（主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。）」とあるのは「平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約もしくは終身保険特約の特約死亡保険金受取人または家族収入特約もしくは高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）の特約家族年金受取人（平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約もしくは終身保険特約の特約死亡保険金受取人または家族収入特約もしくは高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）の特約家族年金受取人以外の者に変更することはできません。）」と、「主契約の高度障害保険金の受取人（主契約の高度障害保険金の受取人以外の者に変更することはできません。）」とあるのは「平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約もしくは終身保険特約の特約高度障害保険金の受取人または家族収入特約もしくは高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）の特約高度障害年金の受取人（平準定期保険特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約もしくは終身保険特約の特約高度障害保険金の受取人または家族収入特約もしくは高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）の特約高度障害年金の受取人以外の者に変更することはできません。）」と、それぞれ読み替えます。
 - (2) 前号に該当しない場合
主契約に介護特約が付加されているときは、第2条（災害保険金の支払）第1項中、「主契約の死亡保険金受取人（主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。）」とあるのは「介護特約の特約死亡保険金受取人（介護特約の特約死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。）」と、「主契約の高度障害保険金の受取人（主契約の高度障害保険金の受取人以外の者に変更することはできません。）」とあるのは「被保険者（被保険者以外の者に変更することはできません。）」と、それぞれ読み替えます。
 - (3) 前2号に該当しない場合
第2条（災害保険金の支払）第1項中、「主契約の死亡保険金受取人（主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。）」とあるのは「災害死亡保険金受取人」と、「主契約の高度障害保険金の受取人（主契約の高度障害保険金の受取人以外の者に変更することはできません。）」とあるのは「被保険者（被保険者以外の者に変更することはできません。）」と、それぞれ読み替えます。
- 2 前項第3号の場合、災害保険金の受取人については、つぎの各号の定めるとおり取り扱います。
- (1) 災害保険金の受取人が2人以上の場合には、つぎに定めるところによります。
ア. 災害保険金の分割割合（各受取人の受取分）を指定してください。分割割合の指定がないときは、各受取分は、均等の割合として取り扱います。
イ. 代表者1人を決めてください。この場合、その代表者は、他の災害保険金の受取人を代理するものとします。
ウ. イ. の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が災害保険金の受取人の1人に対して

した行為は、他の災害保険金の受取人に対しても効力を生じます。

- (2) 保険契約者は、災害死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、災害死亡保険金受取人を変更することができます。
 - (3) 前号の通知が会社に到達する前に変更前の災害死亡保険金受取人に災害死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の災害死亡保険金受取人から災害死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
 - (4) 第2号に定めるほか、保険契約者は、災害死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、災害死亡保険金受取人を変更することができます。
 - (5) 前号の災害死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
 - (6) 前2号による災害死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
 - (7) 第2号および前号の通知をするときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
 - (8) 第2号または第4号の規定により災害死亡保険金受取人を変更したときは、保険証券に表示します。
 - (9) 災害死亡保険金受取人が災害死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を災害死亡保険金受取人とします。
 - (10) 前号の規定により災害死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前号の規定により災害死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の災害死亡保険金受取人を災害死亡保険金受取人とします。
 - (11) 前2号により災害死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
 - (12) 災害保険金の受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、保険契約者、災害保険金の受取人または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。すでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合または任意後見監督人が選任されている場合も、同じとします。
 - (13) 前号の規定により通知されるべき事項に変更が生じた場合については、前号の規定を準用します。
 - (14) この特約のほか、傷害特約をあわせて主契約に付加した場合には、この特約または傷害特約の災害死亡保険金受取人は、すべて同一人が指定されるものとします。この特約または傷害特約の災害死亡保険金受取人を変更する場合も同じとします。
- 3 この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約もしくは特約に変更され継続する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、本項において「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。
 - (3) 第1号または前号の場合、更新後の特約または他の特約等において、第2条（災害保険金の支払）、第6条（特約の保険料の払込免除）、第13条（災害保険金の受取人による特約の存続）および第17条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
 - (4) 前3号のほか、主約款の更新に関する規定を準用します。
- 4 平成17年1月1日以前に締結されたこの特約が前項の規定により更新された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 災害高度障害保険金の受取人である被保険者が災害高度障害保険金を請求できない特別の事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定したつぎの者（以下、「災害高度障害保険金の指定代理請求人」といいます。）が、請求書類（別表4）および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、災害高度障害保険金の受取人である被保険者の代理人として、災害高度障害保険金の請求をすることができます。
 - ア. 主契約にリビング・ニース特約が付加されている場合において、リビング・ニース特約条項に定める指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者
 - イ. 前ア. に該当する者がいない場合には、請求時において、被保険者と同居し、または、生計を一にしている災害死亡保険金の受取人
 - (2) 前号ア. に定める災害高度障害保険金の指定代理請求人が複数いる場合には、前号に定める災害高度障害保険金の請求を行うには、互いに他の災害高度障害保険金の指定代理請求人が同時に請求を行うことが条件となるものとします。
 - (3) 前2号の規定により、会社が災害高度障害保険金を災害高度障害保険金の受取人の代理人に支払った場合には、その後災害高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
 - (4) 第1号の規定にかかわらず、被保険者が、災害高度障害保険金の指定代理請求人の故意により、高度障害状態（別表1）になった場合には、第1号に定める請求をすることはできません。

第28条（主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合の特則）

この特約が付加されている主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第6条（特約の保険料の払込免除）第1項および第2項第3号ならびに第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第4項中、「主約款」を「主約款または疾病障害による保険料払込免除特約条項」と

読み替えます。

- (2) 第6条（特約の保険料の払込免除）第2項中、「不慮の事故（別表2）による傷害」を「不慮の事故（別表2）による傷害または発病した疾病」と読み替えます。

第29条（平成17年1月1日以前に締結されたこの特約が更新された場合の特則）

平成17年1月1日以前に締結されたこの特約が特約更新特約条項の規定により更新された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 災害高度障害保険金の受取人である被保険者が災害高度障害保険金を請求できない特別の事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定したつぎの者（以下、「災害高度障害保険金の指定代理請求人」といいます。）が、請求書類（別表4）および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、災害高度障害保険金の受取人である被保険者の代理人として、災害高度障害保険金の請求をすることができます。
- ア. 主契約にリビング・ニース特約が付加されている場合において、リビング・ニース特約条項に定める指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者
- イ. 前ア. に該当する者がいない場合には、請求時において、被保険者と同居し、または、生計を一にしている災害死亡保険金の受取人
- (2) 前号ア. に定める災害高度障害保険金の指定代理請求人が複数いる場合には、前号に定める災害高度障害保険金の請求を行うには、互いに他の災害高度障害保険金の指定代理請求人が同時に請求を行うことが条件となるものとします。
- (3) 前2号の規定により、会社が災害高度障害保険金を災害高度障害保険金の受取人の代理人に支払った場合には、その後災害高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (4) 第1号の規定にかかわらず、被保険者が、災害高度障害保険金の指定代理請求人の故意により、高度障害状態（別表1）になった場合には、第1号に定める請求をすることはできません。

第30条（主契約に保険料払込免除特約が付加された場合の特則）

この特約が付加されている主契約に保険料払込免除特約が付加された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第6条（特約の保険料の払込免除）第1項および第2項第3号ならびに第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第4項中、「主約款」を「主約款または保険料払込免除特約条項」と読み替えます。
- (2) 第6条（特約の保険料の払込免除）第2項中、「不慮の事故（別表2）による傷害」を「不慮の事故（別表2）による傷害または診断確定された悪性新生物もしくは発病した疾病」と読み替えます。

第31条（高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合の特則）

この特約が高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（災害保険金の支払）第1項中、「死亡保険金受取人」を「家族年金受取人」と、「高度障害保険金」を「高度障害年金」と、それぞれ読み替えます。
- (2) 第14条（特約の災害保険金額の減額）第2項中、「保険金額」を「年金月額」と読み替えます。
- (3) 第16条（特約の消滅）第1項第2号中、「保険金」を「家族年金または高度障害年金」と読み替えます。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

傷害特約条項 目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結および責任開始期
- 第2条 災害死亡保険金・障害給付金の支払
- 第3条 災害死亡保険金・障害給付金の削減支払
- 第4条 障害給付金の給付限度
- 第5条 災害死亡保険金・障害給付金の請求手続
- 第6条 支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱
- 第7条 特約の保険料の払込免除
- 第8条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込
- 第9条 特約の保険料の自動振替貸付
- 第10条 特約の失効
- 第11条 特約の復活
- 第12条 特約の解約
- 第13条 解約返戻金
- 第14条 災害死亡保険金・障害給付金の受取人による特約の存続
- 第15条 特約の災害保険金額の減額
- 第16条 特約の復旧
- 第17条 特約の消滅
- 第18条 告知義務および告知義務違反
- 第19条 重大事由による解除
- 第20条 契約者配当
- 第21条 管轄裁判所
- 第22条 主約款の規定の準用
- 第23条 保険料一時払に関する特則

- 第24条 主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則
- 第25条 積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合の特則
- 第26条 新医療保険に付加されている場合の特則
- 第27条 平準定期保険または無解約返戻金型平準定期保険に付加されている場合の特則
- 第28条 医療保険(04)に付加されている場合の特則
- 第29条 主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合の特則
- 第30条 家族収入保険に付加されている場合の特則
- 第31条 平成17年1月1日以前に締結されたこの特約が更新された場合の特則
- 第32条 主契約に保険料払込免除特約が付加された場合の特則
- 第33条 高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合の特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

- 附則1 給付割合表
- 附則2 身体の同一部位

傷害特約条項

この特約の趣旨

この特約は、被保険者が不慮の事故または感染症により死亡したときに所定の災害死亡保険金を支払い、被保険者が不慮の事故により所定の身体障害の状態になったときに所定の障害給付金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条（特約の締結および責任開始期）

- 1 この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際、主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申し出によって、主契約に付加して締結します。
- 2 前項の規定にかかわらず、会社所定の取扱範囲内で、主契約の責任開始期以後、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得たうえで、保険契約者から申し出があった場合、会社は新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者選択を行ったうえ、承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。この場合、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、この特約の契約年齢および保険期間は第3項ただし書きに定めるこの特約の責任開始期の直前の年単位の契約応当日（この特約の責任開始期が年単位の契約応当日の場合は、その日）を基準に定めます。
- 3 この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、前項の場合、主契約の払込方法<回数>に応じて、会社がこの特約の付加を承諾した日の直後に到来する主契約の契約応当日（主契約が年払であれば年単位の契約応当日、半年払であれば半年単位の契約応当日、月払であれば月単位の契約応当日）とします。
- 4 第2項の規定によってこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

第2条（災害死亡保険金・障害給付金の支払）

- 1 この特約で、支払う保険金・給付金の種類、保険金・給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）、支払額および受取人は、つぎのとおりです。

保険金・給付金の種類	支払事由	支払額	受取人
災害死亡保険金	つぎのいずれかを直接の原因として被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき ① この特約の責任開始期（復活の取扱が行われた後は、最後の復活の際の責任開始期、復旧の取扱が行われた後の災害保険金額の増額部分については、最後の復旧の際の責任開始期。以下、同じとします。）以後に発生した不慮の事故（別表2）（ただし、不慮の事故が発生した日からその日を含めて180日以内の死亡に限りします。） ② この特約の責任開始期以後に発病した感染症（別表10）	災害保険金額	主契約の死亡保険金受取人（主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。）
障害給付金	被保険者がこの特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）を直接の原因としてその事故の日からその日を含めて180日以内のこの特約の保険期間中に身体障害の状態（附則1）に該当したとき	災害保険金額に附則1の障害給付割合を乗じた金額	被保険者（被保険者以外の者に変更することはできません。）

- 2 この特約で、支払事由に該当しても災害死亡保険金または障害給付金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）は、つぎのとおりです。

保険金・給付金の種類	免責事由
災害死亡保険金	被保険者がつぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失 ③ 被保険者の犯罪行為 ④ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑦ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
障害給付金	被保険者がつぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 被保険者の犯罪行為 ③ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

- 3 被保険者の生死が不明の場合でも、会社は、被保険者が死亡したものと認めたときは、災害死亡保険金を支払います。
- 4 主契約の死亡保険金受取人が2人以上いる場合の災害死亡保険金の受取割合は、主契約の死亡保険金の受取割合と同じとします。
- 5 会社は、第1項の規定により災害死亡保険金を支払う場合に、障害給付金について、つぎのいずれかに該当する事実があるときは、災害保険金額に該当する障害給付金の給付割合を乗じて得た金額の合計額を災害保険金額から差し引いて支払います。
- (1) 災害死亡保険金の支払原因となった同一の不慮の事故（別表2）により障害給付金をすでに支払っているとき
- (2) 災害死亡保険金の支払原因となった同一の不慮の事故（別表2）により障害給付金の支払請求を受け、まだ支払っていないとき
- 6 第1項の規定により災害死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に災害死亡保険金の支払原因となった同一の不慮の事故（別表2）により障害給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 7 保険契約者および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）を法人とする主契約にこの特約が付加されている場合には、障害給付金の受取人は、第1項の規定にかかわらず、保険契約者となります。
- 8 災害死亡保険金の受取人が故意または重大な過失により被保険者を死亡させた場合で、その受取人が災害死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は、災害死亡保険金の残額を他の災害死亡保険金受取人に支払います。
- 9 この特約の保険期間の満了日において、被保険者の障害状態の回復の見込がないことのみが明らかでないために、障害給付金の支払事由に該当しない場合においては、この特約の保険期間の満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がなくなるであろうと明らかに認められるときには、会社は、この特約の保険期間の満了日かつ満了前に身体障害の状態（附則1）になったものとして、障害給付金を支払います。

第3条（災害死亡保険金・障害給付金の削減支払）

前条の規定にかかわらず、会社は、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって死亡または身体障害の状態（附則1）に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めるときは、災害死亡保険金または障害給付金を削減して支払うかまたは支払わないことがあります。

第4条（障害給付金の給付限度）

この特約による障害給付金の支払は、支払割合を通算して災害保険金額の100%をもって限度とします。

第5条（災害死亡保険金・障害給付金の請求手続）

- 1 災害死亡保険金または障害給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- 2 災害死亡保険金または障害給付金の受取人は、災害死亡保険金または障害給付金の支払事由が生じたときは、請求書類（別表4）を提出して、災害死亡保険金または障害給付金を請求してください。
- 3 被保険者が死亡した場合、障害給付金の請求については、被保険者の法定相続人のうち、つぎの各号に定める1人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。ただし、障害給付金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 主契約の死亡保険金受取人（法定相続人である死亡保険金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）
 - (2) 前号に該当する者がいない場合
主契約に特約死亡保険金または特約家族年金のある特約が付加されているときは、特約の特約死亡保険金受取人または特約家族年金受取人（法定相続人である特約死亡保険金受取人または特約家族年金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）
 - (3) 前2号に該当する者がいない場合
主契約に指定代理請求特約が付加され、指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において指定代理請求特約条項第3条第1項各号に定める範囲内であることを要します。）
 - (4) 前3号に該当する者がいない場合
戸籍上の配偶者
 - (5) 前4号に該当する者がいない場合
法定相続人の協議により定めた者
- 4 前項の規定により、会社が障害給付金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその障害給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 故意に障害給付金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、第3項に定める代表者としての取扱を受けることができません。
- 6 災害死亡保険金または障害給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- 7 災害死亡保険金または障害給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から災害死亡保険金または障害給付金の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれつぎの各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、災害死亡保険金または障害給付金を支払うべき期限は、災害死亡保険金または障害給付金の請求のための書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）25日を経過する日とします。

災害死亡保険金または障害給付金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 災害死亡保険金または障害給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	災害死亡保険金または障害給付金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 災害死亡保険金または障害給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合	災害死亡保険金または障害給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4) この特約の特約条項に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項、第19条（重大事由による解除）第1項第4号の①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者、災害死亡保険金の受取人、障害給付金の受取人もしくは第3項に定める被保険者の法定相続人の代表者のこの特約の締結の目的もしくは災害死亡保険金もしくは障害給付金の請求の意図に関するこの特約の締結時から災害死亡保険金もしくは障害給付金の請求時までにおける事実

- 8 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、災害死亡保険金または障害給付金を支払うべき期限は、災害死亡保険金または障害給付金の請求のための書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）つぎの各号に定める日数（各号のうち複数のに該当する場合は、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

前項の確認をするために不可欠な特別な照会・調査	日数
(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	45 日
(2) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	60 日
(3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定	90 日
(4) 前項第 1 号、第 2 号または第 4 号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者、災害死亡保険金もしくは障害給付金の受取人または第 3 項に定める被保険者の法定相続人の代表者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第 1 号、第 2 号または第 4 号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180 日
(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査	90 日
(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された地域における調査	60 日

- 9 前 2 項の場合、会社は、災害死亡保険金または障害給付金を請求した者に通知します。
- 10 第 6 項から第 8 項までに定める期限をこえて災害死亡保険金または障害給付金を支払う場合には、第 6 項から第 8 項までに定める期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、災害死亡保険金または障害給付金を支払います。
- 11 第 7 項および第 8 項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、災害死亡保険金もしくは障害給付金の受取人または第 3 項に定める被保険者の法定相続人の代表者が、正当な理由がなく第 7 項および第 8 項に掲げる事項の確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより第 7 項および第 8 項に掲げる事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は災害死亡保険金または障害給付金を支払いません。

第 6 条（支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱）

- 1 この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに、この特約による災害死亡保険金または障害給付金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料をその支払うべき金額から差し引きます。
- 2 猶予期間中に、この特約の災害死亡保険金または障害給付金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料をその支払うべき金額から差し引きます。
- 3 前 2 項の場合、障害給付金が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者はその猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、支払事由の発生により支払うべき障害給付金を支払いません。

第 7 条（特約の保険料の払込免除）

- 1 主約款の規定により主契約の保険料の払込が免除されたときは、会社は、つぎの払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに保険料の払込の免除事由に該当したときは、その払込期月）以後のこの特約の保険料の払込を免除します。
- 2 前項の規定にかかわらず、第 1 条（特約の締結および責任開始期）第 2 項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合で、この特約の責任開始期前に発生した不慮の事故（別表 2）による傷害を直接の原因として、この特約の責任開始期以後、主契約の保険料の払込が免除されたときは、この特約の保険料の払込は免除されないものとし、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) この特約の保険料は、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法のうち保険料を払い込む日において会社を取り扱っている方法により払い込んでください。この場合、主約款の保険料の払込、前納および猶予期間に関する規定を準用します。
- ア、一括して前納する方法。この場合、会社所定の利率で割り引きます。
- イ、年払で払い込む方法
- (2) 前号の場合、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれないときは、この特約は猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
- (3) この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表 2）による傷害を直接の原因として主約款に定める保険料の払込の免除事由に該当したときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用してこの特約の保険料の払込を免除します。
- 3 前項の場合、保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は、すでに払い込まれたこの特約の保険料に対応する期間の満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
- 4 前 3 項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第 8 条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

- 1 この特約の保険期間および保険料払込期間は、この特約の締結の際に会社所定の範囲内で定めます。
- 2 この特約の保険料は、主契約の保険料払込期間中は主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料前納の場合も同様とします。

- 3 この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料（以下、本条において「払込期間満了後特約保険料」といいます。）については、前条第2項第1号および第2号の規定を準用して取り扱います。
- 4 払込期間満了後特約保険料については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、保険料の払込免除を取り扱います。
- 5 第3項の場合、前条第3項の規定を準用します。
- 6 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとしします。

第9条（特約の保険料の自動振替貸付）

この特約が付加されている主契約において、自動振替貸付の規定が適用されるときは、その主契約の保険料とこの特約の保険料の合計額について、主約款の自動振替貸付に関する規定を適用します。

第10条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。この場合には、保険契約者は、この特約の解約返戻金があるときは、その請求をすることができます。

第11条（特約の復活）

- 1 主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとしします。
- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活の取扱をします。

第12条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約し、この特約の解約返戻金があるときは、その請求をすることができます。
- 2 前項の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第13条（解約返戻金）

- 1 この特約の保険料払込期間と保険期間とが同一の場合には、この特約の解約返戻金はありません。
- 2 保険料払込期間と保険期間とが異なる場合には、この特約の解約返戻金は、この特約の保険料払込期間中の場合にはその保険料を払い込んだ年月数および経過した年月数により、保険料払込済の場合にはその経過した年月数により、会社の定める方法で計算します。ただし、主約款の規定による保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるときには、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
- 3 本条の解約返戻金の支払時期および支払場所については、第5条（災害死亡保険金・障害給付金の請求手続）第6項の規定を準用します。

第14条（災害死亡保険金・障害給付金の受取人による特約の存続）

- 1 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たす災害死亡保険金または障害給付金の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、前項の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社はその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3 前項の通知をするときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、第1項の解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、災害死亡保険金（災害死亡保険金の支払の際にあわせて支払われる金額がある場合には、その金額を含むものとしします。以下、本条において同じとしします。）の支払事由が生じ、会社が災害死亡保険金を支払うべきときは、会社が支払うべき金額の限度で、第2項の金額を債権者等に支払います。この場合、会社が支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、災害死亡保険金の受取人に支払います。

第15条（特約の災害保険金額の減額）

- 1 保険契約者は、会社の定める金額の範囲（保険契約者が変更を請求した日において会社が取り扱っている範囲とします。）内で、将来に向かってこの特約の災害保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の災害保険金額が会社所定の金額以上であることを要します。
- 2 主契約の保険金額が減額された場合、または、主契約に付加されている特約が解約もしくは減額された場合で、この特約の災害保険金額が会社所定の金額の範囲をこえるときは、その限度額まで減額します。
- 3 保険契約者がこの特約の災害保険金額の減額を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- 4 災害保険金額の減額部分は、解約されたものとして取り扱います。
- 5 本条の規定によりこの特約の災害保険金額を減額したときは、保険証券に表示します。

第16条（特約の復旧）

- 1 主契約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとしてします。
- 2 会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧に関する規定を準用してこの特約の復旧の取扱をします。
- 3 この特約のみを減額した場合の復旧は取り扱いません。

第17条（特約の消滅）

- 1 つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) この特約の特約条項の規定により災害死亡保険金を支払ったとき
 - (2) 主約款の規定により主契約の保険金を支払ったとき。ただし、前号に該当する場合を除きます。
 - (3) 主契約に死亡保険金がない場合で、主契約が被保険者の死亡により消滅したとき。ただし、第1号に該当する場合を除きます。
 - (4) 主契約に死亡保険金および手術給付金がない場合で、主契約の入院給付金のすべての支払が主約款に定める通算支払限度に達したとき
 - (5) 主契約が前3号以外の事由により消滅したとき
 - (6) 主契約が払済保険または延長定期保険に変更されたとき
- 2 前項第4号の規定によりこの特約が消滅したときは、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。
- 3 第1項第5号の規定によりこの特約が消滅した場合に、この特約の解約返戻金があるときは、保険契約者に支払います。ただし、主約款の規定により主契約の責任準備金が支払われるときは、この特約の責任準備金を支払います。
- 4 第1項第6号の規定によりこの特約が消滅した場合に、この特約の解約返戻金があるときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。また、第1項第6号の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。

第18条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第19条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または災害死亡保険金もしくは障害給付金の受取人がこの特約の給付金（災害死亡保険金、特約の保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金の額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または災害死亡保険金もしくは障害給付金の受取人がつぎのいずれかに該当する場合
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または災害死亡保険金もしくは障害給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 会社は、災害死亡保険金もしくは障害給付金の支払事由または特約の保険料の払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた災害死亡保険金もしくは障害給付金の支払事由または特約の保険料の払込の免除事由による災害死亡保険金（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号の①から⑤までに該当したのが災害死亡保険金の受取人のみであり、その災害死亡保険金の受取人が災害死亡保険金の一部の受取人であるときは、災害死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき災害死亡保険金をいいます。以下、本項において同じとします。）もしくは障害給付金の支払または特約の保険料の払込の免除を行いません。もし、すでに災害死亡保険金もしくは障害給付金を支払っていたときは、災害死亡保険金もしくは障害給付金の返還を請求することができ、すでに特約の保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を求めることができます。
- 3 本条の規定によりこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または災害死亡保険金もしくは障害給付金の受取人に通知します。
- 4 会社は、本条の規定によりこの特約を解除した場合に、解約返戻金があるときは、保険契約者に支払います。
- 5 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によってこの特約を解除した場合で、災害死亡保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し災害死亡保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない災害死

亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、解約返戻金があるときは、その部分の解約返戻金を保険契約者に支払います。

第 20 条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第 21 条（管轄裁判所）

この特約における災害死亡保険金、障害給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

第 22 条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第 23 条（保険料一時払に関する特則）

この特約の保険料が一時払のときは、第 6 条（支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱）、第 7 条（特約の保険料の払込免除）、第 8 条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第 2 項から第 6 項までおよび第 9 条（特約の保険料の自動振替貸付）の規定は適用しません。

第 24 条（主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則）

- この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加され、主契約の全部を介護保障に移行した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - この特約の保険料については、第 7 条（特約の保険料の払込免除）第 2 項第 1 号および第 2 号の規定を準用して取り扱います。
 - この特約の保険料の払込免除については、主約款（主契約に疾病障害による保険料払込免除特約または保険料払込免除特約が付加された場合は、主約款または疾病障害による保険料払込免除特約条項もしくは保険料払込免除特約条項）の規定を準用します。
 - 保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は消滅します。この場合、この特約の解約返戻金があるときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金とともに基本介護年金額の計算基礎となる金額に含めます。ただし、この特約の解約返戻金がある場合に、保険契約者が請求したときは、この限りではありません。
 - 介護保障に移行した部分が消滅したときは、この特約は消滅します。
- この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加され、主契約の一部を介護保障に移行した場合には、この特約は消滅または減額されることなく継続するものとします。

第 25 条（積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合には、この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

第 26 条（新医療保険に付加されている場合の特則）

- 第 2 条（災害死亡保険金・障害給付金の支払）については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - 主約款の規定により、主契約による給付として死亡保険金が指定されていない場合で、主契約に特約死亡保険金または特約家族年金のある特約が付加されているときは、第 2 条（災害死亡保険金・障害給付金の支払）第 1 項中、「主契約の死亡保険金受取人（主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。）」とあるのは「特約の特約死亡保険金受取人または特約家族年金受取人（特約の特約死亡保険金受取人または特約家族年金受取人以外の者に変更することはできません。）」と、同条第 4 項中、「主契約の死亡保険金」とあるのは「特約の特約死亡保険金または特約家族年金」と、それぞれ読み替えます。
 - 主約款の規定により、主契約による給付として死亡保険金が指定されていない場合で、主契約に特約死亡保険金または特約家族年金のある特約がいずれも付加されていないときは、第 2 条（災害死亡保険金・障害給付金の支払）第 1 項中、「主契約の死亡保険金受取人（主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。）」とあるのは「災害死亡保険金受取人」と、同条第 4 項中、「主契約の死亡保険金」とあるのは「災害死亡保険金」と、それぞれ読み替えます。
- 前項第 2 号の場合、災害保険金の受取人については、つぎの各号の定めるとおり取り扱います。
 - 災害保険金の受取人が 2 人以上の場合には、つぎに定めるところによります。
 - 災害保険金の分割割合（各受取人の受取分）を指定してください。分割割合の指定がないときは、各受取分は、均等の割合として取り扱います。
 - 代表者 1 人を決めてください。この場合、その代表者は、他の災害保険金の受取人を代理するものとします。
 - イ、イ、の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が災害保険金の受取人の 1 人に対してした行為は、他の災害保険金の受取人に対しても効力を生じます。
 - 保険契約者は、災害死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、災害死亡保険金受取人を変更することができます。
 - 前号の通知が会社に到達する前に変更前の災害死亡保険金受取人に災害死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の災害死亡保険金受取人から災害死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
 - 第 2 号に定めるほか、保険契約者は、災害死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言によ

- り、災害死亡保険金受取人を変更することができます。
- (5) 前号の災害死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
 - (6) 前2号による災害死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
 - (7) 第2号および前号の通知をするときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
 - (8) 第2号または第4号の規定により特約死亡保険金受取人を変更したときは、保険証券に表示します。
 - (9) 災害死亡保険金受取人が災害死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を災害死亡保険金受取人とします。
 - (10) 前号の規定により災害死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前号の規定により災害死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の災害死亡保険金受取人を災害死亡保険金受取人とします。
 - (11) 前2号により災害死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
 - (12) 災害保険金の受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、保険契約者、災害保険金の受取人または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。すでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合または任意後見監督人が選任されている場合も、同じとします。
 - (13) 前号の規定により通知されるべき事項に変更が生じた場合については、前号の規定を準用します。
 - (14) この特約のほか、災害死亡給付特約をあわせて主契約に付加した場合には、この特約または災害死亡給付特約の災害死亡保険金受取人は、すべて同一人が指定されるものとします。この特約または災害死亡給付特約の災害死亡保険金受取人を変更する場合も同じとします。
- 3 第2条（災害死亡保険金・障害給付金の支払）第7項の規定は適用せず、主約款に定めるところによります。
- 4 この特約の保険期間の変更については、つぎの各号の定めるところにより取り扱います。
- (1) 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中であれば、会社の承諾を得て、会社の定める期間の範囲（保険契約者が変更を請求した日において会社が取り扱っている範囲とします。以下、次条において同じとします。）内で、この特約の保険期間を変更することができます。
 - (2) 保険料の払込が免除されたこの特約については、特約の保険料の払込の免除事由発生時以後、この特約の保険期間の変更を取り扱いません。
 - (3) 保険契約者がこの特約の保険期間の変更を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
 - (4) 会社がこの特約の保険期間の変更を承諾したときは、会社の定める方法で計算した金額を授受し、次回以後のこの特約の保険料を更正します。
 - (5) 本項の規定によりこの特約の保険期間を変更したときは、保険証券に表示します。
- 5 この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約もしくは特約に変更され継続する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、本項において「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。
 - (3) 第1号または前号の場合、更新後の特約または他の特約等において、第2条（災害死亡保険金・障害給付金の支払）、第4条（障害給付金の給付限度）、第7条（特約の保険料の払込免除）、第14条（災害死亡保険金・障害給付金の受取人による特約の存続）および第18条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものと取り扱います。
 - (4) 前3号のほか、主約款の更新に関する規定を準用します。
- 6 この特約が付加されている主契約の保険期間満了日とこの特約の保険期間満了日が同一であり、かつ、主契約が主約款の保険期間満了時における保険期間の延長に関する規定により変更される場合には、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者は、主契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出ることによって、この特約を締結（以下、本項において「変更」といいます。）してこの特約の保険期間を延長することができます（以下、本項において、本項の規定により変更されたこの特約を「変更後特約」といい、変更前のこの特約を「変更前特約」といいます。）。
 - (2) 前号の場合、変更後特約において、第2条（災害死亡保険金・障害給付金の支払）、第4条（障害給付金の給付限度）、第7条（特約の保険料の払込免除）、第14条（災害死亡保険金・障害給付金の受取人による特約の存続）および第18条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、変更前特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続したものと取り扱います。
 - (3) 前2号の規定に定めるほか、主約款の保険期間満了時における保険期間の延長に関する規定を準用します。
- 7 平成17年1月1日以前に締結されたこの特約が第5項の規定により更新された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 第2条（災害死亡保険金・障害給付金の支払）第1項に定めるところによりかつ附則1の第1級の身体障害の状態に該当したことによる障害給付金の請求について、障害給付金の受取人である被保険者が障害給付金を請求できない特別の事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定したつぎの者（以下、

「障害給付金の指定代理請求人」といいます。）が、請求書類（別表4）および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、障害給付金の受取人である被保険者の代理人として、障害給付金の請求をすることができます。

ア、主契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合において、リビング・ニーズ特約条項に定める指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者

イ、前ア、に該当する者がいない場合には、請求時において、被保険者と同居し、または、生計を一にしている
災害死亡保険金の受取人

- (2) 前号ア、に定める障害給付金の指定代理請求人が複数いる場合には、前号に定める障害給付金の請求を行うには、互いに他の障害給付金の指定代理請求人が同時に請求を行うことが条件となるものとします。
- (3) 前2号の規定により、会社が障害給付金を障害給付金の受取人の代理人に支払った場合には、その後障害給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (4) 第1号の規定にかかわらず、被保険者が、障害給付金の指定代理請求人の故意により、身体障害の状態（附則1）になった場合には、第1号に定める請求をすることはできません。

第 27 条（平準定期保険または無解約返戻金型平準定期保険に付加されている場合の特則）

1 この特約の保険期間の変更については、つぎの各号の定めるとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中であれば、会社の承諾を得て、会社の定める期間の範囲内で、この特約の保険期間を変更することができます。
- (2) 保険料の払込が免除されたこの特約については、特約の保険料の払込の免除事由発生時以後、この特約の保険期間の変更を取り扱いません。
- (3) 保険契約者がこの特約の保険期間の変更を請求するときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- (4) 会社がこの特約の保険期間の変更を承諾したときは、会社の定める方法で計算した金額を授受し、次回以後のこの特約の保険料を更正します。
- (5) 本項の規定によりこの特約の保険期間を変更したときは、保険証券に表示します。

2 この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
- (2) 前号の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、本項において「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。
- (3) 第1号または前号の場合、更新後の特約または他の特約等において、第2条（災害死亡保険金・障害給付金の支払）、第4条（障害給付金の給付限度）、第7条（特約の保険料の払込免除）、第14条（災害死亡保険金・障害給付金の受取人による特約の存続）および第18条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものと取り扱います。
- (4) 前3号のほか、主約款の更新に関する規定を準用します。

3 平成 17 年 1 月 1 日以前に締結されたこの特約が前項の規定により更新された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（災害死亡保険金・障害給付金の支払）第1項に定めるところによりかつ附則1の第1級の身体障害の状態に該当したことによる障害給付金の請求について、障害給付金の受取人である被保険者が障害給付金を請求できない特別の事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定したつぎの者（以下、「障害給付金の指定代理請求人」といいます。）が、請求書類（別表4）および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、障害給付金の受取人である被保険者の代理人として、障害給付金の請求をすることができます。
- ア. 主契約にリビング・ニース特約が付加されている場合において、リビング・ニース特約条項に定める指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者
- イ. 前ア. に該当する者がいない場合には、請求時において、被保険者と同居し、または、生計を一にしている災害死亡保険金の受取人
- (2) 前号ア. に定める障害給付金の指定代理請求人が複数いる場合には、前号に定める障害給付金の請求を行うには、互いに他の障害給付金の指定代理請求人が同時に請求を行うことが条件となるものとします。
- (3) 前2号の規定により、会社が障害給付金を障害給付金の受取人の代理人に支払った場合には、その後障害給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (4) 第1号の規定にかかわらず、被保険者が、障害給付金の指定代理請求人の故意により、身体障害の状態（附則1）になった場合には、第1号に定める請求をすることはできません。

第 28 条 (医療保険(04)に付加されている場合の特則)

1 第2条(災害死亡保険金・障害給付金の支払)第1項の受取人に関する規定について、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約に特約死亡保険金または特約家族年金のある特約が付加されているときは、第2条(災害死亡保険金・障害給付金の支払)第1項中、「主契約の死亡保険金受取人(主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。)」とあるのは「特約の特約死亡保険金受取人または特約家族年金受取人(特約の特約死亡保険金受取人または特約家族年金受取人以外の者に変更することはできません。)」と、「被保険者(被保険者以外の者に変更することはできません。)」とあるのは「主契約の給付金の受取人(主契約の給付金の受取人以外の者に変更することはできません。)」とする。

- 者に変更することはできません。）」と、同条第4項中、「主契約の死亡保険金」とあるのは「特約の特約死亡保険金または特約家族年金」と、それぞれ読み替えます。
- (2) 主契約に特約死亡保険金または特約家族年金のある特約がいずれも付加されていないときは、第2条（災害死亡保険金・障害給付金の支払）第1項中、「主契約の死亡保険金受取人（主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。）」とあるのは「災害死亡保険金受取人」と、「被保険者（被保険者以外の者に変更することはできません。）」とあるのは「主契約の給付金の受取人（主契約の給付金の受取人以外の者に変更することはできません。）」と、同条第4項中、「主契約の死亡保険金」とあるのは「災害死亡保険金」と、それぞれ読み替えます。
- 2 前項第2号の場合、災害保険金の受取人については、つぎの各号の定めるとおり取り扱います。
- (1) 災害保険金の受取人が2人以上の場合には、つぎに定めるところによります。
- ア. 災害保険金の分割割合（各受取人の受取分）を指定してください。分割割合の指定がないときは、各受取分は、均等の割合として取り扱います。
- イ. 代表者1人を決めてください。この場合、その代表者は、他の災害保険金の受取人を代理するものとします。
- ウ. イ. の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が災害保険金の受取人の1人に対してした行為は、他の災害保険金の受取人に対しても効力を生じます。
- (2) 保険契約者は、災害死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、災害死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3) 前号の通知が会社に到達する前に変更前の災害死亡保険金受取人に災害死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の災害死亡保険金受取人から災害死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (4) 第2号に定めるほか、保険契約者は、災害死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、災害死亡保険金受取人を変更することができます。
- (5) 前号の災害死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- (6) 前2号による災害死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- (7) 第2号および前号の通知をするときは、請求書類（別表4）を会社に提出してください。
- (8) 第2号または第4号の規定により災害死亡保険金受取人を変更したときは、保険証券に表示します。
- (9) 災害死亡保険金受取人が災害死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を災害死亡保険金受取人とします。
- (10) 前号の規定により災害死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前号の規定により災害死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の災害死亡保険金受取人を災害死亡保険金受取人とします。
- (11) 前2号により災害死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- (12) 災害保険金の受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、保険契約者、災害保険金の受取人または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。すでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合または任意後見監督人が選任されている場合も、同じとします。
- (13) 前号の規定により通知されるべき事項に変更が生じた場合については、前号の規定を準用します。
- (14) この特約のほか、災害死亡給付特約をあわせて主契約に付加した場合には、この特約または災害死亡給付特約の災害死亡保険金受取人は、すべて同一人が指定されるものとします。この特約または災害死亡給付特約の災害死亡保険金受取人を変更する場合も同じとします。
- 3 第2条（災害死亡保険金・障害給付金の支払）第7項の規定は適用しません。
- 4 この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約もしくは特約に変更され継続する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
- (2) 前号の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、本項において「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。
- (3) 第1号または前号の場合、更新後の特約または他の特約等において、第2条（災害死亡保険金・障害給付金の支払）、第4条（障害給付金の給付限度）、第7条（特約の保険料の払込免除）、第14条（災害死亡保険金・障害給付金の受取人による特約の存続）および第18条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものと取り扱います。
- (4) 前3号のほか、主約款の更新に関する規定を準用します。
- 5 平成17年1月1日以前に締結されたこの特約が前項の規定により更新された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 第2条（災害死亡保険金・障害給付金の支払）第1項に定めるところによりかつ附則1の第1級の身体障害の状態に該当したことによる障害給付金の請求について、障害給付金の受取人である被保険者が障害給付金を請求できない特別の事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定したつぎの者（以下、「障害給付金の指定代理請求人」といいます。）が、請求書類（別表4）および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、障害給付金の受取人である被保険者の代理人として、障害給付金の請求をすることができます。

- ア. 主契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合において、リビング・ニーズ特約条項に定める指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者
- イ. 前ア. に該当する者がいない場合には、請求時において、被保険者と同居し、または、生計を一にしている災害死亡保険金の受取人
- (2) 前号ア. に定める障害給付金の指定代理請求人が複数いる場合には、前号に定める障害給付金の請求を行うには、互いに他の障害給付金の指定代理請求人が同時に請求を行うことが条件となるものとします。
- (3) 前2号の規定により、会社が障害給付金を障害給付金の受取人の代理人に支払った場合には、その後障害給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (4) 第1号の規定にかかわらず、被保険者が、障害給付金の指定代理請求人の故意により、身体障害の状態（附則1）になった場合には、第1号に定める請求をすることはできません。

第29条（主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合の特則）

この特約が付加されている主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第7条（特約の保険料の払込免除）第1項および第2項第3号ならびに第8条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第4項中、「主約款」を「主約款または疾病障害による保険料払込免除特約条項」と読み替えます。
- (2) 第7条（特約の保険料の払込免除）第2項中、「不慮の事故（別表2）による傷害」を「不慮の事故（別表2）による傷害または発病した疾病」と読み替えます。

第30条（家族収入保険に付加されている場合の特則）

この特約が家族収入保険に付加されている場合には、第5条（災害死亡保険金・障害給付金の請求手続）第3項第1号をつぎのとおり読み替えます。

- 「(1) 主契約の家族年金受取人（法定相続人である家族年金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）」

第31条（平成17年1月1日以前に締結されたこの特約が更新された場合の特則）

平成17年1月1日以前に締結されたこの特約が特約更新特約条項の規定により更新された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（災害死亡保険金・障害給付金の支払）第1項に定めるところによりかつ附則1の第1級の身体障害の状態に該当したことによる障害給付金の請求について、障害給付金の受取人である被保険者が障害給付金を請求できない特別の事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定したつぎの者（以下、「障害給付金の指定代理請求人」といいます。）が、請求書類（別表4）および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、障害給付金の受取人である被保険者の代理人として、障害給付金の請求をすることができます。
- ア. 主契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合において、リビング・ニーズ特約条項に定める指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者
- イ. 前ア. に該当する者がいない場合には、請求時において、被保険者と同居し、または、生計を一にしている災害死亡保険金の受取人
- (2) 前号ア. に定める障害給付金の指定代理請求人が複数いる場合には、前号に定める障害給付金の請求を行うには、互いに他の障害給付金の指定代理請求人が同時に請求を行うことが条件となるものとします。
- (3) 前2号の規定により、会社が障害給付金を障害給付金の受取人の代理人に支払った場合には、その後障害給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (4) 第1号の規定にかかわらず、被保険者が、障害給付金の指定代理請求人の故意により、身体障害の状態（附則1）になった場合には、第1号に定める請求をすることはできません。

第32条（主契約に保険料払込免除特約が付加された場合の特則）

この特約が付加されている主契約に保険料払込免除特約が付加された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第7条（特約の保険料の払込免除）第1項および第2項第3号ならびに第8条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第4項中、「主約款」を「主約款または保険料払込免除特約条項」と読み替えます。
- (2) 第7条（特約の保険料の払込免除）第2項中、「不慮の事故（別表2）による傷害」を「不慮の事故（別表2）による傷害または診断確定された悪性新生物もしくは発病した疾病」と読み替えます。

第33条（高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合の特則）

この特約が高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（災害死亡保険金・障害給付金の支払）第1項および第5条（災害死亡保険金・障害給付金の請求手続）第3項第1号中、「死亡保険金受取人」を「家族年金受取人」と読み替えます。
- (2) 第2条（災害死亡保険金・障害給付金の支払）第4項および第7項中、「死亡保険金受取人」を「家族年金受取人」と、「死亡保険金」を「家族年金」と、それぞれ読み替えます。
- (3) 第15条（特約の災害保険金額の減額）第2項中、「保険金額」を「年金額」と読み替えます。
- (4) 第17条（特約の消滅）第1項第2号中、「保険金」を「家族年金または高度障害年金」と読み替えます。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

附則1 給付割合表

等級	身体障害	給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの（備考3. (1)、(2)および(4)参照） 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（備考4. (1)および(3)参照） 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（備考1. 参照） 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの（備考7. (1)参照） 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの（備考7. (1)参照） 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの（備考7. (1)参照） 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（備考7. (1)参照）	100%
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの（備考7. (1)参照） 9. 10手指を失ったか、その用を全く永久に失ったもの（備考9. 参照） 10. 1肢に第3級の13. から15. までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13. から15. までまたは第4級の21. から25. までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（備考5. (1)および(2)参照）	70%
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの（備考3. (1)、(2)および(4)参照） 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（備考7. (1)および(2)参照） 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（備考7. (1)および(2)参照） 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの（備考9. (1)および(2)参照） 16. 10足指を失ったもの（備考10. (1)参照） 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（備考8. (1)および(2)参照）	50%
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの（備考3. (1)および(3)参照） 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの（備考4. (2)および(4)参照） 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの（備考2. 参照） 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの（備考7. (2)参照） 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの（備考7. (2)参照） 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの（備考9. (1)および(2)参照） 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの（備考9. (1)および(3)参照） 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの（備考10. (2)参照） 27. 1足の5足指を失ったもの（備考10. (1)参照）	30%
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの（備考7. (3)参照） 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの（備考7. (3)参照） 30. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの（備考9. (1)および(2)参照） 31. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの（備考9. (1)および(3)参照） 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの（備考10. (2)参照） 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの（備考5. (1)および(3)参照） 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの（備考5. (1)および(2)参照） 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの（備考6. 参照） 36. 脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの（備考8. (3)参照）	15%

等級	身体障害	給付割合
第6級	37. 1 上肢の3大関節中の1 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの(備考7. (3)参照) 38. 1 下肢の3大関節中の1 関節の機能に著しい障害を永久に残すもの(備考7. (3)参照) 39. 1 下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1 手の第1 指(母指)もしくは第2 指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1 指(母指)もしくは第2 指(示指)を含んで2 手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1 指(母指)および第2 指(示指)以外の2 手指もしくは3 手指の用を全く永久に失ったもの(備考9. (1)および(3)参照) 41. 1 手の第1 指(母指)および第2 指(示指)以外の1 手指または2 手指を失ったもの(備考9. (1)および(2)参照) 42. 1 足の第1 指(母指)または他の4 足指を失ったもの(備考10. (1)参照) 43. 1 足の第1 指(母指)を含んで3 足指以上の用を全く永久に失ったもの(備考10. (2)参照)	10%
(注) 1. 身体障害の状態が上記の2 種目以上に該当した場合には、その給付割合はそれぞれの身体障害の状態が属する等級の給付割合の合計の割合とします。 ただし、身体の同一部位(附則2)に生じた2 種目以上の身体障害の状態に関しては、最も上位の種目の属する等級の給付割合をもって、その給付割合とします。 2. すでに身体障害(その被保険者についての責任開始期前の身体障害を含みます。)のあった身体の同一部位(附則2)に生じた身体障害については、その給付割合は、新たな身体障害の状態が属する等級の給付割合からすでにあった身体障害(その被保険者についての責任開始期前の身体障害を含みます。)の状態が属する等級の給付割合を差し引いて得られる割合とします。		

備考

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

3. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1 眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06 以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

4. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3 つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4 種のうち、3 種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意志の疎通が困難となり、その回復の見込がない場合をいいます。
- (3) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
- (4) 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込がない場合をいいます。

5. 耳の障害(聴力障害)

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格(昭和57 年8 月14 日改定)に準拠したオーディオメータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・c デシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が、90 デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解しえないもの)で回復の見込のない場合をいいます。

- (3) 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記(2)の

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が 70 デシベル以上（40cm を超えると話言葉を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

6. 鼻の障害

- (1) 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。
- (2) 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

7. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
- (3) 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込がない場合をいいます。

8. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
- (3) 「脊柱（頸椎を除く）の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

9. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

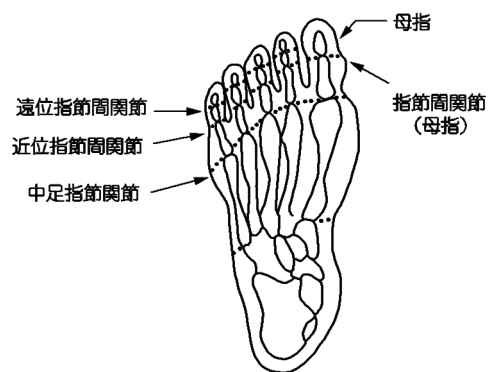
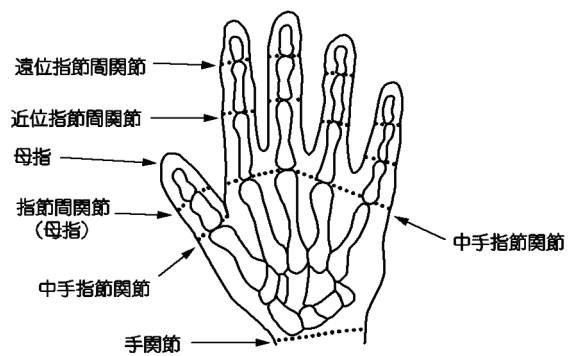
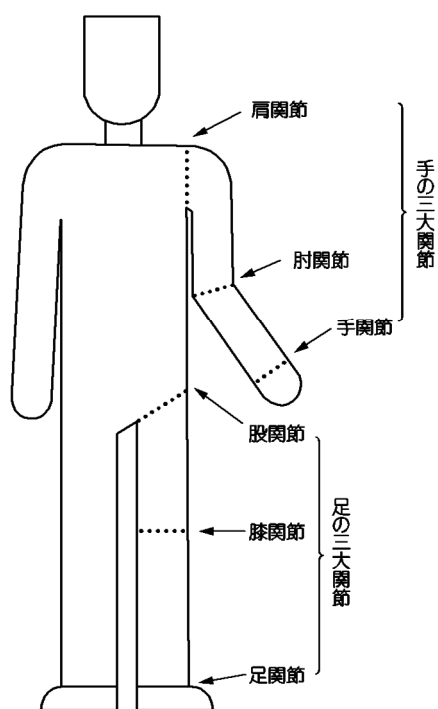
10. 足指の障害

- (1) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。
- (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあっては指節間関節）が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

附則2 身体の同一部位

- (1) 1 上肢については、肩関節以下すべて同一部位とします。
- (2) 1 下肢については、また関節以下すべて同一部位とします。
- (3) 眼については、両眼を同一部位とします。
- (4) 耳については、両耳を同一部位とします。
- (5) 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
- (6) 附則1の第1級の4.、5.、6.、もしくは7.、第2級の8.、9.、もしくは10.、第3級の16.、または第4級の26.の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢、1上肢と1下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。

(身体部位の名称図)



特定損傷特約条項 目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結および責任開始期
- 第2条 特定損傷給付金の支払
- 第3条 特定損傷給付金の支払限度
- 第4条 特定損傷給付金の請求手続
- 第5条 支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱
- 第6条 特約の保険料の払込免除
- 第7条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込
- 第8条 特約の保険料の自動振替貸付
- 第9条 特約の失効
- 第10条 特約の復活
- 第11条 特約の解約
- 第12条 解約返戻金
- 第13条 特定損傷給付金の受取人による特約の存続
- 第14条 特定損傷給付金額の減額
- 第15条 特約の保険期間の変更
- 第16条 特約の復旧
- 第17条 特約の消滅
- 第18条 主契約が払済保険に変更された場合の特則
- 第19条 告知義務および告知義務違反
- 第20条 重大事由による解除
- 第21条 契約者配当
- 第22条 管轄裁判所
- 第23条 保険料一時払に関する特則
- 第24条 主約款の規定の準用
- 第25条 主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則
- 第26条 主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加された場合の特則
- 第27条 積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合の特則
- 第28条 新医療保険に付加されている場合の特則
- 第29条 平準定期保険または無解約返戻金型平準定期保険に付加されている場合の特則
- 第30条 医療保険(04)に付加されている場合の特則
- 第31条 主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合の特則
- 第32条 家族収入保険に付加されている場合の特則
- 第33条 平成17年1月1日以前に締結されたこの特約が更新された場合の特則
- 第34条 主契約に保険料払込免除特約が付加された場合の特則
- 第35条 高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合の特則
- 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則
- 附則1 対象となる特定損傷
- 附則2 治療等の定義

特定損傷特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加して締結し、被保険者が不慮の事故による骨折、関節脱臼または腱の断裂に対する治療を受けた場合に、特定損傷給付金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条（特約の締結および責任開始期）

- 1 この特約は、主契約の締結の際、主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申し出によって、主契約に付加して締結します。
- 2 前項の規定にかかわらず、会社所定の取扱範囲内で、主契約の責任開始期以後、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得たうえで、保険契約者から申し出があった場合、会社は新たに被保険者に関する告知を求め、被保険者選択を行ったうえ、承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。この場合、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、この特約の契約年齢および保険期間は第3項ただし書きに定めるこの特約の責任開始期の直前の年単位の契約応当日（この特約の責任開始期が年単位の契約応当日の場合は、その日）を基準に定めます。
- 3 この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、前項の場合、主契約の払込方法〈回数〉に応じて、会社がこの特約の付加を承諾した日の直後に到来する主契約の契約応当日（主契約が年払であれば年単位の契約応当日、半年払であれば半年単位の契約応当日、月払であれば月単位の契約応当日）とします。
- 4 第2項の規定によってこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

第2条（特定損傷給付金の支払）

- 1 特定損傷給付金の支払は、つぎのとおりとします。

名称	特定損傷給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払金額	受取人	特定損傷給付金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）
特定損傷給付金	被保険者がこの特約の保険期間中に、つぎの各号のいずれにも該当する附則2の1.に定める治療を受けたとき (1) この特約の責任開始期（復活の取扱が行われた後は最後の復活の際の責任開始期、復旧の取扱が行われた後の特定損傷給付金額の増額部分については最後の復旧の際の責任開始期。以下、同じとします。）以後に発生した別表2に定める不慮の事故（以下、「不慮の事故」といいます。）による附則1に定める特定損傷（以下、「特定損傷」といいます。）に対して受けた治療 (2) 不慮の事故の日から起算して180日以内に受けた治療 (3) 附則2の2.に定める病院または診療所において受けた治療	特定損傷給付金額	被保険者	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 被保険者の犯罪行為 ③ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

2 前項の規定にかかわらず、会社は、つぎの各号のいずれかにより特定損傷給付金の支払事由に該当した被保険者数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、特定損傷給付金を削減して支払うかまたは支払わないことがあります。

- (1) 地震、噴火または津波
- (2) 戦争その他の変乱

3 保険契約者は、特定損傷給付金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。ただし、保険契約者および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）を法人とする主契約にこの特約が付加されている場合には、第1項の規定にかかわらず、特定損傷給付金の受取人は、保険契約者となります。

第3条（特定損傷給付金の支払限度）

特定損傷給付金の支払限度は、つぎの各号のとおりとします。

- (1) 同一の不慮の事故による特定損傷についての特定損傷給付金の支払は、1回のみとします。
- (2) 通算支払限度は、特定損傷給付金の支払回数を通算して10回とします。

第4条（特定損傷給付金の請求手続）

- 1 特定損傷給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特定損傷給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- 2 特定損傷給付金の受取人は、特定損傷給付金の支払事由が生じたときは、すみやかに別表4に定める請求書類（以下、「請求書類」といいます。）を提出して、特定損傷給付金を請求してください。
- 3 被保険者が死亡した場合、特定損傷給付金の請求については、被保険者の法定相続人のうち、つぎの各号に定める1人の者を代表者としてします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。ただし、特定損傷給付金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 主契約の死亡保険金受取人（法定相続人である死亡保険金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）
 - (2) 前号に該当する者がいない場合

主契約に特約死亡保険金または特約家族年金のある特約が付加されているときは、特約の特約死亡保険金受取人または特約家族年金受取人（法定相続人である特約死亡保険金受取人または特約家族年金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）
 - (3) 前2号に該当する者がいない場合

主契約に指定代理請求特約が付加され、指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において指定代理請求特約条項第3条第1項各号に定める範囲内であることを要します。）
 - (4) 前3号に該当する者がいない場合

戸籍上の配偶者
 - (5) 前4号に該当する者がいない場合

法定相続人の協議により定めた者
- 4 前項の規定により会社が特定損傷給付金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその特定損傷給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 故意に特定損傷給付金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、第3項に定める代表者としての取扱を受けることができません。
- 6 特定損傷給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- 7 特定損傷給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から特定損傷給付金の請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれつぎの各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、特定損傷給付金を支払うべき期限は、特定損傷給付金の請求のための書類が会社に到着してから（到着日の翌日

からその日を含めて計算して) 25 日を経過する日とします。

特定損傷給付金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 特定損傷給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	特定損傷給付金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 特定損傷給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合	特定損傷給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4) この特約の特約条項に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項、第 20 条(重大事由による解除) 第 1 項第 4 号の①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者、特定損傷給付金の受取人もしくは第 3 項に定める被保険者の法定相続人の代表者のこの特約の締結の目的もしくは特定損傷給付金の請求の意図に関するこの特約の締結時から特定損傷給付金の請求時までにおける事実

- 8 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、特定損傷給付金を支払うべき期限は、特定損傷給付金の請求のための書類が会社に到着してから(到着日の翌日からその日を含めて計算して) つぎの各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合は、それぞれの日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。

前項の確認をするために不可欠な特別な照会・調査	日数
(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	45 日
(2) 前項各号に定める事項についての弁護士法(昭和 24 年法律第 205 号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	60 日
(3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定	90 日
(4) 前項第 1 号、第 2 号または第 4 号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者、特定損傷給付金の受取人または第 3 項に定める被保険者の法定相続人の代表者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第 1 号、第 2 号または第 4 号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180 日
(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査	90 日
(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用された地域における調査	60 日

- 9 前2項の場合、会社は、特定損傷給付金を請求した者に通知します。
- 10 第6項から第8項までに定める期限をこえて特定損傷給付金を支払う場合には、第6項から第8項までに定める期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、特定損傷給付金を支払います。
- 11 第7項および第8項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、特定損傷給付金の受取人または第3項に定める被保険者の法定相続人の代表者が、正当な理由がなく第7項および第8項に掲げる事項の確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これにより第7項および第8項に掲げる事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特定損傷給付金を支払いません。

第5条(支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱)

- 1 この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに、この特約による特定損傷給付金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を特定損傷給付金から差し引きます。
- 2 猶予期間中に、この特約の特定損傷給付金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を特定損傷給付金から差し引きます。
- 3 前2項の場合、特定損傷給付金が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、支払事由の発生により支払うべき特定損傷給付金を支払いません。

第6条(特約の保険料の払込免除)

- 1 主約款の規定により主契約の保険料の払込が免除されたときは、会社は、つぎの払込期月(払込期月の初日から契約応当日の前日までに保険料の払込の免除事由に該当したときは、その払込期月)以後のこの特約の保険料の払込を免除します。
- 2 前項の規定にかかわらず、第1条(特約の締結および責任開始期)第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合で、この特約の責任開始期前に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、この特約の責任開始期以後、主契約の保険料の払込が免除されたときは、この特約の保険料の払込は免除されないものとし、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) この特約の保険料は、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法のう

ち保険料を払い込む日において会社を取り扱っている方法により払い込んでください。この場合、主約款の保険料の払込、前納および猶予期間に関する規定を準用します。

ア. 一括して前納する方法。この場合、会社所定の利率で割り引きます。

イ. 年払で払い込む方法

- (2) 前号の場合、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれないときは、この特約は猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
- (3) この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として主約款に定める保険料の払込の免除事由に該当したときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用してこの特約の保険料の払込を免除します。
- 3 前項の場合、保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は、すでに払い込まれたこの特約の保険料に対応する期間の満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
- 4 前3項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

- 1 この特約の保険期間および保険料払込期間は、この特約の付加時に会社所定の範囲内で定めます。
- 2 この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料前納の場合も同様とします。
- 3 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日に解約されたものとします。

第8条（特約の保険料の自動振替貸付）

この特約が付加されている主契約において、自動振替貸付の規定が適用されるときは、その主契約の保険料とこの特約の保険料の合計額について、主約款の自動振替貸付に関する規定を適用します。この場合、この特約の解約返戻金があるときは、主契約の解約返戻金に加算して取り扱います。

第9条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。この場合には、保険契約者は、この特約の解約返戻金があるときは、その請求をすることができます。

第10条（特約の復活）

- 1 主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活の取扱をします。

第11条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約し、この特約の解約返戻金があるときは、その請求をすることができます。
- 2 前項の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第12条（解約返戻金）

- 1 この特約の保険期間と保険料払込期間とが同一の場合には、この特約の解約返戻金はありません。
- 2 この特約の保険期間と保険料払込期間とが異なる場合には、この特約の解約返戻金は、この特約の保険料払込期間中の場合にはその保険料を払い込んだ年月数および経過した年月数により、保険料払込済の場合にはその経過した年月数により、会社の定める方法で計算します。ただし、主約款の規定による保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるときには、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
- 3 主契約において保険契約者に対する貸付を行うときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加算して取り扱います。
- 4 本条の解約返戻金の支払時期および支払場所については、第4条（特定損傷給付金の請求手続）第6項の規定を準用します。

第13条（特定損傷給付金の受取人による特約の存続）

- 1 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たす特定損傷給付金の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、前項の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3 前項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。

第 14 条（特定損傷給付金額の減額）

- 1 保険契約者は、会社の定める金額の範囲（保険契約者が変更を請求した日において会社に取り扱っている範囲とします。）内で、将来に向かってこの特約の特定損傷給付金額を減額することができます。ただし、減額後の特定損傷給付金額が会社所定の金額以上であることを要します。
- 2 保険契約者がこの特約の特定損傷給付金額の減額を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- 3 特定損傷給付金額の減額部分は、解約されたものとして取り扱います。
- 4 本条の規定によりこの特約の特定損傷給付金額を減額したときは、保険証券に表示します。

第 15 条（特約の保険期間の変更）

- 1 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中であれば、会社の承諾を得て、会社の定める期間の範囲（保険契約者が変更を請求した日において会社に取り扱っている範囲とします。）内で、この特約の保険期間を変更することができます。
- 2 保険契約者がこの特約の保険期間の変更を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- 3 会社がこの特約の保険期間の変更を承諾したときは、会社の定める方法で計算した金額を授受し、次回以後のこの特約の保険料を更正します。
- 4 本条の規定によりこの特約の保険期間の変更をしたときは、保険証券に表示します。

第 16 条（特約の復旧）

- 1 主契約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- 2 会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧に関する規定を準用してこの特約の復旧の取扱をします。
- 3 この特約のみを減額した場合の復旧は取り扱いません。

第 17 条（特約の消滅）

- 1 つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) 特定損傷給付金の支払が第 3 条（特定損傷給付金の支払限度）第 2 号に定める通算支払限度に達したとき
 - (2) 主約款の規定により主契約の保険金を支払ったとき
 - (3) 主契約に死亡保険金がない場合で、主契約が被保険者の死亡により消滅したとき
 - (4) 主契約に死亡保険金および手術給付金がない場合で、主契約の入院給付金のすべての支払が主約款に定める通算支払限度に達したとき
 - (5) 主契約が前 3 号以外の事由により消滅したとき
 - (6) 主契約が払済保険または延長定期保険に変更されたとき
- 2 前項第 1 号の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。
- 3 第 1 項第 4 号の規定によりこの特約が消滅したときは、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。
- 4 第 1 項第 5 号の規定によりこの特約が消滅した場合に、解約返戻金があるときは、保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより主契約または主契約に付加されている特約が消滅した場合を除きます。また、主約款の規定により主契約の責任準備金が支払われるときは、この特約の責任準備金を支払います。
- 5 第 1 項第 6 号の規定によりこの特約が消滅した場合に、この特約の解約返戻金があるときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。また、第 1 項第 6 号の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。

第 18 条（主契約が払済保険に変更された場合の特則）

- 1 主契約が主契約の責任開始の日（復活または復旧の場合には、復活日または復旧日とします。）からその日を含めて 10 年をこえて有効に継続した場合で、主契約が払済保険に変更されたとき、前条第 1 項第 6 号の規定にかかわらず、保険契約者の申し出によりこの特約を継続することができます。ただし、保険契約者から継続の申し出がない場合、または、この特約に特別条件が適用されている場合には、この特約は消滅します。
- 2 前項の規定によるこの特約の継続の申し出の際、会社の定める方法で計算した金額を払い込むことを要します。

第 19 条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第 20 条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または特定損傷給付金の受取人がこの特約の特定損傷給付金（特約の保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的もしくは他人に特定損傷給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約の特定損傷給付金の請求に関し、特定損傷給付金の受取人の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる特定損傷給付金の額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

- (4) 保険契約者、被保険者または特定損傷給付金の受取人がつぎのいずれかに該当する場合
- ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または特定損傷給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 保険契約者、被保険者または特定損傷給付金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 会社は、特定損傷給付金の支払事由または特約の保険料の払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた特定損傷給付金の支払事由または特約の保険料の払込の免除事由による特定損傷給付金の支払または特約の保険料の払込の免除を行いません。もし、すでに特定損傷給付金を支払っているときは、特定損傷給付金の返還を請求することができ、すでに特約の保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を求めることができます。
- 3 本条の規定によりこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または特定損傷給付金の受取人に通知します。
- 4 会社は、本条の規定によりこの特約を解除した場合に、解約返戻金があるときは、保険契約者に支払います。

第21条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第22条（管轄裁判所）

この特約における特定損傷給付金および保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

第23条（保険料一時払に関する特則）

この特約の保険料が一時払のときは、第5条（支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱）、第6条（特約の保険料の払込免除）、第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）第2項、第8条（特約の保険料の自動振替貸付）、第15条（特約の保険期間の変更）および第18条（主契約が払済保険に変更された場合の特則）の規定は適用しません。

第24条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第25条（主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則）

- 1 この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加され、主契約の全部を介護保障に移行した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) この特約の保険料については、第6条（特約の保険料の払込免除）第2項第1号および第2号の規定を準用して取り扱います。
 - (2) この特約の保険料の払込免除については、主約款（主契約に疾病障害による保険料払込免除特約または保険料払込免除特約が付加された場合は、主約款または疾病障害による保険料払込免除特約条項もしくは保険料払込免除特約条項）の規定を準用します。
 - (3) 保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は消滅します。この場合、この特約の解約返戻金があるときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金とともに基本介護年金額の計算基礎となる金額に含めます。ただし、この特約の解約返戻金がある場合に、保険契約者が請求したときは、この限りではありません。
 - (4) 介護保障に移行した部分が消滅したときは、この特約は消滅します。
- 2 この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加され、主契約の一部を介護保障に移行した場合には、この特約は消滅または減額されることなく継続するものとします。

第26条（主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加された場合の特則）

- 1 この特約が付加されている主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加され、主契約の解約による解約返戻金が保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）に定める年金基金に充当された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。ただし、保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第8条（年金の種類）第1項の規定により定められた年金の種類が1種類であることを要します。
- (1) この特約の保険料（第3号の規定によりこの特約の保険期間が短縮され、この特約の保険料が更正される場合には、その更正後の保険料。以下、本条において同じとします。）については、第6条（特約の保険料の払込免除）第2項第1号および第2号の規定を準用して取り扱います。
 - (2) この特約の保険料の払込免除については、主約款（主契約に疾病障害による保険料払込免除特約または保険料払込免除特約が付加された場合は、主約款または疾病障害による保険料払込免除特約条項もしくは保険料払込免除特約条項）の規定を準用します。

- (3) 第1号の場合、この特約の保険期間満了日は、つぎのとおりとします。
- ① 年金の種類が保証期間付夫婦連生終身年金または保証期間付終身年金のとき
……年金の保証期間満了日または本条の規定によらないこの特約の保険期間満了日のいずれか早い日
 - ② 年金の種類が確定年金のとき
……年金支払期間満了日または本条の規定によらないこの特約の保険期間満了日のいずれか早い日
- (4) 前号の規定によりこの特約の保険期間が短縮された場合には、つぎのとおり取り扱います。
- ① 払い込まれるべき責任準備金差額があるときは、その金額を払い込んでください。
 - ② この特約の解約返戻金があり、支払うべき解約返戻金差額があるときは、別段の申し出のない限り、その金額を保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第2号エ. に定める金額に含めるものとします。
- (5) 保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は消滅するものとし、別段の申し出のない限り、この特約の解約返戻金を保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）に定める年金基金に充当しまたは据え置きます。
- (6) 年金受取人が死亡したときまたは年金の一時支払が行われたときは、この特約は消滅するものとします。
- 2 この特約が付加されている主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加され、主契約の減額による解約返戻金を保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）に定める年金基金に充当された場合には、この特約は消滅しまたは減額されることなく継続するものとします。

第27条（積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合には、この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

第28条（新医療保険に付加されている場合の特則）

この特約が新医療保険に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特定損傷給付金の支払）第3項ただし書きの規定は適用せず、主約款に定めるところによります。
- (2) 第18条（主契約が払済保険に変更された場合の特則）の規定は適用せず、主契約が払済保険に変更されたこの特約が消滅した場合の取扱は、主約款の払済保険への変更に関する規定に定めるところによります。
- (3) この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - ア. 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
 - イ. 前ア. の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、本号において「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。
 - ウ. 前ア. または前イ. の場合、更新後の特約または他の特約等において、第2条（特定損傷給付金の支払）、第3条（特定損傷給付金の支払限度）、第6条（特約の保険料の払込免除）、第13条（特定損傷給付金の受取人による特約の存続）および第19条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものと取り扱います。
 - エ. 前ア. から前ウ. に定めるほか、主約款の更新に関する規定を準用します。
- (4) この特約が付加されている主契約の保険期間満了日とこの特約の保険期間満了日が同一であり、かつ、主契約が主約款の保険期間満了時における保険期間の延長に関する規定により変更される場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - ア. 保険契約者は、主契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出ることによって、この特約を締結（以下、本号において「変更」といいます。）してこの特約の保険期間を延長することができます（以下、本号において、本号の規定により変更されたこの特約を「変更後特約」といい、変更前のこの特約を「変更前特約」といいます。）。
 - イ. 前ア. の場合、変更後特約において、第2条（特定損傷給付金の支払）、第3条（特定損傷給付金の支払限度）、第6条（特約の保険料の払込免除）、第13条（特定損傷給付金の受取人による特約の存続）および第19条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、変更前特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続したものと取り扱います。
 - ウ. 前ア. および前イ. に定めるほか、主約款の保険期間満了時における保険期間の延長に関する規定を準用します。
- (5) 平成17年1月1日以前に締結されたこの特約が第3号の規定により更新された後、特定損傷給付金の支払事由が発生した場合で、被保険者が特定損傷給付金を請求することができない事情があるときは、被保険者の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合には被保険者と生計を一にする者）がその事情を会社に申し出て、被保険者のために被保険者にかわって特定損傷給付金を会社に請求することができます。

第29条（平準定期保険または無解約返戻金型平準定期保険に付加されている場合の特則）

- 1 この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この

特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。

- (2) 前号の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、本項において「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。
 - (3) 第1号または前号の場合、更新後の特約または他の特約等において、第2条（特定損傷給付金の支払）、第3条（特定損傷給付金の支払限度）、第6条（特約の保険料の払込免除）、第13条（特定損傷給付金の受取人による特約の存続）および第19条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものと取り扱います。
 - (4) 前3号のほか、主約款の更新に関する規定を準用します。
- 2 平成17年1月1日以前に締結されたこの特約が前項の規定により更新された後、特定損傷給付金の支払事由が発生した場合で、被保険者が特定損傷給付金を請求することができない事情があるときは、被保険者の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合には被保険者と生計を一にする者）がその事情を会社に申し出て、被保険者のために被保険者にかわって特定損傷給付金を会社に請求することができます。

第30条（医療保険(O4)に付加されている場合の特則）

- 1 第2条（特定損傷給付金の支払）第1項の受取人に関する規定中、「被保険者」とあるのは「主契約の給付金の受取人（主契約の給付金の受取人以外の者に変更することはできません。）」と読み替えます。
- 2 同条第3項の規定は適用しません。
- 3 この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、本項において「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。
 - (3) 第1号または前号の場合、更新後の特約または他の特約等において、第2条（特定損傷給付金の支払）、第3条（特定損傷給付金の支払限度）、第6条（特約の保険料の払込免除）、第13条（特定損傷給付金の受取人による特約の存続）、第17条（特約の消滅）および第19条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものと取り扱います。
 - (4) 前3号のほか、主約款の更新に関する規定を準用します。
- 4 平成17年1月1日以前に締結されたこの特約が前項の規定により更新された後、特定損傷給付金の支払事由が発生した場合で、被保険者が特定損傷給付金を請求することができない事情があるときは、被保険者の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合には被保険者と生計を一にする者）がその事情を会社に申し出て、被保険者のために被保険者にかわって特定損傷給付金を会社に請求することができます。

第31条（主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合の特則）

この特約が付加されている主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第6条（特約の保険料の払込免除）第1項および第2項第3号中、「主約款」を「主約款または疾病障害による保険料払込免除特約条項」と読み替えます。
- (2) 第6条（特約の保険料の払込免除）第2項中、「不慮の事故による傷害」を「不慮の事故による傷害または発病した疾病」と読み替えます。

第32条（家族収入保険に付加されている場合の特則）

この特約が家族収入保険に付加されている場合には、第4条（特定損傷給付金の請求手続）第3項第1号をつぎのとおり読み替えます。

- 「(1) 主契約の家族年金受取人（法定相続人である家族年金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）」

第33条（平成17年1月1日以前に締結されたこの特約が更新された場合の特則）

平成17年1月1日以前に締結されたこの特約が特約更新特約条項の規定により更新された後、特定損傷給付金の支払事由が発生した場合で、被保険者が特定損傷給付金を請求することができない事情があるときは、被保険者の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合には被保険者と生計を一にする者）がその事情を会社に申し出て、被保険者のために被保険者にかわって特定損傷給付金を会社に請求することができます。

第34条（主契約に保険料払込免除特約が付加された場合の特則）

この特約が付加されている主契約に保険料払込免除特約が付加された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第6条（特約の保険料の払込免除）第1項および第2項第3号中、「主約款」を「主約款または保険料払込免

除特約条項」と読み替えます。

- (2) 第6条（特約の保険料の払込免除）第2項中、「不慮の事故による傷害」を「不慮の事故による傷害または診断確定された悪性新生物もしくは発病した疾病」と読み替えます。

第35条（高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合の特則）

この特約が高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特定損傷給付金の支払）第3項中、「死亡保険金受取人」を「家族年金受取人」と、「死亡保険金」を「家族年金」と、それぞれ読み替えます。
- (2) 第4条（特定損傷給付金の請求手続）第3項第1号中、「死亡保険金受取人」を「家族年金受取人」と読み替えます。
- (3) 第17条（特約の消滅）第1項第2号中、「保険金」を「家族年金または高度障害年金」と読み替えます。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

附則1 対象となる特定損傷

この特約の対象となる「特定損傷」とは、つぎのいずれかをいいます。

1. 骨折

「骨折」とは、骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折および特発骨折を除きます。

2. 関節脱臼

「関節脱臼」とは、関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を除きます。

3. 腱の断裂

「腱の断裂」とは、腱の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、疾病を原因とする腱の断裂を除きます。

附則2 治療等の定義**1. 治療**

「治療」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。）をいいます。

2. 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または診療所（四肢における骨折または関節脱臼に関し施術を受ける場合に限り、柔道整復師法に定める施術所を含みます。）。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- (2) (1)の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

新医療保険特約条項 目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結および責任開始期
- 第2条 給付の指定
- 第3条 災害入院給付金の支払限度および疾病入院給付金の支払限度ならびに支払限度変更日の指定
- 第4条 災害入院給付金の支払
- 第5条 疾病入院給付金の支払
- 第6条 手術給付金の支払
- 第7条 入院初期加算給付金の支払
- 第8条 見舞給付金の支払
- 第9条 給付金の削減支払
- 第10条 給付金の支払限度
- 第11条 給付金の請求手続
- 第12条 支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱
- 第13条 特約の保険料の払込免除
- 第14条 特約の保険期間および保険料払込期間
- 第15条 特約の保険料の払込
- 第16条 特約の保険料の自動振替貸付
- 第17条 特約の失効
- 第18条 特約の復活
- 第19条 特約の解約
- 第20条 解約返戻金
- 第21条 給付金の受取人による特約の存続
- 第22条 特約の保険期間の変更
- 第23条 基本入院給付金日額の減額
- 第24条 特約の復旧
- 第25条 告知義務および告知義務違反
- 第26条 重大事由による解除
- 第27条 特約の消滅
- 第28条 契約者配当
- 第29条 管轄裁判所
- 第30条 主約款の規定の準用
- 第31条 保険料一時払に関する特則
- 第32条 主契約が払済保険に変更された場合の特則
- 第33条 無事故給付特則
- 第34条 短期入院保障特則
- 第35条 解約返戻金なし特則
- 第36条 主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則
- 第37条 主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加された場合の特則
- 第38条 積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合の特則
- 第39条 平準定期保険または無解約返戻金型平準定期保険に付加されている場合の特則
- 第40条 主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合の特則
- 第41条 家族収入保険に付加されている場合の特則
- 第42条 平成17年1月1日以前に締結されたこの特約が更新された場合の特則
- 第43条 入院給付金の支払限度および支払限度変更日を指定する他の特約が付加された主契約に付加する場合の特則
- 第44条 主契約に保険料払込免除特約が付加された場合の特則
- 第45条 高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合の特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

附則1 入院等の定義

附則2 薬物依存

新医療保険特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加して締結し、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）が入院した場合または手術を受けた場合にそれぞれ主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）が指定した所定の給付金（災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金、入院初期加算給付金または見舞給付金を指します。以下、同じとします。）を支払うことを主な内容とするものです。

第1条（特約の締結および責任開始期）

- 1 この特約は、主契約の締結の際、保険契約者から申し出があり、かつ、会社が承諾した場合に主契約に付加して締結します。この場合、この特約の責任開始期は、主契約の締結の際の責任開始期と同一とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、この特約は、会社所定の取扱範囲内で、主契約の締結後、被保険者の同意を得たうえで、保険契約者から申し出があり、かつ、会社が承諾した場合に主契約に付加して締結します。この場合、この特約の責任開始期は、会社がこの特約の付加を承諾した日の直後に到来する主契約の契約応当日（主契約が年払であれば年単位の契約応当日、半年払であれば半年単位の契約応当日、月払であれば月単位の契約応当日）とします。
- 3 前項の場合、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、この特約の契約年齢

および保険期間は、前項に定めるこの特約の責任開始期の直前の主契約の年単位の契約応当日（この特約の責任開始期が主契約の年単位の契約応当日と同一の日の場合は、その日。以下、第3条（災害入院給付金の支払限度および疾病入院給付金の支払限度ならびに支払限度変更日の指定）および第33条（無事故給付特則）において同じとします。）を基準に定めます。

4 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

第2条（給付の指定）

1 保険契約者は、この特約の締結の際、この特約による給付として、つぎの各号の給付のうち、いずれかまたは両方の給付を指定するものとします。

- (1) 災害入院給付金
- (2) 疾病入院給付金

2 保険契約者は、この特約の締結の際、前項の規定により指定された給付以外のこの特約による給付として、つぎの各号の給付のうち、1以上の給付を指定することができます。

- (1) 手術給付金
- (2) 入院初期加算給付金（災害入院給付金および疾病入院給付金の両方が指定された場合に限りします。）
- (3) 見舞給付金（災害入院給付金、疾病入院給付金および手術給付金がすべて指定された場合に限りします。）

3 この特約による給付として指定されなかった給付については、給付金の支払はないものとし、また、この特約条項中のその給付に関する規定は適用がないものとし、

4 給付金の支払については、第4条（災害入院給付金の支払）から第8条（見舞給付金の支払）までに定めるところによりします。

5 本条の規定により指定された給付は、変更することができません。

第3条（災害入院給付金の支払限度および疾病入院給付金の支払限度ならびに支払限度変更日の指定）

1 この特約の同一の別表2に定める不慮の事故（以下、「不慮の事故」といいます。）による災害入院給付金の支払限度（以下、「災害入院給付金の支払限度」といいます。）および1回の入院についての疾病入院給付金の支払限度（以下、「疾病入院給付金の支払限度」といいます。）は、この特約の保険期間を通じて一定とします。

2 前項にかかわらず、保険契約者がこの特約の締結の際、次項の規定により支払限度変更日を指定した場合には、この特約の災害入院給付金の支払限度および疾病入院給付金の支払限度は、支払限度変更日に変更されます。この場合、災害入院給付金の支払限度および疾病入院給付金の支払限度が変更されるこの特約を「新医療保険特約（支払限度変更型）」といいます。

3 保険契約者は、この特約の締結の際、つぎの各号に定める事項について、会社所定の取扱範囲内で指定するものとします。

- (1) 第1項の場合
災害入院給付金の支払限度および疾病入院給付金の支払限度

- (2) 前項の場合

- ① 支払限度変更日

災害入院給付金の支払限度および疾病入院給付金の支払限度が変更される日として、この特約の保険期間中の主契約の年単位の契約応当日を、その日における被保険者の満年齢により指定するものとします。

- ② 災害入院給付金の支払限度および疾病入院給付金の支払限度

指定する災害入院給付金の支払限度および疾病入院給付金の支払限度は、つぎのそれぞれの期間についての支払限度とします。

ア. 主契約の契約日（第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合はこの特約の責任開始期の直前の主契約の年単位の契約応当日）からその直後の支払限度変更日の前日まで

イ. 支払限度変更日から翌支払限度変更日の前日まで

ウ. 最終の支払限度変更日からこの特約の保険期間満了日まで（この特約の保険期間が終身の場合は最終の支払限度変更日以後）

4 前条第1項の規定により災害入院給付金および疾病入院給付金の両方が指定された場合には、前項の規定により保険契約者が指定する災害入院給付金の支払限度および疾病入院給付金の支払限度ならびに支払限度変更日は、同一とします。

5 本条の規定により指定された災害入院給付金の支払限度および疾病入院給付金の支払限度ならびに支払限度変更日は、変更することはできません。

第4条（災害入院給付金の支払）

1 災害入院給付金の支払はつぎのとおりとします。

名称	給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	給付金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）
災害入院給付金	被保険者がこの特約の保険期間中につきの各号のいずれにも該当する附則 1 の 1. に定める入院をしたとき (1) この特約の責任開始期（復活の取扱が行われた後は最後の復活の際の責任開始期、復旧の取扱が行われた後の基本入院給付金日額の増額部分については最後の復旧の際の責任開始期。以下、同じとします。）以後に発生した不慮の事故による傷害の附則 1 の 2. に定める治療を目的とする入院（以下、「治療を目的とする入院」といいます。） (2) 不慮の事故の日からその日を含めて 180 日以内に開始した入院 (3) 附則 1 の 3. に定める病院または診療所（以下、「病院または診療所」といいます。）における入院 (4) 入院日数が 5 日以上継続した入院	基本入院給付金日額 × (入院日数－入院開始日からその日を含めての 4 日) この場合、被保険者の入院中に基本入院給付金日額が減額されたときは、基本入院給付金日額は各日現在の基本入院給付金日額とします。	被保険者	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 被保険者の犯罪行為 ③ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

- 2 被保険者が 2 以上の不慮の事故により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故（以下、本項において「主たる不慮の事故」といいます。）に対する災害入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故（以下、本項において「異なる不慮の事故」といいます。）に対する災害入院給付金は支払いません。ただし、その入院中に主たる不慮の事故により災害入院給付金の支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故により災害入院給付金を支払います。この場合、異なる不慮の事故に対する災害入院給付金の支払額は、前項の支払額に関する規定にかかわらず、主たる不慮の事故により災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に基本入院給付金日額を乗じた金額とします。
- 3 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、つぎの各号のいずれにも該当する入院をしたときは、継続した 1 回の入院とみなして第 1 項の支払事由に関する規定を適用します。ただし、それぞれの入院は、その事故の日からその日を含めて 180 日以内に開始した入院に限ります。
- (1) 転入院または再入院の直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院までの間隔が 30 日以内の入院
- (2) それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一の入院
- 4 被保険者が災害入院給付金の支払事由に該当する入院を 2 回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるときは、1 回の入院とみなして本条および第 10 条（給付金の支払限度）第 1 項第 1 号の規定を適用します。ただし、その事故の日からその日を含めて 180 日以内に開始した入院に限ります。
- 5 この特約が新医療保険特約（支払限度変更型）の場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 被保険者が支払限度変更日を含んで継続して入院しているときは、その入院の退院日における災害入院給付金の支払限度により取り扱います。
- (2) 被保険者が支払限度変更日以後に入院し、その入院が第 3 項または前項の規定によりその入院前の入院と 1 回の入院とみなされるときは、当該支払限度変更日以後の入院の退院日における災害入院給付金の支払限度により取り扱います。
- 6 前項第 1 号または第 2 号の場合、当該支払限度変更日前の災害入院給付金の支払限度に達したことにより災害入院給付金が支払われていない入院の期間があるときは、その入院の期間も含めた 1 回の入院（1 回の入院とみなす場合を含みます。）について、前項第 1 号または第 2 号の退院日における災害入院給付金の支払限度の判定を行い、その入院の期間に対して支払うべき災害入院給付金があればこれを支払います。
- 7 被保険者が第 1 項に定める入院中につきの各号のいずれかの事由に該当した場合には、その事由発生後継続したその入院については、この特約の保険期間中の入院とみなして取り扱います。この場合の基本入院給付金日額は、第 1 号においてはこの特約の保険期間満了日のそれ、第 2 号においてはこの特約が消滅した日の前日のそれと同額とします。
- (1) この特約の保険期間が満了したとき
- (2) 主契約の高度障害保険金の支払事由が生じたことにより、この特約が消滅したとき
- 8 第 2 条（給付の指定）第 1 項の規定により災害入院給付金および疾病入院給付金の両方が指定された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 本条の規定により災害入院給付金の支払事由が生じたときでも、次条の規定により疾病入院給付金が支払われる期間に対しては、災害入院給付金は支払いません。
- (2) 次条の規定により疾病入院給付金が支払われる入院中に不慮の事故による傷害の治療を開始したときは、災害入院給付金の支払額は、第 1 項の支払額に関する規定にかかわらず、疾病入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に基本入院給付金日額を乗じて得られる金額とします。
- 9 保険契約者は、災害入院給付金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。ただし、保険契約者および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）を法人とする主契約にこの特約が

付加されている場合には、第1項の規定にかかわらず、災害入院給付金の受取人は、保険契約者とします。

第5条（疾病入院給付金の支払）

1 疾病入院給付金の支払はつぎのとおりとします。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
疾病入院給付金	被保険者がこの特約の保険期間中につぎの各号のいずれにも該当する附則1の1.に定める入院をしたとき (1) つぎのいずれかの治療を目的とする入院 ① この特約の責任開始期以後に発病した疾病（附則1の6.に定める異常分娩を含みます。以下、同じとします。） ② この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害（その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に入院を開始した場合に限りします。） ③ この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故以外の外因による傷害 (2) 病院または診療所における入院 (3) 入院日数が5日以上継続した入院	基本入院給付金日額 × （入院日数－入院開始日からその日を含めての4日） この場合、被保険者の入院中に基本入院給付金日額が減額されたときは、基本入院給付金日額は各日現在の基本入院給付金日額とします。	被保険者	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 附則2に定める被保険者の薬物依存（以下、「被保険者の薬物依存」といいます。） ③ 被保険者の犯罪行為 ④ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑦ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

2 会社は、被保険者が前項に定める入院を開始した時に異なる疾病（不慮の事故による傷害（不慮の事故の日からその日を含めて180日を経過した後に入院を開始した場合に限りします。）および不慮の事故以外の外因による傷害を含みます。以下、本項において同じとします。）を併発していた場合またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなして前項の規定を適用します。

3 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、つぎの各号のいずれにも該当する入院をしたときは、継続した1回の入院とみなして第1項の支払事由に関する規定を適用します。

(1) 転入院または再入院の直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院までの間隔が30日以内の入院

(2) それぞれの入院の直接の原因となった疾病または不慮の事故その他の外因による傷害が同一かまたは附則1の4.に定める医学上重要な関係（以下、「医学上重要な関係」といいます。）があると会社が認める入院

4 被保険者が疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病または不慮の事故その他の外因による傷害が同一かまたは医学上重要な関係があると会社が認めたときは、1回の入院とみなして本条および第10条（給付金の支払限度）第2項第1号の規定を適用します。ただし、疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

5 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病の治療または発生した不慮の事故その他の外因による傷害の治療を目的として入院した場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。

6 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病（不慮の事故以外の外因による傷害を含みます。以下、本項において同じとします。）を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に疾病入院給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。

(1) その疾病について、この特約の締結、復活または復旧の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。

(2) その疾病について、この特約の責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

7 この特約が新医療保険特約（支払限度変更型）の場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 被保険者が支払限度変更日を含んで継続して入院しているときは、その入院の退院日における疾病入院給付金の支払限度により取り扱います。

(2) 被保険者が支払限度変更日以後に入院し、その入院が第3項または第4項の規定によりその入院前の入院と1回の入院とみなされるときは、当該支払限度変更日以後の入院の退院日における疾病入院給付金の支払限度により取り扱います。

- 8 前項第1号または第2号の場合、当該支払限度変更日前の疾病入院給付金の支払限度に達したことにより疾病入院給付金が支払われていない入院の期間があるときは、その入院の期間も含めた1回の入院（1回の入院とみなす場合を含みます。）について、前項第1号または第2号の退院日における疾病入院給付金の支払限度の判定を行い、その入院の期間に対して支払うべき疾病入院給付金があればこれを支払います。
- 9 被保険者が第1項に定める入院中につぎの各号のいずれかの事由に該当した場合には、その事由発生後継続したその入院については、この特約の保険期間中の入院とみなして取り扱います。この場合の基本入院給付金日額は、第1号においてはこの特約の保険期間満了日のそれ、第2号においてはこの特約が消滅した日の前日のそれと同額とします。
- (1) この特約の保険期間が満了したとき
- (2) 主契約の高度障害保険金の支払事由が生じたことにより、この特約が消滅したとき
- 10 第2条（給付の指定）第1項の規定により災害入院給付金および疾病入院給付金の両方が指定された場合で、前条の規定により災害入院給付金が支払われる入院中に疾病の治療を開始したときは、疾病入院給付金の支払額は、第1項の支払額に関する規定にかかわらず、つぎの各号のとおりとします。
- (1) 不慮の事故による傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以上経過した日に疾病の治療を開始したとき
疾病の治療を開始した日からその日を含めた入院日数に基本入院給付金日額を乗じて得られる金額
- (2) 不慮の事故による傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日以内に疾病の治療を開始したとき
不慮の事故による傷害の治療のために入院を開始した日からその日を含めて4日経過した日以後その日を含めた入院日数に基本入院給付金日額を乗じて得られる金額
- 11 保険契約者は、疾病入院給付金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。ただし、保険契約者および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）を法人とする主契約にこの特約が付加されている場合には、第1項の規定にかかわらず、疾病入院給付金の受取人は、保険契約者とします。

第6条（手術給付金の支払）

- 1 手術給付金の支払はつぎのとおりとします。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
手術給付金	被保険者がこの特約の保険期間中につぎの各号のいずれにも該当する別表5に定める手術を受けたとき (1) つぎのいずれかに該当する手術 ① この特約の責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病の附則1の5.に定める治療を直接の目的とする手術（以下、「治療を直接の目的とする手術」といいます。） ② 組織の機能に障害がある者に対して骨髓幹細胞を移植することを目的としてこの特約の責任開始期の属する日からその日を含めて1年を経過した日以後に行われた骨髓幹細胞採取手術（末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含みます。また、骨髓幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。） (2) 病院または診療所における手術	その手術日現在の基本入院給付金日額×手術の種類に応じ別表5に定める給付倍率	被保険者	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 被保険者の犯罪行為 ③ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦ 被保険者の薬物依存

- 2 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病の治療または発生した不慮の事故その他の外因による傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けたときは、その手術はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして前項の規定を適用します。
- 3 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病（不慮の事故以外の外因による傷害を含みます。以下、本項において同じとします。）を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に手術給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。
- (1) その疾病について、この特約の締結、復活または復旧の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その疾病について、この特約の責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または

自覚していた場合を除きます。

- 4 被保険者が別表5に定める2種類以上の手術を同時に受けた場合には、会社は、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなして第1項の規定を適用します。
- 5 保険契約者は、手術給付金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。ただし、保険契約者および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）を法人とする主契約にこの特約が付加されている場合には、第1項の規定にかかわらず、手術給付金の受取人は、保険契約者とします。

第7条（入院初期加算給付金の支払）

- 1 入院初期加算給付金の支払はつぎのとおりとします。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
入院初期加算給付金	つぎの各号のいずれかに該当したとき (1) 被保険者がこの特約の保険期間中に災害入院給付金が支払われる入院をしたとき (2) 被保険者がこの特約の保険期間中に疾病入院給付金が支払われる入院をしたとき	基本入院給付金日額 × 保険契約者がこの特約の締結の際に会社の定める範囲内で指定した入院初期加算給付金の給付倍率 × (入院日数－入院開始日からその日を含めての4日) この場合、被保険者の入院中に基本入院給付金日額が減額されたときは、基本入院給付金日額は各日現在の基本入院給付金日額とします。	被保険者	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 被保険者の犯罪行為 ③ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦ 被保険者の薬物依存

- 2 前項の支払事由の第1号の規定による入院初期加算給付金については第4条（災害入院給付金の支払）の規定を、前項の支払事由の第2号の規定による入院初期加算給付金については第5条（疾病入院給付金の支払）の規定を、それぞれ準用します。
- 3 保険契約者は、入院初期加算給付金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。ただし、保険契約者および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）を法人とする主契約にこの特約が付加されている場合には、第1項の規定にかかわらず、入院初期加算給付金の受取人は、保険契約者とします。

第8条（見舞給付金の支払）

- 1 見舞給付金の支払はつぎのとおりとします。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
見舞給付金	つぎの各号のいずれかに該当したとき (1) 被保険者がこの特約の保険期間中に災害入院給付金が支払われる入院をしたとき (2) 被保険者がこの特約の保険期間中に疾病入院給付金が支払われる入院をしたとき (3) 被保険者がこの特約の保険期間中に手術給付金が支払われる手術を受けたとき。ただし、前2号の規定により見舞給付金が支払われる入院において、その入院中に受けた手術を除きます。	支払事由に該当した日現在の基本入院給付金日額	被保険者	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 被保険者の犯罪行為 ③ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦ 被保険者の薬物依存

- 2 会社は、被保険者が前項の支払事由の第1号または第2号に定める入院を開始した時に異なる傷害もしくは疾病を併発していた場合またはその入院中に異なる傷害もしくは疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった傷害または疾病により継続して入院したものとみなして前項の支払事由の第1号または第2号の規定を適用します。
- 3 前項のほか、第1項の支払事由の第1号の規定による見舞給付金については第4条（災害入院給付金の支払）の規定を、第1項の支払事由の第2号の規定による見舞給付金については第5条（疾病入院給付金の支払）の規定を、第1項の支払事由の第3号の規定については第6条（手術給付金の支払）の規定を、それぞれ準用します。

- 4 保険契約者は、見舞給付金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。ただし、保険契約者および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）を法人とする主契約にこの特約が付加されている場合には、第1項の規定にかかわらず、見舞給付金の受取人は、保険契約者とします。

第9条（給付金の削減支払）

第4条（災害入院給付金の支払）から前条までの規定にかかわらず、会社は、つぎの各号のいずれかにより給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、給付金を削減して支払うかまたは支払わないことがあります。

- (1) 地震、噴火または津波
- (2) 戦争その他の変乱

第10条（給付金の支払限度）

- 1 災害入院給付金の支払限度および通算支払限度は、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 災害入院給付金の支払限度は、第3条（災害入院給付金の支払限度および疾病入院給付金の支払限度ならびに支払限度変更日の指定）第3項において指定された支払日数とします。
 - (2) 通算支払限度は、災害入院給付金の支払日数を通算して1,095日とします。
- 2 疾病入院給付金の支払限度および通算支払限度は、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 疾病入院給付金の支払限度は、第3条（災害入院給付金の支払限度および疾病入院給付金の支払限度ならびに支払限度変更日の指定）第3項において指定された支払日数とします。
 - (2) 通算支払限度は、疾病入院給付金の支払日数を通算して1,095日とします。
- 3 第6条（手術給付金の支払）第1項の支払事由に関する規定中、第1号の②の規定により支払われる手術給付金の支払限度は、1回とします。
- 4 入院初期加算給付金の支払限度および通算支払限度は、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 入院初期加算給付金の支払限度は、災害入院給付金の支払われる同一の不慮の事故による入院および疾病入院給付金の支払われる1回の入院について、それぞれ支払日数30日とします。
 - (2) 通算支払限度は、災害入院給付金および疾病入院給付金の支払われる入院についての入院初期加算給付金それぞれについて、支払日数を通算して540日とします。
- 5 第8条（見舞給付金の支払）第1項の支払事由に関する規定中、第1号または第2号の規定により支払われる見舞給付金の支払限度は、1回の入院について、1回とします。

第11条（給付金の請求手続）

- 1 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- 2 給付金の受取人は、給付金の支払事由が生じたときは、すみやかに別表4に定める請求書類（以下、「請求書類」といいます。）を提出して、給付金を請求してください。
- 3 被保険者が死亡した場合、給付金の請求については、被保険者の法定相続人のうち、つぎの各号に定める1人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。ただし、給付金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 主契約の死亡保険金受取人（法定相続人である死亡保険金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）
 - (2) 前号に該当する者がいない場合
主契約に指定代理請求特約が付加され、指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において指定代理請求特約条項第3条第1項各号に定める範囲内であることを要します。）
 - (3) 前2号に該当する者がいない場合
戸籍上の配偶者
 - (4) 前3号に該当する者がいない場合
法定相続人の協議により定めた者
- 4 前項の規定により会社が給付金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 故意に給付金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、第3項に定める代表者としての取扱を受けることができません。
- 6 給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- 7 給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から給付金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれつぎの各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、給付金の請求のための書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）25日を経過する日とします。

給付金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	給付金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合	給付金の支払事由が発生した原因

給付金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4) この特約の特約条項に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項、第26条（重大事由による解除）第1項第4号の①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者、給付金の受取人もしくは第3項に定める被保険者の法定相続人の代表者のこの特約の締結の目的もしくは給付金の請求の意図に関するこの特約の締結時から給付金の請求時までにおける事実

- 8 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、給付金の請求のための書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）つぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合は、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

前項の確認をするために不可欠な特別な照会・調査	日数
(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	45日
(2) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	60日
(3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	90日
(4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者、給付金の受取人または第3項に定める被保険者の法定相続人の代表者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査	90日
(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査	60日

- 9 前2項の場合、会社は、給付金を請求した者に通知します。
- 10 第6項から第8項までに定める期限をこえて給付金を支払う場合には、第6項から第8項までに定める期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、給付金を支払います。
- 11 第7項および第8項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、給付金の受取人または第3項に定める被保険者の法定相続人の代表者が、正当な理由がなく第7項および第8項に掲げる事項の確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより第7項および第8項に掲げる事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

第12条（支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱）

- 1 この特約の保険料が払い込まないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに、この特約による給付金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を給付金から差し引きます。
- 2 猶予期間中に、この特約の給付金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を給付金から差し引きます。
- 3 前2項の場合、給付金が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、支払事由が生じたことにより支払うべき給付金を支払いません。

第13条（特約の保険料の払込免除）

- 1 主約款の規定により主契約の保険料の払込が免除されたときは、会社は、つぎの払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに保険料の払込の免除事由に該当したときは、その払込期月）以後のこの特約の保険料の払込を免除します。
- 2 前項の規定にかかわらず、第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合で、この特約の責任開始期前に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、この特約の責任開始期以後、主契約の保険料の払込が免除されたときは、この特約の保険料の払込は免除されないものとし、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) この特約の保険料は、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法のうち保険料を払い込む日において会社を取り扱っている方法により払い込んでください。この場合、主約款の保険料の払込、前納および猶予期間に関する規定を準用します。
- ① 一括して前納する方法。この場合、会社所定の利率で割り引きます。
- ② 年払で払い込む方法
- (2) 前号の場合、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まないときは、この特約は猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
- (3) この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として主約款に定める保険料の払

込の免除事由に該当したときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用してこの特約の保険料の払込を免除します。

- 3 前項の場合、保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は、すでに払い込まれたこの特約の保険料に対応する期間の満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとしします。
- 4 前3項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第14条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、この特約の締結の際に会社所定の範囲内で定めます。

第15条（特約の保険料の払込）

- 1 この特約の保険料は、主契約の保険料払込期間中は主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料前納の場合も同じとします。
- 2 この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料（以下、本条において「払込期間満了後特約保険料」といいます。）については、第13条（特約の保険料の払込免除）第2項第1号および第2号の規定を準用して取り扱います。
- 3 払込期間満了後特約保険料については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、保険料の払込免除を取り扱います。
- 4 第2項の場合、第13条（特約の保険料の払込免除）第3項の規定を準用します。
- 5 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとしします。

第16条（特約の保険料の自動振替貸付）

この特約が付加されている主契約において、自動振替貸付の規定が適用されるときは、その主契約の保険料とこの特約の保険料の合計額について、主約款の自動振替貸付に関する規定を適用します。この場合、この特約の解約返戻金があるときは、主契約の解約返戻金に加算して取り扱います。

第17条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。この場合には、保険契約者は、この特約の解約返戻金があるときは、その請求をすることができます。

第18条（特約の復活）

- 1 主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとしします。
- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第19条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約し、この特約の解約返戻金があるときは、その請求をすることができます。
- 2 前項の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第20条（解約返戻金）

- 1 この特約の解約返戻金は、この特約の保険料払込期間中の場合にはその保険料を払い込んだ年月数および経過した年月数により、保険料払込済の場合にはその経過した年月数により、会社の定める方法で計算します。ただし、主約款の規定による保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
- 2 主契約において保険契約者に対する貸付を行うときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加算して取り扱います。
- 3 この特約の解約返戻金の支払時期および支払場所については、第11条（給付金の請求手続）第6項の規定を準用します。

第21条（給付金の受取人による特約の存続）

- 1 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たす給付金の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、前項の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3 前項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。

第22条（特約の保険期間の変更）

- 1 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中であれば、会社の承諾を得て、会社の定める期間の範囲（保険契約者が変更を請求した日において会社に取り扱っている範囲とします。）内で、この特約の保険期間を変更することができます。ただし、この特約が新医療保険特約（支払限度変更型）の場合には、会社は、特約の保険期間の変更を取り扱いません。
- 2 保険契約者がこの特約の保険期間の変更を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- 3 会社がこの特約の保険期間の変更を承諾したときは、会社の定める方法で計算した金額を授受し、次回以後のこの特約の保険料を更正します。
- 4 本条の規定によりこの特約の保険期間の変更をしたときは、保険証券に表示します。

第23条（基本入院給付金日額の減額）

- 1 保険契約者は、会社の定める金額の範囲（保険契約者が変更を請求した日において会社に取り扱っている範囲とします。）内で、将来に向かってこの特約の基本入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の基本入院給付金日額は、会社所定のコレ以上であることを要します。
- 2 主契約の保険金額が減額された場合、または、主契約に付加されている特約が解約もしくは減額された場合で、この特約の基本入院給付金日額が会社所定のコレの範囲をこえるときは、その限度額まで減額します。
- 3 保険契約者がこの特約の基本入院給付金日額の減額を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- 4 基本入院給付金日額の減額部分は、解約されたものとして取り扱います。
- 5 本条の規定によりこの特約の基本入院給付金日額を減額したときは、保険証券に表示します。

第24条（特約の復旧）

- 1 主契約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとして扱います。
- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復旧を承諾したときは、主約款の復旧に関する規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。
- 3 この特約のみを減額した場合の復旧は取り扱いません。

第25条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第26条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金（特約の保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金の額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がつぎのいずれかに該当する場合
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 会社は、給付金の支払事由または特約の保険料の払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた給付金の支払事由または特約の保険料の払込の免除事由による給付金の支払または特約の保険料の払込の免除を行いません。もし、すでに給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求することができ、すでに特約の保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を求めることができます。
- 3 本条の規定によりこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。
- 4 会社は、本条の規定によりこの特約を解除した場合に、解約返戻金があるときは、保険契約者に支払います。

第27条（特約の消滅）

- 1 つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) 主約款の規定により保険金を支払ったとき
 - (2) 主契約が前号以外の事由で消滅したとき

- (3) 主契約が払済保険または延長定期保険に変更されたとき
- (4) 第2条（給付の指定）第1項の規定により手術給付金が指定されなかった場合で、指定された災害入院給付金および疾病入院給付金のすべての支払が第10条（給付金の支払限度）に定める通算支払限度に達したとき
- 2 前項第2号の規定によりこの特約が消滅した場合に、この特約の解約返戻金があるときは、保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより主契約が消滅した場合を除きます。また、主約款の規定により主契約の責任準備金が支払われるときは、この特約の責任準備金を支払います。
- 3 第1項第3号の規定によりこの特約が消滅した場合に、この特約の解約返戻金があるときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。また、第1項第3号の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。
- 4 第1項第4号の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。

第28条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第29条（管轄裁判所）

この特約における給付金および保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

第30条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第31条（保険料一時払に関する特則）

この特約の保険料が一時払のときは、第12条（支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱）、第13条（特約の保険料の払込免除）、第15条（特約の保険料の払込）、第16条（特約の保険料の自動振替貸付）および第22条（特約の保険期間の変更）の規定は適用しません。

第32条（主契約が払済保険に変更された場合の特則）

- 1 主契約が主契約の責任開始期の属する日（復活または復旧の場合には、復活日または復旧日とします。）からその日を含めて10年をこえて有効に継続した場合で、主契約が払済保険に変更されたときは、第27条（特約の消滅）第1項第3号の規定にかかわらず、保険契約者の申し出によりこの特約を継続することができます。ただし、この特約の保険料が一時払の場合、または、この特約に特別条件が適用されている場合には、この特約は消滅します。
- 2 前項の規定によるこの特約の継続の申し出の際、会社の定める方法で計算した金額を払い込むことを要します。

第33条（無事故給付特則）

- 1 保険契約者は、第2条（給付の指定）の規定により、災害入院給付金、疾病入院給付金および手術給付金がすべて指定された場合には、この特約の締結の際、無事故給付特則（以下、本条において「この特則」といいます。）を付加することができます。ただし、この特約の保険料が一時払の場合には、この特則を付加することはできません。
- 2 この特則を付加したこの特約については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の趣旨をつぎのとおり読み替えます。

「この特約の趣旨
この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加して締結し、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）が入院した場合、手術を受けた場合または所定の期間中に災害入院給付金、疾病入院給付金および手術給付金が支払われなかった場合にそれぞれ主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）が指定した所定の給付金（災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金、入院初期加算給付金、見舞給付金または無事故給付金を指します。以下、同じとします。）を支払うことを主要内容とするものです。」
 - (2) 保険契約者は、この特約の締結の際、無事故給付金の支払可否の判定の基準となる日（この特約の保険料払込期間（この特約の保険料払込期間が終身の場合は保険契約者がこの特約の締結の際に会社の定める範囲内で定めた期間。以下、本条において同じとします。）中の会社の定める年数ごとの主契約の年単位の契約応当日とします。以下、「基準日」といいます。）を指定することができます。
 - (3) 無事故給付金の支払可否の判定期間（以下、「判定期間」といいます。）は、それぞれつぎのとおりとします。
 - ① 基準日を指定した場合
 - ア. 主契約の契約日（第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合はこの特約の責任開始期の直前の主契約の年単位の契約応当日）からその直後の基準日の前日まで
 - イ. 基準日から翌基準日の前日まで
 - ウ. 最終の基準日からこの特約の保険料払込期間満了日まで
 - ② 基準日を指定しなかった場合
 - 主契約の契約日（第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の場合はこの特約の責任開始期の直前の主契約の年単位の契約応当日）の属する日からこの特約の保険料払込期間満了日まで
 - (4) 無事故給付金の支払は、つぎのとおりとします。

名称	支払事由	支払額	受取人
無事故給付金	被保険者がつぎの各号のいずれにも該当したとき (1) 判定期間満了時に生存していること (2) 判定期間中に災害入院給付金、疾病入院給付金および手術給付金のいずれもが一度も支払われていないこと	判定期間満了時現在の基本入院給付金日額 × 保険契約者がこの特約の締結の際に会社の定める範囲内で指定した無事故給付金の給付倍率	保険契約者

- (5) 無事故給付金の支払に関して、判定期間満了時を含んで継続している入院（第4条（災害入院給付金の支払）第3項および第5条（疾病入院給付金の支払）第3項の規定により継続した1回の入院とみなされる入院を含みます。）については、その入院が災害入院給付金または疾病入院給付金の支払事由に該当した日の属する判定期間中の入院とみなします。
- (6) 無事故給付金の支払に関して、異なる判定期間中の2回以上の入院が第4条（災害入院給付金の支払）第4項または第5条（疾病入院給付金の支払）第4項の規定により1回の入院とみなされるときは、それらの入院は、最初の入院が災害入院給付金または疾病入院給付金の支払事由に該当した日の属する判定期間中の入院とみなします。
- (7) 被保険者が判定期間中に災害入院給付金、疾病入院給付金または手術給付金（以下、「災害入院給付金等」といいます。）の支払事由に該当した場合で、当該判定期間満了後にその災害入院給付金等が支払われるときは、その災害入院給付金等は当該判定期間中に支払われたものとみなし、当該判定期間に対する無事故給付金は支払いません。
- (8) 前号の場合、すでに無事故給付金が支払われていたときは、支払うべき災害入院給付金等から無事故給付金を差し引きます。ただし、災害入院給付金等が差し引くべき無事故給付金に不足するときは、保険契約者は、その不足分を会社に返還することを要します。
- (9) 第16条（特約の保険料の自動振替貸付）中、「この場合、この特約の解約返戻金があるときは、主契約の解約返戻金に加算して取り扱います。」の規定は適用しません。
- (10) 第20条（解約返戻金）第2項および前条の規定は適用しません。
- (11) 第21条（給付金の受取人による特約の存続）第3項のつぎに「つぎのとおり加えます。」
「4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、第1項の解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、無事故給付金（無事故給付金の支払の際にあわせて支払われる金額がある場合には、その金額を含むものとします。以下、本条において同じとします。）の支払事由が生じ、会社が無事故給付金を支払うべきときは、会社が支払うべき金額の限度で、第2項の金額を債権者等に支払います。この場合、会社が支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、無事故給付金の受取人に支払います。
5 前項による無事故給付金の支払後の第2項に定める金額は、解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額から支払った無事故給付金の金額を差し引いた金額とします。」
- (12) 無事故給付金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
- 3 この特約の保険料払込期間が終身の場合には、この特約は最終の判定期間満了時に消滅するものとし、将来に向かってこの特約の保険料を改めます。
- 4 この特約を解約することはできません。

第34条（短期入院保障特約）

- 1 保険契約者は、この特約の締結の際、短期入院保障特約（以下、本条において「この特約」といいます。）を付加することができます。
- 2 この特約を付加したこの特約については、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 第4条（災害入院給付金の支払）第1項および第5条（疾病入院給付金の支払）第1項の支払事由に関する規定中、「入院日数が5日以上継続した入院」を「入院日数が2日以上継続した入院」と読み替えます。
- (2) 第4条（災害入院給付金の支払）第1項および第5条（疾病入院給付金の支払）第1項の支払額に関する規定中、「基本入院給付金日額×（入院日数－入院開始日からその日を含めての4日）」を「基本入院給付金日額×入院日数」と読み替えます。
- (3) 第4条（災害入院給付金の支払）第2項中、「この場合、異なる不慮の事故に対する災害入院給付金の支払額は、前項の支払額に関する規定にかかわらず、主たる不慮の事故により災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に基本入院給付金日額を乗じた金額とします。」の規定は適用しません。
- (4) 第4条（災害入院給付金の支払）第3項および第8項第2号ならびに第5条（疾病入院給付金の支払）第3項および第10項の規定は適用しません。
- (5) 第7条（入院初期加算給付金の支払）第1項の支払額に関する規定中、「基本入院給付金日額×保険契約者がこの特約の締結の際に会社の定める範囲内で指定した入院初期加算給付金の給付倍率×（入院日数－入院開始日からその日を含めての4日）」を「基本入院給付金日額×保険契約者がこの特約の締結の際に会社の定める範囲内で指定した入院初期加算給付金の給付倍率×入院日数」と読み替えます。
- 3 この特約を解約することはできません。

第 35 条（解約返戻金なし特則）

- 1 保険契約者は、この特約の締結の際、解約返戻金なし特則（以下、本条において「この特則」といいます。）を付加することができます。
- 2 この特則を付加したこの特約については、この特約の解約返戻金はありません。この場合、第 20 条（解約返戻金）および第 22 条（特約の保険期間の変更）の規定は適用しません。
- 3 この特則を解約することはできません。

第 36 条（主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則）

- 1 この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加され、主契約の全部を介護保障に移行した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険料については、第 13 条（特約の保険料の払込免除）第 2 項第 1 号および第 2 号の規定を準用して取り扱います。
 - (2) この特約の保険料の払込免除については、主約款（主契約に疾病障害による保険料払込免除特約または保険料払込免除特約が付加された場合は、主約款または疾病障害による保険料払込免除特約条項もしくは保険料払込免除特約条項）の規定を準用します。
 - (3) 保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は消滅します。この場合、この特約の解約返戻金があるときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金とともに基本介護年金額の計算基礎となる金額に含めます。ただし、この特約の解約返戻金がある場合に、保険契約者が請求したときは、この限りではありません。
 - (4) 介護保障に移行した部分が消滅したときは、この特約は消滅します。
- 2 この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加され、主契約の一部を介護保障に移行した場合には、この特約は消滅または減額されることなく継続するものとします。

第 37 条（主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加された場合の特則）

- 1 この特約が付加されている主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加され、主契約の解約による解約返戻金が保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第 3 条（年金基金の設定または保険金等の据置）に定める年金基金に充当された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。ただし、保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第 8 条（年金の種類）第 1 項の規定により定められた年金の種類が 1 種類であることを要します。
 - (1) この特約の保険料（第 3 号の規定によりこの特約の保険期間が短縮され、この特約の保険料が更正される場合には、その更正後の保険料。以下、本条において同じとします。）については、第 13 条（特約の保険料の払込免除）第 2 項第 1 号および第 2 号の規定を準用して取り扱います。
 - (2) この特約の保険料の払込免除については、主約款（主契約に疾病障害による保険料払込免除特約または保険料払込免除特約が付加された場合は、主約款または疾病障害による保険料払込免除特約条項もしくは保険料払込免除特約条項）の規定を準用します。
 - (3) 第 1 号の場合、この特約の保険期間満了日は、つぎのとおりとします。
 - ① 年金の種類が保証期間付夫婦連生終身年金または保証期間付終身年金のとき
……年金の保証期間満了日または本条の規定によらないこの特約の保険期間満了日のいずれか早い日
 - ② 年金の種類が確定年金のとき
……年金支払期間満了日または本条の規定によらないこの特約の保険期間満了日のいずれか早い日
 - (4) 前号の規定によりこの特約の保険期間が短縮された場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - ① 払い込まれるべき責任準備金差額があるときは、その金額を払い込んでください。
 - ② この特約の解約返戻金があり、支払うべき解約返戻金差額があるときは、別段の申し出のない限り、その金額を保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第 3 条（年金基金の設定または保険金等の据置）第 2 項第 2 号工. に定める金額に含めるものとします。
 - ③ この特約の解約返戻金がなく、支払うべき責任準備金差額があるときは、その金額を保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第 3 条（年金基金の設定または保険金等の据置）第 2 項第 2 号工. に定める金額に含めず、かつ、保険契約者に支払わないものとします。
 - (5) 保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があった場合、またはこの特約が新医療保険特約（支払限度変更型）の場合には、この特約は消滅するものとします。この場合、この特約の解約返戻金があるときは、別段の申し出のない限り、この特約の解約返戻金を保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第 3 条（年金基金の設定または保険金等の据置）に定める年金基金に充当しまたは据え置きます。
 - (6) 年金受取人が死亡したときまたは年金の一時支払が行われたときは、この特約は消滅するものとします。
- 2 この特約が付加されている主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加され、主契約の減額による解約返戻金が保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第 3 条（年金基金の設定または保険金等の据置）に定める年金基金に充当された場合には、この特約は消滅または減額されることなく継続するものとします。

第 38 条（積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合には、この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

第 39 条（平準定期保険または無解約返戻金型平準定期保険に付加されている場合の特則）

この特約が平準定期保険または無解約返戻金型平準定期保険に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、つぎのとおり取り扱います。
- ① 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。ただし、つぎのいずれかに該当する場合には、この特約は更新されません。
- ア. この特約が新医療保険特約（支払限度変更型）のとき
- イ. 第33条（無事故給付特則）の規定により無事故給付特則が付加されたこの特約の保険期間と保険料払込期間が異なるとき
- ② ①にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。
- ③ ①または②の場合、更新後の特約または他の特約等において、第2条（給付の指定）から第8条（見舞給付金の支払）まで、第10条（給付金の支払限度）、第13条（特約の保険料の払込免除）、第21条（給付金の受取人による特約の存続）および第25条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
- ④ ①から③までに定めるほか、主約款の更新に関する規定を準用します。
- (2) 平成17年1月1日以前に締結されたこの特約が前号の規定により更新された後、給付金の支払事由が発生した場合で、被保険者が給付金を請求することができない事情があるときは、被保険者の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合には被保険者と生計を一にする者）がその事情を会社に申し出て、被保険者のために被保険者にかわって給付金を会社に請求することができます。

第40条（主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合の特則）

この特約が付加されている主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第13条（特約の保険料の払込免除）第1項および第2項第3号ならびに第15条（特約の保険料の払込）第3項中、「主約款」を「主約款または疾病障害による保険料払込免除特約条項」と読み替えます。
- (2) 第13条（特約の保険料の払込免除）第2項中、「不慮の事故による傷害」を「不慮の事故による傷害または発病した疾病」と読み替えます。

第41条（家族収入保険に付加されている場合の特則）

この特約が家族収入保険に付加されている場合には、第11条（給付金の請求手続）第3項第1号をつぎのとおり読み替えます。

- 「(1) 主契約の家族年金受取人（法定相続人である家族年金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）」

第42条（平成17年1月1日以前に締結されたこの特約が更新された場合の特則）

平成17年1月1日以前に締結されたこの特約が特約更新特約条項の規定により更新された後、給付金の支払事由が発生した場合で、被保険者が給付金を請求することができない事情があるときは、被保険者の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合には被保険者と生計を一にする者）がその事情を会社に申し出て、被保険者のために被保険者にかわって給付金を会社に請求することができます。

第43条（入院給付金の支払限度および支払限度変更日を指定する他の特約が付加された主契約に付加する場合の特則）

- 1 被保険者を同一とし、かつ、入院給付金の支払限度および支払限度変更日のうち、支払限度のみを指定することができる他の特約（次項に該当する場合を除きます。以下、本項において「他の特約」といいます。）が付加された主契約にこの特約を付加する場合には、第3条（災害入院給付金の支払限度および疾病入院給付金の支払限度ならびに支払限度変更日の指定）第1項が適用されるものとします。この場合、同条第3項の規定により保険契約者が指定する災害入院給付金の支払限度および疾病入院給付金の支払限度は、他の特約の支払限度と同一とします。
- 2 被保険者を同一とし、かつ、入院給付金の支払限度および支払限度変更日の両方を指定することができる他の特約（以下、本項において「他の特約」といいます。）が付加された主契約にこの特約を付加する場合には、第3条（災害入院給付金の支払限度および疾病入院給付金の支払限度ならびに支払限度変更日の指定）第2項が適用されるものとします。この場合、同条第3項の規定により保険契約者が指定する災害入院給付金の支払限度および疾病入院給付金の支払限度ならびに支払限度変更日は、他の特約の支払限度および支払限度変更日と同一とします。

第44条（主契約に保険料払込免除特約が付加された場合の特則）

この特約が付加されている主契約に保険料払込免除特約が付加された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第13条（特約の保険料の払込免除）第1項および第2項第3号ならびに第15条（特約の保険料の払込）第3項中、「主約款」を「主約款または保険料払込免除特約条項」と読み替えます。
- (2) 第13条（特約の保険料の払込免除）第2項中、「不慮の事故による傷害」を「不慮の事故による傷害または

診断確定された悪性新生物もしくは発病した疾病」と読み替えます。

第45条（高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合の特則）

この特約が高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第4条（災害入院給付金の支払）第7項第2号および第5条（疾病入院給付金の支払）第9項第2号中、「高度障害保険金」を「高度障害年金」と読み替えます。
- (2) 第4条（災害入院給付金の支払）第9項、第5条（疾病入院給付金の支払）第11項、第6条（手術給付金の支払）第5項、第7条（入院初期加算給付金の支払）第3項および第8条（見舞給付金の支払）第4項中、「死亡保険金受取人」を「家族年金受取人」と、「死亡保険金」を「家族年金」と、それぞれ読み替えます。
- (3) 第11条（給付金の請求手続）第3項第1号中、「死亡保険金受取人」を「家族年金受取人」と読み替えます。
- (4) 第23条（基本入院給付金日額の減額）第2項中、「保険金額」を「年金月額」と読み替えます。
- (5) 第27条（特約の消滅）第1項第1号中、「保険金」を「家族年金または高度障害年金」と読み替えます。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

附則1 入院等の定義

1. 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下、同じとします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下、同じとします。）が必要であり、かつ自宅等（3. に定める病院または診療所以外の施設を含みます。）での治療が困難なため、3. に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

2. 治療を目的とする入院

「治療を目的とする入院」とは、治療のために必要な入院をいいます。たとえば、美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検診、正常分娩などのための入院はこれに該当しません。

3. 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

(1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。

(2) (1)の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

4. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係をいいます。

5. 治療を直接の目的とする手術

「治療を直接の目的とする手術」とは、治療のために必要な手術をいい、たとえば、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術（避妊のための手術）、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは該当しません。

6. 異常分娩

「異常分娩」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
○流産に終わった妊娠	000～008
○妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障害	010～016
○主として妊娠に関連するその他の母体障害	020～029
○胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	030～048
○分娩の合併症	060～075
○分娩（完全な正常例における分娩（080）は除く）	081～084
○主として産じょく<褥>に関連する合併症	085～092
○その他の産科的病態、他に分類されないもの	094～099

附則2 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 19.2

新医療がん特約条項 目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結および保険期間の始期
- 第2条 特約の責任開始期
- 第3条 給付の指定
- 第4条 がん入院給付金の支払
- 第5条 がん手術給付金の支払
- 第6条 がん治療給付金の支払
- 第7条 がん経過観察給付金の支払
- 第8条 給付金の請求手続
- 第9条 支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱
- 第10条 特約の保険料の払込免除
- 第11条 特約の保険期間および保険料払込期間
- 第12条 特約の保険料の払込
- 第13条 特約の保険料の自動振替貸付
- 第14条 特約の失効
- 第15条 特約の復活
- 第16条 特約の解約
- 第17条 解約返戻金
- 第18条 給付金の受取人による特約の存続
- 第19条 特約の保険期間の変更
- 第20条 がん入院給付金日額の減額
- 第21条 特約の復旧
- 第22条 告知義務および告知義務違反
- 第23条 重大事由による解除
- 第24条 特約の消滅
- 第25条 契約者配当
- 第26条 管轄裁判所
- 第27条 主約款の規定の準用
- 第28条 保険料一時払に関する特則

- 第29条 主契約が払済保険に変更された場合の特則
- 第30条 短期入院保障特則
- 第31条 解約返戻金なし特則
- 第32条 主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則
- 第33条 主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加された場合の特則
- 第34条 積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合の特則
- 第35条 新医療保険に付加されている場合の特則
- 第36条 平準定期保険または無解約返戻金型平準定期保険に付加されている場合の特則
- 第37条 主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合の特則
- 第38条 家族収入保険に付加されている場合の特則
- 第39条 平成17年1月1日以前に締結されたこの特約が更新された場合の特則
- 第40条 主契約に保険料払込免除特約が付加された場合の特則
- 第41条 高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合の特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

- 附則1 入院等の定義
- 附則2 対象となる悪性新生物
- 附則3 がん手術給付倍率表

新医療がん特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加して締結し、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）のがんによる入院、手術または退院の場合に、それぞれ主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）が指定した所定の給付金（がん入院給付金、がん手術給付金、がん治療給付金またはがん経過観察給付金を指します。以下、同じとします。）を支払うことを主な内容とするものです。

第1条（特約の締結および保険期間の始期）

- 1 この特約は、主契約の締結の際、保険契約者から申し出があり、かつ、会社が承諾した場合に主契約に付加して締結します。この場合、この特約の保険期間の始期は、主契約の締結の際の責任開始期と同一とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、この特約は、会社所定の取扱範囲内で、主契約の締結後、被保険者の同意を得たうえで、保険契約者から申し出があり、かつ、会社が承諾した場合に主契約に付加して締結します。この場合、この特約の保険期間の始期は、会社がこの特約の付加を承諾した日の直後に到来する主契約の契約応当日（主契約が年払であれば年単位の契約応当日、半年払であれば半年単位の契約応当日、月払であれば月単位の契約応当日）とします。
- 3 前項の場合、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、この特約の契約年齢および保険期間は、前項に定めるこの特約の保険期間の始期の直前の主契約の年単位の契約応当日（この特約の責任開始期が主契約の年単位の契約応当日と同一の日の場合は、その日）を基準に定めます。
- 4 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

第2条（特約の責任開始期）

- この特約の締結の際の責任開始期は、前条に定めるこの特約の保険期間の始期の属する日からその日を含めて90日目の日の翌日とします。
- この特約の復活または復旧の際の責任開始期は、主契約の復活または復旧の際の責任開始の日と同一の日とします。ただし、前項に定めるこの特約の締結の際の責任開始期の前日までにこの特約の復活または復旧が行われた場合には、この特約の復活または復旧の際の責任開始期は、前項に定めるこの特約の締結の際の責任開始期と同一の日とします。
- 会社は、前2項に定めるこの特約の責任開始期からこの特約上の責任を負います。ただし、この特約の保険料の払込免除については、この特約の保険期間の始期（この特約について復活または復旧が行われた場合には、最後の復活または復旧の際の主契約の責任開始期。以下、同じとします。）から責任を負います。

第3条（給付の指定）

- この特約による給付は、がん入院給付金とします。ただし、保険契約者は、この特約の締結の際、がん入院給付金以外のこの特約による給付として、つぎの各号の給付のうち、1以上の給付を指定することができます。
 - がん手術給付金
 - がん治療給付金
 - がん経過観察給付金
- この特約による給付として指定されなかった給付については、給付金の支払はないものとし、また、この特約条項中のその給付に関する規定は適用がないものとします。
- 給付金の支払については、次条から第7条（がん経過観察給付金の支払）までに定めるところによります。
- 本条の規定により指定された給付は、変更することができません。

第4条（がん入院給付金の支払）

- がん入院給付金の支払は、つぎのとおりとします。

名称	給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
がん入院給付金	被保険者がこの特約の保険期間中につぎの各号のいずれにも該当する附則1の1.に定める入院をしたとき (1) この特約の責任開始期以後に発病した附則2に定める悪性新生物（以下、「がん」といいます。）の附則1の2.に定める治療を目的とする入院（以下、「治療を目的とする入院」といいます。） (2) 附則1の3.に定める病院または診療所（以下、「病院または診療所」といいます。）における入院 (3) 入院日数が5日以上継続した入院	がん入院給付金日額 × （入院日数－入院開始日からその日を含めての4日） この場合、被保険者の入院中にがん入院給付金日額が減額されたときは、がん入院給付金日額は各日現在のがん入院給付金日額とします。	被保険者

- 会社は、被保険者が前項に定める入院を開始した時に異なるがんを併発していた場合またはその入院中に異なるがんを併発した場合には、その入院開始の直接の原因となったがんにより継続して入院したものとみなして前項の規定を適用します。
- 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、つぎの各号のいずれにも該当する入院をしたときは、継続した1回の入院とみなして第1項の支払事由に関する規定を適用します。
 - 転入院または再入院の直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院までの間隔が30日以内の入院
 - それぞれの入院の直接の原因となったがんが同一かまたは附則1の5.に定める医学上重要な関係（以下、「医学上重要な関係」といいます。）があると会社が認める入院
- 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病したがんの治療を目的として入院した場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。
- つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病したがんを直接の原因としてこの特約の責任開始期以後にがん入院給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。
 - そのがんについて、この特約の締結、復活または復旧の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、そのがんに関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - そのがんについて、この特約の責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されたことがない場合。ただし、そのがんによる症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- 被保険者ががん入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となったがんが同一かまたは医学上重要な関係があると会社が認めたときは、1回の入院とみなして本条の規定を適用します。ただし、がん入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

- 7 会社は、被保険者ががん以外の原因により入院を開始した場合においても、その入院中ががんの治療を開始したときは、その治療を開始した日からそのがんの治療を終了した日までの入院については、第1項の規定を適用します。ただし、会社がそのがんのみによっても入院する必要があると認めたときに限ります。
- 8 被保険者が第1項に定める入院中につきの各号のいずれかの事由に該当した場合には、その事由発生後継続したその入院については、この特約の保険期間中の入院とみなして取り扱います。この場合のがん入院給付金日額は、第1号においてはこの特約の保険期間満了日のそれ、第2号においてはこの特約が消滅した日の前日のそれと同額とします。
- (1) この特約の保険期間が満了したとき
- (2) 主契約の高度障害保険金の支払事由が生じたことにより、この特約が消滅したとき
- 9 保険契約者は、がん入院給付金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。ただし、保険契約者および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）を法人とする主契約にこの特約が付加されている場合には、第1項の規定にかかわらず、がん入院給付金の受取人は、保険契約者となります。

第5条（がん手術給付金の支払）

- 1 がん手術給付金の支払は、つぎのとおりとします。

名称	支払事由	支払額	受取人
がん手術給付金	被保険者がこの特約の保険期間中につきの各号のいずれにも該当する附則3に定める手術を受けたとき (1) この特約の責任開始期以後に発病したがんの附則1の4. に定める治療を直接の目的とする手術 (2) 病院または診療所における手術	その手術日現在のがん入院給付金日額 × 手術の種類に応じ附則3に定める給付倍率	被保険者

- 2 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病したがんの治療を直接の目的として手術を受けた場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けたときは、その手術はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして前項の規定を適用します。
- 3 被保険者が附則3に定める2種類以上の手術を同時に受けた場合には、会社は、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなして第1項の規定を適用します。
- 4 保険契約者は、がん手術給付金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。ただし、保険契約者および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）を法人とする主契約にこの特約が付加されている場合には、第1項の規定にかかわらず、がん手術給付金の受取人は、保険契約者となります。
- 5 前条第5項の規定は、本条の場合に準用します。

第6条（がん治療給付金の支払）

- 1 がん治療給付金の支払は、つぎのとおりとします。

名称	支払事由	支払金額	受取人
がん治療給付金	被保険者がこの特約の保険期間中につきの各号のいずれにも該当する附則1の1. に定める入院を開始したとき (1) この特約の責任開始期以後に発病したがんの治療を目的とする入院 (2) 病院または診療所における入院	その入院開始日現在のがん入院給付金日額 × 保険契約者がこの特約の締結の際に会社の定める範囲内で指定したがん治療給付金の給付倍率	被保険者

- 2 被保険者ががん以外の入院中ががんの治療を開始したと会社が認めたときは、この治療を開始した日にがんの治療を目的とする入院を開始したものとみなして、前項、次項および第4項の規定を適用します。
- 3 被保険者ががん治療給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日（前項または次項の規定によりがん治療給付金が支払われることとなった場合には、入院を開始したものとみなされた日。以下本条において同様とします。）からその日を含めて2年以内にがん治療給付金の支払事由に該当した場合には、第1項の規定にかかわらず、がん治療給付金を支払いません。
- 4 被保険者ががん治療給付金の支払われることとなった最終の入院の開始日からその日を含めて2年を経過した日の翌日に第4条（がん入院給付金の支払）に定めるがん入院給付金の支払事由に該当する入院中である場合には、その日に入院を開始したものとみなして、第1項および第2項の規定を適用してがん治療給付金を支払います。
- 5 第4条（がん入院給付金の支払）第4項および第5項の規定は、本条の場合に準用します。
- 6 保険契約者は、がん治療給付金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。ただし、保険契約者および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）を法人とする主契約にこの特約が付加されている場合には、第1項の規定にかかわらず、がん治療給付金の受取人は、保険契約者となります。

第7条（がん経過観察給付金の支払）

- 1 がん経過観察給付金の支払は、つぎのとおりとします。

名称	支払事由	支払時期	支払額	受取人
がん経過観察給付金	被保険者ががん入院給付金の支払われる最初の入院後、生存して退院したとき	その最初の入院の退院日の翌年の応当日およびその翌日から4年間に到来する毎年の応当日	その最初の入院の退院日現在のがん入院給付金日額 × 10	被保険者

- 2 前項の規定にかかわらず、被保険者が死亡した場合には、死亡日以後に到来する毎年の応当日に対応するがん経過観察給付金は支払いません。
- 3 被保険者ががん入院給付金の支払われる入院を開始した後に退院し、その退院日と同じ日に転入院または再入院をし、転入院後または再入院後の入院ががん入院給付金の支払われる入院である場合には、転入院後または再入院後の入院の退院日のみを退院日とみなして第1項および第6項の規定を適用します。
- 4 被保険者ががん入院給付金の支払われる入院中ががんの治療を終了し、がん以外の疾病または傷害の治療を目的として入院を継続したと会社が認めたときは、がんの治療を終了した日に退院したものとみなして、第1項および第6項の規定を適用します。
- 5 会社は、被保険者ががん入院給付金の支払われる入院を開始した時に異なるがんを併発していた場合またはその入院中に異なるがんを併発した場合には、その入院開始の直接の原因となったがんにより継続して入院したものとみなして第1項および次項の規定を適用します。
- 6 被保険者ががん入院給付金の支払われる入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となったがんが同一かまたは附則1の5.に定める医学上重要な関係があると会社が認めたときは、継続した入院とみなして第1項の規定を適用します。ただし、がん入院給付金が支払われる最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 7 がん経過観察給付金の支払は、第1項に定める支払時期に支払われるがん経過観察給付金を合計して1回とみなし、この特約の保険期間を通じて1回のみとします。
- 8 保険契約者は、がん経過観察給付金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。ただし、保険契約者および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）を法人とする主契約にこの特約が付加されている場合には、第1項の規定にかかわらず、がん経過観察給付金の受取人は、保険契約者となります。

第8条（給付金の請求手続）

- 1 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- 2 給付金の受取人は、給付金の支払事由が生じたときは、すみやかに別表4に定める請求書類（以下、「請求書類」といいます。）を提出して、給付金を請求してください。
- 3 被保険者が死亡した場合、給付金の請求については、被保険者の法定相続人のうち、つぎの各号に定める1人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。ただし、給付金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 主契約の死亡保険金受取人（法定相続人である死亡保険金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）
 - (2) 前号に該当する者がいない場合
主契約に特約死亡保険金または特約家族年金のある特約が付加されているときは、特約の特約死亡保険金受取人または特約家族年金受取人（法定相続人である特約死亡保険金受取人または特約家族年金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）
 - (3) 前2号に該当する者がいない場合
主契約に指定代理請求特約が付加され、指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において指定代理請求特約条項第3条第1項各号に定める範囲内であることを要します。）
 - (4) 前3号に該当する者がいない場合
戸籍上の配偶者
 - (5) 前4号に該当する者がいない場合
法定相続人の協議により定めた者
- 4 前項の規定により会社が給付金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 故意に被保険者を死亡させた者は、第3項に定める代表者としての取扱を受けることができません。
- 6 給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- 7 給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から給付金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれつぎの各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、給付金の請求のための書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）25日を経過する日とします。

給付金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	給付金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(3) この特約の特約条項に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前号に定める事項、第23条（重大事由による解除）第1項第4号の①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者、給付金の受取人もしくは第3項に定める被保険者の法定相続人の代表者のこの特約の締結の目的もしくは給付金の請求の意図に関するこの特約の締結時から給付金の請求時までにおける事実

- 8 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、給付金の請求のための書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）つぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合は、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

前項の確認をするために不可欠な特別な照会・調査	日数
(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	45 日
(2) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	60 日
(3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定	90 日
(4) 前項第 1 号または第 3 号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者、給付金の受取人または第 3 項に定める被保険者の法定相続人の代表者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第 1 号または第 3 号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180 日
(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査	90 日
(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された地域における調査	60 日

- 9 前2項の場合、会社は、給付金を請求した者に通知します。
- 10 第6項から第8項までに定める期限をこえて給付金を支払う場合には、第6項から第8項までに定める期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、給付金を支払います。
- 11 第7項および第8項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、給付金の受取人または第3項に定める被保険者の法定相続人の代表者が、正当な理由がなく第7項および第8項に掲げる事項の確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより第7項および第8項に掲げる事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

第9条（支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱）

- 1 この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに、この特約による給付金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を給付金から差し引きます。
- 2 猶予期間中に、この特約の給付金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を給付金から差し引きます。
- 3 前2項の場合、給付金が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、支払事由が生じたことにより支払うべき給付金を支払いません。

第10条（特約の保険料の払込免除）

- 1 主約款の規定により主契約の保険料の払込が免除されたときは、会社は、つぎの払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに保険料の払込の免除事由に該当したときは、その払込期月）以後のこの特約の保険料の払込を免除します。
- 2 前項の規定にかかわらず、第1条（特約の締結および保険期間の始期）第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合で、この特約の保険期間の始期前に発生した別表2に定める不慮の事故（以下、「不慮の事故」といいます。）による傷害を直接の原因として、この特約の保険期間の始期以後、主契約の保険料の払込が免除されたときは、この特約の保険料の払込は免除されないものとし、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) この特約の保険料は、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法のうち保険料を払い込む日において会社を取り扱っている方法により払い込んでください。この場合、主約款の保険料の払込、前納および猶予期間に関する規定を準用します。
- ① 一括して前納する方法。この場合、会社所定の利率で割り引きます。
- ② 年払で払い込む方法
- (2) 前号の場合、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれないときは、この特約は猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
- (3) この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として主約款に定める保険料の払込の免除事由に該当したときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用してこの特約の保険料の払込を免除します。
- 3 前項の場合、保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は、すでに払い込まれたこの特約の保険料に対応する期間の満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
- 4 前3項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第11条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、この特約の締結の際に会社所定の範囲内で定めます。

第 12 条（特約の保険料の払込）

- 1 この特約の保険料は、主契約の保険料払込期間中は主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料前納の場合も同じとします。
- 2 この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料（以下、本条において「払込期間満了後特約保険料」といいます。）については、第 10 条（特約の保険料の払込免除）第 2 項第 1 号および第 2 号の規定を準用して取り扱いします。
- 3 払込期間満了後特約保険料については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、保険料の払込免除を取り扱います。
- 4 第 2 項の場合、第 10 条（特約の保険料の払込免除）第 3 項の規定を準用します。
- 5 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

第 13 条（特約の保険料の自動振替貸付）

この特約が付加されている主契約において、自動振替貸付の規定が適用されるときは、その主契約の保険料とこの特約の保険料の合計額について、主約款の自動振替貸付に関する規定を適用します。この場合、この特約の解約返戻金があるときは、主契約の解約返戻金に加算して取り扱いします。

第 14 条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。この場合には、保険契約者は、この特約の解約返戻金があるときは、その請求をすることができます。

第 15 条（特約の復活）

- 1 主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第 16 条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約し、この特約の解約返戻金があるときは、その請求をすることができます。
- 2 前項の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第 17 条（解約返戻金）

- 1 この特約の解約返戻金は、この特約の保険料払込期間中の場合にはその保険料を払い込んだ年月数および経過した年月数により、保険料払込済の場合にはその経過した年月数により、会社の定める方法で計算します。ただし、主約款の規定による保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
- 2 主契約において保険契約者に対する貸付を行うときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加算して取り扱いします。
- 3 この特約の解約返戻金の支払時期および支払場所については、第 8 条（給付金の請求手続）第 6 項の規定を準用します。

第 18 条（給付金の受取人による特約の存続）

- 1 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて 1 か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たす給付金の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、前項の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3 前項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。

第 19 条（特約の保険期間の変更）

- 1 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中であれば、会社の承諾を得て、会社の定める期間の範囲（保険契約者が変更を請求した日において会社を取り扱っている範囲とします。）内で、この特約の保険期間を変更することができます。
- 2 保険契約者がこの特約の保険期間の変更を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- 3 会社がこの特約の保険期間の変更を承諾したときは、会社の定める方法で計算した金額を授受し、次回以後のこの特約の保険料を更正します。
- 4 本条の規定によりこの特約の保険期間の変更をしたときは、保険証券に表示します。

第20条（がん入院給付金日額の減額）

- 1 保険契約者は、会社の定める金額の範囲（保険契約者が変更を請求した日において会社を取り扱っている範囲とします。）内で、将来に向かってこの特約のがん入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後のがん入院給付金日額は、会社所定の金額以上であることを要します。
- 2 保険契約者がこの特約のがん入院給付金日額の減額を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- 3 がん入院給付金日額の減額部分は、解約されたものとして取り扱います。
- 4 本条の規定によりこの特約のがん入院給付金日額を減額したときは、保険証券に表示します。

第21条（特約の復旧）

- 1 主契約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとして扱います。
- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復旧を承諾したときは、主約款の復旧に関する規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。
- 3 この特約のみを減額した場合の復旧は取り扱いません。

第22条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第23条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金（特約の保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金の額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がつぎのいずれかに該当する場合
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 会社は、給付金の支払事由または特約の保険料の払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた給付金の支払事由または特約の保険料の払込の免除事由による給付金の支払または特約の保険料の払込の免除を行いません。もし、すでに給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求することができ、すでに特約の保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を求めることができます。
- 3 本条の規定によりこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。
- 4 会社は、本条の規定によりこの特約を解除した場合に、解約返戻金があるときは、保険契約者に支払います。

第24条（特約の消滅）

- 1 つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) 主約款の規定により保険金を支払ったとき
 - (2) 主契約に死亡保険金がない場合で、主契約が被保険者の死亡により消滅したとき
 - (3) 主契約に死亡保険金および手術給付金がない場合で、主契約の入院給付金のすべての支払が主約款に定める通算支払限度に達したとき
 - (4) 主契約が前3号以外の事由で消滅したとき
 - (5) 主契約が払済保険または延長定期保険に変更されたとき
- 2 前項第3号の規定によりこの特約が消滅したときは、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。
- 3 第1項第4号の規定によりこの特約が消滅した場合に、この特約の解約返戻金があるときは、保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより主契約が消滅した場合を除きます。また、主約款の規定により主契約の責任準備金が支払われるときは、この特約の責任準備金を支払います。
- 4 第1項第5号の規定によりこの特約が消滅した場合に、この特約の解約返戻金があるときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。また、第1項第5号の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。

第 25 条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第 26 条（管轄裁判所）

この特約における給付金および保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

第 27 条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第 28 条（保険料一時払に関する特則）

この特約の保険料が一時払のときは、第 9 条（支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱）、第 10 条（特約の保険料の払込免除）、第 12 条（特約の保険料の払込）、第 13 条（特約の保険料の自動振替貸付）および第 19 条（特約の保険期間の変更）の規定は適用しません。

第 29 条（主契約が払済保険に変更された場合の特則）

- 1 主契約が主契約の責任開始期の属する日（復活または復旧の場合には、復活日または復旧日とします。）からその日を含めて 10 年をこえて有効に継続した場合で、主契約が払済保険に変更されたときは、第 24 条（特約の消滅）第 1 項第 5 号の規定にかかわらず、保険契約者の申し出によりこの特約を継続することができます。ただし、この特約の保険料が一時払の場合、または、この特約に特別条件が適用されている場合には、この特約は消滅します。
- 2 前項の規定によるこの特約の継続の申し出の際、会社の定める方法で計算した金額を払い込むことを要します。

第 30 条（短期入院保障特則）

- 1 保険契約者は、この特約の締結の際、短期入院保障特則（以下、本条において「この特則」といいます。）を付加することができます。
- 2 この特則を付加したこの特約については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 第 4 条（がん入院給付金の支払）第 1 項の支払事由に関する規定中、「入院日数が 5 日以上継続した入院」を「入院日数が 2 日以上継続した入院」と読み替えます。
 - (2) 第 4 条（がん入院給付金の支払）第 1 項の支払額に関する規定中、「がん入院給付金日額×（入院日数－入院開始日からその日を含めての 4 日）」を「がん入院給付金日額×入院日数」と読み替えます。
 - (3) 第 4 条（がん入院給付金の支払）第 3 項の規定は適用しません。
- 3 この特則を解約することはできません。

第 31 条（解約返戻金なし特則）

- 1 保険契約者は、この特約の締結の際、解約返戻金なし特則（以下、本条において「この特則」といいます。）を付加することができます。
- 2 この特則を付加したこの特約については、この特約の解約返戻金はありません。この場合、第 17 条（解約返戻金）および第 19 条（特約の保険期間の変更）の規定は適用しません。
- 3 この特則を解約することはできません。

第 32 条（主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則）

- 1 この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加され、主契約の全部を介護保障に移行した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険料については、第 10 条（特約の保険料の払込免除）第 2 項第 1 号および第 2 号の規定を準用して取り扱います。
 - (2) この特約の保険料の払込免除については、主約款（主契約に疾病障害による保険料払込免除特約または保険料払込免除特約が付加された場合は、主約款または疾病障害による保険料払込免除特約条項もしくは保険料払込免除特約条項）の規定を準用します。
 - (3) 保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は消滅します。この場合、この特約の解約返戻金があるときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金とともに基本介護年金額の計算基礎となる金額に含めます。ただし、この特約の解約返戻金がある場合に、保険契約者が請求したときは、この限りではありません。
 - (4) 介護保障に移行した部分が消滅したときは、この特約は消滅します。
- 2 この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加され、主契約の一部を介護保障に移行した場合には、この特約は消滅または減額されることなく継続するものとします。

第 33 条（主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加された場合の特則）

- 1 この特約が付加されている主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加され、主契約の解約による解約返戻金が保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第 3 条（年金基金の設定または保険金等の据置）に定める年金基金に充当された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。ただし、保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第 8 条（年金の種類）第 1 項の規定により定められた年金の種類が 1 種類であることを要します。
 - (1) この特約の保険料（第 3 号の規定によりこの特約の保険期間が短縮され、この特約の保険料が更正される場

合には、その更正後の保険料。以下、本条において同じとします。）については、第10条（特約の保険料の払込免除）第2項第1号および第2号の規定を準用して取り扱います。

- (2) この特約の保険料の払込免除については、主約款（主契約に疾病障害による保険料払込免除特約または保険料払込免除特約が付加された場合は、主約款または疾病障害による保険料払込免除特約条項もしくは保険料払込免除特約条項）の規定を準用します。
- (3) 第1号の場合、この特約の保険期間満了日は、つぎのとおりとします。
- ① 年金の種類が保証期間付夫婦連生終身年金または保証期間付終身年金のとき
……年金の保証期間満了日または本条の規定によらないこの特約の保険期間満了日のいずれか早い日
 - ② 年金の種類が確定年金のとき
……年金支払期間満了日または本条の規定によらないこの特約の保険期間満了日のいずれか早い日
- (4) 前号の規定によりこの特約の保険期間が短縮された場合には、つぎのとおり取り扱います。
- ① 払い込まれるべき責任準備金差額があるときは、その金額を払い込んでください。
 - ② この特約の解約返戻金があり、支払うべき解約返戻金差額があるときは、別段の申し出のない限り、その金額を保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第2号工. に定める金額に含めるものとします。
 - ③ この特約の解約返戻金がなく、支払うべき責任準備金差額があるときは、その金額を保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第2号工. に定める金額に含めず、かつ、保険契約者に支払わないものとします。
- (5) 保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があった場合には、この特約は消滅するものとします。この場合、この特約の解約返戻金があるときは、別段の申し出のない限り、この特約の解約返戻金を保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）に定める年金基金に充当しまたは据え置きます。
- (6) 年金受取人が死亡したときまたは年金の一時支払が行われたときは、この特約は消滅するものとします。
- 2 この特約が付加されている主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加され、主契約の減額による解約返戻金が保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）に定める年金基金に充当された場合には、この特約は消滅しまたは減額されることなく継続するものとします。

第34条（積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合には、この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

第35条（新医療保険に付加されている場合の特則）

この特約が新医療保険に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第4条（がん入院給付金の支払）第9項ただし書き、第5条（がん手術給付金の支払）第4項ただし書き、第6条（がん治療給付金の支払）第6項ただし書きおよび第7条（がん経過観察給付金の支払）第8項ただし書きの規定は適用せず、主約款に定めるところによります。
- (2) 第29条（主契約が払済保険に変更された場合の特則）の規定は適用せず、主契約が払済保険に変更されこの特約が消滅した場合の取扱は、主約款の払済保険への変更に関する規定に定めるところによります。
- (3) この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、つぎのとおり取り扱います。
- ① 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
 - ② ①の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、本号において「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。
 - ③ ①または②の場合、更新後の特約または他の特約等において、第3条（給付の指定）から第7条（がん経過観察給付金の支払）まで、第10条（特約の保険料の払込免除）、第18条（給付金の受取人による特約の存続）および第22条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
 - ④ ①から③までに定めるほか、主約款の更新に関する規定を準用します。
- (4) この特約が付加されている主契約の保険期間満了日とこの特約の保険期間満了日が同一であり、かつ、主契約が主約款の保険期間満了時における保険期間の延長に関する規定により変更される場合には、つぎのとおり取り扱います。
- ① 保険契約者は、主契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出ることによって、この特約を締結（以下、本号において「変更」といいます。）してこの特約の保険期間を延長することができます（以下、本号において、本号の規定により変更されたこの特約を「変更後特約」といい、変更前のこの特約を「変更前特約」といいます。）。
 - ② ①の場合、変更後特約において、第3条（給付の指定）から第7条（がん経過観察給付金の支払）まで、第10条（特約の保険料の払込免除）、第18条（給付金の受取人による特約の存続）および第22条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、変更前特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続したものとして取り扱います。

- ③ ①および②に定めるほか、主約款の保険期間満了時における保険期間の延長に関する規定を準用します。
- (5) 平成 17 年 1 月 1 日以前に締結されたこの特約が第 3 号の規定により更新された後、給付金の支払事由が発生した場合で、被保険者が給付金を請求することができない事情があるときは、被保険者の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合には被保険者と生計を一にする者）がその事情を会社に申し出て、被保険者のために被保険者にかわって給付金を会社に請求することができます。

第 36 条（平準定期保険または無解約返戻金型平準定期保険に付加されている場合の特則）

この特約が平準定期保険または無解約返戻金型平準定期保険に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、つぎのとおり取り扱います。
- ① 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の 2 週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
- ② ①にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、本号において「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。
- ③ ①または②の場合、更新後の特約または他の特約等において、第 3 条（給付の指定）から第 7 条（がん経過観察給付金の支払）まで、第 10 条（特約の保険料の払込免除）、第 18 条（給付金の受取人による特約の存続）および第 22 条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
- ④ ①から③までに定めるほか、主約款の更新に関する規定を準用します。
- (2) 平成 17 年 1 月 1 日以前に締結されたこの特約が前号の規定により更新された後、給付金の支払事由が発生した場合で、被保険者が給付金を請求することができない事情があるときは、被保険者の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合には被保険者と生計を一にする者）がその事情を会社に申し出て、被保険者のために被保険者にかわって給付金を会社に請求することができます。

第 37 条（主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合の特則）

この特約が付加されている主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第 10 条（特約の保険料の払込免除）第 1 項および第 2 項第 3 号ならびに第 12 条（特約の保険料の払込）第 3 項中、「主約款」を「主約款または疾病障害による保険料払込免除特約条項」と読み替えます。
- (2) 第 10 条（特約の保険料の払込免除）第 2 項中、「別表 2 に定める不慮の事故（以下、「不慮の事故」といいます。）による傷害」を「別表 2 に定める不慮の事故（以下、「不慮の事故」といいます。）による傷害または発病した疾病」と読み替えます。

第 38 条（家族収入保険に付加されている場合の特則）

この特約が家族収入保険に付加されている場合には、第 8 条（給付金の請求手続）第 3 項第 1 号をつぎのとおり読み替えます。

- 「(1) 主契約の家族年金受取人（法定相続人である家族年金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）」

第 39 条（平成 17 年 1 月 1 日以前に締結されたこの特約が更新された場合の特則）

平成 17 年 1 月 1 日以前に締結されたこの特約が特約更新特約条項の規定により更新された後、給付金の支払事由が発生した場合で、被保険者が給付金を請求することができない事情があるときは、被保険者の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合には被保険者と生計を一にする者）がその事情を会社に申し出て、被保険者のために被保険者にかわって給付金を会社に請求することができます。

第 40 条（主契約に保険料払込免除特約が付加された場合の特則）

この特約が付加されている主契約に保険料払込免除特約が付加された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第 10 条（特約の保険料の払込免除）第 1 項および第 2 項第 3 号ならびに第 12 条（特約の保険料の払込）第 3 項中、「主約款」を「主約款または保険料払込免除特約条項」と読み替えます。
- (2) 第 10 条（特約の保険料の払込免除）第 2 項中、「別表 2 に定める不慮の事故（以下、「不慮の事故」といいます。）による傷害」を「別表 2 に定める不慮の事故（以下、「不慮の事故」といいます。）による傷害または診断確定された悪性新生物もしくは発病した疾病」と読み替えます。

第 41 条（高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合の特則）

この特約が高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第 4 条（がん入院給付金の支払）第 8 項第 2 号中、「高度障害保険金」を「高度障害年金」と読み替えます。
- (2) 第 4 条（がん入院給付金の支払）第 9 項、第 5 条（がん手術給付金の支払）第 4 項、第 6 条（がん治療給付金

の支払)第6項および第7条(がん経過観察給付金の支払)第8項中、「死亡保険金受取人」を「家族年金受取人」と、「死亡保険金」を「家族年金」と、それぞれ読み替えます。

(3) 第8条(給付金の請求手続)第3項第1号中、「死亡保険金受取人」を「家族年金受取人」と読み替えます。

(4) 第24条(特約の消滅)第1項第1号中、「保険金」を「家族年金または高度障害年金」と読み替えます。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

附則1 入院等の定義

1. 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下、同じとします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下、同じとします。）が必要であり、かつ自宅等（3. に定める病院または診療所以外の施設を含みます。）での治療が困難なため、3. に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

2. 治療を目的とする入院

「治療を目的とする入院」とは、治療のために必要な入院をいいます。たとえば、美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検診、正常分娩などのための入院はこれに該当しません。

3. 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

(1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。

(2) (1)の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

4. 治療を直接の目的とする手術

「治療を直接の目的とする手術」とは、治療のために必要な手術をいい、たとえば、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術（避妊のための手術）、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは該当しません。

5. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、たとえば、胃がんとその転移による肝がん等の関係をいいます。

附則2 対象となる悪性新生物

この特約の対象となる悪性新生物とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合には、会社が特に認めた場合に限り、下記に掲げる疾病以外の疾病を対象となる悪性新生物に含めることがあります。

分類項目	基本分類コード
○口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
○消化器の悪性新生物	C15～C26
○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
○骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
○皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
○中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
○乳房の悪性新生物	C50
○女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
○男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
○腎尿路の悪性新生物	C64～C68
○眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
○部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
○リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
○独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
○上皮内新生物	D00～D09
○性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の	
・真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
・骨髓異形成症候群	D46
・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）中の	
・慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
・本態性（出血性）血小板血症	D47.3
○血液および造血器のその他の疾患（D70～D77）中の	
・リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）中の	
・ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

附則3 がん手術給付倍率表

「手術」とは、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1. ～5. を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術番号	手術の種類	給付倍率
1.	悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	40
2.	悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
3.	その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	20
4.	新生物根治放射線照射（50グレイ以上の照射で施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
5.	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10

（備考）

1. 悪性新生物根治手術

「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除または摘出し、同時に転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。1つの原発巣に対する悪性新生物根治手術は、1回に限り悪性新生物根治手術として支払の対象となります。転移・再発病巣のみを切除または摘出したり、また、転移・再発病巣とその周辺のみをあわせて切除または摘出する手術については、悪性新生物根治手術に該当しません。

新医療成人病特約条項 目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結および責任開始期
- 第2条 給付の指定
- 第3条 成人病入院給付金の支払限度および支払限度変更日の指定
- 第4条 成人病入院給付金の支払
- 第5条 成人病手術給付金の支払
- 第6条 給付金の支払限度
- 第7条 給付金の請求手続
- 第8条 支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱
- 第9条 特約の保険料の払込免除
- 第10条 特約の保険期間および保険料払込期間
- 第11条 特約の保険料の払込
- 第12条 特約の保険料の自動振替貸付
- 第13条 特約の失効
- 第14条 特約の復活
- 第15条 特約の解約
- 第16条 解約返戻金
- 第17条 給付金の受取人による特約の存続
- 第18条 特約の保険期間の変更
- 第19条 成人病入院給付金日額の減額
- 第20条 特約の復旧
- 第21条 告知義務および告知義務違反
- 第22条 重大事由による解除
- 第23条 特約の消滅
- 第24条 契約者配当
- 第25条 管轄裁判所
- 第26条 主約款の規定の準用
- 第27条 保険料一時払に関する特則
- 第28条 主契約が払済保険に変更された場合の特則
- 第29条 短期入院保障特則
- 第30条 解約返戻金なし特則
- 第31条 主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則
- 第32条 主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加された場合の特則
- 第33条 積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合の特則
- 第34条 新医療保険に付加されている場合の特則
- 第35条 平準定期保険または無解約返戻金型平準定期保険に付加されている場合の特則
- 第36条 主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合の特則
- 第37条 家族収入保険に付加されている場合の特則
- 第38条 平成17年1月1日以前に締結されたこの特約が更新された場合の特則
- 第39条 入院給付金の支払限度および支払限度変更日を指定する他の特約が付加された主契約に付加する場合の特則
- 第40条 主契約に保険料払込免除特約が付加された場合の特則
- 第41条 高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合の特則
- 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則
- 附則1 入院等の定義
- 附則2 対象となる成人病
- 附則3 成人病手術給付倍率表

新医療成人病特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加して締結し、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の成人病による入院または手術の場合に、それぞれ主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）が指定した所定の給付金（成人病入院給付金または成人病手術給付金を指します。以下、同じとします。）を支払うことを主な内容とするものです。

第1条（特約の締結および責任開始期）

- 1 この特約は、主契約の締結の際、保険契約者から申し出があり、かつ、会社が承諾した場合に主契約に付加して締結します。この場合、この特約の責任開始期は、主契約の締結の際の責任開始期と同一とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、この特約は、会社所定の取扱範囲内で、主契約の締結後、被保険者の同意を得たうえで、保険契約者から申し出があり、かつ、会社が承諾した場合に主契約に付加して締結します。この場合、この特約の責任開始期は、会社がこの特約の付加を承諾した日の直後に到来する主契約の契約応当日（主契約が年払であれば年単位の契約応当日、半年払であれば半年単位の契約応当日、月払であれば月単位の契約応当日）とします。
- 3 前項の場合、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、この特約の契約年齢および保険期間は、前項に定めるこの特約の責任開始期の直前の主契約の年単位の契約応当日（この特約の責任

開始期が主契約の年単位の契約応当日と同一の日の場合は、その日。以下、第3条（成人病入院給付金の支払限度および支払限度変更日の指定）において同じとします。）を基準に定めます。

4 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

第2条（給付の指定）

- 1 この特約による給付は、成人病入院給付金とします。ただし、保険契約者は、この特約の締結の際、成人病入院給付金以外のこの特約による給付として、成人病手術給付金を指定することができます。
- 2 前項の規定により成人病手術給付金が指定されなかった場合には、成人病手術給付金の支払はないものとし、また、この特約条項中の成人病手術給付金に関する規定は適用がないものとします。
- 3 給付金の支払については、第4条（成人病入院給付金の支払）および第5条（成人病手術給付金の支払）に定めるところによります。
- 4 本条の規定により指定された給付は、変更することができません。

第3条（成人病入院給付金の支払限度および支払限度変更日の指定）

- 1 この特約の1回の入院についての成人病入院給付金の支払限度（以下、「成人病入院給付金の支払限度」といいます。）は、この特約の保険期間を通じて一定とします。
- 2 前項にかかわらず、保険契約者がこの特約の締結の際、次項の規定により支払限度変更日を指定した場合には、この特約の成人病入院給付金の支払限度は、支払限度変更日に変更されます。この場合、成人病入院給付金の支払限度が変更されるこの特約を「新医療成人病特約（支払限度変更型）」といいます。
- 3 保険契約者は、この特約の締結の際、つぎの各号に定める事項について、会社所定の取扱範囲内で指定するものとします。
 - (1) 第1項の場合
成人病入院給付金の支払限度
 - (2) 前項の場合
 - ① 支払限度変更日
成人病入院給付金の支払限度が変更される日として、この特約の保険期間中の主契約の年単位の契約応当日を、その日における被保険者の満年齢により指定するものとします。
 - ② 成人病入院給付金の支払限度
指定する成人病入院給付金の支払限度は、つぎのそれぞれの期間に対する支払限度とします。
 - A. 主契約の契約日（第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合はこの特約の責任開始期の直前の主契約の年単位の契約応当日）からその直後の支払限度変更日の前日まで
 - イ. 支払限度変更日から翌支払限度変更日の前日まで
 - ウ. 最終の支払限度変更日からこの特約の保険期間満了日まで（この特約の保険期間が終身の場合は最終の支払限度変更日以後）
- 4 本条の規定により指定された成人病入院給付金の支払限度および支払限度変更日は、変更することはできません。

第4条（成人病入院給付金の支払）

- 1 成人病入院給付金の支払は、つぎのとおりとします。

名称	給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
成人病入院給付金	被保険者がこの特約の保険期間中につぎの各号のいずれにも該当する附則1の1.に定める入院をしたとき (1) この特約の責任開始期（復活の取扱が行われた後は最後の復活の際の責任開始期、復旧の取扱が行われた後の成人病入院給付金日額の増額部分については最後の復旧の際の責任開始期。以下、同じとします。）以後に発病した附則2に定める成人病（以下、「成人病」といいます。）の附則1の2.に定める治療を目的とする入院（以下、「治療を目的とする入院」といいます。） (2) 附則1の3.に定める病院または診療所（以下、「病院または診療所」といいます。）における入院 (3) 入院日数が5日以上継続した入院	成人病入院給付金日額 × （入院日数－入院開始日からその日を含めての4日） この場合、被保険者の入院中に成人病入院給付金日額が減額されたときは、成人病入院給付金日額は各日現在の成人病入院給付金日額とします。	被保険者

- 2 会社は、被保険者が前項に定める入院を開始した時に異なる成人病（附則2の表の同一の成人病の種類に区分された成人病は同一の成人病とします。）を併発していた場合またはその入院中に異なる成人病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった成人病により継続して入院したものとみなして前項の規定を適用します。
- 3 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、つぎの各号のいずれにも該当する入院をしたときは、継続した1回の入院とみなして第1項の支払事由に関する規定を適用します。
 - (1) 転入院または再入院の直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院までの間隔が30日以内の入院
 - (2) それぞれの入院の直接の原因となった成人病が同一かまたは附則1の4.に定める医学上重要な関係（以下、「医学上重要な関係」といいます。）があると会社が認める入院

- 4 被保険者が成人病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった成人病が同一かまたは医学上重要な関係があると会社が認めるときは、1回の入院とみなして本条および第6条（給付金の支払限度）第1号の規定を適用します。ただし、成人病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 5 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した成人病の治療を目的として入院した場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。
- 6 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した成人病を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に成人病入院給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。
- (1) その成人病について、この特約の締結、復活または復旧の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その成人病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その成人病について、この特約の責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されたことがない場合。ただし、その成人病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- 7 会社は、被保険者が成人病以外の原因により入院を開始した場合においても、その入院中に成人病の治療を開始したときは、その治療を開始した日からその成人病の治療を終了した日までの入院については、第1項の規定を適用します。ただし、会社がその成人病のみによっても入院する必要があると認めるときに限りです。
- 8 この特約が新医療成人病特約（支払限度変更型）の場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 被保険者が支払限度変更日を含んで継続して入院しているときは、その入院の退院日における成人病入院給付金の支払限度により取り扱います。
- (2) 被保険者が支払限度変更日以後に入院し、その入院が第3項または第4項の規定によりその入院前の入院と1回の入院とみなされるときは、当該支払限度変更日以後の入院の退院日における成人病入院給付金の支払限度により取り扱います。
- 9 前項第1号または第2号の場合、当該支払限度変更日前の成人病入院給付金の支払限度に達したことにより成人病入院給付金が支払われていない入院の期間があるときは、その入院の期間も含めた1回の入院（1回の入院とみなす場合を含みます。）について、前項第1号または第2号の退院日における成人病入院給付金の支払限度の判定を行い、その入院の期間に対して支払うべき成人病入院給付金があればこれを支払います。
- 10 被保険者が第1項に定める入院中につぎの各号のいずれかの事由に該当した場合には、その事由発生後継続したその入院については、この特約の保険期間中の入院とみなして取り扱います。この場合の成人病入院給付金日額は、第1号においてはこの特約の保険期間満了日のそれ、第2号においてはこの特約が消滅した日の前日のそれと同額とします。
- (1) この特約の保険期間が満了したとき
- (2) 主契約の高度障害保険金の支払事由が生じたことにより、この特約が消滅したとき
- 11 保険契約者は、成人病入院給付金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。ただし、保険契約者および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）を法人とする主契約にこの特約が付加されている場合には、第1項の規定にかかわらず、成人病入院給付金の受取人は、保険契約者となります。

第5条（成人病手術給付金の支払）

- 1 成人病手術給付金の支払は、つぎのとおりとします。

名称	支払事由	支払額	受取人
成人病手術給付金	被保険者がこの特約の保険期間中につぎの各号のいずれにも該当する附則3に定める手術を受けたとき (1) この特約の責任開始期以後に発病した成人病の附則1の5.に定める治療を直接の目的とする手術 (2) 病院または診療所における手術	その手術日現在の成人病入院給付金日額 × 手術の種類に応じ附則3に定める給付倍率	被保険者

- 2 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した成人病の治療を直接の目的として手術を受けた場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けたときは、その手術はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして前項の規定を適用します。
- 3 被保険者が附則3に定める2種類以上の手術を同時に受けた場合には、会社は、最も給付倍率の高いいずれか1種類の手術を受けたものとみなして第1項の規定を適用します。
- 4 保険契約者は、成人病手術給付金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。ただし、保険契約者および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）を法人とする主契約にこの特約が付加されている場合には、第1項の規定にかかわらず、成人病手術給付金の受取人は、保険契約者となります。
- 5 本条の場合、前条第6項の規定を準用します。

第6条（給付金の支払限度）

成人病入院給付金の支払限度および通算支払限度は、つぎの各号のとおりとします。

- (1) 成人病入院給付金の支払限度は、第3条（成人病入院給付金の支払限度および支払限度変更日の指定）第3項

において指定された支払日数とします。

(2) 通算支払限度は、成人病入院給付金の支払日数を通算して 1,095 日とします。

第7条（給付金の請求手続）

- 1 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- 2 給付金の受取人は、給付金の支払事由が生じたときは、すみやかに別表 4 に定める請求書類（以下、「請求書類」といいます。）を提出して、給付金を請求してください。
- 3 被保険者が死亡した場合、給付金の請求については、被保険者の法定相続人のうち、つぎの各号に定める 1 人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。ただし、給付金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 主契約の死亡保険金受取人（法定相続人である死亡保険金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）
 - (2) 前号に該当する者がいない場合
主契約に特約死亡保険金または特約家族年金のある特約が付加されているときは、特約の特約死亡保険金受取人または特約家族年金受取人（法定相続人である特約死亡保険金受取人または特約家族年金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）
 - (3) 前 2 号に該当する者がいない場合
主契約に指定代理請求特約が付加され、指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において指定代理請求特約条項第 3 条第 1 項各号に定める範囲内であることを要します。）
 - (4) 前 3 号に該当する者がいない場合
戸籍上の配偶者
 - (5) 前 4 号に該当する者がいない場合
法定相続人の協議により定めた者
- 4 前項の規定により会社が給付金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 故意に被保険者を死亡させた者は、第 3 項に定める代表者としての取扱を受けることができません。
- 6 給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）5 営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- 7 給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から給付金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれつぎの各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、給付金の請求のための書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）25 日を経過する日とします。

給付金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	給付金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(3) この特約の特約条項に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前号に定める事項、第 22 条（重大事由による解除）第 1 項第 4 号の①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者、給付金の受取人もしくは第 3 項に定める被保険者の法定相続人の代表者のこの特約の締結の目的もしくは給付金の請求の意図に関するこの特約の締結時から給付金の請求時までににおける事実

- 8 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前 2 項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、給付金の請求のための書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）つぎの各号に定める日数（各号のうち複数のに該当する場合は、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

前項の確認をするために不可欠な特別な照会・調査	日数
(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	45 日
(2) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	60 日
(3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	90 日
(4) 前項第 1 号または第 3 号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者、給付金の受取人または第 3 項に定める被保険者の法定相続人の代表者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第 1 号または第 3 号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180 日
(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査	90 日
(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された地域における調査	60 日

- 9 前2項の場合、会社は、給付金を請求した者に通知します。
- 10 第6項から第8項までに定める期限をこえて給付金を支払う場合には、第6項から第8項までに定める期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、給付金を支払います。
- 11 第7項および第8項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、給付金の受取人または第3項に定める被保険者の法定相続人の代表者が、正当な理由がなく第7項および第8項に掲げる事項の確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより第7項および第8項に掲げる事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

第8条（支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱）

- 1 この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに、この特約による給付金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を給付金から差し引きます。
- 2 猶予期間中に、この特約の給付金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を給付金から差し引きます。
- 3 前2項の場合、給付金が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、支払事由が生じたことにより支払うべき給付金を支払いません。

第9条（特約の保険料の払込免除）

- 1 主約款の規定により主契約の保険料の払込が免除されたときは、会社は、つぎの払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに保険料の払込の免除事由に該当したときは、その払込期月）以後のこの特約の保険料の払込を免除します。
- 2 前項の規定にかかわらず、第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合で、この特約の責任開始期前に発生した別表2に定める不慮の事故（以下、「不慮の事故」といいます。）による傷害を直接の原因として、この特約の責任開始期以後、主契約の保険料の払込が免除されたときは、この特約の保険料の払込は免除されないものとし、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) この特約の保険料は、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法のうち保険料を払い込む日において会社に取り扱っている方法により払い込んでください。この場合、主約款の保険料の払込、前納および猶予期間に関する規定を準用します。
- ① 一括して前納する方法。この場合、会社所定の利率で割り引きます。
- ② 年払で払い込む方法
- (2) 前号の場合、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれないときは、この特約は猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、
- (3) この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として主約款に定める保険料の払込の免除事由に該当したときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用してこの特約の保険料の払込を免除します。
- 3 前項の場合、保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は、すでに払い込まれたこの特約の保険料に対応する期間の満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、
- 4 前3項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第10条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、この特約の締結の際に会社所定の範囲内で定めます。

第11条（特約の保険料の払込）

- 1 この特約の保険料は、主契約の保険料払込期間中は主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料前納の場合も同じとします。
- 2 この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料（以下、本条において「払込期間満了後特約保険料」といいます。）については、第9条（特約の保険料の払込免除）第2項第1号および第2号の規定を準用して取り扱います。
- 3 払込期間満了後特約保険料については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、保険料の払込免除を取り扱います。
- 4 第2項の場合、第9条（特約の保険料の払込免除）第3項の規定を準用します。
- 5 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとし、

第12条（特約の保険料の自動振替貸付）

この特約が付加されている主契約において、自動振替貸付の規定が適用されるときは、その主契約の保険料とこの特約の保険料の合計額について、主約款の自動振替貸付に関する規定を適用します。この場合、この特約の解約返戻金があるときは、主契約の解約返戻金に加算して取り扱います。

第13条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。この場合には、保険契約者は、この特約の解

約返戻金があるときは、その請求をすることができます。

第 14 条（特約の復活）

- 1 主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとしてします。
- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第 15 条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約し、この特約の解約返戻金があるときは、その請求をすることができます。
- 2 前項の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第 16 条（解約返戻金）

- 1 この特約の解約返戻金は、この特約の保険料払込期間中の場合にはその保険料を払い込んだ年月数および経過した年月数により、保険料払込済の場合にはその経過した年月数により、会社の定める方法で計算します。ただし、主約款の規定による保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
- 2 主契約において保険契約者に対する貸付を行うときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加算して取り扱います。
- 3 この特約の解約返戻金の支払時期および支払場所については、第 7 条（給付金の請求手続）第 6 項の規定を準用します。

第 17 条（給付金の受取人による特約の存続）

- 1 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて 1 か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時にいてつぎの各号のすべてを満たす給付金の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、前項の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3 前項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。

第 18 条（特約の保険期間の変更）

- 1 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中であれば、会社の承諾を得て、会社の定める期間の範囲（保険契約者が変更を請求した日において会社に取り扱っている範囲とします。）内で、この特約の保険期間を変更することができます。ただし、この特約が新医療成人病特約（支払限度変更型）の場合には、会社は、特約の保険期間の変更を取り扱いません。
- 2 保険契約者がこの特約の保険期間の変更を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- 3 会社がこの特約の保険期間の変更を承諾したときは、会社の定める方法で計算した金額を授受し、次回以後のこの特約の保険料を更正します。
- 4 本条の規定によりこの特約の保険期間の変更をしたときは、保険証券に表示します。

第 19 条（成人病入院給付金日額の減額）

- 1 保険契約者は、会社の定める金額の範囲（保険契約者が変更を請求した日において会社に取り扱っている範囲とします。）内で、将来に向かってこの特約の成人病入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の成人病入院給付金日額は、会社所定のコレ以上であることを要します。
- 2 主契約の保険金額もしくは基本入院給付金日額が減額された場合、または、主契約に付加されている特約が解約もしくは減額された場合で、この特約の成人病入院給付金日額が会社所定のコレの範囲をこえるときは、その限度額まで減額します。
- 3 保険契約者がこの特約の成人病入院給付金日額の減額を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- 4 成人病入院給付金日額の減額部分は、解約されたものとして取り扱います。
- 5 本条の規定によりこの特約の成人病入院給付金日額を減額したときは、保険証券に表示します。

第 20 条（特約の復旧）

- 1 主契約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとしてします。
- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復旧を承諾したときは、主約款の復旧に関する規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。
- 3 この特約のみを減額した場合の復旧は取り扱いません。

第21条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第22条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金（特約の保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的もしくは他人に給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金の額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がつぎのいずれかに該当する場合
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 会社は、給付金の支払事由または特約の保険料の払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた給付金の支払事由または特約の保険料の払込の免除事由による給付金の支払または特約の保険料の払込の免除を行いません。もし、すでに給付金を支払っていたときは、給付金の返還を請求することができ、すでに特約の保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を求めることができます。
- 3 本条の規定によりこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。
- 4 会社は、本条の規定によりこの特約を解除した場合に、解約返戻金があるときは、保険契約者に支払います。

第23条（特約の消滅）

- 1 つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) 主約款の規定により保険金を支払ったとき
 - (2) 主契約に死亡保険金がない場合で、主契約が被保険者の死亡により消滅したとき
 - (3) 主契約に死亡保険金および手術給付金がない場合で、主契約の入院給付金のすべての支払が主約款に定める通算支払限度に達したとき
 - (4) 主契約が前3号以外の事由で消滅したとき
 - (5) 主契約が払済保険または延長定期保険に変更されたとき
 - (6) 第2条（給付の指定）第1項の規定により成人病手術給付金が指定されなかった場合で、成人病入院給付金の支払が第6条（給付金の支払限度）第2号に定める通算支払限度に達したとき
- 2 前項第3号の規定によりこの特約が消滅したときは、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。
- 3 第1項第4号の規定によりこの特約が消滅した場合に、この特約の解約返戻金があるときは、保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより主契約が消滅した場合を除きます。また、主約款の規定により主契約の責任準備金が支払われるときは、この特約の責任準備金を支払います。
- 4 第1項第5号の規定によりこの特約が消滅した場合に、この特約の解約返戻金があるときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。また、第1項第5号の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。
- 5 第1項第6号の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。

第24条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第25条（管轄裁判所）

この特約における給付金および保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

第26条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第27条（保険料一時払に関する特則）

この特約の保険料が一時払のときは、第8条（支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱）、第9条（特約の

保険料の払込免除)、第 11 条(特約の保険料の払込)、第 12 条(特約の保険料の自動振替貸付)および第 18 条(特約の保険期間の変更)の規定は適用しません。

第 28 条(主契約が払済保険に変更された場合の特則)

- 1 主契約が主契約の責任開始期の属する日(復活または復旧の場合には、復活日または復旧日とします。)からその日を含めて 10 年をこえて有効に継続した場合で、主契約が払済保険に変更されたときは、第 23 条(特約の消滅)第 1 項第 5 号の規定にかかわらず、保険契約者の申し出によりこの特約を継続することができます。ただし、この特約の保険料が一時払の場合、または、この特約に特別条件が適用されている場合には、この特約は消滅します。
- 2 前項の規定によるこの特約の継続の申し出の際、会社の定める方法で計算した金額を払い込むことを要します。

第 29 条(短期入院保障特則)

- 1 保険契約者は、この特約の締結の際、短期入院保障特則(以下、本条において「この特則」といいます。)を付加することができます。
- 2 この特則を付加したこの特約については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 第 4 条(成人病入院給付金の支払)第 1 項の支払事由に関する規定中、「入院日数が 5 日以上継続した入院」を「入院日数が 2 日以上継続した入院」と読み替えます。
 - (2) 第 4 条(成人病入院給付金の支払)第 1 項の支払額に関する規定中、「成人病入院給付金日額×(入院日数－入院開始日からその日を含めての 4 日)」を「成人病入院給付金日額×入院日数」と読み替えます。
 - (3) 第 4 条(成人病入院給付金の支払)第 3 項の規定は適用しません。
- 3 この特則を解約することはできません。

第 30 条(解約返戻金なし特則)

- 1 保険契約者は、この特約の締結の際、解約返戻金なし特則(以下、本条において「この特則」といいます。)を付加することができます。
- 2 この特則を付加したこの特約については、この特約の解約返戻金はありません。この場合、第 16 条(解約返戻金)および第 18 条(特約の保険期間の変更)の規定は適用しません。
- 3 この特則を解約することはできません。

第 31 条(主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則)

- 1 この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加され、主契約の全部を介護保障に移行した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険料については、第 9 条(特約の保険料の払込免除)第 2 項第 1 号および第 2 号の規定を準用して取り扱います。
 - (2) この特約の保険料の払込免除については、主約款(主契約に疾病障害による保険料払込免除特約または保険料払込免除特約が付加された場合は、主約款または疾病障害による保険料払込免除特約条項もしくは保険料払込免除特約条項)の規定を準用します。
 - (3) 保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は消滅します。この場合、この特約の解約返戻金があるときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金とともに基本介護年金額の計算基礎となる金額に含めます。ただし、この特約の解約返戻金がある場合に、保険契約者が請求したときは、この限りではありません。
 - (4) 介護保障に移行した部分が消滅したときは、この特約は消滅します。
- 2 この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加され、主契約の一部を介護保障に移行した場合には、この特約は消滅または減額されることなく継続するものとします。

第 32 条(主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加された場合の特則)

- 1 この特約が付加されている主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加され、主契約の解約による解約返戻金が保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第 3 条(年金基金の設定または保険金等の据置)に定める年金基金に充当された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。ただし、保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第 8 条(年金の種類)第 1 項の規定により定められた年金の種類が 1 種類であることを要します。
 - (1) この特約の保険料(第 3 号の規定によりこの特約の保険期間が短縮され、この特約の保険料が更正される場合には、その更正後の保険料。以下、本条において同じとします。)については、第 9 条(特約の保険料の払込免除)第 2 項第 1 号および第 2 号の規定を準用して取り扱います。
 - (2) この特約の保険料の払込免除については、主約款(主契約に疾病障害による保険料払込免除特約または保険料払込免除特約が付加された場合は、主約款または疾病障害による保険料払込免除特約条項もしくは保険料払込免除特約条項)の規定を準用します。
 - (3) 第 1 号の場合、この特約の保険期間満了日は、つぎのとおりとします。
 - ① 年金の種類が保証期間付夫婦連生終身年金または保証期間付終身年金のとき
……年金の保証期間満了日または本条の規定によらないこの特約の保険期間満了日のいずれか早い日
 - ② 年金の種類が確定年金のとき
……年金支払期間満了日または本条の規定によらないこの特約の保険期間満了日のいずれか早い日
 - (4) 前号の規定によりこの特約の保険期間が短縮された場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - ① 払い込まれるべき責任準備金差額があるときは、その金額を払い込んでください。

- ② この特約の解約返戻金があり、支払うべき解約返戻金差額があるときは、別段の申し出のない限り、その金額を保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第2号工. に定める金額に含めるものとします。
- ③ この特約の解約返戻金がなく、支払うべき責任準備金差額があるときは、その金額を保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第2号工. に定める金額に含めず、かつ、保険契約者に支払わないものとします。
- (5) 保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があった場合、またはこの特約が新医療成人病特約（支払限度変更型）の場合には、この特約は消滅するものとします。この場合、この特約の解約返戻金があるときは、別段の申し出のない限り、この特約の解約返戻金を保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）に定める年金基金に充当しまたは据え置きます。
- (6) 年金受取人が死亡したときまたは年金の一時支払が行われたときは、この特約は消滅するものとします。
- 2 この特約が付加されている主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加され、主契約の減額による解約返戻金があるときは、この特約の解約返戻金を保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）に定める年金基金に充当された場合には、この特約は消滅しまたは減額されることなく継続するものとします。

第33条（積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合には、この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

第34条（新医療保険に付加されている場合の特則）

この特約が新医療保険に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（成人病入院給付金の支払限度および支払限度変更日の指定）の末尾につぎのとおり加えます。
- 「5 この特約が新医療保険に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 第1項が適用されるものとします。この場合、第3項の規定により保険契約者が指定する成人病入院給付金の支払限度は、主契約の災害入院給付金の支払限度および疾病入院給付金の支払限度と同一とします。
- (2) 前号の規定にかかわらず、主契約が新医療保険（支払限度変更型）の場合には、第2項が適用されるものとします。この場合、第3項の規定により保険契約者が指定する成人病入院給付金の支払限度および支払限度変更日は、主契約の災害入院給付金の支払限度および疾病入院給付金の支払限度ならびに支払限度変更日と同一とします。
- (3) 前2号の場合、第39条（入院給付金の支払限度および支払限度変更日を指定する他の特約が付加された主契約に付加する場合の特則）の規定は適用しません。」
- (2) 第4条（成人病入院給付金の支払）第11項ただし書きおよび第5条（成人病手術給付金の支払）第4項ただし書きの規定は適用せず、主約款に定めるところによります。
- (3) この特約が新医療成人病特約（支払限度変更型）の場合、第10条（特約の保険期間および保険料払込期間）をつぎのとおり読み替えます。

「第10条（特約の保険期間および保険料払込期間）」

この特約の保険期間の終期は、主契約の保険期間の終期と同一とし、この特約の保険料払込期間は、この特約の締結の際に会社所定の範囲内で定めます。」

- (4) 第28条（主契約が払済保険に変更された場合の特則）の規定は適用せず、主契約が払済保険に変更された場合の特約が消滅した場合の取扱は、主約款の払済保険への変更に関する規定に定めるところによります。
- (5) この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、つぎのとおり取り扱います。
- ① 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
- ② ①の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、本号において「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。
- ③ ①または②の場合、更新後の特約または他の特約等において、第2条（給付の指定）から第6条（給付金の支払限度）まで、第9条（特約の保険料の払込免除）、第17条（給付金の受取人による特約の存続）および第21条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
- ④ ①から③までに定めるほか、主約款の更新に関する規定を準用します。
- (6) この特約が付加されている主契約の保険期間満了日とこの特約の保険期間満了日が同一であり、かつ、主契約が主約款の保険期間満了時における保険期間の延長に関する規定により変更される場合には、つぎのとおり取り扱います。
- ① 保険契約者は、主契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出ることによって、この特約を締結（以下、本号において「変更」といいます。）してこの特約の保険期間を延長することができます（以下、本号において、本号の規定により変更されたこの特約を「変更後特約」といい、変更前のこの特約を「変更前特約」といいます。）。
- ② ①の場合、変更後特約の成人病入院給付金の支払限度は、変更後特約の保険期間を通じて一定とします。
- ③ ①の場合、変更後特約において、第2条（給付の指定）から第6条（給付金の支払限度）まで、第9条（特

約の保険料の払込免除)、第 17 条(給付金の受取人による特約の存続)および第 21 条(告知義務および告知義務違反)の規定を適用するときは、変更前特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続したものとして取り扱います。

- ④ ①から③までに定めるほか、主約款の保険期間満了時における保険期間の延長に関する規定を準用します。
- (7) 平成 17 年 1 月 1 日以前に締結されたこの特約が第 5 号の規定により更新された後、給付金の支払事由が発生した場合で、被保険者が給付金を請求することができない事情があるときは、被保険者の戸籍上の配偶者(戸籍上の配偶者がいない場合には被保険者と生計を一にする者)がその事情を会社に申し出て、被保険者のために被保険者にかわって給付金を会社に請求することができます。

第 35 条(平準定期保険または無解約返戻金型平準定期保険に付加されている場合の特則)

この特約が平準定期保険または無解約返戻金型平準定期保険に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、つぎのとおり取り扱います。
- ① 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の 2 週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日(以下、「更新日」といいます。)に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。ただし、この特約が新医療成人病特約(支払限度変更型)の場合には、この特約は更新されません。
- ② ①にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約(以下、本号において「他の特約等」といいます。)に変更され継続するものとします。
- ③ ①または②の場合、更新後の特約または他の特約等において、第 2 条(給付の指定)から第 6 条(給付金の支払限度)まで、第 9 条(特約の保険料の払込免除)、第 17 条(給付金の受取人による特約の存続)および第 21 条(告知義務および告知義務違反)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
- ④ ①から③までに定めるほか、主約款の更新に関する規定を準用します。
- (2) 平成 17 年 1 月 1 日以前に締結されたこの特約が前号の規定により更新された後、給付金の支払事由が発生した場合で、被保険者が給付金を請求することができない事情があるときは、被保険者の戸籍上の配偶者(戸籍上の配偶者がいない場合には被保険者と生計を一にする者)がその事情を会社に申し出て、被保険者のために被保険者にかわって給付金を会社に請求することができます。

第 36 条(主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合の特則)

この特約が付加されている主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第 9 条(特約の保険料の払込免除)第 1 項および第 2 項第 3 号ならびに第 11 条(特約の保険料の払込)第 3 項中、「主約款」を「主約款または疾病障害による保険料払込免除特約条項」と読み替えます。
- (2) 第 9 条(特約の保険料の払込免除)第 2 項中、「別表 2 に定める不慮の事故(以下、「不慮の事故」といいます。)による傷害」を「別表 2 に定める不慮の事故(以下、「不慮の事故」といいます。)による傷害または発病した疾病」と読み替えます。

第 37 条(家族収入保険に付加されている場合の特則)

この特約が家族収入保険に付加されている場合には、第 7 条(給付金の請求手続)第 3 項第 1 号をつぎのとおり読み替えます。

- 「(1) 主契約の家族年金受取人(法定相続人である家族年金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者)」

第 38 条(平成 17 年 1 月 1 日以前に締結されたこの特約が更新された場合の特則)

平成 17 年 1 月 1 日以前に締結されたこの特約が特約更新特約条項の規定により更新された後、給付金の支払事由が発生した場合で、被保険者が給付金を請求することができない事情があるときは、被保険者の戸籍上の配偶者(戸籍上の配偶者がいない場合には被保険者と生計を一にする者)がその事情を会社に申し出て、被保険者のために被保険者にかわって給付金を会社に請求することができます。

第 39 条(入院給付金の支払限度および支払限度変更日を指定する他の特約が付加された主契約に付加する場合の特則)

- 1 被保険者を同一とし、かつ、入院給付金の支払限度および支払限度変更日のうち、支払限度のみを指定することができる他の特約(次項に該当する場合を除きます。以下、本項において「他の特約」といいます。)が付加された主契約にこの特約を付加する場合には、第 3 条(成人病入院給付金の支払限度および支払限度変更日の指定)第 1 項が適用されるものとします。この場合、同条第 3 項の規定により保険契約者が指定する成人病入院給付金の支払限度は、他の特約の支払限度と同一とします。
- 2 被保険者を同一とし、かつ、入院給付金の支払限度および支払限度変更日の両方を指定することができる他の特約(以下、本項において「他の特約」といいます。)が付加された主契約にこの特約を付加する場合には、第 3 条(成人病入院給付金の支払限度および支払限度変更日の指定)第 2 項が適用されるものとします。この場合、同条第 3 項の規定により保険契約者が指定する成人病入院給付金の支払限度および支払限度変更日は、他の特約の

支払限度および支払限度変更日と同一とします。

第40条（主契約に保険料払込免除特約が付加された場合の特則）

この特約が付加されている主契約に保険料払込免除特約が付加された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第9条（特約の保険料の払込免除）第1項および第2項第3号ならびに第11条（特約の保険料の払込）第3項中、「主約款」を「主約款または保険料払込免除特約条項」と読み替えます。
- (2) 第9条（特約の保険料の払込免除）第2項中、「別表2に定める不慮の事故（以下、「不慮の事故」といいます。）による傷害」を「別表2に定める不慮の事故（以下、「不慮の事故」といいます。）による傷害または診断確定された悪性新生物もしくは発病した疾病」と読み替えます。

第41条（高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合の特則）

この特約が高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第4条（成人病入院給付金の支払）第10項第2号中、「高度障害保険金」を「高度障害年金」と読み替えます。
- (2) 第4条（成人病入院給付金の支払）第11項および第5条（成人病手術給付金の支払）第4項中、「死亡保険金受取人」を「家族年金受取人」と、「死亡保険金」を「家族年金」と、それぞれ読み替えます。
- (3) 第7条（給付金の請求手続）第3項第1号中、「死亡保険金受取人」を「家族年金受取人」と読み替えます。
- (4) 第19条（成人病入院給付金日額の減額）第2項中、「保険金額」を「年金月額」と読み替えます。
- (5) 第23条（特約の消滅）第1項第1号中、「保険金」を「家族年金または高度障害年金」と読み替えます。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

附則1 入院等の定義

1. 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下、同じとします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下、同じとします。）が必要であり、かつ自宅等（3. に定める病院または診療所以外の施設を含みます。）での治療が困難なため、3. に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

2. 治療を目的とする入院

「治療を目的とする入院」とは、治療のために必要な入院をいいます。たとえば、美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検診、正常分娩などのための入院はこれに該当しません。

3. 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

(1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。

(2) (1)の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

4. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係をいいます。

5. 治療を直接の目的とする手術

「治療を直接の目的とする手術」とは、治療のために必要な手術をいい、たとえば、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術（避妊のための手術）、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは該当しません。

附則2 対象となる成人病

この特約の対象となる成人病の範囲は、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合には、会社が特に認めた場合に限り、下記に掲げる疾病以外の疾病を対象となる成人病に含めることがあります。

成人病の種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	○口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	○消化器の悪性新生物	C15～C26
	○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	○骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	○皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
	○中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	○乳房の悪性新生物	C50
	○女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	○男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
	○腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	○眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	○部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	○リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	○独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
	○上皮内新生物	D00～D09
	○性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の	
	・真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
	・骨髓異形成症候群	D46
	・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）中の	
	・慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
	・本態性（出血性）血小板血症	D47.3
糖尿病	○血液および造血器のその他の疾患（D70～D77）中の	
	・リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）中の	
	・ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0
	○糖尿病	E10～E14

成人病の種類	分類項目	基本分類コード
心疾患	○慢性リウマチ性心疾患	105～109
	○虚血性心疾患	120～125
	○肺性心疾患および肺循環疾患	126～128
	○その他の型の心疾患	130～152
心疾患	○循環器系のその他および詳細不明の障害（195～199）中の ・循環器系の処置後障害、他に分類されないもの（197）中の ・心（臓）切開後症候群 ・心臓手術に続発するその他の機能障害	197.0 197.1
	○高血圧性疾患	110～115
	○脳血管疾患	160～169
脳血管疾患	○挿入性および発作性障害（G40～G47）中の ・一過性脳虚血発作および関連症候群（G45）中の ・椎骨脳底動脈症候群 ・頸動脈症候群（半球性） ・多発性および両側性脳（実質）外動脈症候群 ・一過性全健忘 ・その他の一過性脳虚血発作および関連症候群 ・一過性脳虚血発作、詳細不明	G45.0 G45.1 G45.2 G45.4 G45.8 G45.9
	○脳血管疾患	160～169

附則3 成人病手術給付倍率表

「手術」とは、器具を用い、生体に切開、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1.～17.を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術番号	手術の種類	給付倍率
1.	四肢切断術（手指・足指は除く。）	20
2.	体内用ペースメーカー埋込術	20
3.	観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術は除く。）	20
4.	大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの）	40
5.	直視下心臓内手術	40
6.	心膜切開・縫合術	20
7.	副腎全摘除術	20
8.	頭蓋内観血手術	40
9.	神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術）	20
10.	白内障・水晶体観血手術	20
11.	網膜剥離症手術	10
12.	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
13.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
14.	悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	40
15.	悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
16.	その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	20
17.	新生物根治放射線照射（50グレイ以上の照射で施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10

（備考）

1. 観血手術

「観血手術」とは、皮膚等に切開を加えて、病変部等を露出し、直達的に操作を加える手術をいいます。

2. 開胸術

「開胸術」とは、胸壁を切開し、胸腔を開く手術であって、肺や気管、心臓、胸腺、胸部大血管、食道、縦隔の手術等、胸腔内に操作を加える際に行うものをいいます。

3. 開腹術

「開腹術」とは、腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、胃、十二指腸、小腸、大腸、卵巣および子宮手術等、腹腔内に操作を加える際に行うものをいいます。

4. 悪性新生物根治手術

「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除または摘出し、同時に転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。1つの原発巣に対する悪性新生物根治手術は、1回に限り悪性新生物根治手術として支払の対象となります。転移・再発病巣のみを切除または摘出したり、また、転移・再発病巣とその周辺のみをあわせて切除または摘出する手術については、悪性新生物根治手術に該当しま

せん。

新医療女性疾病入院特約条項 目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結および責任開始期
- 第2条 女性疾病入院給付金の支払限度および支払限度変更日の指定
- 第3条 女性疾病入院給付金の支払
- 第4条 女性疾病入院給付金の支払限度
- 第5条 女性疾病入院給付金の請求手続
- 第6条 支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱
- 第7条 特約の保険料の払込免除
- 第8条 特約の保険期間および保険料払込期間
- 第9条 特約の保険料の払込
- 第10条 特約の保険料の自動振替貸付
- 第11条 特約の失効
- 第12条 特約の復活
- 第13条 特約の解約
- 第14条 解約返戻金
- 第15条 女性疾病入院給付金の受取人による特約の存続
- 第16条 特約の保険期間の変更
- 第17条 女性疾病入院給付金日額の減額
- 第18条 特約の復旧
- 第19条 告知義務および告知義務違反
- 第20条 重大事由による解除
- 第21条 特約の消滅
- 第22条 契約者配当
- 第23条 管轄裁判所
- 第24条 主約款の規定の準用
- 第25条 保険料一時払に関する特則
- 第26条 主契約が払済保険に変更された場合の特則

- 第27条 短期入院保障特則
- 第28条 解約返戻金なし特則
- 第29条 主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則
- 第30条 主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加された場合の特則
- 第31条 積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合の特則
- 第32条 新医療保険に付加されている場合の特則
- 第33条 平準定期保険または無解約返戻金型平準定期保険に付加されている場合の特則
- 第34条 主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合の特則
- 第35条 家族収入保険に付加されている場合の特則
- 第36条 平成17年1月1日以前に締結されたこの特約が更新された場合の特則
- 第37条 入院給付金の支払限度および支払限度変更日を指定する他の特約が付加された主契約に付加する場合の特則
- 第38条 主契約に保険料払込免除特約が付加された場合の特則
- 第39条 高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合の特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

- 附則1 入院等の定義
- 附則2 対象となる女性特定疾病

新医療女性疾病入院特約条項

この特約の趣旨

この特約は、女性を主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）とする主契約に付加して締結し、被保険者の女性特定疾病による入院の場合に、女性疾病入院給付金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条（特約の締結および責任開始期）

- 1 この特約は、主契約の締結の際、主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）から申し出があり、かつ、会社が承諾した場合に主契約に付加して締結します。この場合、この特約の責任開始期は、主契約の締結の際の責任開始期と同一とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、この特約は、会社所定の取扱範囲内で、主契約の締結後、被保険者の同意を得たうえで、保険契約者から申し出があり、かつ、会社が承諾した場合に主契約に付加して締結します。この場合、この特約の責任開始期は、会社がこの特約の付加を承諾した日の直後に到来する主契約の契約応当日（主契約が年払であれば年単位の契約応当日、半年払であれば半年単位の契約応当日、月払であれば月単位の契約応当日）とします。
- 3 前項の場合、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、この特約の契約年齢および保険期間は、前項に定めるこの特約の責任開始期の直前の主契約の年単位の契約応当日（この特約の責任開始期が主契約の年単位の契約応当日と同一の日の場合は、その日。以下、次条において同じとします。）を基準に定めます。

- 4 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

第2条（女性疾病入院給付金の支払限度および支払限度変更日の指定）

- 1 この特約の1回の入院についての女性疾病入院給付金の支払限度（以下、「女性疾病入院給付金の支払限度」といいます。）は、この特約の保険期間を通じて一定とします。
- 2 前項にかかわらず、保険契約者がこの特約の締結の際、次項の規定により支払限度変更日を指定した場合には、この特約の女性疾病入院給付金の支払限度は、支払限度変更日に変更されます。この場合、女性疾病入院給付金の支払限度が変更されるこの特約を「新医療女性疾病入院特約（支払限度変更型）」といいます。
- 3 保険契約者は、この特約の締結の際、つぎの各号に定める事項について、会社所定の取扱範囲内で指定するものとします。
- (1) 第1項の場合
女性疾病入院給付金の支払限度
- (2) 前項の場合
- ① 支払限度変更日
女性疾病入院給付金の支払限度が変更される日として、この特約の保険期間中の主契約の年単位の契約相当日を、その日における被保険者の満年齢により指定するものとします。
- ② 女性疾病入院給付金の支払限度
指定する女性疾病入院給付金の支払限度は、つぎのそれぞれの期間に対する支払限度とします。
- ア. 主契約の契約日（前条第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合はこの特約の責任開始期の直前の主契約の年単位の契約相当日）からその直後の支払限度変更日の前日まで
- イ. 支払限度変更日から翌支払限度変更日の前日まで
- ウ. 最終の支払限度変更日からこの特約の保険期間満了日まで（この特約の保険期間が終身の場合は最終の支払限度変更日以後）
- 4 本条の規定により指定された女性疾病入院給付金の支払限度および支払限度変更日は、変更することはできません。

第3条（女性疾病入院給付金の支払）

- 1 女性疾病入院給付金の支払は、つぎのとおりとします。

名称	女性疾病入院給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
女性疾病入院給付金	被保険者がこの特約の保険期間中につぎの各号のいずれにも該当する附則1の1.に定める入院をしたとき (1) この特約の責任開始期（復活の取扱が行われた後は最後の復活の際の責任開始期、復旧の取扱が行われた後の女性疾病入院給付金日額の増額部分については最後の復旧の際の責任開始期。以下、同じとします。）以後に発病した附則2に定める女性特定疾病（以下、「女性特定疾病」といいます。）の附則1の2.に定める治療を目的とする入院（以下、「治療を目的とする入院」といいます。） (2) 附則1の3.に定める病院または診療所における入院 (3) 入院日数が5日以上継続した入院	女性疾病入院給付金日額 × （入院日数－入院開始日からその日を含めての4日） この場合、被保険者の入院中に女性疾病入院給付金日額が減額されたときは、女性疾病入院給付金日額は各日現在の女性疾病入院給付金日額とします。	被保険者

- 2 会社は、被保険者が前項に定める入院を開始した時に異なる女性特定疾病（附則2の表の同一の女性特定疾病の種類に区分された女性特定疾病は同一の女性特定疾病とします。）を併発していた場合またはその入院中に異なる女性特定疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった女性特定疾病により継続して入院したものとみなして前項の規定を適用します。
- 3 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、つぎの各号のいずれにも該当する入院をしたときは、継続した1回の入院とみなして第1項の支払事由に関する規定を適用します。
- (1) 転入院または再入院の直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院までの間隔が30日以内の入院
- (2) それぞれの入院の直接の原因となった女性特定疾病が同一かまたは附則1の4.に定める医学上重要な関係（以下、「医学上重要な関係」といいます。）があると会社が認める入院
- 4 被保険者が女性疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった女性特定疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると会社が認めたときは、1回の入院とみなして本条および次条第1号の規定を適用します。ただし、女性疾病入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 5 被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した女性特定疾病の治療を目的として入院した場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。
- 6 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した女性特定疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に女性疾病入院給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。
- (1) その女性特定疾病について、この特約の締結、復活または復旧の際に、告知等により会社が知っていた場合。

ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その女性特定疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。

- (2) その女性特定疾病について、この特約の責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されたことがない場合。ただし、その女性特定疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- 7 会社は、被保険者が女性特定疾病以外の原因により入院を開始した場合においても、その入院中に女性特定疾病の治療を開始したときは、その治療を開始した日からその女性特定疾病の治療を終了した日までの入院については、第1項の規定を適用します。ただし、会社がその女性特定疾病のみによっても入院する必要があると認めたときに限ります。
- 8 この特約が新医療女性疾病入院特約（支払限度変更型）の場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 被保険者が支払限度変更日を含んで継続して入院しているときは、その入院の退院日における女性疾病入院給付金の支払限度により取り扱います。
 - (2) 被保険者が支払限度変更日以後に入院し、その入院が第3項または第4項の規定によりその入院前の入院と1回の入院とみなされるときは、当該支払限度変更日以後の入院の退院日における女性疾病入院給付金の支払限度により取り扱います。
- 9 前項第1号または第2号の場合、当該支払限度変更日前の女性疾病入院給付金の支払限度に達したことにより女性疾病入院給付金が支払われていない入院の期間があるときは、その入院の期間も含めた1回の入院（1回の入院とみなす場合を含みます。）について、前項第1号または第2号の退院日における女性疾病入院給付金の支払限度の判定を行い、その入院の期間に対して支払うべき女性疾病入院給付金があればこれを支払います。
- 10 被保険者が第1項に定める入院中につぎの各号のいずれかの事由に該当した場合には、その事由発生後継続したその入院については、この特約の保険期間中の入院とみなして取り扱います。この場合の女性疾病入院給付金日額は、第1号においてはこの特約の保険期間満了日のそれ、第2号においてはこの特約が消滅した日の前日のそれと同額とします。
 - (1) この特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 主契約の高度障害保険金の支払事由が生じたことにより、この特約が消滅したとき
- 11 保険契約者は、女性疾病入院給付金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。ただし、保険契約者および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）を法人とする主契約にこの特約が付加されている場合には、第1項の規定にかかわらず、女性疾病入院給付金の受取人は、保険契約者となります。

第4条（女性疾病入院給付金の支払限度）

女性疾病入院給付金の支払限度および通算支払限度は、つぎの各号のとおりとします。

- (1) 女性疾病入院給付金の支払限度は、第2条（女性疾病入院給付金の支払限度および支払限度変更日の指定）第3項において指定された支払日数とします。
- (2) 通算支払限度は、女性疾病入院給付金の支払日数を通算して1,095日とします。

第5条（女性疾病入院給付金の請求手続）

- 1 女性疾病入院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または女性疾病入院給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- 2 女性疾病入院給付金の受取人は、女性疾病入院給付金の支払事由が生じたときは、すみやかに別表4に定める請求書類（以下、「請求書類」といいます。）を提出して、女性疾病入院給付金を請求してください。
- 3 被保険者が死亡した場合、女性疾病入院給付金の請求については、被保険者の法定相続人のうち、つぎの各号に定める1人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。ただし、女性疾病入院給付金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 主契約の死亡保険金受取人（法定相続人である死亡保険金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）
 - (2) 前号に該当する者がいない場合
主契約に特約死亡保険金または特約家族年金のある特約が付加されているときは、特約の特約死亡保険金受取人または特約家族年金受取人（法定相続人である特約死亡保険金受取人または特約家族年金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）
 - (3) 前2号に該当する者がいない場合
主契約に指定代理請求特約が付加され、指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において指定代理請求特約条項第3条第1項各号に定める範囲内であることを要します。）
 - (4) 前3号に該当する者がいない場合
戸籍上の配偶者
 - (5) 前4号に該当する者がいない場合
法定相続人の協議により定めた者
- 4 前項の規定により会社が女性疾病入院給付金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複して女性疾病入院給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 故意に被保険者を死亡させた者は、第3項に定める代表者としての取扱を受けることができません。
- 6 女性疾病入院給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- 7 女性疾病入院給付金を支払うために確認が必要となつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から女

性疾病入院給付金の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれつぎの各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、女性疾病入院給付金を支払うべき期限は、女性疾病入院給付金の請求のための書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）25日を経過する日とします。

女性疾病入院給付金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 女性疾病入院給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	女性疾病入院給付金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(3) この特約の特約条項に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前号に定める事項、第20条（重大事由による解除）第1項第4号の①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者、女性疾病入院給付金の受取人もしくは第3項に定める被保険者の法定相続人の代表者のこの特約の締結の目的もしくは女性疾病入院給付金の請求の意図に関するこの特約の締結時から女性疾病入院給付金の請求時までにおける事実

8 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、女性疾病入院給付金を支払うべき期限は、女性疾病入院給付金の請求のための書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）つぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合は、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

前項の確認をするために不可欠な特別な照会・調査	日数
(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	45日
(2) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	60日
(3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	90日
(4) 前項第1号または第3号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者、女性疾病入院給付金の受取人または第3項に定める被保険者の法定相続人の代表者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号または第3号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査	90日
(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査	60日

- 9 前2項の場合、会社は、女性疾病入院給付金を請求した者に通知します。
- 10 第6項から第8項までに定める期限をこえて女性疾病入院給付金を支払う場合には、第6項から第8項までに定める期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、女性疾病入院給付金を支払います。
- 11 第7項および第8項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、女性疾病入院給付金の受取人または第3項に定める被保険者の法定相続人の代表者が、正当な理由がなく第7項および第8項に掲げる事項の確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより第7項および第8項に掲げる事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は女性疾病入院給付金を支払いません。

第6条（支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱）

- 1 この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに、この特約による女性疾病入院給付金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を女性疾病入院給付金から差し引きます。
- 2 猶予期間中に、この特約の女性疾病入院給付金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を女性疾病入院給付金から差し引きます。
- 3 前2項の場合、女性疾病入院給付金が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、支払事由が生じたことにより支払うべき女性疾病入院給付金を支払いません。

第7条（特約の保険料の払込免除）

- 1 主約款の規定により主契約の保険料の払込が免除されたときは、会社は、つぎの払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに保険料の払込の免除事由に該当したときは、その払込期月）以後のこの特約の保険料の払込を免除します。
- 2 前項の規定にかかわらず、第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合で、この特約の責任開始期前に発生した別表2に定める不慮の事故（以下、「不慮の事故」といいます。）による傷害を直接の原因として、この特約の責任開始期以後、主契約の保険料の払込が免除されたときは、この特

約の保険料の払込は免除されないものとし、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険料は、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法のうち保険料を払い込む日において会社に取り扱っている方法により払い込んでください。この場合、主約款の保険料の払込、前納および猶予期間に関する規定を準用します。
 - ① 一括して前納する方法。この場合、会社所定の利率で割り引きます。
 - ② 年払で払い込む方法
- (2) 前号の場合、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれないときは、この特約は猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
- (3) この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として主約款に定める保険料の払込の免除事由に該当したときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用してこの特約の保険料の払込を免除します。
- 3 前項の場合、保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は、すでに払い込まれたこの特約の保険料に対応する期間の満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
- 4 前3項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第8条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、この特約の締結の際に会社所定の範囲内で定めます。

第9条（特約の保険料の払込）

- 1 この特約の保険料は、主契約の保険料払込期間中は主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料前納の場合も同じとします。
- 2 この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料（以下、本条において「払込期間満了後特約保険料」といいます。）については、第7条（特約の保険料の払込免除）第2項第1号および第2号の規定を準用して取り扱います。
- 3 払込期間満了後特約保険料については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、保険料の払込免除を取り扱います。
- 4 第2項の場合、第7条（特約の保険料の払込免除）第3項の規定を準用します。
- 5 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

第10条（特約の保険料の自動振替貸付）

この特約が付加されている主契約において、自動振替貸付の規定が適用されるときは、その主契約の保険料とこの特約の保険料の合計額について、主約款の自動振替貸付に関する規定を適用します。この場合、この特約の解約返戻金があるときは、主契約の解約返戻金に加算して取り扱います。

第11条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。この場合には、保険契約者は、この特約の解約返戻金があるときは、その請求をすることができます。

第12条（特約の復活）

- 1 主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第13条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約し、この特約の解約返戻金があるときは、その請求をすることができます。
- 2 前項の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第14条（解約返戻金）

- 1 この特約の解約返戻金は、この特約の保険料払込期間中の場合にはその保険料を払い込んだ年月数および経過した年月数により、保険料払込済の場合にはその経過した年月数により、会社の定める方法で計算します。ただし、主約款の規定による保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
- 2 主契約において保険契約者に対する貸付を行うときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加算して取り扱います。
- 3 この特約の解約返戻金の支払時期および支払場所については、第5条（女性疾病入院給付金の請求手続）第6項の規定を準用します。

第15条（女性疾病入院給付金の受取人による特約の存続）

- 1 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）によるこの特約

の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。

- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たす女性疾病入院給付金の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、前項の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3 前項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。

第16条（特約の保険期間の変更）

- 1 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中であれば、会社の承諾を得て、会社の定める期間の範囲（保険契約者が変更を請求した日において会社に取り扱っている範囲とします。）内で、この特約の保険期間を変更することができます。ただし、この特約が新医療女性疾病入院特約（支払限度変更型）の場合には、会社は、特約の保険期間の変更を取り扱いません。
- 2 保険契約者がこの特約の保険期間の変更を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- 3 会社がこの特約の保険期間の変更を承諾したときは、会社の定める方法で計算した金額を授受し、次回以後のこの特約の保険料を更正します。
- 4 本条の規定によりこの特約の保険期間の変更をしたときは、保険証券に表示します。

第17条（女性疾病入院給付金日額の減額）

- 1 保険契約者は、会社の定める金額の範囲（保険契約者が変更を請求した日において会社に取り扱っている範囲とします。）内で、将来に向かってこの特約の女性疾病入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の女性疾病入院給付金日額は、会社所定の金額以上であることを要します。
- 2 主契約の保険金額もしくは基本入院給付金日額が減額された場合、または、主契約に付加されている特約が解約もしくは減額された場合で、この特約の女性疾病入院給付金日額が会社所定の金額の範囲をこえるときは、その限度額まで減額します。
- 3 保険契約者がこの特約の女性疾病入院給付金日額の減額を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- 4 女性疾病入院給付金日額の減額部分は、解約されたものとして取り扱います。
- 5 本条の規定によりこの特約の女性疾病入院給付金日額を減額したときは、保険証券に表示します。

第18条（特約の復旧）

- 1 主契約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復旧を承諾したときは、主約款の復旧に関する規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。
- 3 この特約のみを減額した場合の復旧は取り扱いません。

第19条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第20条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または女性疾病入院給付金の受取人がこの特約の女性疾病入院給付金（特約の保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的もしくは他人に女性疾病入院給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約の女性疾病入院給付金の請求に関し、女性疾病入院給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる女性疾病入院給付金の額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または女性疾病入院給付金の受取人がつぎのいずれかに該当する場合
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または女性疾病入院給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 保険契約者、被保険者または女性疾病入院給付金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 会社は、女性疾病入院給付金の支払事由または特約の保険料の払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた女性疾病入院給付金の支払

事由または特約の保険料の払込の免除事由による女性疾病入院給付金の支払または特約の保険料の払込の免除を行いません。もし、すでに女性疾病入院給付金を支払っていたときは、女性疾病入院給付金の返還を請求することができます。すでに特約の保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を求めることができます。

- 3 本条の規定によりこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または女性疾病入院給付金の受取人に通知します。
- 4 会社は、本条の規定によりこの特約を解除した場合に、解約返戻金があるときは、保険契約者に支払います。

第21条（特約の消滅）

- 1 つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) 女性疾病入院給付金の支払が第4条（女性疾病入院給付金の支払限度）第2号に定める通算支払限度に達したとき
 - (2) 主約款の規定により保険金を支払ったとき
 - (3) 主契約に死亡保険金がない場合で、主契約が被保険者の死亡により消滅したとき
 - (4) 主契約に死亡保険金および手術給付金がない場合で、主契約の入院給付金のすべての支払が主約款に定める通算支払限度に達したとき
 - (5) 主契約が前3号以外の事由で消滅したとき
 - (6) 主契約が払済保険または延長定期保険に変更されたとき
- 2 前項第1号の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。
- 3 第1項第4号の規定によりこの特約が消滅したときは、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。
- 4 第1項第5号の規定によりこの特約が消滅した場合に、この特約の解約返戻金があるときは、保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより主契約が消滅した場合を除きます。また、主約款の規定により主契約の責任準備金が支払われるときは、この特約の責任準備金を支払います。
- 5 第1項第6号の規定によりこの特約が消滅した場合に、この特約の解約返戻金があるときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。また、第1項第6号の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。

第22条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第23条（管轄裁判所）

この特約における女性疾病入院給付金および保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

第24条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第25条（保険料一時払に関する特則）

この特約の保険料が一時払のときは、第6条（支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱）、第7条（特約の保険料の払込免除）、第9条（特約の保険料の払込）、第10条（特約の保険料の自動振替貸付）および第16条（特約の保険期間の変更）の規定は適用しません。

第26条（主契約が払済保険に変更された場合の特則）

- 1 主契約が主契約の責任開始期の属する日（復活または復旧の場合には、復活日または復旧日とします。）からその日を含めて10年をこえて有効に継続した場合で、主契約が払済保険に変更されたときは、第21条（特約の消滅）第1項第6号の規定にかかわらず、保険契約者の申し出によりこの特約を継続することができます。ただし、この特約の保険料が一時払の場合、または、この特約に特別条件が適用されている場合には、この特約は消滅します。
- 2 前項の規定によるこの特約の継続の申し出の際、会社の定める方法で計算した金額を払い込むことを要します。

第27条（短期入院保障特則）

- 1 保険契約者は、この特約の締結の際、短期入院保障特則（以下、本条において「この特則」といいます。）を付加することができます。
- 2 この特則を付加したこの特約については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 第3条（女性疾病入院給付金の支払）第1項の支払事由に関する規定中、「入院日数が5日以上の継続した入院」を「入院日数が2日以上の継続した入院」と読み替えます。
 - (2) 第3条（女性疾病入院給付金の支払）第1項の支払額に関する規定中、「女性疾病入院給付金日額×（入院日数－入院開始日からその日を含めての4日）」を「女性疾病入院給付金日額×入院日数」と読み替えます。
 - (3) 第3条（女性疾病入院給付金の支払）第3項の規定は適用しません。
- 3 この特則を解約することはできません。

第28条（解約返戻金なし特則）

- 1 保険契約者は、この特約の締結の際、解約返戻金なし特則（以下、本条において「この特則」といいます。）を

付加することができます。

- 2 この特則を付加したこの特約については、この特約の解約返戻金はありません。この場合、第14条（解約返戻金）および第16条（特約の保険期間の変更）の規定は適用しません。
- 3 この特則を解約することはできません。

第29条（主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則）

- 1 この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加され、主契約の全部を介護保障に移行した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険料については、第7条（特約の保険料の払込免除）第2項第1号および第2号の規定を準用して取り扱います。
 - (2) この特約の保険料の払込免除については、主約款（主契約に疾病障害による保険料払込免除特約または保険料払込免除特約が付加された場合は、主約款または疾病障害による保険料払込免除特約条項もしくは保険料払込免除特約条項）の規定を準用します。
 - (3) 保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は消滅します。この場合、この特約の解約返戻金があるときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金とともに基本介護年金額の計算基礎となる金額に含めます。ただし、この特約の解約返戻金がある場合に、保険契約者が請求したときは、この限りではありません。
 - (4) 介護保障に移行した部分が消滅したときは、この特約は消滅します。
- 2 この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加され、主契約の一部を介護保障に移行した場合には、この特約は消滅または減額されることなく継続するものとします。

第30条（主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加された場合の特則）

- 1 この特約が付加されている主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加され、主契約の解約による解約返戻金が保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）に定める年金基金に充当された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。ただし、保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第8条（年金の種類）第1項の規定により定められた年金の種類が1種類であることを要します。
 - (1) この特約の保険料（第3号の規定によりこの特約の保険期間が短縮され、この特約の保険料が更正される場合には、その更正後の保険料。以下、本条において同じとします。）については、第7条（特約の保険料の払込免除）第2項第1号および第2号の規定を準用して取り扱います。
 - (2) この特約の保険料の払込免除については、主約款（主契約に疾病障害による保険料払込免除特約または保険料払込免除特約が付加された場合は、主約款または疾病障害による保険料払込免除特約条項もしくは保険料払込免除特約条項）の規定を準用します。
 - (3) 第1号の場合、この特約の保険期間満了日は、つぎのとおりとします。
 - ① 年金の種類が保証期間付夫婦連生終身年金または保証期間付終身年金のとき
……年金の保証期間満了日または本条の規定によらないこの特約の保険期間満了日のいずれか早い日
 - ② 年金の種類が確定年金のとき
……年金支払期間満了日または本条の規定によらないこの特約の保険期間満了日のいずれか早い日
 - (4) 前号の規定によりこの特約の保険期間が短縮された場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - ① 払い込まれるべき責任準備金差額があるときは、その金額を払い込んでください。
 - ② この特約の解約返戻金があり、支払うべき解約返戻金差額があるときは、別段の申し出のない限り、その金額を保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第2号工. に定める金額に含めるものとします。
 - ③ この特約の解約返戻金がなく、支払うべき責任準備金差額があるときは、その金額を保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第2号工. に定める金額に含めず、かつ、保険契約者に支払わないものとします。
 - (5) 保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があった場合、またはこの特約が新医療女性疾病入院特約（支払限度変更型）の場合には、この特約は消滅するものとします。この場合、この特約の解約返戻金があるときは、別段の申し出のない限り、この特約の解約返戻金を保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）に定める年金基金に充当しまたは据え置きます。
 - (6) 年金受取人が死亡したときまたは年金の一時支払が行われたときは、この特約は消滅するものとします。
- 2 この特約が付加されている主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加され、主契約の減額による解約返戻金が保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）に定める年金基金に充当された場合には、この特約は消滅または減額されることなく継続するものとします。

第31条（積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合には、この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

第32条（新医療保険に付加されている場合の特則）

この特約が新医療保険に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（女性疾病入院給付金の支払限度および支払限度変更日の指定）の末尾につぎのとおり加えます。

「5 この特約が新医療保険に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

 - (1) 第1項が適用されるものとします。この場合、第3項の規定により保険契約者が指定する女性疾病入

院給付金の支払限度は、主契約の災害入院給付金の支払限度および疾病入院給付金の支払限度と同一とします。

- (2) 前号の規定にかかわらず、主契約が新医療保険（支払限度変更型）の場合には、第2項が適用されるものとします。この場合、第3項の規定により保険契約者が指定する女性疾病入院給付金の支払限度および支払限度変更日は、主契約の災害入院給付金の支払限度および疾病入院給付金の支払限度ならびに支払限度変更日と同一とします。
- (3) 前2号の場合、第37条（入院給付金の支払限度および支払限度変更日を指定する他の特約が付加された主契約に付加する場合の特則）の規定は適用しません。」
- (2) 第3条（女性疾病入院給付金の支払）第11項ただし書きの規定は適用せず、主約款に定めるところによります。
- (3) この特約が新医療女性疾病入院特約（支払限度変更型）の場合、第8条（特約の保険期間および保険料払込期間）をつぎのとおり読み替えます。

「第8条（特約の保険期間および保険料払込期間）」

この特約の保険期間の終期は、主契約の保険期間の終期と同一とし、この特約の保険料払込期間は、この特約の締結の際に会社所定の範囲内で定めます。」

- (4) 第26条（主契約が払済保険に変更された場合の特則）の規定は適用せず、主契約が払済保険に変更されたこの特約が消滅した場合の取扱は、主約款の払済保険への変更に関する規定に定めるところによります。
- (5) この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、つぎのとおり取り扱います。
- ① 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
- ② ①の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、本号において「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。
- ③ ①または②の場合、更新後の特約または他の特約等において、第2条（女性疾病入院給付金の支払限度および支払限度変更日の指定）から第4条（女性疾病入院給付金の支払限度）まで、第7条（特約の保険料の払込免除）、第15条（女性疾病入院給付金の受取人による特約の存続）および第19条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
- ④ ①から③までに定めるほか、主約款の更新に関する規定を準用します。
- (6) この特約が付加されている主契約の保険期間満了日とこの特約の保険期間満了日が同一であり、かつ、主契約が主約款の保険期間満了時における保険期間の延長に関する規定により変更される場合には、つぎのとおり取り扱います。
- ① 保険契約者は、主契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出ることによって、この特約を締結（以下、本号において「変更」といいます。）してこの特約の保険期間を延長することができます（以下、本号において、本号の規定により変更されたこの特約を「変更後特約」といい、変更前のこの特約を「変更前特約」といいます。）。
- ② ①の場合、変更後特約の女性疾病入院給付金の支払限度は、変更後特約の保険期間を通じて一定とします。
- ③ ①の場合、変更後特約において、第2条（女性疾病入院給付金の支払限度および支払限度変更日の指定）から第4条（女性疾病入院給付金の支払限度）まで、第7条（特約の保険料の払込免除）、第15条（女性疾病入院給付金の受取人による特約の存続）および第19条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、変更前特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
- ④ ①から③までに定めるほか、主約款の保険期間満了時における保険期間の延長に関する規定を準用します。
- (7) 平成17年1月1日以前に締結されたこの特約が第5号の規定により更新された後、女性疾病入院給付金の支払事由が発生した場合で、被保険者が女性疾病入院給付金を請求することができない事情があるときは、被保険者の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合には被保険者と生計を一にする者）がその事情を会社に申し出て、被保険者のために被保険者にかわって女性疾病入院給付金を会社に請求することができます。

第33条（平準定期保険または無解約返戻金型平準定期保険に付加されている場合の特則）

この特約が平準定期保険または無解約返戻金型平準定期保険に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、つぎのとおり取り扱います。
- ① 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。ただし、この特約が新医療女性疾病入院特約（支払限度変更型）の場合には、この特約は更新されません。
- ② ①にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、本号において「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。
- ③ ①または②の場合、更新後の特約または他の特約等において、第2条（女性疾病入院給付金の支払限度および支払限度変更日の指定）から第4条（女性疾病入院給付金の支払限度）まで、第7条（特約の保険料の払込

免除)、第 15 条(女性疾病入院給付金の受取人による特約の存続)および第 19 条(告知義務および告知義務違反)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものとして取り扱います。

④ ①から③までに定めるほか、主約款の更新に関する規定を準用します。

- (2) 平成 17 年 1 月 1 日以前に締結されたこの特約が前号の規定により更新された後、女性疾病入院給付金の支払事由が発生した場合で、被保険者が女性疾病入院給付金を請求することができない事情があるときは、被保険者の戸籍上の配偶者(戸籍上の配偶者がいない場合には被保険者と生計を一にする者)がその事情を会社に申し出て、被保険者のために被保険者にかわって女性疾病入院給付金を会社に請求することができます。

第 34 条(主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合の特則)

この特約が付加されている主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第 7 条(特約の保険料の払込免除)第 1 項および第 2 項第 3 号ならびに第 9 条(特約の保険料の払込)第 3 項中、「主約款」を「主約款または疾病障害による保険料払込免除特約条項」と読み替えます。
- (2) 第 7 条(特約の保険料の払込免除)第 2 項中、「別表 2 に定める不慮の事故(以下、「不慮の事故」といいます。)による傷害」を「別表 2 に定める不慮の事故(以下、「不慮の事故」といいます。)による傷害または発病した疾病」と読み替えます。

第 35 条(家族収入保険に付加されている場合の特則)

この特約が家族収入保険に付加されている場合には、第 5 条(女性疾病入院給付金の請求手続)第 3 項第 1 号をつぎのとおり読み替えます。

「(1) 主契約の家族年金受取人(法定相続人である家族年金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者)」

第 36 条(平成 17 年 1 月 1 日以前に締結されたこの特約が更新された場合の特則)

平成 17 年 1 月 1 日以前に締結されたこの特約が特約更新特約条項の規定により更新された後、女性疾病入院給付金の支払事由が発生した場合で、被保険者が女性疾病入院給付金を請求することができない事情があるときは、被保険者の戸籍上の配偶者(戸籍上の配偶者がいない場合には被保険者と生計を一にする者)がその事情を会社に申し出て、被保険者のために被保険者にかわって女性疾病入院給付金を会社に請求することができます。

第 37 条(入院給付金の支払限度および支払限度変更日を指定する他の特約が付加された主契約に付加する場合の特則)

- 1 被保険者を同一とし、かつ、入院給付金の支払限度および支払限度変更日のうち、支払限度のみを指定することができる他の特約(次項に該当する場合を除きます。以下、本項において「他の特約」といいます。)が付加された主契約にこの特約を付加する場合には、第 2 条(女性疾病入院給付金の支払限度および支払限度変更日の指定)第 1 項が適用されます。この場合、同条第 3 項の規定により保険契約者が指定する女性疾病入院給付金の支払限度は、他の特約の支払限度と同一とします。
- 2 被保険者を同一とし、かつ、入院給付金の支払限度および支払限度変更日の両方を指定することができる他の特約(以下、本項において「他の特約」といいます。)が付加された主契約にこの特約を付加する場合には、第 2 条(女性疾病入院給付金の支払限度および支払限度変更日の指定)第 2 項が適用されます。この場合、同条第 3 項の規定により保険契約者が指定する女性疾病入院給付金の支払限度および支払限度変更日は、他の特約の支払限度および支払限度変更日と同一とします。

第 38 条(主契約に保険料払込免除特約が付加された場合の特則)

この特約が付加されている主契約に保険料払込免除特約が付加された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第 7 条(特約の保険料の払込免除)第 1 項および第 2 項第 3 号ならびに第 9 条(特約の保険料の払込)第 3 項中、「主約款」を「主約款または保険料払込免除特約条項」と読み替えます。
- (2) 第 7 条(特約の保険料の払込免除)第 2 項中、「別表 2 に定める不慮の事故(以下、「不慮の事故」といいます。)による傷害」を「別表 2 に定める不慮の事故(以下、「不慮の事故」といいます。)による傷害または診断確定された悪性新生物もしくは発病した疾病」と読み替えます。

第 39 条(高度障害療養加算型家族収入保険(保険料払込中無解約返戻金型)に付加されている場合の特則)

この特約が高度障害療養加算型家族収入保険(保険料払込中無解約返戻金型)に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第 3 条(女性疾病入院給付金の支払)第 10 項第 2 号中、「高度障害保険金」を「高度障害年金」と読み替えます。
- (2) 第 3 条(女性疾病入院給付金の支払)第 11 項中、「死亡保険金受取人」を「家族年金受取人」と、「死亡保険金」を「家族年金」と、それぞれ読み替えます。
- (3) 第 5 条(女性疾病入院給付金の請求手続)第 3 項第 1 号中、「死亡保険金受取人」を「家族年金受取人」と読み替えます。
- (4) 第 17 条(女性疾病入院給付金日額の減額)第 2 項中、「保険金額」を「年金月額」と読み替えます。
- (5) 第 21 条(特約の消滅)第 1 項第 2 号中、「保険金」を「家族年金または高度障害年金」と読み替えます。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

附則1 入院等の定義

1. 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下、同じとします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下、同じとします。）が必要であり、かつ自宅等（3. に定める病院または診療所以外の施設を含みます。）での治療が困難なため、3. に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

2. 治療を目的とする入院

「治療を目的とする入院」とは、治療のために必要な入院をいいます。たとえば、美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検診、正常分娩などのための入院はこれに該当しません。

3. 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

(1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。

(2) (1)の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

4. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、たとえば、胃がんとその転移による肝がん等の関係をいいます。

附則2 対象となる女性特定疾病

この特約の対象となる女性特定疾病の範囲は、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合には、会社が特に認めた場合に限り、下記に掲げる疾病以外の疾病を対象となる女性特定疾病に含めることがあります。

女性特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード
悪性新生物	○口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
	○消化器の悪性新生物	C15～C26
	○呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
	○骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
	○皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43～C44
	○中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
	○乳房の悪性新生物	C50
	○女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
	○腎尿路の悪性新生物	C64～C68
	○眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69～C72
	○甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
	○部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
	○リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
	○独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
	○上皮内新生物（D00～D09）中の	
	・口腔、食道および胃の上皮内癌	D00
	・その他および部位不明の消化器の上皮内癌	D01
	・中耳および呼吸器系の上皮内癌	D02
	・上皮内黒色腫	D03
	・皮膚の上皮内癌	D04
	・乳房の上皮内癌	D05
	・子宮頸（部）の上皮内癌	D06
	・その他および部位不明の生殖器の上皮内癌（D07）中の	
	・子宮内膜	D07.0
	・外陰部	D07.1
	・陰	D07.2
	・その他および部位不明の女性生殖器	D07.3
	・その他および部位不明の上皮内癌	D09
	○性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の	
	・真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
	・骨髓異形成症候群	D46
	・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）中の	
	・慢性骨髓増殖性疾患	D47.1
	・本態性（出血性）血小板血症	D47.3
	○血液および造血器のその他の疾患（D70～D77）中の	
	・リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）中の	
	・ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0
良性新生物および性状不詳または不明の新生物	○良性新生物（D10～D36）中の	
	・乳房の良性新生物	D24
	・子宮平滑筋腫	D25
	・子宮のその他の良性新生物	D26
	・卵巣の良性新生物	D27
	・その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物	D28
	・腎尿路の良性新生物	D30
	・甲状腺の良性新生物	D34
	○性状不詳または不明の新生物（D37～D48）中の	
	・女性生殖器の性状不詳または不明の新生物	D39
	・腎尿路の性状不詳または不明の新生物	D41
	・その他および部位不明の性状不詳または不明の新生物（D48）中の	
	・乳房	D48.6

女性特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード
血液および造血器の疾患	○栄養性貧血	D50～D53
	○溶血性貧血（D55～D59）中の ・後天性溶血性貧血	D59
	○無形成性貧血およびその他の貧血	D60～D64
	○凝固障害、紫斑病およびその他の出血性病態（D65～D69）中の ・紫斑病およびその他の出血性病態（D69）中の ・アレルギー性紫斑病	D69.0
	・血小板機能異常症	D69.1
	・その他の血小板非減少性紫斑病	D69.2
	・特発性血小板減少性紫斑病	D69.3
	・その他の原発性血小板減少症	D69.4
	・続発性血小板減少症	D69.5
	・血小板減少症、詳細不明	D69.6
内分泌、栄養および代謝疾患	○甲状腺障害（E00～E07）中の ・ヨード欠乏による甲状腺障害および類縁病態	E01
	・無症候性ヨード欠乏性甲状腺機能低下症	E02
	・その他の甲状腺機能低下症（E03）中の ・びまん性甲状腺腫を伴う先天性甲状腺機能低下症	E03.0
	・薬剤およびその他の外因性物質による甲状腺機能低下症	E03.2
	・感染後甲状腺機能低下症	E03.3
	・甲状腺萎縮（後天性）	E03.4
	・粘液水腫性昏睡	E03.5
	・その他の明示された甲状腺機能低下症	E03.8
	・甲状腺機能低下症、詳細不明	E03.9
	・その他の非中毒性甲状腺腫	E04
	・甲状腺中毒症〔甲状腺機能亢進症〕	E05
	・甲状腺炎	E06
	・その他の甲状腺障害	E07
	○その他の内分泌腺障害（E20～E35）中の ・クッシング＜Cushing＞症候群	E24
	・卵巣機能障害	E28
	○代謝障害（E70～E90）中の ・治療後内分泌および代謝障害、他に分類されないもの（E89）中の ・治療後甲状腺機能低下症	E89.0
	・治療後卵巣機能不全（症）	E89.4
循環系の疾患	○慢性リウマチ性心疾患	I05～I09
	○静脈、リンパ管およびリンパ節の疾患、他に分類されないもの（I80～I89）中の ・その他の部位の静脈瘤（I86）中の ・外陰静脈瘤	I86.3
	○循環器系のその他および詳細不明の障害（I95～I99）中の ・低血圧（症）	I95
	・循環器系の処置後障害、他に分類されないもの（I97）中の ・乳房切断後リンパ浮腫症候群	I97.2
消化系の疾患	○胆のう＜嚢＞、胆管および膵の障害（K80～K87）中の ・胆石症	K80
	・胆のう＜嚢＞炎	K81
	・胆のう＜嚢＞のその他の疾患	K82
	・胆道のその他の疾患	K83
	・他に分類される疾患における胆のう＜嚢＞、胆道および膵の障害（K87）中の ・他に分類される疾患における胆のう＜嚢＞および胆道の障害	K87.0
	○消化器系のその他の疾患（K90～K93）中の ・消化器系の処置後障害、他に分類されないもの（K91）中の ・胆のう＜嚢＞摘出＜除＞後症候群	K91.5

女性特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード
筋骨格系および結合組織の疾患	○炎症性多発性関節障害（M05～M14）中の - 血清反応陽性関節リウマチ - その他の関節リウマチ - 若年性関節炎 - 他に分類される疾患における若年性関節炎 - その他の明示された関節障害（M12）中の - リウマチ熱後慢性関節障害〔ジャクー＜Jaccoud＞病〕	M05 M06 M08 M09 M12.0
	○全身性結合組織障害（M30～M36）中の - その他のえく壊＞死性血管障害（M31）中の - 大動脈弓症候群〔高安病〕 - 全身性エリテマトーデス＜紅斑性狼瘡＞＜SLE＞ - 皮膚（多発性）筋炎 - 全身性硬化症 - その他の全身性結合組織疾患（M35）中の - 乾燥症候群〔シェーグレン＜Sjögren＞症候群〕 - その他の重複症候群 - リウマチ性多発筋痛症 - その他の明示された全身性結合組織疾患 - 全身性結合組織疾患、詳細不明	M31.4 M32 M33 M34 M35.0 M35.1 M35.3 M35.8 M35.9
腎尿路生殖器系の疾患	○糸球体疾患 ○腎尿細管間質性疾患 ○腎不全（N17～N19）中の 慢性腎不全	N00～N08 N10～N16 N18
	○尿路結石症（N20～N23）中の - 腎結石および尿管結石 - 下部尿路結石 - 他に分類される疾患における尿路結石	N20 N21 N22
	○腎および尿管のその他の障害（N25～N29）中の - 腎および尿管のその他の障害、他に分類されないもの - 他に分類される疾患における腎および尿管のその他の障害	N28 N29
	○尿路系のその他の疾患 ○乳房の障害 ○女性骨盤臓器の炎症性疾患 ○女性生殖器の非炎症性障害（N80～N98）中の - 子宮内膜症 - 女性性器脱 - 女性性器を含む瘻 - 卵巣、卵管および子宮広間膜の非炎症性障害 - 女性性器のポリープ - 子宮のその他の非炎症性障害、子宮頸（部）を除く - 子宮頸（部）のびらんおよび外反（症） - 子宮頸（部）の異形成 - 子宮頸（部）のその他の非炎症性障害 - 膣のその他の非炎症性障害 - 外陰および会陰のその他の非炎症性障害 - 無月経、過少月経および希発月経 - 過多月経、頻発月経および月経不順 - 子宮および膣のその他の異常出血 - 女性生殖器および月経周期に関連する疼痛およびその他の病態 - 閉経期およびその他の閉経周辺期障害 - 習慣流産 - 女性不妊症	N30～N39 N60～N64 N70～N77 N80 N81 N82 N83 N84 N85 N86 N87 N88 N89 N90 N91 N92 N93 N94 N95 N96 N97 N99
	○腎尿路生殖器系のその他の障害	N99

女性特定疾病の種類	分類項目	基本分類コード
妊娠、分娩および産 じょく＜褥＞	○流産に終わった妊娠	000～008
	○妊娠、分娩および産じょく＜褥＞における浮腫、たんぱく＜蛋白＞尿 および高血圧性障害	010～016
	○主として妊娠に関連するその他の母体障害	020～029
	○胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸 問題	030～048
	○分娩の合併症	060～075
	○分娩（080～084）中の	
	・鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	081
	・帝王切開による単胎分娩	082
	・その他の介助単胎分娩	083
	・多胎分娩	084
	○主として産じょく＜褥＞に関連する合併症	085～092
	○その他の産科的病態、他に分類されないもの	094～099
	○その他の細菌性疾患（A30～A49）中の ・産科的破傷風	A34

新医療入院一時金特約条項 目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結および責任開始期
- 第2条 入院一時金の支払
- 第3条 入院一時金の削減支払
- 第4条 入院一時金の請求手続
- 第5条 支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱
- 第6条 特約の保険料の払込免除
- 第7条 特約の保険期間および保険料払込期間
- 第8条 特約の保険料の払込
- 第9条 特約の保険料の自動振替貸付
- 第10条 特約の失効
- 第11条 特約の復活
- 第12条 特約の解約
- 第13条 解約返戻金
- 第14条 入院一時金の受取人による特約の存続
- 第15条 特約の保険期間の変更
- 第16条 入院一時金額の減額
- 第17条 特約の復旧
- 第18条 告知義務および告知義務違反
- 第19条 重大事由による解除
- 第20条 特約の消滅
- 第21条 契約者配当
- 第22条 管轄裁判所
- 第23条 主約款の規定の準用
- 第24条 保険料一時払に関する特則
- 第25条 主契約が払済保険に変更された場合の特則
- 第26条 短期入院保障特則

- 第27条 解約返戻金なし特則
- 第28条 主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則
- 第29条 主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加された場合の特則
- 第30条 積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合の特則
- 第31条 新医療保険に付加されている場合の特則
- 第32条 平準定期保険または無解約返戻金型平準定期保険に付加されている場合の特則
- 第33条 主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合の特則
- 第34条 家族収入保険に付加されている場合の特則
- 第35条 平成17年1月1日以前に締結されたこの特約が更新された場合の特則
- 第36条 主契約に保険料払込免除特約が付加された場合の特則
- 第37条 高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合の特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

- 附則1 入院等の定義
- 附則2 薬物依存

新医療入院一時金特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加して締結し、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）が傷害または疾病の治療のために入院した場合に入院一時金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条（特約の締結および責任開始期）

- 1 この特約は、新医療保険特約条項の規定により、災害入院給付金および疾病入院給付金の両方が指定された新医療保険特約（以下、「主特約」といいます。）とあわせて主契約に付加することを要します。
- 2 この特約は、主契約の締結の際、主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）から申し出があり、かつ、会社が承諾した場合に主契約に付加して締結します。この場合、この特約の責任開始期は、主契約の締結の際の責任開始期と同一とします。
- 3 前項の規定にかかわらず、この特約は、会社所定の取扱範囲内で、主契約の締結後、被保険者の同意を得たうえで、保険契約者から申し出があり、かつ、会社が承諾した場合に主契約に付加して締結します。この場合、この特約の責任開始期は、会社がこの特約の付加を承諾した日の直後に到来する主契約の契約応当日（主契約が年払であれば年単位の契約応当日、半年払であれば半年単位の契約応当日、月払であれば月単位の契約応当日）とします。
- 4 前項の場合、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、この特約の契約年齢および保険期間は、前項に定めるこの特約の責任開始期の直前の主契約の年単位の契約応当日（この特約の責任開始期が主契約の年単位の契約応当日と同一の日の場合は、その日）を基準に定めます。
- 5 第3項の規定によりこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

第2条（入院一時金の支払）

1 入院一時金の支払は、つぎのとおりとします。

名称	入院一時金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	入院一時金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）
入院一時金	被保険者がこの特約の保険期間中につぎの各号のいずれかに該当する附則1の1.に定める入院をしたとき (1) つぎのいずれにも該当する入院 ① この特約の責任開始期（復活の取扱が行われた後は最後の復活の際の責任開始期、復旧の取扱が行われた後の入院一時金額の増額部分については最後の復旧の際の責任開始期。以下、同じとします。）以後に発生した別表2に定める不慮の事故（以下、「不慮の事故」といいます。）による傷害の附則1の2.に定める治療を目的とする入院（以下、「治療を目的とする入院」といいます。） ② 不慮の事故の日から起算して180日以内に開始した入院 ③ 附則1の3.に定める病院または診療所（以下、「病院または診療所」といいます。）における入院 ④ 入院日数が5日以上継続した入院 ⑤ 主特約の災害入院給付金が支払われる入院 (2) つぎのいずれにも該当する入院 ① つぎのいずれかの治療を目的とする入院 ア. この特約の責任開始期以後に発病した疾病（附則1の5.に定める異常分娩を含みます。以下、同じとします。） イ. この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害（その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に入院を開始した場合に限ります。） ウ. この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故以外の外因による傷害 ② 病院または診療所における入院 ③ 入院日数が5日以上継続した入院 ④ 主特約の疾病入院給付金が支払われる入院	1回の入院における入院日数（第4項または第5項の規定により2回以上の入院が1回の入院とみなされる場合には、それぞれの入院の入院日数を通算した日数とします。）が5日以上あるとき、その入院1回につき、支払事由に該当した日現在の入院一時金額	被保険者	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 被保険者の犯罪行為 ③ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故 ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦ 附則2に定める被保険者の薬物依存

2 会社は、被保険者が前項に定める入院を開始した時に異なる傷害もしくは疾病を併発していた場合またはその入院中に異なる傷害もしくは疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった傷害または疾病により継続して入院したものとみなして前項の規定を適用します。

3 転入院または再入院については、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第1項の支払事由の第1号について、被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、つぎのいずれにも該当する入院をしたときは、継続した1回の入院とみなして第1項の支払事由に関する規定を適用します。ただし、それぞれの入院は、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。

① 転入院または再入院の直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院までの間隔が30日以内の入院

② それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一の入院

(2) 第1項の支払事由の第2号について、被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、つぎのいずれにも該当する入院をしたときは、継続した1回の入院とみなして第1項の支払事由に関する規定を適用します。

① 転入院または再入院の直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院までの間隔が30日以内の入院

② それぞれの入院の直接の原因となった疾病または不慮の事故その他の外因による傷害が同一かまたは附則1の4.に定める医学上重要な関係（以下、「医学上重要な関係」といいます。）があると会社が認める入院

4 被保険者が第1項の支払事由の第1号に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故が同一であるときは、1回の入院とみなして第1項の規定を適用します。ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。

5 被保険者が第1項の支払事由の第2号に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病、不慮の事故その他の外因による傷害または異常分娩が同一かまたは医学上重要な関係があると会社が認めるときは、1回の入院とみなして第1項の規定を適用します。ただし、第1項の支払事由の第2号による入院一時金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

6 被保険者がこの特約の責任開始期前に発生した不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因による傷害または発

病した疾病の治療を目的として入院した場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。

- 7 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病（不慮の事故以外の外因による傷害を含みます。以下、本項において同じとします。）を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に入院一時金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。
- (1) その疾病について、この特約の締結、復活または復旧の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病について、この特約の責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- 8 被保険者が第1項に定める入院中につぎの各号のいずれかの事由に該当した場合には、その事由発生後継続したその入院については、この特約の保険期間中の入院とみなして取り扱います。この場合、入院一時金の支払事由に該当した日がつぎの各号のいずれかの事由の発生日の翌日以後となるときにおける入院一時金額は、第1項の支払額に関する規定にかかわらず、第1号においてはこの特約の保険期間満了日のそれ、第2号においてはこの特約が消滅した日の前日のそれと同額とします。
- (1) この特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 主契約の高度障害保険金の支払事由が生じたことにより、この特約が消滅したとき
- 9 保険契約者は、入院一時金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。ただし、保険契約者および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）を法人とする主契約にこの特約が付加されている場合には、第1項の規定にかかわらず、入院一時金の受取人は、保険契約者とします。

第3条（入院一時金の削減支払）

前条の規定にかかわらず、会社は、つぎの各号のいずれかにより入院一時金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、入院一時金を削減して支払うかまたは支払わないことがあります。

- (1) 地震、噴火または津波
- (2) 戦争その他の変乱

第4条（入院一時金の請求手続）

- 1 入院一時金の支払事由が生じたときは、保険契約者または入院一時金の受取人は、すみやかに会社へ通知してください。
- 2 入院一時金の受取人は、入院一時金の支払事由が生じたときは、すみやかに別表4に定める請求書類（以下、「請求書類」といいます。）を提出して、入院一時金を請求してください。
- 3 被保険者が死亡した場合、入院一時金の請求については、被保険者の法定相続人のうち、つぎの各号に定める1人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。ただし、入院一時金の受取人が法人である場合を除きます。
- (1) 主契約の死亡保険金受取人（法定相続人である死亡保険金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）
 - (2) 前号に該当する者がいない場合
主契約に特約死亡保険金または特約家族年金のある特約が付加されているときは、特約の特約死亡保険金受取人または特約家族年金受取人（法定相続人である特約死亡保険金受取人または特約家族年金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）
 - (3) 前2号に該当する者がいない場合
主契約に指定代理請求特約が付加され、指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において指定代理請求特約条項第3条第1項各号に定める範囲内であることを要します。）
 - (4) 前3号に該当する者がいない場合
戸籍上の配偶者
 - (5) 前4号に該当する者がいない場合
法定相続人の協議により定めた者
- 4 前項の規定により会社が入院一時金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複して入院一時金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 故意に入院一時金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、第3項に定める代表者としての取扱を受けることができません。
- 6 入院一時金は、その請求に必要な書類が会社へ到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- 7 入院一時金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から入院一時金の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれつぎの各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、入院一時金を支払うべき期限は、入院一時金の請求のための書類が会社へ到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）25日を経過する日とします。

入院一時金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 入院一時金の支払事由が発生の有無の確認が必要な場合	入院一時金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 入院一時金支払の免責事由に該当する可能性がある場合	入院一時金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4) この特約の特約条項に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項、第19条（重大事由による解除）第1項第4号の①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者、入院一時金の受取人もしくは第3項に定める被保険者の法定相続人の代表者のこの特約の締結の目的もしくは入院一時金の請求の意図に関するこの特約の締結時から入院一時金の請求時までにおける事実

- 8 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、入院一時金を支払うべき期限は、入院一時金の請求のための書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）つぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合は、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

前項の確認をするために不可欠な特別な照会・調査	日数
(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	45日
(2) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	60日
(3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定	90日
(4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者、入院一時金の受取人または第3項に定める被保険者の法定相続人の代表者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査	90日
(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査	60日

- 9 前2項の場合、会社は、入院一時金を請求した者に通知します。
- 10 第6項から第8項までに定める期限をこえて入院一時金を支払う場合には、第6項から第8項までに定める期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、入院一時金を支払います。
- 11 第7項および第8項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、入院一時金の受取人または第3項に定める被保険者の法定相続人の代表者が、正当な理由がなく第7項および第8項に掲げる事項の確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより第7項および第8項に掲げる事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は入院一時金を支払いません。

第5条（支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱）

- 1 この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに、この特約による入院一時金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を入院一時金から差し引きます。
- 2 猶予期間中に、この特約の入院一時金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を入院一時金から差し引きます。
- 3 前2項の場合、入院一時金が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、支払事由が生じたことにより支払うべき入院一時金を支払いません。

第6条（特約の保険料の払込免除）

- 1 主約款の規定により主契約の保険料の払込が免除されたときは、会社は、つぎの払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに保険料の払込の免除事由に該当したときは、その払込期月）以後のこの特約の保険料の払込を免除します。
- 2 前項の規定にかかわらず、第1条（特約の締結および責任開始期）第3項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合で、この特約の責任開始期前に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、この特約の責任開始期以後、主契約の保険料の払込が免除されたときは、この特約の保険料の払込は免除されないものとし、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) この特約の保険料は、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法のうち保険料を払い込む日において会社を取り扱っている方法により払い込んでください。この場合、主約款の保険料の払込、前納および猶予期間に関する規定を準用します。

- ① 一括して前納する方法。この場合、会社所定の利率で割り引きます。
 - ② 年払で払い込む方法
- (2) 前号の場合、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれないときは、この特約は猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
 - (3) この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として主約款に定める保険料の払込の免除事由に該当したときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用してこの特約の保険料の払込を免除します。
- 3 前項の場合、保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は、すでに払い込まれたこの特約の保険料に対応する期間の満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
- 4 前3項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、この特約の締結の際に会社所定の範囲内で定めます。

第8条（特約の保険料の払込）

- 1 この特約の保険料は、主契約の保険料払込期間中は主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料前納の場合も同じとします。
- 2 この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料（以下、本条において「払込期間満了後特約保険料」といいます。）については、第6条（特約の保険料の払込免除）第2項第1号および第2号の規定を準用して取り扱います。
- 3 払込期間満了後特約保険料については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、保険料の払込免除を取り扱います。
- 4 第2項の場合、第6条（特約の保険料の払込免除）第3項の規定を準用します。
- 5 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

第9条（特約の保険料の自動振替貸付）

この特約が付加されている主契約において、自動振替貸付の規定が適用されるときは、その主契約の保険料とこの特約の保険料の合計額について、主約款の自動振替貸付に関する規定を適用します。この場合、この特約の解約返戻金があるときは、主契約の解約返戻金に加算して取り扱います。

第10条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。この場合には、保険契約者は、この特約の解約返戻金があるときは、その請求をすることができます。

第11条（特約の復活）

- 1 主契約および主特約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約および主特約について復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第12条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約し、この特約の解約返戻金があるときは、その請求をすることができます。
- 2 前項の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第13条（解約返戻金）

- 1 この特約の解約返戻金は、この特約の保険料払込期間中の場合にはその保険料を払い込んだ年月数および経過した年月数により、保険料払込済の場合にはその経過した年月数により、会社の定める方法で計算します。ただし、主約款の規定による保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
- 2 主契約において保険契約者に対する貸付を行うときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加算して取り扱います。
- 3 この特約の解約返戻金の支払時期および支払場所については、第4条（入院一時金の請求手続）第6項の規定を準用します。

第14条（入院一時金の受取人による特約の存続）

- 1 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たす入院一時金の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、前項の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社はその旨を通知したときは、

前項の解約はその効力を生じません。

- (1) 被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと
- 3 前項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。

第 15 条（特約の保険期間の変更）

- 1 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中であれば、会社の承諾を得て、会社の定める期間の範囲（保険契約者が変更を請求した日において会社に取り扱っている範囲とします。）内で、この特約の保険期間を変更することができます。
- 2 保険契約者がこの特約の保険期間の変更を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- 3 会社がこの特約の保険期間の変更を承諾したときは、会社の定める方法で計算した金額を授受し、次回以後のこの特約の保険料を更正します。
- 4 本条の規定によりこの特約の保険期間の変更をしたときは、保険証券に表示します。

第 16 条（入院一時金額の減額）

- 1 保険契約者は、会社の定める金額の範囲（保険契約者が変更を請求した日において会社に取り扱っている範囲とします。）内で、将来に向かってこの特約の入院一時金額を減額することができます。ただし、減額後の入院一時金額は、会社所定の金額以上であることを要します。
- 2 主特約の基本入院給付金日額が減額された場合で、この特約の入院一時金額が会社所定の金額の範囲をこえるときは、その限度額まで減額します。
- 3 保険契約者がこの特約の入院一時金額の減額を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- 4 入院一時金額の減額部分は、解約されたものとして取り扱います。
- 5 本条の規定によりこの特約の入院一時金額を減額したときは、保険証券に表示します。

第 17 条（特約の復旧）

- 1 主契約および主特約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとして扱います。
- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約および主特約について復旧を承諾したときは、主約款の復旧に関する規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。
- 3 この特約のみを減額した場合の復旧は取り扱いません。

第 18 条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第 19 条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または入院一時金の受取人がこの特約の入院一時金（特約の保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的もしくは他人に入院一時金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約の入院一時金の請求に関し、入院一時金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる入院一時金の額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または入院一時金の受取人がつぎのいずれかに該当する場合
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または入院一時金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 保険契約者、被保険者または入院一時金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 会社は、入院一時金の支払事由または特約の保険料の払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた入院一時金の支払事由または特約の保険料の払込の免除事由による入院一時金の支払または保険料の払込の免除を行いません。もし、すでに入院一時金を支払っていたときは、入院一時金の返還を請求することができ、すでに特約の保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を求めることができます。
- 3 本条の規定によりこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または入院一時金の受取人に通知します。
- 4 会社は、本条の規定によりこの特約を解除した場合に、解約返戻金があるときは、保険契約者に支払います。

第20条（特約の消滅）

- 1 つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) 主約款の規定により保険金を支払ったとき
 - (2) 主契約が前号以外の事由で消滅したとき
 - (3) 主契約が払済保険または延長定期保険に変更されたとき
 - (4) 主特約の災害入院給付金および疾病入院給付金のすべての支払が主特約の特約条項に定める通算支払限度に達したとき
 - (5) 主特約が前4号以外の事由で消滅したとき
- 2 前項第2号または第5号の規定によりこの特約が消滅した場合に、この特約の解約返戻金があるときは、保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより主契約が消滅した場合を除きます。また、主約款の規定により主契約の責任準備金が支払われるときは、この特約の責任準備金を支払います。
- 3 第1項第3号の規定によりこの特約が消滅した場合に、解約返戻金があるときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。また、第1項第3号の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。
- 4 第1項第4号の規定によりこの特約が消滅したときは、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。

第21条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第22条（管轄裁判所）

この特約における入院一時金および保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

第23条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第24条（保険料一時払に関する特則）

この特約の保険料が一時払のときは、第5条（支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱）、第6条（特約の保険料の払込免除）、第8条（特約の保険料の払込）、第9条（特約の保険料の自動振替貸付）および第15条（特約の保険期間の変更）の規定は適用しません。

第25条（主契約が払済保険に変更された場合の特則）

- 1 主契約が主契約の責任開始期の属する日（復活または復旧の場合には、復活日または復旧日とします。）からその日を含めて10年をこえて有効に継続した場合で、主契約が払済保険に変更されたときは、第20条（特約の消滅）第1項第3号の規定にかかわらず、保険契約者の申し出によりこの特約を継続することができます。ただし、この特約の保険料が一時払の場合、または、この特約に特別条件が適用されている場合には、この特約は消滅します。
- 2 前項の規定によるこの特約の継続の申し出の際、会社の定める方法で計算した金額を払い込むことを要します。

第26条（短期入院保障特則）

- 1 保険契約者は、この特約の締結の際、短期入院保障特則（以下、本条において「この特則」といいます。）を付加することができます。
- 2 この特則を付加したこの特約については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 第2条（入院一時金の支払）第1項の支払事由に関する規定中、「入院日数が5日以上継続した入院」を「入院日数が2日以上継続した入院」と読み替えます。
 - (2) 第2条（入院一時金の支払）第1項の支払額に関する規定をつぎのとおり読み替えます。

支払額	
a.	1回の入院における入院日数（第4項または第5項の規定により2回以上の入院が1回の入院とみなされる場合には、それぞれの入院の入院日数を通算した日数とし、b.において同じとします。）が2日以上4日以内のとき
	……その入院1回につき、支払事由に該当した日現在の入院一時金額×0.5
b.	1回の入院における入院日数が5日以上の場合
	……その入院1回につき、支払事由に該当した日現在の入院一時金額

- (3) 第2条（入院一時金の支払）第3項の規定は適用しません。
- 3 この特則を解約することはできません。

第27条（解約返戻金なし特則）

- 1 保険契約者は、この特約の締結の際、解約返戻金なし特則（以下、本条において「この特則」といいます。）を付加することができます。

- 2 この特則を付加したこの特約については、この特約の解約返戻金はありません。この場合、第13条（解約返戻金）および第15条（特約の保険期間の変更）の規定は適用しません。
- 3 この特則を解約することはできません。

第28条（主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則）

- 1 この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加され、主契約の全部を介護保障に移行した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険料については、第6条（特約の保険料の払込免除）第2項第1号および第2号の規定を準用して取り扱います。
 - (2) この特約の保険料の払込免除については、主約款（主契約に疾病障害による保険料払込免除特約または保険料払込免除特約が付加された場合は、主約款または疾病障害による保険料払込免除特約条項もしくは保険料払込免除特約条項）の規定を準用します。
 - (3) 保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は消滅します。この場合、この特約の解約返戻金があるときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金とともに基本介護年金額の計算基礎となる金額に含めます。ただし、この特約の解約返戻金がある場合に、保険契約者が請求したときは、この限りではありません。
 - (4) 介護保障に移行した部分が消滅したときは、この特約は消滅します。
- 2 この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加され、主契約の一部を介護保障に移行した場合には、この特約は消滅または減額されることなく継続するものとします。

第29条（主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加された場合の特則）

- 1 この特約が付加されている主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加され、主契約の解約による解約返戻金が保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）に定める年金基金に充当された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。ただし、保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第8条（年金の種類）第1項の規定により定められた年金の種類が1種類であることを要します。
 - (1) この特約の保険料（第3号の規定によりこの特約の保険期間が短縮され、この特約の保険料が更正される場合には、その更正後の保険料。以下、本条において同じとします。）については、第6条（特約の保険料の払込免除）第2項第1号および第2号の規定を準用して取り扱います。
 - (2) この特約の保険料の払込免除については、主約款（主契約に疾病障害による保険料払込免除特約または保険料払込免除特約が付加された場合は、主約款または疾病障害による保険料払込免除特約条項もしくは保険料払込免除特約条項）の規定を準用します。
 - (3) 第1号の場合、この特約の保険期間満了日は、つぎのとおりとします。
 - ① 年金の種類が保証期間付夫婦連生終身年金または保証期間付終身年金のとき
……年金の保証期間満了日または本条の規定によらないこの特約の保険期間満了日のいずれか早い日
 - ② 年金の種類が確定年金のとき
……年金支払期間満了日または本条の規定によらないこの特約の保険期間満了日のいずれか早い日
 - (4) 前号の規定によりこの特約の保険期間が短縮された場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - ① 払い込まれるべき責任準備金差額があるときは、その金額を払い込んでください。
 - ② この特約の解約返戻金があり、支払うべき解約返戻金差額があるときは、別段の申し出のない限り、その金額を保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第2号工. に定める金額に含めるものとします。
 - ③ この特約の解約返戻金がなく、支払うべき責任準備金差額があるときは、その金額を保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第2号工. に定める金額に含めず、かつ、保険契約者に支払わないものとします。
 - (5) 保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があった場合には、この特約は消滅するものとします。この場合、この特約の解約返戻金があるときは、別段の申し出のない限り、この特約の解約返戻金を保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）に定める年金基金に充当しまたは据え置きます。
 - (6) 年金受取人が死亡したときまたは年金の一時支払が行われたときは、この特約は消滅するものとします。
- 2 この特約が付加されている主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加され、主契約の減額による解約返戻金が保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）に定める年金基金に充当された場合には、この特約は消滅または減額されることなく継続するものとします。

第30条（積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合には、この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

第31条（新医療保険に付加されている場合の特則）

- この特約が新医療保険に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 第1条（特約の締結および責任開始期）第1項をつぎのとおり読み替えます。

「1 この特約は、主約款の規定により、災害入院給付金および疾病入院給付金の両方が指定された主契約に付加することができます。」
 - (2) 第2条（入院一時金の支払）第1項の支払事由に関する規定中、「主特約」を「主契約」と読み替えます。

- (3) 第2条（入院一時金の支払）第9項ただし書きの規定は適用せず、主約款に定めるところによります。
- (4) 第11条（特約の復活）および第17条（特約の復旧）中、「主契約および主特約」を「主契約」と読み替えます。
- (5) 第16条（入院一時金額の減額）第2項中、「主特約」を「主契約」と読み替えます。
- (6) 第20条（特約の消滅）をつぎのとおり読み替えます。

第20条（特約の消滅）

- 1 つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
- (1) 主契約が被保険者の死亡により消滅したとき
- (2) 主契約の災害入院給付金および疾病入院給付金のすべての支払が主約款に定める通算支払限度に達したとき
- (3) 主契約が前2号以外の事由で消滅したとき
- (4) 主契約が払済保険に変更されたとき
- 2 前項第2号の規定によりこの特約が消滅したときは、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。
- 3 第1項第3号の規定によりこの特約が消滅した場合に解約返戻金があるときは、保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより主契約が消滅した場合を除きます。また、主約款の規定により主契約の責任準備金が支払われるときは、この特約の責任準備金を支払います。
- 4 第1項第4号の規定によりこの特約が消滅した場合に、この特約の解約返戻金があるときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。また、第1項第4号の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。」
- (7) 第25条（主契約が払済保険に変更された場合の特則）の規定は適用せず、主契約が払済保険に変更されこの特約が消滅した場合の取扱は、主約款の払済保険への変更に関する規定に定めるところによります。
- (8) この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、つぎのとおり取り扱います。
- ① 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
- ② ①にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、本号において「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。
- ③ ①または②の場合、更新後の特約または他の特約等において、第2条（入院一時金の支払）、第6条（特約の保険料の払込免除）、第14条（入院一時金の受取人による特約の存続）および第18条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものと取り扱います。
- ④ ①から③までに定めるほか、主約款の更新に関する規定を準用します。
- (9) この特約が付加されている主契約の保険期間満了日とこの特約の保険期間満了日が同一であり、かつ、主契約が主約款の保険期間満了時における保険期間の延長に関する規定により変更される場合には、つぎのとおり取り扱います。
- ① 保険契約者は、主契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出ることによって、この特約を締結（以下、本号において「変更」といいます。）してこの特約の保険期間を延長することができます（以下、本号において、本号の規定により変更されたこの特約を「変更後特約」といい、変更前のこの特約を「変更前特約」といいます。）。
- ② ①の場合、変更後特約において、第2条（入院一時金の支払）、第6条（特約の保険料の払込免除）、第14条（入院一時金の受取人による特約の存続）および第18条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、変更前特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続したものと取り扱います。
- ③ ①および②に定めるほか、主約款の保険期間満了時における保険期間の延長に関する規定を準用します。
- (10) 平成17年1月1日以前に締結されたこの特約が第8号の規定により更新された後、入院一時金の支払事由が発生した場合で、被保険者が入院一時金を請求することができない事情があるときは、被保険者の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合には被保険者と生計を一にする者）がその事情を会社に申し出て、被保険者のために被保険者にかわって入院一時金を会社に請求することができます。

第32条（平準定期保険または無解約返戻金型平準定期保険に付加されている場合の特則）

この特約が平準定期保険または無解約返戻金型平準定期保険に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、つぎのとおり取り扱います。
- ① 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
- ② ①にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、本号において「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。
- ③ ①または②の場合、更新後の特約または他の特約等において、第2条（入院一時金の支払）、第6条（特約の

保険料の払込免除)、第14条(入院一時金の受取人による特約の存続)および第18条(告知義務および告知義務違反)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものとして取り扱います。

④ ①から③までに定めるほか、主約款の更新に関する規定を準用します。

- (2) 平成17年1月1日以前に締結されたこの特約が前号の規定により更新された後、入院一時金の支払事由が発生した場合で、被保険者が入院一時金を請求することができない事情があるときは、被保険者の戸籍上の配偶者(戸籍上の配偶者がいない場合には被保険者と生計を一にする者)がその事情を会社に申し出て、被保険者のために被保険者にかわって入院一時金を会社に請求することができます。

第33条(主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合の特則)

この特約が付加されている主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第6条(特約の保険料の払込免除)第1項および第2項第3号ならびに第8条(特約の保険料の払込)第3項中、「主約款」を「主約款または疾病障害による保険料払込免除特約条項」と読み替えます。
- (2) 第6条(特約の保険料の払込免除)第2項中、「不慮の事故による傷害」を「不慮の事故による傷害または発病した疾病」と読み替えます。

第34条(家族収入保険に付加されている場合の特則)

この特約が家族収入保険に付加されている場合には、第4条(入院一時金の請求手続)第3項第1号をつぎのとおり読み替えます。

- 「(1) 主契約の家族年金受取人(法定相続人である家族年金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者)」

第35条(平成17年1月1日以前に締結されたこの特約が更新された場合の特則)

平成17年1月1日以前に締結されたこの特約が特約更新特約条項の規定により更新された後、入院一時金の支払事由が発生した場合で、被保険者が入院一時金を請求することができない事情があるときは、被保険者の戸籍上の配偶者(戸籍上の配偶者がいない場合には被保険者と生計を一にする者)がその事情を会社に申し出て、被保険者のために被保険者にかわって入院一時金を会社に請求することができます。

第36条(主契約に保険料払込免除特約が付加された場合の特則)

この特約が付加されている主契約に保険料払込免除特約が付加された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第6条(特約の保険料の払込免除)第1項および第2項第3号ならびに第8条(特約の保険料の払込)第3項中、「主約款」を「主約款または保険料払込免除特約条項」と読み替えます。
- (2) 第6条(特約の保険料の払込免除)第2項中、「不慮の事故による傷害」を「不慮の事故による傷害または診断確定された悪性新生物もしくは発病した疾病」と読み替えます。

第37条(高度障害療養加算型家族収入保険(保険料払込中無解約返戻金型)に付加されている場合の特則)

この特約が高度障害療養加算型家族収入保険(保険料払込中無解約返戻金型)に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条(入院一時金の支払)第8項第2号中、「高度障害保険金」を「高度障害年金」と読み替えます。
- (2) 第2条(入院一時金の支払)第9項中、「死亡保険金受取人」を「家族年金受取人」と、「死亡保険金」を「家族年金」と、それぞれ読み替えます。
- (3) 第4条(入院一時金の請求手続)第3項第1号中、「死亡保険金受取人」を「家族年金受取人」と読み替えます。
- (4) 第20条(特約の消滅)第1項第1号中、「保険金」を「家族年金または高度障害年金」と読み替えます。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

附則1 入院等の定義

1. 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下、同じとします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下、同じとします。）が必要であり、かつ自宅等（3. に定める病院または診療所以外の施設を含みます。）での治療が困難なため、3. に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

2. 治療を目的とする入院

「治療を目的とする入院」とは、治療のために必要な入院をいいます。たとえば、美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検診、正常分娩などのための入院はこれに該当しません。

3. 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

(1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。

(2) (1)の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

4. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係をいいます。

5. 異常分娩

「異常分娩」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
○流産に終わった妊娠	000～008
○妊娠、分娩および産じょく褥における浮腫、たんぱく尿および高血圧性障害	010～016
○主として妊娠に関連するその他の母体障害	020～029
○胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	030～048
○分娩の合併症	060～075
○分娩（完全な正常例における分娩（080）は除く）	081～084
○主として産じょく褥に関連する合併症	085～092
○その他の産科的病態、他に分類されないもの	094～099

附則2 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

新医療長期入院特約条項 目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結および責任開始期
- 第2条 長期入院給付金の支払
- 第3条 長期入院給付金の削減支払
- 第4条 長期入院給付金の支払限度
- 第5条 長期入院給付金の請求手続
- 第6条 支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱
- 第7条 特約の保険料の払込免除
- 第8条 特約の保険期間および保険料払込期間
- 第9条 特約の保険料の払込
- 第10条 特約の保険料の自動振替貸付
- 第11条 特約の失効
- 第12条 特約の復活
- 第13条 特約の解約
- 第14条 解約返戻金
- 第15条 長期入院給付金の受取人による特約の存続
- 第16条 特約の保険期間の変更
- 第17条 長期入院給付金日額の減額
- 第18条 特約の復旧
- 第19条 告知義務および告知義務違反
- 第20条 重大事由による解除
- 第21条 特約の消滅
- 第22条 契約者配当
- 第23条 管轄裁判所
- 第24条 主約款の規定の準用
- 第25条 保険料一時払に関する特則
- 第26条 主契約が払済保険に変更された場合の特則
- 第27条 主契約または主特約に短期入院保障特約が付加された場合の特則
- 第28条 解約返戻金なし特則
- 第29条 主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則
- 第30条 主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加された場合の特則
- 第31条 積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合の特則
- 第32条 新医療保険に付加されている場合の特則
- 第33条 平準定期保険または無解約返戻金型平準定期保険に付加されている場合の特則
- 第34条 主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合の特則
- 第35条 家族収入保険に付加されている場合の特則
- 第36条 平成17年1月1日以前に締結されたこの特約が更新された場合の特則
- 第37条 主契約に保険料払込免除特約が付加された場合の特則
- 第38条 高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合の特則
- 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則
- 附則1 入院等の定義
- 附則2 薬物依存

新医療長期入院特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加して締結し、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）が傷害または疾病の治療のために長期の入院をした場合に長期入院給付金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条（特約の締結および責任開始期）

- 1 この特約は、新医療保険特約条項の規定により、災害入院給付金および疾病入院給付金の両方が指定された新医療保険特約（以下、「主特約」といいます。）とあわせて主契約に付加することを要します。ただし、つぎの各号に該当する場合には、この特約を付加することはできません。
 - (1) 主特約が新医療保険特約（支払限度変更型）のとき
 - (2) 主特約の災害入院給付金の支払限度および疾病入院給付金の支払限度が支払日数180日以外のとき
- 2 この特約は、主契約の締結の際、主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）から申し出があり、かつ、会社が承諾した場合に主契約に付加して締結します。この場合、この特約の責任開始期は、主契約の締結の際の責任開始期と同一とします。
- 3 前項の規定にかかわらず、この特約は、会社所定の取扱範囲内で、主契約の締結後、被保険者の同意を得たうえで、保険契約者から申し出があり、かつ、会社が承諾した場合に主契約に付加して締結します。この場合、この特約の責任開始期は、会社がこの特約の付加を承諾した日の直後に到来する主契約の契約応当日（主契約が年払であれば年単位の契約応当日、半年払であれば半年単位の契約応当日、月払であれば月単位の契約応当日）とします。
- 4 前項の場合、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、この特約の契約年齢

および保険期間は、前項に定めるこの特約の責任開始期の直前の主契約の年単位の契約応当日（この特約の責任開始期が主契約の年単位の契約応当日と同一の日の場合は、その日）を基準に定めます。

5 第3項の規定によりこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

第2条（長期入院給付金の支払）

1 長期入院給付金の支払は、つぎのとおりとします。

名称	長期入院給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	長期入院給付金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）
長期入院給付金	被保険者がこの特約の保険期間中につぎの各号のいずれにも該当する附則1の1. に定める入院をしたとき (1) この特約の責任開始期（復活の取扱が行われた後は最後の復活の際の責任開始期、復旧の取扱が行われた後の長期入院給付金日額の増額部分については最後の復旧の際の責任開始期。以下、同じとします。）以後に発生した別表2に定める不慮の事故（以下、「不慮の事故」といいます。）もしくは不慮の事故以外の外因による傷害または発病した疾病（附則1の5. に定める異常分娩を含みます。以下、同じとします。）の附則1の2. に定める治療を目的とする入院 (2) 附則1の3. に定める病院または診療所における入院 (3) 入院日数が185日以上継続した入院 この場合、主特約の特約条項の規定により1回の入院とみなされる入院の入院日数が185日以上となる場合を含みます。	長期入院給付金日額 × (入院日数－入院開始日からその日を含めての184日) この場合、被保険者の入院中に長期入院給付金日額が減額されたときは、長期入院給付金日額は各日現在の長期入院給付金日額とします。	被保険者	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 被保険者の犯罪行為 ③ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故 ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦ 附則2に定める被保険者の薬物依存

2 会社は、被保険者が前項に定める入院を開始した時に異なる傷害もしくは疾病を併発していた場合またはその入院中に異なる傷害もしくは疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった傷害または疾病により継続して入院したものとみなして前項の規定を適用します。

3 被保険者が長期入院給付金の支払事由に該当する入院の退院日後に、同一の不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因による傷害または疾病（これと附則1の4. に定める医学上重要な関係があると会社が認めた疾病を含みます。）を原因として入院を開始したときは、1回の入院とみなして本条および第4条（長期入院給付金の支払限度）第1号の規定を適用します。ただし、長期入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

4 被保険者がこの特約の責任開始期前に発生した不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因による傷害または発病した疾病の治療を目的として入院した場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。

5 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病（不慮の事故以外の外因による傷害を含みます。以下、本項において同じとします。）を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に長期入院給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。

- (1) その疾病について、この特約の締結、復活または復旧の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その疾病について、この特約の責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

6 被保険者が第1項に定める入院中につぎの各号のいずれかの事由に該当した場合には、その事由発生後継続したその入院については、この特約の保険期間中の入院とみなして取り扱います。この場合、長期入院給付金の支払事由に該当した日がつぎの各号のいずれかの事由の発生日の翌日以後となるときにおける長期入院給付金日額は、第1項の支払額に関する規定にかかわらず、第1号においてはこの特約の保険期間満了日のそれ、第2号においてはこの特約が消滅した日の前日のそれと同額とします。

- (1) この特約の保険期間が満了したとき
- (2) 主契約の高度障害保険金の支払事由が生じたことにより、この特約が消滅したとき

- 7 保険契約者は、長期入院給付金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。ただし、保険契約者および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）を法人とする主契約にこの特約が付加されている場合には、第1項の規定にかかわらず、長期入院給付金の受取人は、保険契約者とします。

第3条（長期入院給付金の削減支払）

前条の規定にかかわらず、会社は、つぎの各号のいずれかにより長期入院給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、長期入院給付金を削減して支払うかまたは支払わないことがあります。

- (1) 地震、噴火または津波
- (2) 戦争その他の変乱

第4条（長期入院給付金の支払限度）

長期入院給付金の支払限度は、つぎの各号のとおりとします。

- (1) 1回の入院についての長期入院給付金の支払限度は、支払日数（長期入院給付金を支払う日数。以下、本条において同じとします。）180日とします。
- (2) 通算支払限度は、長期入院給付金の支払日数を通算して1,095日とします。

第5条（長期入院給付金の請求手続）

- 1 長期入院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または長期入院給付金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- 2 長期入院給付金の受取人は、長期入院給付金の支払事由が生じたときは、すみやかに別表4に定める請求書類（以下、「請求書類」といいます。）を提出して、長期入院給付金を請求してください。
- 3 被保険者が死亡した場合、長期入院給付金の請求については、被保険者の法定相続人のうち、つぎの各号に定める1人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。ただし、長期入院給付金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 主契約の死亡保険金受取人（法定相続人である死亡保険金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）
 - (2) 前号に該当する者がいない場合
主契約に特約死亡保険金または特約家族年金のある特約が付加されているときは、特約の特約死亡保険金受取人または特約家族年金受取人（法定相続人である特約死亡保険金受取人または特約家族年金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）
 - (3) 前2号に該当する者がいない場合
主契約に指定代理請求特約が付加され、指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において指定代理請求特約条項第3条第1項各号に定める範囲内であることを要します。）
 - (4) 前3号に該当する者がいない場合
戸籍上の配偶者
 - (5) 前4号に該当する者がいない場合
法定相続人の協議により定めた者
- 4 前項の規定により会社が長期入院給付金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複して長期入院給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 故意に長期入院給付金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、第3項に定める代表者としての取扱を受けることができません。
- 6 長期入院給付金は、その請求に必要な書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- 7 長期入院給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から長期入院給付金の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれつぎの各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、長期入院給付金を支払うべき期限は、長期入院給付金の請求のための書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）25日を経過する日とします。

長期入院給付金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 長期入院給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	長期入院給付金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 長期入院給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合	長期入院給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

長期入院給付金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(4) この特約の特約条項に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項、第20条（重大事由による解除）第1項第4号の①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者、長期入院給付金の受取人もしくは第3項に定める被保険者の法定相続人の代表者のこの特約の締結の目的もしくは長期入院給付金の請求の意図に関するこの特約の締結時から長期入院給付金の請求時までにおける事実

- 8 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、長期入院給付金を支払うべき期限は、長期入院給付金の請求のための書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）つぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合は、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

前項の確認をするために不可欠な特別な照会・調査	日数
(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	45日
(2) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	60日
(3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	90日
(4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者、長期入院給付金の受取人または第3項に定める被保険者の法定相続人の代表者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査	90日
(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査	60日

- 9 前2項の場合、会社は、長期入院給付金を請求した者に通知します。
- 10 第6項から第8項までに定める期限をこえて長期入院給付金を支払う場合には、第6項から第8項までに定める期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、長期入院給付金を支払います。
- 11 第7項および第8項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、長期入院給付金の受取人または第3項に定める被保険者の法定相続人の代表者が、正当な理由がなく第7項および第8項に掲げる事項の確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより第7項および第8項に掲げる事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は長期入院給付金を支払いません。

第6条（支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱）

- 1 この特約の保険料が払い込まないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに、この特約による長期入院給付金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を長期入院給付金から差し引きます。
- 2 猶予期間中に、この特約の長期入院給付金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を長期入院給付金から差し引きます。
- 3 前2項の場合、長期入院給付金が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、支払事由が生じたことにより支払うべき長期入院給付金を支払いません。

第7条（特約の保険料の払込免除）

- 1 主約款の規定により主契約の保険料の払込が免除されたときは、会社は、つぎの払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに保険料の払込の免除事由に該当したときは、その払込期月）以後のこの特約の保険料の払込を免除します。
- 2 前項の規定にかかわらず、第1条（特約の締結および責任開始期）第3項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合で、この特約の責任開始期前に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、この特約の責任開始期以後、主契約の保険料の払込が免除されたときは、この特約の保険料の払込は免除されないものとし、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) この特約の保険料は、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法のうち保険料を払い込む日において会社を取り扱っている方法により払い込んでください。この場合、主約款の保険料の払込、前納および猶予期間に関する規定を準用します。
- ① 一括して前納する方法。この場合、会社所定の利率で割り引きます。
- ② 年払で払い込む方法
- (2) 前号の場合、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれないときは、この特約は猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

- (3) この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として主約款に定める保険料の払込の免除事由に該当したときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用してこの特約の保険料の払込を免除します。
- 3 前項の場合、保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は、すでに払い込まれたこの特約の保険料に対応する期間の満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
- 4 前3項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第8条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、この特約の締結の際に会社所定の範囲内で定めます。

第9条（特約の保険料の払込）

- 1 この特約の保険料は、主契約の保険料払込期間中は主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料前納の場合も同じとします。
- 2 この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料（以下、本条において「払込期間満了後特約保険料」といいます。）については、第7条（特約の保険料の払込免除）第2項第1号および第2号の規定を準用して取り扱います。
- 3 払込期間満了後特約保険料については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、保険料の払込免除を取り扱います。
- 4 第2項の場合、第7条（特約の保険料の払込免除）第3項の規定を準用します。
- 5 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

第10条（特約の保険料の自動振替貸付）

この特約が付加されている主契約において、自動振替貸付の規定が適用されるときは、その主契約の保険料とこの特約の保険料の合計額について、主約款の自動振替貸付に関する規定を適用します。この場合、この特約の解約返戻金があるときは、主契約の解約返戻金に加算して取り扱います。

第11条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。この場合には、保険契約者は、この特約の解約返戻金があるときは、その請求をすることができます。

第12条（特約の復活）

- 1 主契約および主特約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約および主特約について復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第13条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約し、この特約の解約返戻金があるときは、その請求をすることができます。
- 2 前項の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第14条（解約返戻金）

- 1 この特約の解約返戻金は、この特約の保険料払込期間中の場合にはその保険料を払い込んだ年月数および経過した年月数により、保険料払込済の場合にはその経過した年月数により、会社の定める方法で計算します。ただし、主約款の規定による保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
- 2 主契約において保険契約者に対する貸付を行うときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加算して取り扱います。
- 3 この特約の解約返戻金の支払時期および支払場所については、第5条（長期入院給付金の請求手続）第6項の規定を準用します。

第15条（長期入院給付金の受取人による特約の存続）

- 1 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たす長期入院給付金の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、前項の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社はその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
- (1) 被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと
- 3 前項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。

第 16 条（特約の保険期間の変更）

- 1 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中であれば、会社の承諾を得て、会社の定める期間の範囲（保険契約者が変更を請求した日において会社に取り扱っている範囲とします。）内で、この特約の保険期間を変更することができます。
- 2 保険契約者がこの特約の保険期間の変更を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- 3 会社がこの特約の保険期間の変更を承諾したときは、会社の定める方法で計算した金額を授受し、次回以後のこの特約の保険料を更正します。
- 4 本条の規定によりこの特約の保険期間の変更をしたときは、保険証券に表示します。

第 17 条（長期入院給付金日額の減額）

- 1 保険契約者は、会社の定める金額の範囲（保険契約者が変更を請求した日において会社に取り扱っている範囲とします。）内で、将来に向かってこの特約の長期入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の長期入院給付金日額は、会社所定の金額以上であることを要します。
- 2 主特約の基本入院給付金日額が減額された場合で、この特約の長期入院給付金日額が会社所定の金額の範囲をこえるときは、その限度額まで減額します。
- 3 保険契約者がこの特約の長期入院給付金日額の減額を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- 4 長期入院給付金日額の減額部分は、解約されたものとして取り扱います。
- 5 本条の規定によりこの特約の長期入院給付金日額を減額したときは、保険証券に表示します。

第 18 条（特約の復旧）

- 1 主契約および主特約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとしします。
- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約および主特約について復旧を承諾したときは、主約款の復旧に関する規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。
- 3 この特約のみを減額した場合の復旧は取り扱いません。

第 19 条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第 20 条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または長期入院給付金の受取人がこの特約の長期入院給付金（特約の保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的もしくは他人に長期入院給付金を詐取させる目的で、事故招致（末遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約の長期入院給付金の請求に関し、長期入院給付金の受取人に詐欺行為（末遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる長期入院給付金の額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または長期入院給付金の受取人がつぎのいずれかに該当する場合
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または長期入院給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 保険契約者、被保険者または長期入院給付金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 会社は、長期入院給付金の支払事由または特約の保険料の払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた長期入院給付金の支払事由または特約の保険料の払込の免除事由による長期入院給付金の支払または保険料の払込の免除を行いません。もし、すでに長期入院給付金を支払っていたときは、長期入院給付金の返還を請求することができ、すでに特約の保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を求めることができます。
- 3 本条の規定によりこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または長期入院給付金の受取人に通知します。
- 4 会社は、本条の規定によりこの特約を解除した場合に、解約返戻金があるときは、保険契約者に支払います。

第 21 条（特約の消滅）

- 1 つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) 長期入院給付金の支払が第4条（長期入院給付金の支払限度）第2号に定める通算支払限度に達したとき

- (2) 主約款の規定により保険金を支払ったとき
 - (3) 主契約が前号以外の事由で消滅したとき
 - (4) 主契約が払済保険または延長定期保険に変更されたとき
 - (5) 主特約による給付として手術給付金が指定されていない場合で、主特約の災害入院給付金および疾病入院給付金のすべての支払が主特約の特約条項に定める通算支払限度に達したとき
 - (6) 主特約が前4号以外の事由で消滅したとき
- 2 前項第1号の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。
- 3 第1項第3号または第6号の規定によりこの特約が消滅した場合に、この特約の解約返戻金があるときは、保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより主契約が消滅した場合を除きます。また、主約款の規定により主契約の責任準備金が支払われるときは、この特約の責任準備金を支払います。
- 4 第1項第4号の規定によりこの特約が消滅した場合に、解約返戻金があるときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。また、第1項第4号の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。
- 5 第1項第5号の規定によりこの特約が消滅したときは、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。

第22条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第23条（管轄裁判所）

この特約における長期入院給付金および保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

第24条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第25条（保険料一時払に関する特則）

この特約の保険料が一時払のときは、第6条（支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱）、第7条（特約の保険料の払込免除）、第9条（特約の保険料の払込）、第10条（特約の保険料の自動振替貸付）および第16条（特約の保険期間の変更）の規定は適用しません。

第26条（主契約が払済保険に変更された場合の特則）

- 1 主契約が主契約の責任開始期の属する日（復活または復旧の場合には、復活日または復旧日とします。）からその日を含めて10年をこえて有効に継続した場合で、主契約が払済保険に変更されたときは、第21条（特約の消滅）第1項第4号の規定にかかわらず、保険契約者の申し出によりこの特約を継続することができます。ただし、この特約の保険料が一時払の場合、または、この特約に特別条件が適用されている場合には、この特約は消滅します。
- 2 前項の規定によるこの特約の継続の申し出の際、会社の定める方法で計算した金額を払い込むことを要します。

第27条（主契約または主特約に短期入院保障特則が付加された場合の特則）

- 1 主契約または主特約に主約款または主特約の特約条項に定める短期入院保障特則が付加された場合、この特約には本条の主契約または主特約に短期入院保障特則が付加された場合の特則（以下、本条において「この特則」といいます。）が付加されるものとします。
- 2 この特則を付加したこの特約については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 第2条（長期入院給付金の支払）第1項の支払事由の第3号をつぎのとおり読み替えます。

「(3) 入院日数が181日以上継続した入院
この場合、主特約の特約条項（この特約が新医療保険に付加されている場合は主約款）の規定により、1回の入院とみなされる入院の入院日数が181日以上となる場合を含みます。」
 - (2) 第2条（長期入院給付金の支払）第1項の支払額に関する規定中、「長期入院給付金日額×（入院日数－入院開始日からその日を含めての184日）」を「長期入院給付金日額×（入院日数－入院開始日からその日を含めての180日）」と読み替えます。
- 3 この特則を解約することはできません。

第28条（解約返戻金なし特則）

- 1 保険契約者は、この特約の締結の際、解約返戻金なし特則（以下、本条において「この特則」といいます。）を付加することができます。
- 2 この特則を付加したこの特約については、この特約の解約返戻金はありません。この場合、第14条（解約返戻金）および第16条（特約の保険期間の変更）の規定は適用しません。
- 3 この特則を解約することはできません。

第29条（主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則）

- 1 この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加され、主契約の全部を介護保障に移行した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約の保険料については、第7条（特約の保険料の払込免除）第2項第1号および第2号の規定を準用して取り扱います。
 - (2) この特約の保険料の払込免除については、主約款（主契約に疾病障害による保険料払込免除特約または保険料払込免除特約が付加された場合は、主約款または疾病障害による保険料払込免除特約条項もしくは保険料払込免除特約条項）の規定を準用します。
 - (3) 保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は消滅します。この場合、この特約の解約返戻金があるときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金とともに基本介護年金額の計算基礎となる金額に含めます。ただし、この特約の解約返戻金がある場合に、保険契約者が請求したときは、この限りではありません。
 - (4) 介護保障に移行した部分が消滅したときは、この特約は消滅します。
- 2 この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加され、主契約の一部を介護保障に移行した場合には、この特約は消滅または減額されることなく継続するものとします。

第30条（主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加された場合の特則）

- 1 この特約が付加されている主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加され、主契約の解約による解約返戻金が保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）に定める年金基金に充当された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。ただし、保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第8条（年金の種類）第1項の規定により定められた年金の種類が1種類であることを要します。
- (1) この特約の保険料（第3号の規定によりこの特約の保険期間が短縮され、この特約の保険料が更正される場合には、その更正後の保険料。以下、本条において同じとします。）については、第7条（特約の保険料の払込免除）第2項第1号および第2号の規定を準用して取り扱います。
 - (2) この特約の保険料の払込免除については、主約款（主契約に疾病障害による保険料払込免除特約または保険料払込免除特約が付加された場合は、主約款または疾病障害による保険料払込免除特約条項もしくは保険料払込免除特約条項）の規定を準用します。
 - (3) 第1号の場合、この特約の保険期間満了日は、つぎのとおりとします。
 - ① 年金の種類が保証期間付夫婦連生終身年金または保証期間付終身年金のとき
……年金の保証期間満了日または本条の規定によらないこの特約の保険期間満了日のいずれか早い日
 - ② 年金の種類が確定年金のとき
……年金支払期間満了日または本条の規定によらないこの特約の保険期間満了日のいずれか早い日
 - (4) 前号の規定によりこの特約の保険期間が短縮された場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - ① 払い込まれるべき責任準備金差額があるときは、その金額を払い込んでください。
 - ② この特約の解約返戻金があり、支払うべき解約返戻金差額があるときは、別段の申し出のない限り、その金額を保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第2号工. に定める金額に含めるものとします。
 - ③ この特約の解約返戻金がなく、支払うべき責任準備金差額があるときは、その金額を保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第2号工. に定める金額に含めず、かつ、保険契約者に支払わないものとします。
 - (5) 保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があった場合には、この特約は消滅するものとします。この場合、この特約の解約返戻金があるときは、別段の申し出のない限り、この特約の解約返戻金を保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）に定める年金基金に充当しまたは据え置きます。
 - (6) 年金受取人が死亡したときまたは年金の一時支払が行われたときは、この特約は消滅するものとします。
- 2 この特約が付加されている主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加され、主契約の減額による解約返戻金が保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）に定める年金基金に充当された場合には、この特約は消滅または減額されることなく継続するものとします。

第31条（積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合には、この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

第32条（新医療保険に付加されている場合の特則）

この特約が新医療保険に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特約の締結および責任開始期）第1項をつぎのとおり読み替えます。

「1 この特約は、主約款の規定により、災害入院給付金および疾病入院給付金の両方が指定された主契約に付加することができます。ただし、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特約を付加することはできません。

 - (1) 主契約が新医療保険（支払限度変更型）のとき
 - (2) 主契約の災害入院給付金および疾病入院給付金の支払限度が支払日数180日以外のとき
- (2) 第2条（長期入院給付金の支払）第1項の支払事由に関する規定中、「主特約の特約条項」を「主約款」と読み替えます。
- (3) 第2条（長期入院給付金の支払）第7項ただし書きの規定は適用せず、主約款の給付金の受取人を保険契約者とする場合の特則に関する規定に定めるところによります。
- (4) 第12条（特約の復活）および第18条（特約の復旧）中、「主契約および主特約」を「主契約」と読み替え

ます。

(5) 第 17 条（長期入院給付金日額の減額）第 2 項中、「主特約」を「主契約」と読み替えます。

(6) 第 21 条（特約の消滅）をつぎのとおり読み替えます。

第 21 条（特約の消滅）

1 つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

(1) 長期入院給付金の支払が第 4 条（長期入院給付金の支払限度）第 2 号に定める通算支払限度に達したとき

(2) 主契約が被保険者の死亡により消滅したとき

(3) 主契約による給付として手術給付金および死亡保険金が指定されていない場合で、主契約の災害入院給付金および疾病入院給付金のすべての支払が主約款に定める通算支払限度に達したとき

(4) 主契約が前 2 号以外の事由で消滅したとき

(5) 主契約が払済保険に変更されたとき

2 前項第 1 号の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。

3 第 1 項第 3 号の規定によりこの特約が消滅したときは、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。

4 第 1 項第 4 号の規定によりこの特約が消滅した場合に、解約返戻金があるときは、保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより主契約が消滅した場合を除きます。

また、主約款の規定により主契約の責任準備金が支払われるときは、この特約の責任準備金を支払います。

5 第 1 項第 5 号の規定によりこの特約が消滅した場合に、解約返戻金があるときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。また、第 1 項第 5 号の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。」

(7) 第 26 条（主契約が払済保険に変更された場合の特則）の規定は適用せず、主契約が払済保険に変更されたこの特約が消滅した場合の取扱は、主約款の払済保険への変更に関する規定に定めるところによります。

(8) この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、つぎのとおり取り扱います。

① 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の 2 週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。

② ①の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、本号において「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。

③ ①または②の場合、更新後の特約または他の特約等において、第 2 条（長期入院給付金の支払）、第 4 条（長期入院給付金の支払限度）、第 7 条（特約の保険料の払込免除）、第 15 条（長期入院給付金の受取人による特約の存続）および第 19 条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものとして取り扱います。

④ ①から③までに定めるほか、主約款の更新に関する規定を準用します。

(9) この特約が付加されている主契約の保険期間満了日とこの特約の保険期間満了日が同一であり、かつ、主契約が主約款の保険期間満了時における保険期間の延長に関する規定により変更される場合には、つぎのとおり取り扱います。

① 保険契約者は、主契約の保険期間満了日の 2 週間前までに申し出ることによって、この特約を締結（以下、本号において「変更」といいます。）してこの特約の保険期間を延長することができます（以下、本号において、本号の規定により変更されたこの特約を「変更後特約」といい、変更前のこの特約を「変更前特約」といいます。）。

② ①の場合、変更後特約において、第 2 条（長期入院給付金の支払）、第 4 条（長期入院給付金の支払限度）、第 7 条（特約の保険料の払込免除）、第 15 条（長期入院給付金の受取人による特約の存続）および第 19 条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、変更前特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続したものとして取り扱います。

③ ①および②に定めるほか、主約款の保険期間満了時における保険期間の延長に関する規定を準用します。

(10) 平成 17 年 1 月 1 日以前に締結されたこの特約が第 8 号の規定により更新された後、長期入院給付金の支払事由が発生した場合で、被保険者が長期入院給付金を請求することができない事情があるときは、被保険者の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合には被保険者と生計を一にする者）がその事情を会社に申し出て、被保険者のために被保険者にかわって長期入院給付金を会社に請求することができます。

第 33 条（平準定期保険または無解約返戻金型平準定期保険に付加されている場合の特則）

この特約が平準定期保険または無解約返戻金型平準定期保険に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、つぎのとおり取り扱います。

① 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の 2 週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。

② ①にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更

新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、本号において「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。

- ③ ①または②の場合、更新後の特約または他の特約等において、第2条（長期入院給付金の支払）、第4条（長期入院給付金の支払限度）、第7条（特約の保険料の払込免除）、第15条（長期入院給付金の受取人による特約の存続）および第19条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものと取り扱います。
 - ④ ①から③までに定めるほか、主約款の更新に関する規定を準用します。
- (2) 平成17年1月1日以前に締結されたこの特約が前号の規定により更新された後、長期入院給付金の支払事由が発生した場合で、被保険者が長期入院給付金を請求することができない事情があるときは、被保険者の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合には被保険者と生計を一にする者）がその事情を会社に申し出て、被保険者のために被保険者にかわって長期入院給付金を会社に請求することができます。

第34条（主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合の特則）

この特約が付加されている主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第7条（特約の保険料の払込免除）第1項および第2項第3号ならびに第9条（特約の保険料の払込）第3項中、「主約款」を「主約款または疾病障害による保険料払込免除特約条項」と読み替えます。
- (2) 第7条（特約の保険料の払込免除）第2項中、「不慮の事故による傷害」を「不慮の事故による傷害または発病した疾病」と読み替えます。

第35条（家族収入保険に付加されている場合の特則）

この特約が家族収入保険に付加されている場合には、第5条（長期入院給付金の請求手続）第3項第1号をつぎのとおり読み替えます。

- 「(1) 主契約の家族年金受取人（法定相続人である家族年金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）」

第36条（平成17年1月1日以前に締結されたこの特約が更新された場合の特則）

平成17年1月1日以前に締結されたこの特約が特約更新特約条項の規定により更新された後、長期入院給付金の支払事由が発生した場合で、被保険者が長期入院給付金を請求することができない事情があるときは、被保険者の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合には被保険者と生計を一にする者）がその事情を会社に申し出て、被保険者のために被保険者にかわって長期入院給付金を会社に請求することができます。

第37条（主契約に保険料払込免除特約が付加された場合の特則）

この特約が付加されている主契約に保険料払込免除特約が付加された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第7条（特約の保険料の払込免除）第1項および第2項第3号ならびに第9条（特約の保険料の払込）第3項中、「主約款」を「主約款または保険料払込免除特約条項」と読み替えます。
- (2) 第7条（特約の保険料の払込免除）第2項中、「不慮の事故による傷害」を「不慮の事故による傷害または診断確定された悪性新生物もしくは発病した疾病」と読み替えます。

第38条（高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合の特則）

この特約が高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（長期入院給付金の支払）第6項第2号中、「高度障害保険金」を「高度障害年金」と読み替えます。
- (2) 第2条（長期入院給付金の支払）第7項中、「死亡保険金受取人」を「家族年金受取人」と、「死亡保険金」を「家族年金」と、それぞれ読み替えます。
- (3) 第5条（長期入院給付金の請求手続）第3項第1号中、「死亡保険金受取人」を「家族年金受取人」と読み替えます。
- (4) 第21条（特約の消滅）第1項第2号中、「保険金」を「家族年金または高度障害年金」と読み替えます。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

附則1 入院等の定義

1. 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下、同じとします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下、同じとします。）が必要であり、かつ自宅等（3. に定める病院または診療所以外の施設を含みます。）での治療が困難なため、3. に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

2. 治療を目的とする入院

「治療を目的とする入院」とは、治療のために必要な入院をいいます。たとえば、美容上の処置、治療処置を伴わない人間ドック検診、正常分娩などのための入院はこれに該当しません。

3. 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

(1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。

(2) (1)の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

4. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係をいいます。

5. 異常分娩

「異常分娩」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
○流産に終わった妊娠	000～008
○妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障害	010～016
○主として妊娠に関連するその他の母体障害	020～029
○胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	030～048
○分娩の合併症	060～075
○分娩（完全な正常例における分娩（080）は除く）	081～084
○主として産じょく<褥>に関連する合併症	085～092
○その他の産科的病態、他に分類されないもの	094～099

附則2 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

新医療通院特約条項 目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結および責任開始期
- 第2条 通院給付金の支払
- 第3条 通院給付金の削減支払
- 第4条 通院給付金の支払限度
- 第5条 通院給付金の請求手続
- 第6条 支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱
- 第7条 特約の保険料の払込免除
- 第8条 特約の保険期間および保険料払込期間
- 第9条 特約の保険料の払込
- 第10条 特約の保険料の自動振替貸付
- 第11条 特約の失効
- 第12条 特約の復活
- 第13条 特約の解約
- 第14条 解約返戻金
- 第15条 通院給付金の受取人による特約の存続
- 第16条 特約の保険期間の変更
- 第17条 通院給付金日額の減額
- 第18条 特約の復旧
- 第19条 告知義務および告知義務違反
- 第20条 重大事由による解除
- 第21条 特約の消滅
- 第22条 契約者配当
- 第23条 管轄裁判所
- 第24条 主約款の規定の準用
- 第25条 保険料一時払に関する特則
- 第26条 主契約が払済保険に変更された場合の特則
- 第27条 解約返戻金なし特則
- 第28条 主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則
- 第29条 主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加された場合の特則
- 第30条 積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合の特則
- 第31条 新医療保険に付加されている場合の特則
- 第32条 平準定期保険または無解約返戻金型平準定期保険に付加されている場合の特則
- 第33条 主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合の特則
- 第34条 家族収入保険に付加されている場合の特則
- 第35条 平成17年1月1日以前に締結されたこの特約が更新された場合の特則
- 第36条 主契約に保険料払込免除特約が付加された場合の特則
- 第37条 高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合の特則
- 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則
- 附則1 通院等の定義
- 附則2 薬物依存

新医療通院特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加して締結し、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）が傷害または疾病の治療のために入院をした場合で、退院後に通院したときに、通院給付金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条（特約の締結および責任開始期）

- 1 この特約は、新医療保険特約条項の規定により、災害入院給付金および疾病入院給付金の両方が指定された新医療保険特約（以下、「主特約」といいます。）とあわせて主契約に付加することを要します。
- 2 この特約は、主契約の締結の際、主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）から申し出があり、かつ、会社が承諾した場合に主契約に付加して締結します。この場合、この特約の責任開始期は、主契約の締結の際の責任開始期と同一とします。
- 3 前項の規定にかかわらず、この特約は、会社所定の取扱範囲内で、主契約の締結後、被保険者の同意を得たうえで、保険契約者から申し出があり、かつ、会社が承諾した場合に主契約に付加して締結します。この場合、この特約の責任開始期は、会社がこの特約の付加を承諾した日の直後に到来する主契約の契約応当日（主契約が年払であれば年単位の契約応当日、半年払であれば半年単位の契約応当日、月払であれば月単位の契約応当日）とします。
- 4 前項の場合、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、この特約の契約年齢および保険期間は、前項に定めるこの特約の責任開始期の直前の主契約の年単位の契約応当日（この特約の責任開始期が主契約の年単位の契約応当日と同一の日の場合は、その日）を基準に定めます。
- 5 第3項の規定によりこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

第2条（通院給付金の支払）

1 通院給付金の支払は、つぎのとおりとします。

名称	通院給付金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	通院給付金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）
通院給付金	被保険者がこの特約の保険期間中につぎの各号のいずれにも該当する通院をしたとき (1) つぎのいずれにも該当する入院の退院日の翌日からその日を含めて120日以内の期間（以下、「通院期間」といいます。）の附則1の1.に定める通院（往診を含みます。以下、同じとします。） ① この特約の責任開始期（復活の取扱が行われた後は最後の復活の際の責任開始期、復旧の取扱が行われた後の通院給付金日額の増額部分については最後の復旧の際の責任開始期。以下、同じとします。）以後に発生した別表2に定める不慮の事故（以下、「不慮の事故」といいます。）もしくは不慮の事故以外の外因による傷害または発病した疾病（附則1の4.に定める異常分娩を含みます。以下、同じとします。）を直接の原因とする入院 ② 主特約の災害入院給付金または疾病入院給付金（以下、「入院給付金」といいます。）の支払われる入院 (2) 前号①に定める入院の直接の原因となった傷害または疾病の附則1の2.に定める治療を目的とする通院 (3) 附則1の3.に定める病院または診療所（ただし、患者を収容する施設を有しないものを含みます。）への通院	通院給付金日額 × 通院日数 この場合、被保険者の通院中に通院給付金日額が減額されたときは、通院給付金日額は各日現在の通院給付金日額とします。	被保険者	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 被保険者の犯罪行為 ③ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦ 附則2に定める被保険者の薬物依存

2 被保険者が入院給付金の支払対象となる日に通院したときは、通院の原因がその入院の原因と同一であるかどうかにかかわらず、通院給付金は支払いません。

3 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、通院給付金は重複して支払いません。

(1) 被保険者が同一の日に第1項に定める通院を2回以上したとき（この場合、1回の通院とみなして取り扱います。）

(2) 被保険者が2以上の事由の治療を目的とした1回の通院をしたとき

4 被保険者が同一の事由により第1項の支払事由の第1号に定める入院を2回以上した場合において、主特約の災害入院給付金または疾病入院給付金についての主特約の特約条項の規定により1回の入院とみなされる入院の退院後の通院については、つぎの各号のとおりとします。

(1) 最終の入院（1回の入院の入院給付金の支払限度をこえる場合は、そのこえる日を含んだ入院をいいます。以下、本項において同じとします。）の退院日を第1項の支払事由の第1号に定める退院日として取り扱います。

(2) 最初の入院の退院日後、最終の入院の入院日までの間の通院については、第1項の通院とみなします。

5 会社は、被保険者が第1項の支払事由の第1号に定める入院を開始した時に異なる傷害もしくは疾病を併発した場合またはその入院中に異なる傷害もしくは疾病を併発した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) その入院の退院日の翌日を通院期間の起算日とします。

(2) それぞれの事由について入院の必要があると会社が認めた場合に限り、その異なる傷害または疾病の治療を目的とする通院を第1項に定める通院に含めます。

6 被保険者がこの特約の責任開始期前に発生した不慮の事故もしくは不慮の事故以外の外因による傷害または発病した疾病の治療を目的として入院した場合でも、この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はこの特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。

7 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病（不慮の事故以外の外因による傷害を含みます。以下、本項において同じとします。）を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に通院給付金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。

(1) その疾病について、この特約の締結、復活または復旧の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。

(2) その疾病について、この特約の責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されたことがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または

自覚していた場合を除きます。

- 8 通院期間中に、この特約の保険期間が満了した場合には、この特約の保険期間満了後のその通院期間中の通院についてはこの特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。この場合の通院給付金日額は、この特約の保険期間満了日のそれと同額とします。
- 9 つぎの各号のいずれかに該当する入院の退院後の通院期間中の通院については、この特約の保険期間中の通院とみなして取り扱います。この場合の通院給付金日額は、この特約の保険期間満了日のそれと同額とします。
 - (1) 主特約の特約条項の規定により、主特約の保険期間満了後の継続入院が主特約の保険期間中の入院とみなされる入院
 - (2) 主特約の災害入院給付金および疾病入院給付金の支払のいずれもが主特約の特約条項に定めるそれぞれの通算支払限度に達したことにより、この特約が消滅したときにおける入院
- 10 保険契約者は、通院給付金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。ただし、保険契約者および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）を法人とする主契約にこの特約が付加されている場合には、第1項の規定にかかわらず、通院給付金の受取人は、保険契約者とします。

第3条（通院給付金の削減支払）

前条の規定にかかわらず、会社は、つぎの各号のいずれかにより通院給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、通院給付金を削減して支払うかまたは支払わないことがあります。

- (1) 地震、噴火または津波
- (2) 戦争その他の変乱

第4条（通院給付金の支払限度）

- 1 1回の入院（主特約の災害入院給付金または疾病入院給付金についての主特約の特約条項の規定により1回の入院とみなされる場合を含みます。）のその通院についての通院給付金の支払限度は、支払日数（通院給付金を支払う日数。以下、同じとします。）30日とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当した場合に、第2条（通院給付金の支払）第5項の規定により通院給付金が支払われるときは、それぞれの事由による通院についての支払限度は、支払日数30日とします。
 - (1) 主特約の災害入院給付金が支払われる入院中に、異なる傷害の治療を開始したとき
 - (2) 主特約の災害入院給付金と疾病入院給付金の支払事由が重複して発生したとき
- 3 通算支払限度は、通院給付金の支払日数を通算して1,095日とします。

第5条（通院給付金の請求手続）

- 1 通院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または通院給付金の受取人は、すみやかに会社へ通知してください。
- 2 通院給付金の受取人は、通院給付金の支払事由が生じたときは、すみやかに別表4に定める請求書類（以下、「請求書類」といいます。）を提出して、通院給付金を請求してください。
- 3 被保険者が死亡した場合、通院給付金の請求については、被保険者の法定相続人のうち、つぎの各号に定める1人の者を代表者として、この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。ただし、通院給付金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 主契約の死亡保険金受取人（法定相続人である死亡保険金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）
 - (2) 前号に該当する者がいない場合
主契約に特約死亡保険金または特約家族年金のある特約が付加されているときは、特約の特約死亡保険金受取人または特約家族年金受取人（法定相続人である特約死亡保険金受取人または特約家族年金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）
 - (3) 前2号に該当する者がいない場合
主契約に指定代理請求特約が付加され、指定代理請求人が指定または変更指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において指定代理請求特約条項第3条第1項各号に定める範囲内であることを要します。）
 - (4) 前3号に該当する者がいない場合
戸籍上の配偶者
 - (5) 前4号に該当する者がいない場合
法定相続人の協議により定めた者
- 4 前項の規定により会社が通院給付金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複して通院給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 故意に通院給付金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、第3項に定める代表者としての取扱を受けることができません。
- 6 通院給付金は、その請求に必要な書類が会社へ到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- 7 通院給付金を支払うために確認が必要でつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から通院給付金の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれつぎの各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、通院給付金を支払うべき期限は、通院給付金の請求のための書類が会社へ到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）25日を経過する日とします。

通院給付金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 通院給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	通院給付金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 通院給付金支払の免責事由に該当する可能性がある場合	通院給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4) この特約の特約条項に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項、第20条（重大事由による解除）第1項第4号の①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者、通院給付金の受取人もしくは第3項に定める被保険者の法定相続人の代表者のこの特約の締結の目的もしくは通院給付金の請求の意図に関するこの特約の締結時から通院給付金の請求時までにおける事実

- 8 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、通院給付金を支払うべき期限は、通院給付金の請求のための書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）つぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合は、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

前項の確認をするために不可欠な特別な照会・調査	日数
(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	45日
(2) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	60日
(3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定	90日
(4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者、通院給付金の受取人または第3項に定める被保険者の法定相続人の代表者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査	90日
(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査	60日

- 9 前2項の場合、会社は、通院給付金を請求した者に通知します。
- 10 第6項から第8項までに定める期限をこえて通院給付金を支払う場合には、第6項から第8項までに定める期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、通院給付金を支払います。
- 11 第7項および第8項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、通院給付金の受取人または第3項に定める被保険者の法定相続人の代表者が、正当な理由がなく第7項および第8項に掲げる事項の確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより第7項および第8項に掲げる事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は通院給付金を支払いません。

第6条（支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱）

- 1 この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに、この特約による通院給付金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を通院給付金から差し引きます。
- 2 猶予期間中に、この特約の通院給付金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を通院給付金から差し引きます。
- 3 前2項の場合、通院給付金が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、支払事由が生じたことにより支払うべき通院給付金を支払いません。

第7条（特約の保険料の払込免除）

- 1 主約款の規定により主契約の保険料の払込が免除されたときは、会社は、つぎの払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日までに保険料の払込の免除事由に該当したときは、その払込期月）以後のこの特約の保険料の払込を免除します。
- 2 前項の規定にかかわらず、第1条（特約の締結および責任開始期）第3項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合で、この特約の責任開始期前に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、この特約の責任開始期以後、主契約の保険料の払込が免除されたときは、この特約の保険料の払込は免除されないものとし、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) この特約の保険料は、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法のうち保険料を払い込む日において会社を取り扱っている方法により払い込んでください。この場合、主約款の保険料の払込、前納および猶予期間に関する規定を準用します。

- ① 一括して前納する方法。この場合、会社所定の利率で割り引きます。
 - ② 年払で払い込む方法
- (2) 前号の場合、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれないときは、この特約は猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
 - (3) この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として主約款に定める保険料の払込の免除事由に該当したときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用してこの特約の保険料の払込を免除します。
- 3 前項の場合、保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は、すでに払い込まれたこの特約の保険料に対応する期間の満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。
- 4 前3項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第8条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、この特約の締結の際に会社所定の範囲内で定めます。

第9条（特約の保険料の払込）

- 1 この特約の保険料は、主契約の保険料払込期間中は主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料前納の場合も同じとします。
- 2 この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料（以下、本条において「払込期間満了後特約保険料」といいます。）については、第7条（特約の保険料の払込免除）第2項第1号および第2号の規定を準用して取り扱います。
- 3 払込期間満了後特約保険料については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、保険料の払込免除を取り扱います。
- 4 第2項の場合、第7条（特約の保険料の払込免除）第3項の規定を準用します。
- 5 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

第10条（特約の保険料の自動振替貸付）

この特約が付加されている主契約において、自動振替貸付の規定が適用されるときは、その主契約の保険料とこの特約の保険料の合計額について、主約款の自動振替貸付に関する規定を適用します。この場合、この特約の解約返戻金があるときは、主契約の解約返戻金に加算して取り扱います。

第11条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。この場合には、保険契約者は、この特約の解約返戻金があるときは、その請求をすることができます。

第12条（特約の復活）

- 1 主契約および主特約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約および主特約について復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第13条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約し、この特約の解約返戻金があるときは、その請求をすることができます。
- 2 前項の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第14条（解約返戻金）

- 1 この特約の解約返戻金は、この特約の保険料払込期間中の場合にはその保険料を払い込んだ年月数および経過した年月数により、保険料払込済の場合にはその経過した年月数により、会社の定める方法で計算します。ただし、主約款の規定による保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
- 2 主契約において保険契約者に対する貸付を行うときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加算して取り扱います。
- 3 この特約の解約返戻金の支払時期および支払場所については、第5条（通院給付金の請求手続）第6項の規定を準用します。

第15条（通院給付金の受取人による特約の存続）

- 1 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たす通院給付金の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、前項の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社はその旨を通知したときは、

前項の解約はその効力を生じません。

- (1) 被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと
- 3 前項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。

第 16 条（特約の保険期間の変更）

- 1 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中であれば、会社の承諾を得て、会社の定める期間の範囲（保険契約者が変更を請求した日において会社に取り扱っている範囲とします。）内で、この特約の保険期間を変更することができます。
- 2 保険契約者がこの特約の保険期間の変更を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- 3 会社がこの特約の保険期間の変更を承諾したときは、会社の定める方法で計算した金額を授受し、次回以後のこの特約の保険料を更正します。
- 4 本条の規定によりこの特約の保険期間の変更をしたときは、保険証券に表示します。

第 17 条（通院給付金日額の減額）

- 1 保険契約者は、会社の定める金額の範囲（保険契約者が変更を請求した日において会社に取り扱っている範囲とします。）内で、将来に向かってこの特約の通院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後の通院給付金日額は、会社所定の金額以上であることを要します。
- 2 主特約の基本入院給付金日額が減額された場合で、この特約の通院給付金日額が会社所定の金額の範囲をこえるときは、その限度額まで減額します。
- 3 保険契約者がこの特約の通院給付金日額の減額を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- 4 通院給付金日額の減額部分は、解約されたものとして取り扱います。
- 5 本条の規定によりこの特約の通院給付金日額を減額したときは、保険証券に表示します。

第 18 条（特約の復旧）

- 1 主契約および主特約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとして扱います。
- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約および主特約について復旧を承諾したときは、主約款の復旧に関する規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。
- 3 この特約のみを減額した場合の復旧は取り扱いません。

第 19 条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第 20 条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または通院給付金の受取人がこの特約の通院給付金（特約の保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的もしくは他人に通院給付金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約の通院給付金の請求に関し、通院給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる通院給付金の額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または通院給付金の受取人がつぎのいずれかに該当する場合
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または通院給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 保険契約者、被保険者または通院給付金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 会社は、通院給付金の支払事由または特約の保険料の払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた通院給付金の支払事由または特約の保険料の払込の免除事由による通院給付金の支払または保険料の払込の免除を行いません。もし、すでに通院給付金を支払っていたときは、通院給付金の返還を請求することができ、すでに特約の保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を求めることができます。
- 3 本条の規定によりこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または通院給付金の受取人に通知します。
- 4 会社は、本条の規定によりこの特約を解除した場合に、解約返戻金があるときは、保険契約者に支払います。

第 21 条（特約の消滅）

- 1 つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) 通院給付金の支払が第 4 条（通院給付金の支払限度）第 3 項に定める通算支払限度に達したとき
 - (2) 主約款の規定により保険金を支払ったとき
 - (3) 主契約が前号以外の事由で消滅したとき
 - (4) 主契約が払済保険または延長定期保険に変更されたとき
 - (5) 主特約の災害入院給付金および疾病入院給付金のすべての支払が主特約の特約条項に定める通算支払限度に達したとき
 - (6) 主特約が前 4 号以外の事由で消滅したとき
- 2 前項第 1 号の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。
- 3 第 1 項第 3 号または第 6 号の規定によりこの特約が消滅した場合に、この特約の解約返戻金があるときは、保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより主契約が消滅した場合を除きます。また、主約款の規定により主契約の責任準備金が支払われるときは、この特約の責任準備金を支払います。
- 4 第 1 項第 4 号の規定によりこの特約が消滅した場合に、解約返戻金があるときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。また、第 1 項第 4 号の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。
- 5 第 1 項第 5 号の規定によりこの特約が消滅したときは、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。

第 22 条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第 23 条（管轄裁判所）

この特約における通院給付金および保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に關する規定を準用します。

第 24 条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第 25 条（保険料一時払に関する特則）

この特約の保険料が一時払のときは、第 6 条（支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱）、第 7 条（特約の保険料の払込免除）、第 9 条（特約の保険料の払込）、第 10 条（特約の保険料の自動振替貸付）および第 16 条（特約の保険期間の変更）の規定は適用しません。

第 26 条（主契約が払済保険に変更された場合の特則）

- 1 主契約が主契約の責任開始期の属する日（復活または復旧の場合には、復活日または復旧日とします。）からその日を含めて 10 年をこえて有効に継続した場合で、主契約が払済保険に変更されたときは、第 21 条（特約の消滅）第 1 項第 4 号の規定にかかわらず、保険契約者の申し出によりこの特約を継続することができます。ただし、この特約の保険料が一時払の場合、または、この特約に特別条件が適用されている場合には、この特約は消滅します。
- 2 前項の規定によるこの特約の継続の申し出の際、会社の定める方法で計算した金額を払い込むことを要します。

第 27 条（解約返戻金なし特則）

- 1 保険契約者は、この特約の締結の際、解約返戻金なし特則（以下、本条において「この特則」といいます。）を付加することができます。
- 2 この特則を付加したこの特約については、この特約の解約返戻金はありません。この場合、第 14 条（解約返戻金）および第 16 条（特約の保険期間の変更）の規定は適用しません。
- 3 この特則を解約することはできません。

第 28 条（主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則）

- 1 この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加され、主契約の全部を介護保障に移行した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険料については、第 7 条（特約の保険料の払込免除）第 2 項第 1 号および第 2 号の規定を準用して取り扱います。
 - (2) この特約の保険料の払込免除については、主約款（主契約に疾病障害による保険料払込免除特約または保険料払込免除特約が付加された場合は、主約款または疾病障害による保険料払込免除特約条項もしくは保険料払込免除特約条項）の規定を準用します。
 - (3) 保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は消滅し、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金とともに基本介護年金額の計算基礎となる金額に含めます。ただし、保険契約者がこの特約の解約返戻金を請求した場合には、この限りではありません。
 - (4) 介護保障に移行した部分が消滅したときは、この特約は消滅します。
- 2 この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加され、主契約の一部を介護保障に移行した場合には、この特約は消滅または減額されることなく継続するものとします。

第 29 条（主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加された場合の特則）

- 1 この特約が付加されている主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加され、主契約の解約による解約返戻金が保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第 3 条（年金基金の設定または保険金等の据置）に定める年金基金に充当された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。ただし、保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第 8 条（年金の種類）第 1 項の規定により定められた年金の種類が 1 種類であることを要します。
- (1) この特約の保険料（第 3 号の規定によりこの特約の保険期間が短縮され、この特約の保険料が更正される場合には、その更正後の保険料。以下、本条において同じとします。）については、第 7 条（特約の保険料の払込免除）第 2 項第 1 号および第 2 号の規定を準用して取り扱います。
- (2) この特約の保険料の払込免除については、主約款（主契約に疾病障害による保険料払込免除特約または保険料払込免除特約が付加された場合は、主約款または疾病障害による保険料払込免除特約条項もしくは保険料払込免除特約条項）の規定を準用します。
- (3) 第 1 号の場合、この特約の保険期間満了日は、つぎのとおりとします。
- ① 年金の種類が保証期間付夫婦連生終身年金または保証期間付終身年金のとき
……年金の保証期間満了日または本条の規定によらないこの特約の保険期間満了日のいずれか早い日
- ② 年金の種類が確定年金のとき
……年金支払期間満了日または本条の規定によらないこの特約の保険期間満了日のいずれか早い日
- (4) 前号の規定によりこの特約の保険期間が短縮された場合には、つぎのとおり取り扱います。
- ① 払い込まれるべき責任準備金差額があるときは、その金額を払い込んでください。
- ② この特約の解約返戻金があり、支払うべき解約返戻金差額があるときは、別段の申し出のない限り、その金額を保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第 3 条（年金基金の設定または保険金等の据置）第 2 項第 2 号工. に定める金額に含めるものとします。
- ③ この特約の解約返戻金がなく、支払うべき責任準備金差額があるときは、その金額を保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第 3 条（年金基金の設定または保険金等の据置）第 2 項第 2 号工. に定める金額に含めず、かつ、保険契約者に支払わないものとします。
- (5) 保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があった場合には、この特約は消滅するものとします。この場合、この特約の解約返戻金があるときは、別段の申し出のない限り、この特約の解約返戻金を保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第 3 条（年金基金の設定または保険金等の据置）に定める年金基金に充当しまたは据え置きます。
- (6) 年金受取人が死亡したときまたは年金の一時支払が行われたときは、この特約は消滅するものとします。
- 2 この特約が付加されている主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加され、主契約の減額による解約返戻金が保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第 3 条（年金基金の設定または保険金等の据置）に定める年金基金に充当された場合には、この特約は消滅しまたは減額されることなく継続するものとします。

第 30 条（積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合には、この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

第 31 条（新医療保険に付加されている場合の特則）

この特約が新医療保険に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第 1 条（特約の締結および責任開始期）第 1 項をつぎのとおり読み替えます。
- 「1 この特約は、主約款の規定により、災害入院給付金および疾病入院給付金の両方が指定された主契約に付加することができます。」
- (2) 第 2 条（通院給付金の支払）第 1 項の支払事由に関する規定、第 4 項および第 9 項ならびに第 4 条（通院給付金の支払限度）第 1 項および第 2 項中、「主特約」を「主契約」と、第 2 条（通院給付金の支払）第 4 項および第 9 項ならびに第 4 条（通院給付金の支払限度）第 1 項中、「主特約の特約条項」を「主約款」と、それぞれ読み替えます。
- (3) 第 2 条（通院給付金の支払）第 10 項ただし書きの規定は適用せず、主約款に定めるところによります。
- (4) 第 12 条（特約の復活）および第 18 条（特約の復旧）中、「主契約および主特約」を「主契約」と読み替えます。
- (5) 第 17 条（通院給付金日額の減額）第 2 項中、「主特約」を「主契約」と読み替えます。
- (6) 第 21 条（特約の消滅）をつぎのとおり読み替えます。

「第 21 条（特約の消滅）」

- 1 つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
- (1) 通院給付金の支払が第 4 条（通院給付金の支払限度）第 3 項に定める通算支払限度に達したとき
- (2) 主契約が被保険者の死亡により消滅したとき
- (3) 主契約の災害入院給付金および疾病入院給付金のすべての支払が主約款に定める通算支払限度に達したとき
- (4) 主契約が前 2 号以外の事由で消滅したとき
- (5) 主契約が払済保険に変更されたとき
- 2 前項第 1 号の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。
- 3 第 1 項第 3 号の規定によりこの特約が消滅したときは、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。

- 4 第1項第4号の規定によりこの特約が消滅した場合に、この特約の解約返戻金があるときは、保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより主契約が消滅した場合を除きます。また、主約款の規定により主契約の責任準備金が支払われるときは、この特約の責任準備金を支払います。
- 5 第1項第5号の規定によりこの特約が消滅した場合に、解約返戻金があるときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。また、第1項第5号の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。」
- (7) 第26条（主契約が払済保険に変更された場合の特則）の規定は適用せず、主契約が払済保険に変更されたこの特約が消滅した場合の取扱は、主約款の払済保険への変更に関する規定に定めるところによります。
- (8) この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、つぎのとおり取り扱います。
- ① 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
- ② ①の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、本号において「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。
- ③ ①または②の場合、更新後の特約または他の特約等において、第2条（通院給付金の支払）、第4条（通院給付金の支払限度）、第7条（特約の保険料の払込免除）、第15条（通院給付金の受取人による特約の存続）および第19条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものと取り扱います。
- ④ ①から③までに定めるほか、主約款の更新に関する規定を準用します。
- (9) この特約が付加されている主契約の保険期間満了日とこの特約の保険期間満了日が同一であり、かつ、主契約が主約款の保険期間満了時における保険期間の延長に関する規定により変更される場合には、つぎのとおり取り扱います。
- ① 保険契約者は、主契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出ることによって、この特約を締結（以下、本号において「変更」といいます。）してこの特約の保険期間を延長することができます（以下、本号において、本号の規定により変更されたこの特約を「変更後特約」といい、変更前のこの特約を「変更前特約」といいます。）。
- ② ①の場合、変更後特約において、第2条（通院給付金の支払）、第4条（通院給付金の支払限度）、第7条（特約の保険料の払込免除）、第15条（通院給付金の受取人による特約の存続）および第19条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、変更前特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続したものと取り扱います。
- ③ ①および②に定めるほか、主約款の保険期間満了時における保険期間の延長に関する規定を準用します。
- (10) 平成17年1月1日以前に締結されたこの特約が第8号の規定により更新された後、通院給付金の支払事由が発生した場合で、被保険者が通院給付金を請求することができない事情があるときは、被保険者の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合には被保険者と生計を一にする者）がその事情を会社に申し出て、被保険者のために被保険者にかわって通院給付金を会社に請求することができます。

第32条（平準定期保険または無解約返戻金型平準定期保険に付加されている場合の特則）

この特約が平準定期保険または無解約返戻金型平準定期保険に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、つぎのとおり取り扱います。
- ① 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
- ② ①にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、本号において「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。
- ③ ①または②の場合、更新後の特約または他の特約等において、第2条（通院給付金の支払）、第4条（通院給付金の支払限度）、第7条（特約の保険料の払込免除）、第15条（通院給付金の受取人による特約の存続）および第19条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものと取り扱います。
- ④ ①から③までに定めるほか、主約款の更新に関する規定を準用します。
- (2) 平成17年1月1日以前に締結されたこの特約が前号の規定により更新された後、通院給付金の支払事由が発生した場合で、被保険者が通院給付金を請求することができない事情があるときは、被保険者の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合には被保険者と生計を一にする者）がその事情を会社に申し出て、被保険者のために被保険者にかわって通院給付金を会社に請求することができます。

第 33 条（主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合の特則）

この特約が付加されている主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第 7 条（特約の保険料の払込免除）第 1 項および第 2 項第 3 号ならびに第 9 条（特約の保険料の払込）第 3 項中、「主約款」を「主約款または疾病障害による保険料払込免除特約条項」と読み替えます。
- (2) 第 7 条（特約の保険料の払込免除）第 2 項中、「不慮の事故による傷害」を「不慮の事故による傷害または発病した疾病」と読み替えます。

第 34 条（家族収入保険に付加されている場合の特則）

この特約が家族収入保険に付加されている場合には、第 5 条（通院給付金の請求手続）第 3 項第 1 号をつぎのとおり読み替えます。

- 「(1) 主契約の家族年金受取人（法定相続人である家族年金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）」

第 35 条（平成 17 年 1 月 1 日以前に締結されたこの特約が更新された場合の特則）

平成 17 年 1 月 1 日以前に締結されたこの特約が特約更新特約条項の規定により更新された後、通院給付金の支払事由が発生した場合で、被保険者が通院給付金を請求することができない事情があるときは、被保険者の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合には被保険者と生計を一にする者）がその事情を会社に申し出て、被保険者のために被保険者にかわって通院給付金を会社に請求することができます。

第 36 条（主契約に保険料払込免除特約が付加された場合の特則）

この特約が付加されている主契約に保険料払込免除特約が付加された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第 7 条（特約の保険料の払込免除）第 1 項および第 2 項第 3 号ならびに第 9 条（特約の保険料の払込）第 3 項中、「主約款」を「主約款または保険料払込免除特約条項」と読み替えます。
- (2) 第 7 条（特約の保険料の払込免除）第 2 項中、「不慮の事故による傷害」を「不慮の事故による傷害または診断確定された悪性新生物もしくは発病した疾病」と読み替えます。

第 37 条（高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合の特則）

この特約が高度障害療養加算型家族収入保険（保険料払込中無解約返戻金型）に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第 2 条（通院給付金の支払）第 10 項中、「死亡保険金受取人」を「家族年金受取人」と、「死亡保険金」を「家族年金」と、それぞれ読み替えます。
- (2) 第 5 条（通院給付金の請求手続）第 3 項第 1 号中、「死亡保険金受取人」を「家族年金受取人」と読み替えます。
- (3) 第 21 条（特約の消滅）第 1 項第 2 号中、「保険金」を「家族年金または高度障害年金」と読み替えます。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

附則1 通院等の定義

1. 通院

「通院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下、同じとします。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下、同じとします。）が必要であるため、3. に定める病院または診療所において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。

2. 治療を目的とする通院

「治療を目的とする通院」とは、治療のために必要な通院をいいます。たとえば、美容上の処置による通院、治療を主たる目的としない診断のための検査による通院、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入・受取のみの通院などはこれに該当しません。

3. 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎのいずれかに該当したものとします。

(1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。

(2) (1)の場合と同等と会社が認めた日本国外にある医療施設

4. 異常分娩

「異常分娩」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
○流産に終わった妊娠	000～008
○妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、たんぱく<蛋白>尿および高血圧性障害	010～016
○主として妊娠に関連するその他の母体障害	020～029
○胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	030～048
○分娩の合併症	060～075
○分娩（完全な正常例における分娩（080）は除く）	081～084
○主として産じょく<褥>に関連する合併症	085～092
○その他の産科的病態、他に分類されないもの	094～099

附則2 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F 19.2

介護特約条項 目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結および責任開始期
- 第2条 特約介護年金の支払
- 第3条 特約介護年金の分割支払
- 第4条 特約死亡保険金の支払
- 第5条 特約介護年金または特約死亡保険金の削減支払
- 第6条 年金証書
- 第7条 特約介護年金または特約死亡保険金の請求手続
- 第8条 支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱
- 第9条 特約の保険料の払込免除
- 第10条 特約の保険期間および保険料払込期間
- 第11条 特約の保険料の払込
- 第12条 特約の保険料の自動振替貸付
- 第13条 特約の失効
- 第14条 特約の復活
- 第15条 特約の解約
- 第16条 解約返戻金
- 第17条 特約介護年金または特約死亡保険金の受取人による特約の存続
- 第18条 特約の保険期間の変更
- 第19条 特約介護年金額の減額
- 第20条 特約の復旧
- 第21条 告知義務および告知義務違反
- 第22条 重大事由による解除
- 第23条 特約の消滅
- 第24条 契約者配当
- 第25条 管轄裁判所
- 第26条 主約款の規定の準用
- 第27条 保険料一時払に関する特則
- 第28条 主契約が払済保険に変更された場合の特則
- 第29条 解約返戻金なし特則
- 第30条 主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則
- 第31条 主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加された場合の特則
- 第32条 積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合の特則
- 第33条 新医療保険に付加されている場合の特則
- 第34条 平準定期保険または無解約返戻金型平準定期保険に付加されている場合の特則
- 第35条 主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合の特則
- 第36条 医療保険(04)に付加されている場合の特則
- 第37条 主契約に保険料払込免除特約が付加された場合の特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

- 附則1 要介護状態
- 附則2 薬物依存

介護特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加して締結し、被保険者が所定の要介護状態に該当した場合または死亡した場合に、それぞれ所定の特約介護年金または特約死亡保険金を支払うことを主な内容とするものです。

第1条（特約の締結および責任開始期）

- 1 この特約は、主契約の締結の際、主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）から申し出があり、かつ、会社が承諾した場合に主契約に付加して締結します。この場合、この特約の責任開始期は、主契約の締結の際の責任開始期と同一とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、この特約は、会社所定の取扱範囲内で、主契約の締結後、被保険者の同意を得たうえで、保険契約者から申し出があり、かつ、会社が承諾した場合に主契約に付加して締結します。この場合、この特約の責任開始期は、会社がこの特約の付加を承諾した日の直後に到来する主契約の契約応当日（主契約が年払であれば年単位の契約応当日、半年払であれば半年単位の契約応当日、月払であれば月単位の契約応当日）とします。
- 3 前項の場合、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、この特約の契約年齢および保険期間は、前項に定めるこの特約の責任開始期の直前の主契約の年単位の契約応当日（この特約の責任開始期が主契約の年単位の契約応当日と同一の日の場合は、その日）を基準に定めます。
- 4 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

第2条（特約介護年金の支払）

- 1 特約介護年金の支払は、つぎのとおりとします。

名称		この特約の年金・保険金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	この特約の年金・保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）
特約介護年金	第1回特約介護年金	被保険者がこの特約の責任開始期（復活の取扱が行われた後は最後の復活の際の責任開始期、復旧の取扱が行われた後の特約介護年金額の増額部分については最後の復旧の際の責任開始期。以下、同じとします。）以後に発生した傷害または発病した疾病を原因として、この特約の保険期間中につきの各号の条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたとき (1) 附則1に定める要介護状態（以下、「要介護状態」といいます。）に該当したこと (2) 要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続し、回復の見込がないこと	特約介護年金額 × 1.5	被保険者	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 被保険者の犯罪行為 ③ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦ 被保険者の薬物依存
	第2回以後の特約介護年金	第1回特約介護年金が支払われた場合で、被保険者が第1回特約介護年金の支払事由に該当した日の年単位の応当日（以下、「特約介護年金支払応当日」といいます。）に、この特約の責任開始期以後に発生した傷害または発病した疾病を原因として、つぎの各号の条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたとき (1) 要介護状態に該当したこと (2) 要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続し、回復の見込がないこと	特約介護年金額		

- 2 前項に定める特約介護年金の支払事由に該当する場合でも、その日を含めて1年以内に特約介護年金の支払事由が生じていたときは、特約介護年金を支払いません。
- 3 第1回特約介護年金の支払は、保険期間を通じて1回とします。
- 4 第1回特約介護年金を支払った場合、以後のこの特約の保険料の払込を要しません。
- 5 特約介護年金の支払期間は、第1回特約介護年金の支払事由に該当した日から終身とします。ただし、要介護状態が中断した場合は、この限りではありません。
- 6 第2回以後の特約介護年金について、要介護状態が中断したことにより特約介護年金が支払われない場合で、その後、被保険者が、第1項の特約介護年金支払応当日にかかわらずこの特約の保険期間中に、新たに第2回以後の特約介護年金の支払事由中の(1)および(2)の条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたときは、会社は、第2回以後の特約介護年金を支払います。
- 7 前項の規定により第2回以後の特約介護年金が支払われた場合、前項の支払事由に該当した日の毎年の応当日を新たに「特約介護年金支払応当日」として、以後第1項の第2回以後の特約介護年金の規定を適用します。
- 8 特約介護年金の支払期間中に、つぎの各号のいずれかの事由が生じた場合でも、それらの事由が生じた時以後に継続している要介護状態については、第1項の第2回以後の特約介護年金に関する規定を適用します。ただし、それらの事由が生じた時以後は、第6項の規定は適用しません。
 - (1) この特約の保険期間が満了したとき
 - (2) 主契約の高度障害保険金の支払事由が生じたことにより、この特約が消滅したとき
- 9 被保険者がこの特約の保険期間中に要介護状態に該当し、つぎの各号のいずれかの日からその日を含めて180日以内に特約介護年金の支払事由に該当した場合には、会社は、この特約の保険期間中にその特約介護年金の支払事由が生じたものとして取り扱います。
 - (1) この特約の保険期間満了日
 - (2) 主契約の高度障害保険金の支払事由が生じたことにより、この特約が消滅した日
- 10 保険契約者は、特約介護年金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。ただし、保険契約者および死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）を法人とする主契約にこの特約が付加されている場合には、第1項の規定にかかわらず、特約介護年金の受取人は、保険契約者となります。
- 11 つぎの各号のいずれかに該当する場合には、被保険者がこの特約の責任開始期前に発病した疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始期以後に特約介護年金の支払事由に該当したときでも、この特約の責任開始期以後の原因によるものとみなして第1項の規定を適用します。
 - (1) その疾病について、この特約の締結、復活または復旧の際に、告知等により会社が知っていた場合。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病について、この特約の責任開始期前に医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常（要経過観察、要治療、要再検査、要精密検査を含みます。）を指摘されることがない場合。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または

自覚していた場合を除きます。

第3条（特約介護年金の分割支払）

- 1 前条第1項の規定にかかわらず、特約介護年金の受取人は、会社の定める回数および方法により、特約介護年金の支払について、年1回の支払にかえて分割支払を請求することができます。
- 2 前項の規定により特約介護年金を分割して支払うときは、会社所定の利率により計算した利息をつけて支払います。
- 3 第1項の規定により特約介護年金を分割して支払う場合で、特約介護年金の分割支払中に被保険者が死亡したときは、その死亡日の属する年度の分割した特約介護年金の未支払分があるときはこれを一括して特約死亡保険金の受取人に支払います。

第4条（特約死亡保険金の支払）

- 1 特約死亡保険金の支払は、つぎのとおりとします。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
特約死亡保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき	特約介護年金額×0.5	主契約の死亡保険金受取人（主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。）	つぎのいずれかにより、被保険者が死亡したとき ① この特約の責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内の自殺 ② 保険契約者または特約死亡保険金の受取人の故意による致死

- 2 被保険者の生死が不明の場合でも、会社は、被保険者が死亡したものと認めたときは、特約死亡保険金を支払います。
- 3 特約死亡保険金の受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金の残額を他の特約死亡保険金の受取人に支払います。
- 4 被保険者の死亡が免責事由に該当したことにより特約死亡保険金を支払わないときは、会社は、責任準備金（前項の規定に該当する場合には、支払われない特約死亡保険金部分の責任準備金。また、責任準備金が特約死亡保険金を上まわる場合は特約死亡保険金を限度とします。）を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡保険金を支払わない場合には、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。

第5条（特約介護年金または特約死亡保険金の削減支払）

- 1 第2条（特約介護年金の支払）の規定にかかわらず、会社は、つぎの各号のいずれかにより特約介護年金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、特約介護年金を削減して支払うかまたは支払わないことがあります。
 - (1) 地震、噴火または津波
 - (2) 戦争その他の変乱
- 2 前条の規定にかかわらず、会社は、戦争その他の変乱により特約死亡保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めたときは、特約死亡保険金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、責任準備金（責任準備金が特約死亡保険金を上まわる場合は特約死亡保険金を限度とします。）を下まわることはありません。

第6条（年金証書）

第2条（特約介護年金の支払）の規定により第1回特約介護年金を支払うときは、会社は、年金証書を特約介護年金の受取人に発行します。

第7条（特約介護年金または特約死亡保険金の請求手続）

- 1 特約介護年金または特約死亡保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特約介護年金もしくは特約死亡保険金の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- 2 特約介護年金または特約死亡保険金の受取人は、特約介護年金または特約死亡保険金の支払事由が生じたときは、すみやかに別表4に定める請求書類（以下、「請求書類」といいます。）を提出して、特約介護年金または特約死亡保険金を請求してください。
- 3 特約死亡保険金の受取人は、特約死亡保険金の支払事由が生じたときは、特約死亡保険金を葬儀費用等に充当するため、会社の定める事由、金額等の範囲内で、特約死亡保険金の一部または全部につき簡易請求を行うことができます。この場合、会社は、前項に定める提出書類の一部の省略を認めるものとします。
- 4 被保険者が死亡した場合、特約介護年金の請求については、被保険者の法定相続人のうち、特約死亡保険金の受取人（法定相続人である特約死亡保険金の受取人が複数の場合にはその協議により定めた1人の者）を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。ただし、特約介護年金の受取人が法人である場合を除きます。
- 5 前項の規定により会社が特約介護年金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその特約介護年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

- 6 故意に特約介護年金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、第4項に定める代表者としての取扱を受けることができません。
- 7 特約介護年金または特約死亡保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- 8 特約介護年金または特約死亡保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、この特約の締結時から特約介護年金または特約死亡保険金の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれつぎの各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、特約介護年金または特約死亡保険金を支払うべき期限は、特約介護年金または特約死亡保険金の請求のための書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）25日を経過する日とします。

特約介護年金または特約死亡保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 特約介護年金または特約死亡保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	特約介護年金または特約死亡保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 特約介護年金または特約死亡保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合	特約介護年金または特約死亡保険金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4) この特約の特約条項に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前2号に定める事項、第22条（重大事由による解除）第1項第5号の①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者、特約介護年金の受取人もしくは特約死亡保険金の受取人のこの特約の締結の目的もしくは特約介護年金もしくは特約死亡保険金の請求の意図に関するこの特約の締結時から特約介護年金もしくは特約死亡保険金の請求時までにおける事実

- 9 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、特約介護年金または特約死亡保険金を支払うべき期限は、特約介護年金または特約死亡保険金の請求のための書類が会社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）つぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合は、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

前項の確認をするために不可欠な特別な照会・調査	日数
(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	45日
(2) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	60日
(3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	90日
(4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または特約介護年金もしくは特約死亡保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査	90日
(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査	60日

- 10 前2項の場合、会社は、特約介護年金または特約死亡保険金を請求した者に通知します。
- 11 第7項から第9項までに定める期限をこえて特約介護年金または特約死亡保険金を支払う場合には、第7項から第9項までに定める期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、特約介護年金または特約死亡保険金を支払います。
- 12 第8項および第9項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または特約介護年金もしくは特約死亡保険金の受取人が、正当な理由がなく第8項および第9項に掲げる事項の確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより第8項および第9項に掲げる事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約介護年金または特約死亡保険金を支払いません。

第8条（支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱）

- 1 この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに、この特約による特約介護年金または特約死亡保険金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を特約介護年金または特約死亡保険金から差し引きます。
- 2 猶予期間中に、この特約の特約介護年金または特約死亡保険金の支払事由が生じたときは、会社は、未払込保険料を特約介護年金または特約死亡保険金から差し引きます。
- 3 前2項の場合、特約介護年金または特約死亡保険金が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場

合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、支払事由が生じたことにより支払うべき特約介護年金または特約死亡保険金を支払いません。

第9条（特約の保険料の払込免除）

- 1 主約款の規定により主契約の保険料の払込が免除されたときは、会社は、つぎの払込期月（払込期月の初日から契約応当日の前日まで）に保険料の払込の免除事由に該当したときは、その払込期月）以後のこの特約の保険料の払込を免除します。
- 2 前項の規定にかかわらず、第1条（特約の締結および責任開始期）第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合で、この特約の責任開始期前に発生した別表2に定める不慮の事故（以下、「不慮の事故」といいます。）による傷害を直接の原因として、この特約の責任開始期以後、主契約の保険料の払込が免除されたときは、この特約の保険料の払込は免除されないものとし、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険料は、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法のうち保険料を払い込む日において会社に取り扱っている方法により払い込んでください。この場合、主約款の保険料の払込、前納および猶予期間に関する規定を準用します。
 - ① 一括して前納する方法。この場合、会社所定の利率で割引きます。
 - ② 年払で払い込む方法
 - (2) 前号の場合、この特約の保険料が猶予期間中に払い込まれないときは、この特約は猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとしします。
 - (3) この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として主約款に定める保険料の払込の免除事由に該当したときは、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用してこの特約の保険料の払込を免除します。
- 3 前項の場合、保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は、すでに払い込まれたこの特約の保険料に対応する期間の満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとしします。
- 4 前3項のほか、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用します。

第10条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、この特約の締結の際に会社所定の範囲内で定めます。

第11条（特約の保険料の払込）

- 1 この特約の保険料は、主契約の保険料払込期間中は主契約の保険料とともに払い込んでください。保険料前納の場合も同じとしします。
- 2 この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料（以下、本条において「払込期間満了後特約保険料」といいます。）については、第9条（特約の保険料の払込免除）第2項第1号および第2号の規定を準用して取り扱います。
- 3 払込期間満了後特約保険料については、主約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、保険料の払込免除を取り扱います。
- 4 第2項の場合、第9条（特約の保険料の払込免除）第3項の規定を準用します。
- 5 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとしします。

第12条（特約の保険料の自動振替貸付）

この特約が付加されている主契約において、自動振替貸付の規定が適用されるときは、その主契約の保険料とこの特約の保険料の合計額について、主約款の自動振替貸付に関する規定を適用します。この場合、この特約の解約返戻金があるときは、主契約の解約返戻金に加算して取り扱います。

第13条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。この場合には、保険契約者は、この特約の解約返戻金があるときは、その請求をすることができます。

第14条（特約の復活）

- 1 主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとしします。
- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活を取り扱います。

第15条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、第1回特約介護年金の支払事由が生じる前に限り、将来に向かってこの特約を解約し、この特約の解約返戻金があるときは、その請求をすることができます。
- 2 前項の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第16条（解約返戻金）

- 1 この特約の解約返戻金は、この特約の保険料払込期間中の場合にはその保険料を払い込んだ年月数および経過

した年月数により、保険料払込済の場合にはその経過した年月数により、会社の定める方法で計算します。ただし、主約款の規定による保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

- 2 主契約において保険契約者に対する貸付を行うときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加算して取り扱います。
- 3 この特約の解約返戻金の支払時期および支払場所については、第7条（特約介護年金または特約死亡保険金の請求手続）第7項の規定を準用します。

第17条（特約介護年金または特約死亡保険金の受取人による特約の存続）

- 1 保険契約者以外の者でこの特約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）によるこの特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時にいてつぎの各号のすべてを満たす特約介護年金または特約死亡保険金の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、前項の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3 前項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。
- 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、第1項の解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、特約死亡保険金（特約死亡保険金の支払の際にあわせて支払われる金額がある場合には、その金額を含むものとします。以下、本条において同じとします。）の支払事由が生じ、会社が特約死亡保険金を支払うべきときは、会社が支払うべき金額の限度で、第2項の金額を債権者等に支払います。この場合、会社が支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、特約死亡保険金の受取人に支払います。

第18条（特約の保険期間の変更）

- 1 保険契約者は、この特約の保険料払込期間中、かつ、第1回特約介護年金の支払事由が生じる前に限り、会社の承諾を得て、会社の定める期間の範囲（保険契約者が変更を請求した日において会社が取り扱っている範囲とします。）内で、この特約の保険期間を変更することができます。
- 2 保険契約者がこの特約の保険期間の変更を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- 3 会社がこの特約の保険期間の変更を承諾したときは、会社の定める方法で計算した金額を受受し、次回以後のこの特約の保険料を更正します。
- 4 本条の規定によりこの特約の保険期間の変更をしたときは、保険証券に表示します。

第19条（特約介護年金額の減額）

- 1 保険契約者は、第1回特約介護年金の支払事由が生じる前に限り、会社の定める金額の範囲（保険契約者が変更を請求した日において会社が取り扱っている範囲とします。）内で、将来に向かってこの特約の特約介護年金額を減額することができます。ただし、減額後の特約介護年金額は、会社所定のコル額以上であることを要します。
- 2 保険契約者がこの特約の特約介護年金額の減額を請求するときは、請求書類を会社に提出してください。
- 3 特約介護年金額の減額部分は、解約されたものとして取り扱います。
- 4 本条の規定によりこの特約の特約介護年金額を減額したときは、保険証券に表示します。

第20条（特約の復旧）

- 1 主契約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとして扱います。
- 2 前項の請求を受けた場合、会社は、主契約について復旧を承諾したときは、主約款の復旧に関する規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。
- 3 この特約のみを減額した場合の復旧は取り扱いません。

第21条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第22条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。
 - (1) 保険契約者または特約死亡保険金の受取人が特約死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的もしくは他人に特約死亡保険金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 保険契約者、被保険者または特約介護年金の受取人がこの特約の特約介護年金（特約の保険料の払込免除を含みます。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的もしくは他人に特約介護年金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (3) この特約の特約死亡保険金または特約介護年金の請求に関し、特約死亡保険金または特約介護年金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (4) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる特約介護年金の額の合計額が著しく過大であって、保険

制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

- (5) 保険契約者、被保険者または特約死亡保険金もしくは特約介護年金の受取人がつぎのいずれかに該当する場合
- ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または特約死亡保険金もしくは特約介護年金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (6) 保険契約者、被保険者または特約死亡保険金もしくは特約介護年金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この特約の存続を困難とする第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 会社は、特約死亡保険金もしくは特約介護年金の支払事由または特約の保険料の払込の免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた特約死亡保険金もしくは特約介護年金の支払事由または特約の保険料の払込の免除事由による特約死亡保険金（前項第5号のみに該当した場合で、前項第5号の①から⑤までに該当したのが特約死亡保険金の受取人のみであり、その特約死亡保険金の受取人が特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき特約死亡保険金をいいます。以下、本項において同じとします。）もしくは特約介護年金の支払または特約の保険料の払込の免除を行いません。もし、すでに特約死亡保険金または特約介護年金を支払っていたときは、特約死亡保険金または特約介護年金の返還を請求することができ、すでに特約の保険料の払込を免除していたときは、その保険料の払込を求めることができます。
- 3 本条の規定によりこの特約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または特約死亡保険金もしくは特約介護年金の受取人に通知します。
- 4 会社は、本条の規定によりこの特約を解除した場合に、解約返戻金があるときは、保険契約者に支払います。
- 5 前項の規定にかかわらず、第1項第5号の規定によってこの特約を解除した場合で、特約死亡保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し特約死亡保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない特約死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、解約返戻金があるときは、その部分の解約返戻金を保険契約者に支払います。

第23条（特約の消滅）

- 1 つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
- (1) この特約の特約条項の規定により特約死亡保険金を支払ったとき
 - (2) 主約款の規定により主契約の保険金を支払ったとき。ただし、前号に該当する場合を除きます。
 - (3) 主契約に死亡保険金がない場合で、主契約が被保険者の死亡により消滅したとき。ただし、第1号に該当する場合を除きます。
 - (4) 主契約に死亡保険金および手術給付金がない場合で、主契約の入院給付金のすべての支払が主約款に定める通算支払限度に達したとき
 - (5) 主契約が前3号以外の事由で消滅したとき
 - (6) 主契約が払済保険または延長定期保険に変更されたとき
- 2 前項第4号の規定によりこの特約が消滅したときは、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。
- 3 第1項第5号の規定によりこの特約が消滅した場合に、この特約の解約返戻金があるときは、保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことにより主契約が消滅した場合を除きます。また、主約款の規定により主契約の責任準備金が支払われるときは、この特約の責任準備金を支払います。
- 4 第1項第6号の規定によりこの特約が消滅した場合に、この特約の解約返戻金があるときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。また、第1項第6号の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。

第24条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第25条（管轄裁判所）

この特約における給付金および保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

第26条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第27条（保険料一時払に関する特則）

この特約の保険料が一時払のときは、第8条（支払事由が生じた場合の未払込保険料の取扱）、第9条（特約の保険料の払込免除）、第11条（特約の保険料の払込）、第12条（特約の保険料の自動振替貸付）および第18条（特約の保険期間の変更）の規定は適用しません。

第 28 条（主契約が払済保険に変更された場合の特則）

- 1 主契約が主契約の責任開始期の属する日（復活または復旧の場合には、復活日または復旧日とします。）からその日を含めて 10 年をこえて有効に継続した場合で、主契約が払済保険に変更されたときは、第 23 条（特約の消滅）第 1 項第 6 号の規定にかかわらず、保険契約者の申し出によりこの特約を継続することができます。ただし、この特約の保険料が一時払の場合、または、この特約に特別条件が適用されている場合には、この特約は消滅します。
- 2 前項の規定によるこの特約の継続の申し出の際、会社の定める方法で計算した金額を払い込むことを要します。

第 29 条（解約返戻金なし特則）

- 1 保険契約者は、この特約の締結の際、解約返戻金なし特則（以下、本条において「この特則」といいます。）を付加することができます。
- 2 この特則を付加したこの特約については、この特約の解約返戻金はありません。この場合、第 16 条（解約返戻金）および第 18 条（特約の保険期間の変更）の規定は適用しません。
- 3 この特則を解約することはできません。

第 30 条（主契約に介護保障移行特約が付加された場合の特則）

- 1 この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加され、主契約の全部を介護保障に移行した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約の保険料については、第 9 条（特約の保険料の払込免除）第 2 項第 1 号および第 2 号の規定を準用して取り扱います。
 - (2) この特約の保険料の払込免除については、主約款（主契約に疾病障害による保険料払込免除特約または保険料払込免除特約が付加された場合は、主約款または疾病障害による保険料払込免除特約条項もしくは保険料払込免除特約条項）の規定を準用します。
 - (3) 保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があったときは、この特約は消滅します。この場合、この特約の解約返戻金があるときは、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金とともに基本介護年金額の計算基礎となる金額に含めます。ただし、この特約の解約返戻金がある場合に、保険契約者が請求したときは、この限りではありません。
 - (4) 介護保障に移行した部分が消滅したときは、この特約は消滅します。
- 2 この特約が付加されている主契約に介護保障移行特約が付加され、主契約の一部を介護保障に移行した場合には、この特約は消滅または減額されることなく継続するものとします。

第 31 条（主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加された場合の特則）

- 1 この特約が付加されている主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加され、主契約の解約による解約返戻金が保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第 3 条（年金基金の設定または保険金等の据置）に定める年金基金に充当された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。ただし、保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第 8 条（年金の種類）第 1 項の規定により定められた年金の種類が 1 種類であることを要します。
 - (1) この特約の保険料（第 3 号の規定によりこの特約の保険期間が短縮され、この特約の保険料が更正される場合には、その更正後の保険料。以下、本条において同じとします。）については、第 9 条（特約の保険料の払込免除）第 2 項第 1 号および第 2 号の規定を準用して取り扱います。
 - (2) この特約の保険料の払込免除については、主約款（主契約に疾病障害による保険料払込免除特約または保険料払込免除特約が付加された場合は、主約款または疾病障害による保険料払込免除特約条項もしくは保険料払込免除特約条項）の規定を準用します。
 - (3) 第 1 号の場合、この特約の保険期間満了日は、つぎのとおりとします。
 - ① 年金の種類が保証期間付夫婦連生終身年金または保証期間付終身年金のとき
 ……年金の保証期間満了日または本条の規定によらないこの特約の保険期間満了日のいずれか早い日
 - ② 年金の種類が確定年金のとき
 ……年金支払期間満了日または本条の規定によらないこの特約の保険期間満了日のいずれか早い日
 - (4) 前号の規定によりこの特約の保険期間が短縮された場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - ① 払い込まれるべき責任準備金差額があるときは、その金額を払い込んでください。
 - ② この特約の解約返戻金があり、支払うべき解約返戻金差額があるときは、別段の申し出のない限り、その金額を保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第 3 条（年金基金の設定または保険金等の据置）第 2 項第 2 号工. に定める金額に含めるものとします。
 - ③ この特約の解約返戻金がなく、支払うべき責任準備金差額があるときは、その金額を保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第 3 条（年金基金の設定または保険金等の据置）第 2 項第 2 号工. に定める金額に含めず、かつ、保険契約者に支払わないものとします。
 - (5) 保険契約者よりこの特約を継続しない旨の申し出があった場合には、この特約は消滅するものとします。この場合、この特約の解約返戻金があるときは、別段の申し出のない限り、この特約の解約返戻金を保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第 3 条（年金基金の設定または保険金等の据置）に定める年金基金に充当しまたは据え置きます。
 - (6) 年金受取人が死亡したときまたは年金の一時支払が行われたときは、この特約は消滅するものとします。
- 2 この特約が付加されている主契約に保険金等の支払方法の選択に関する特約が付加され、主契約の減額による解約返戻金が保険金等の支払方法の選択に関する特約条項第 3 条（年金基金の設定または保険金等の据置）に定める年金基金に充当された場合には、この特約は消滅または減額されることなく継続するものとします。

第32条（積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合には、この特約については、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

第33条（新医療保険に付加されている場合の特則）

この特約が新医療保険に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約による給付として死亡保険金が指定されていない場合には、第4条（特約死亡保険金の支払）第1項中、「主契約の死亡保険金受取人（主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。）」とあるのは「特約死亡保険金受取人」と読み替えます。
- (2) 前号の場合、特約死亡保険金受取人については、つぎのとおり取り扱います。
 - ① 特約死亡保険金受取人が2人以上の場合には、つぎに定めるところによります。
 - ア. 特約死亡保険金の分割割合（各受取人の受取分）を指定してください。分割割合の指定がないときは、各受取分は、均等の割合として取り扱います。
 - イ. 代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の特約死亡保険金受取人を代理するものとします。
 - ウ. イ. の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が特約死亡保険金受取人の1人に対してした行為は、他の特約死亡保険金受取人に対しても効力を生じます。
 - ② 保険契約者は、特約死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、特約死亡保険金受取人を変更することができます。
 - ③ ②の通知が会社に到達する前に変更前の特約死亡保険金受取人に特約死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の特約死亡保険金受取人から特約死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
 - ④ ②に定めるほか、保険契約者は、特約死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、特約死亡保険金受取人を変更することができます。
 - ⑤ ④の特約死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
 - ⑥ ④および⑤による特約死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社へ通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
 - ⑦ ②および⑥の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。
 - ⑧ ②または④の規定により特約死亡保険金受取人を変更したときは、保険証券に表示をします。
 - ⑨ 特約死亡保険金受取人が特約死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を特約死亡保険金受取人とします。
 - ⑩ ⑨の規定により特約死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、⑨の規定により特約死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の特約死亡保険金受取人を特約死亡保険金受取人とします。
 - ⑪ ⑨および⑩により特約死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
 - ⑫ 特約死亡保険金受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、保険契約者、特約死亡保険金受取人または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。すでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合または任意後見監督人が選任されている場合も、同じとします。
 - ⑬ ⑫により通知されるべき事項に変更が生じた場合については、⑫の規定を準用します。
 - ⑭ この特約のほか、特約死亡保険金または特約家族年金のある他の特約（以下、本号において「他の特約」と言います。）をあわせて主契約に付加した場合には、この特約または他の特約の特約死亡保険金受取人および特約家族年金受取人は、すべて同一人が指定されるものとします。この特約または他の特約の特約死亡保険金受取人または特約家族年金受取人を変更する場合も同じとします。
- (3) 第2条（特約介護年金の支払）第10項ただし書きの規定は適用せず、主約款に定めるところによります。
- (4) 第28条（主契約が払済保険に変更された場合の特則）の規定は適用せず、主契約が払済保険に変更されたこの特約が消滅した場合の取扱は、主約款の払済保険への変更に関する規定に定めるところによります。
- (5) この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - ① 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
 - ② ①の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、本号において「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。
 - ③ ①または②の場合、更新後の特約または他の特約等において、第2条（特約介護年金の支払）、第4条（特約死亡保険金の支払）、第9条（特約の保険料の払込免除）、第17条（特約介護年金または特約死亡保険金の受取人による特約の存続）および第21条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものとして取り扱います。
 - ④ ①から③までに定めるほか、主約款の更新に関する規定を準用します。

第34条（平準定期保険または無解約返戻金型平準定期保険に付加されている場合の特則）

この特約が平準定期保険または無解約返戻金型平準定期保険に付加されている場合には、この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続するときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
- (2) 前号の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、本条において「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。
- (3) 第1号または第2号の場合、更新後の特約または他の特約等において、第2条（特約介護年金の支払）、第4条（特約死亡保険金の支払）、第9条（特約の保険料の払込免除）、第17条（特約介護年金または特約死亡保険金の受取人による特約の存続）および第21条（告知義務および告知義務違反）の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものと取り扱います。
- (4) 前3号に定めるほか、主約款の更新に関する規定を準用します。

第35条（主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合の特則）

この特約が付加されている主契約に疾病障害による保険料払込免除特約が付加された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第9条（特約の保険料の払込免除）第1項および第2項第3号ならびに第11条（特約の保険料の払込）第3項中、「主約款」を「主約款または疾病障害による保険料払込免除特約条項」と読み替えます。
- (2) 第9条（特約の保険料の払込免除）第2項中、「別表2に定める不慮の事故（以下、「不慮の事故」といいます。）による傷害」を「別表2に定める不慮の事故（以下、「不慮の事故」といいます。）による傷害または発病した疾病」と読み替えます。

第36条（医療保険(O4)に付加されている場合の特則）

この特約が医療保険(O4)に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特約介護年金の支払）第1項の受取人に関する規定中、「被保険者」とあるのは「主契約の給付金の受取人（主契約の給付金の受取人以外の者に変更することはできません。）」と、第4条（特約死亡保険金の支払）第1項中、「主契約の死亡保険金受取人（主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。）」とあるのは「特約死亡保険金受取人」と、それぞれ読み替えます。
- (2) 特約死亡保険金受取人については、つぎのとおり取り扱います。
 - ① 特約死亡保険金受取人が2人以上の場合には、つぎに定めるところによります。
 - ア. 特約死亡保険金の分割割合（各受取人の受取分）を指定してください。分割割合の指定がないときは、各受取分は、均等の割合として取り扱います。
 - イ. 代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の特約死亡保険金受取人を代理するものとします。
 - ウ. イ. の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が特約死亡保険金受取人の1人に対してした行為は、他の特約死亡保険金受取人に対しても効力を生じます。
 - ② 保険契約者は、特約死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、特約死亡保険金受取人を変更することができます。
 - ③ ②の通知が会社に到達する前に変更前の特約死亡保険金受取人に特約死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の特約死亡保険金受取人から特約死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
 - ④ ②に定めるほか、保険契約者は、特約死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、特約死亡保険金受取人を変更することができます。
 - ⑤ ④の特約死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
 - ⑥ ④および⑤による特約死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社へ通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
 - ⑦ ②および⑥の通知をするときは、請求書類を会社へ提出してください。
 - ⑧ ②または④の規定により特約死亡保険金受取人を変更したときは、保険証券に表示をします。
 - ⑨ 特約死亡保険金受取人が特約死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を特約死亡保険金受取人とします。
 - ⑩ ⑨の規定により特約死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、⑨の規定により特約死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の特約死亡保険金受取人を特約死亡保険金受取人とします。
 - ⑪ ⑨および⑩により特約死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
 - ⑫ 特約死亡保険金受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、保険契約者、特約死亡保険金受取人または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社へ通知してください。すでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合または任意後見監督人が選任されている場合も、同じとします。
 - ⑬ ⑫により通知されるべき事項に変更が生じた場合については、⑫の規定を準用します。
 - ⑭ この特約のほか、特約死亡保険金または特約家族年金のある他の特約（以下、本号において「他の特約」と

いいます。)をあわせて主契約に付加した場合には、この特約または他の特約の特約死亡保険金受取人および特約家族年金受取人は、すべて同一人が指定されるものとします。この特約または他の特約の特約死亡保険金受取人または特約家族年金受取人を変更する場合も同じとします。

(3) 第2条(特約介護年金の支払)第10項の規定は適用しません。

(4) この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、つぎのとおり取り扱います。

① 保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日(以下、「更新日」といいます。)に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。

② ①の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約(以下、本号において「他の特約等」といいます。)に変更され継続するものとします。

③ ①または②の場合、更新後の特約または他の特約等において、第2条(特約介護年金の支払)、第4条(特約死亡保険金の支払)、第9条(特約の保険料の払込免除)、第17条(特約介護年金または特約死亡保険金の受取人による特約の存続)および第21条(告知義務および告知義務違反)の規定を適用するときは、更新前の特約の保険期間と更新後の特約の保険期間または変更前の特約の保険期間と他の特約等の保険期間とは継続したものとして取り扱います。

④ ①から③までに定めるほか、主約款の更新に関する規定を準用します。

第37条(主契約に保険料払込免除特約が付加された場合の特則)

この特約が付加されている主契約に保険料払込免除特約が付加された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第9条(特約の保険料の払込免除)第1項および第2項第3号ならびに第11条(特約の保険料の払込)第3項中、「主約款」を「主約款または保険料払込免除特約条項」と読み替えます。

(2) 第9条(特約の保険料の払込免除)第2項中、「別表2に定める不慮の事故(以下、「不慮の事故」といいます。)による傷害」を「別表2に定める不慮の事故(以下、「不慮の事故」といいます。)による傷害または診断確定された悪性新生物もしくは発病した疾病」と読み替えます。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

附則1 要介護状態

対象となる要介護状態とは、つぎのいずれかに該当した状態をいいます。

- (1) 常時寝たきり状態で、下表のa. に該当し、かつ、下表のb. ～e. のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態
- (2) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> a. ベッド周辺の歩行が自分ではできない。 b. 衣服の着脱が自分ではできない。 c. 入浴が自分ではできない。 d. 食物の摂取が自分ではできない。 e. 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。 |
|---|

(備考)

1. 器質性認知症

- (1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、つぎの①②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。

- ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

- (2) 前(1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、つぎのとおりとします。

- ① 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003 年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー<Alzheimer>病の認知症	F00
血管性認知症	F01
ピック<Pick>病の認知症	F02.0
クロイツフェルト・ヤコブ<Creutzfeldt-Jakob>病の認知症	F02.1
ハンチントン<Huntington>病の認知症	F02.2
パーキンソン<Parkinson>病の認知症	F02.3
ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症	F02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02.8
詳細不明の認知症	F03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中のせん妄、認知症に重なったもの	F05.1

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003 年版）準拠」以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

- ② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確に受け取って反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすいに加えて、錯覚・幻覚をともない不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> (1) 時間の見当識障害
：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。 (2) 場所の見当識障害
：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。 (3) 人物の見当識障害 |
|--|

：日頃接している周囲の人の認識ができない。

附則2 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

特別条件付保険特約条項 目次

- | | |
|------------------------|------------------------|
| 第1条 特約の適用 | 第5条 積立利率変動型終身保険または低解約返 |
| 第2条 特別条件 | 戻金型積立利率変動型終身保険に付加さ |
| 第3条 契約内容の変更の制限 | れている場合の特則 |
| 第4条 特別保険料領収法の条件を付加した保険 | 第6条 特約の消滅 |
| 契約の解約返戻金 | |

特別条件付保険特約条項

第1条（特約の適用）

主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）または特約の締結または復活の際、被保険者の健康状態その他が会社の定める標準に適合しないと認めたときは、会社は、この特約を主契約に付加して適用します。

第2条（特別条件）

1 この特約が付加された保険契約については、被保険者の危険の種類および程度に応じて、つぎの各号のいずれかまたはそれらを併用した条件を付加します。

(1) 保険金・給付金削減支払法

ア、会社の定めた保険金削減期間内に、被保険者が死亡または高度障害状態（別表1）に該当し、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）または特約条項の規定により保険金が支払われるときは、契約日（特約が中途付加されたときは、その特約の責任開始の日）または復活日からその日を含めて保険金の支払事由に該当した時までの経過期間に応じ、支払うべき保険金額に次表に定める割合を乗じた金額を死亡保険金または高度障害保険金として支払います。ただし、その原因が、不慮の事故（別表2）または感染症（別表10）である場合には、支払うべき保険金の全額を支払います。

経過期間 保険金削減期間	経過期間				
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
1年	50%	—	—	—	—
2年	30%	60%	—	—	—
3年	25%	50%	75%	—	—
4年	20%	40%	60%	80%	—
5年	15%	30%	45%	60%	80%

イ、会社の定めた給付金削減期間内に、被保険者が入院または手術を受け、主約款または特約条項の規定により給付金が支払われるときは、支払うべき入院給付金日額に前ア、に定める割合を乗じて得た額を基準として、給付金を支払います。ただし、その原因が、不慮の事故（別表2）または感染症（別表10）である場合には、支払うべき入院給付金日額を基準として、給付金を支払います。

(2) 特別保険料領収法

保険契約者は、会社の定めた特別保険料を、会社の定める期間中、主契約または特約の保険料に加算して払い込むことを要します。なお、主約款または特約条項の規定によって主契約または特約の保険料の払込が免除された場合は、その主契約または特約の保険料についての特別保険料の払込を免除します。

(3) 特定部位・特定疾病不担保法

別表6に定める身体部位および特定疾病のうち、会社が指定した部位に生じた疾病または会社が指定した疾病（これと医学上重要な因果関係があると会社が認めた疾病を含みます。）の治療を目的とする入院または手術については、給付金を支払いません。ただし、感染症（別表10）の治療を目的とする入院または手術の場合を除きます。

また、被保険者が不担保期間満了の日を含み継続して入院している場合には、その入院については、不担保期間満了の日の翌日を入院の開始日とみなして取り扱います。

2 前項第1号の条件が付加された主契約または特約について、主約款または特約条項の規定により年金月額または年金現価を支払うときは、これらについても前項第1号ア、の規定を準用します。

3 第1項第1号の条件が付加された主契約または特約について、主約款または特約条項の規定により特定疾病保険金または特約特定疾病保険金を支払う場合には、これらについても第1項第1号ア、の規定を準用します。

第3条（契約内容の変更の制限）

1 この特約が付加された保険契約については、主約款および特約条項に規定する契約内容の変更等のうち、つぎの各号の取扱は行いません。

(1) 払済保険への変更（保険金削減期間中もしくは給付金削減期間中または特定部位・特定疾病不担保法の条件が付加されている場合に限り。）

(2) 延長定期保険への変更

- (3) 原保険契約への復旧
 - (4) 主契約または特約の保険期間の変更
 - (5) 保険料払込期間の変更
 - (6) 新医療保険の保険期間満了時における保険期間の延長
 - (7) 米国ドル建年金支払型特殊養老保険における年金開始日の繰下げ
- 2 主契約に付加された特約のみに特別条件が適用されているときは、前項の規定にかかわらず、前項第1号から第3号の取扱を行います。
- 3 この特約が付加されている保険契約における主契約または特約の更新については、保険金削減期間中である場合を除き、更新前の保険契約と同一の条件を付加して更新するものとします。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 前条第1項第1号に定める特別条件が適用されている場合には、主約款または特約条項の規定にかかわらず、主契約または特約の保険期間満了の日までに保険金の削減期間が満了しているときに限り更新されます。この場合、更新後の主契約または特約には更新前に付加した特別条件は適用されません。
 - (2) 前条第1項第2号に定める特別条件が適用されている場合には、更新後の主契約または特約の特別保険料は、更新日における被保険者の契約年齢および更新後の主契約または特約の保険期間に基づいて計算します。

第4条（特別保険料額収法の条件を付加した保険契約の解約返戻金）

この特約により特別保険料額収法の条件を付加した場合で、特別保険料に対する解約返戻金があるときは、特別保険料に対する解約返戻金を、主約款または特約条項の規定による解約返戻金に加算して取り扱います。

第5条（積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が積立利率変動型終身保険または低解約返戻金型積立利率変動型終身保険に付加されている場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特別条件）第1項第1号ア、中、「支払うべき保険金額に次表に定める割合を乗じた金額」は「支払うべき保険金額から増加死亡保険金額を差し引いた金額に次表に定める割合を乗じて得た金額と増加死亡保険金額の合計額」と読み替えます。
- (2) 第3条（契約内容の変更の制限）第1項第1号をつぎのとおり読み替えます。
「(1) 払済保険への変更（特別保険料の払込期間中、保険金削減期間中もしくは給付金削減期間中または特定部位・特定疾病不担保法の条件が付加されている場合に限り。）」

第6条（特約の消滅）

会社が、第2条（特別条件）第1項に定める条件が付加されている主契約または特約について、被保険者の健康状態その他が会社の定める標準に適合することを承諾した場合、この特約は将来に向かって消滅します。

別表1 対象となる高度障害状態

高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（備考1. 参照）
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（備考2. 参照）
- (3) 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し終身常に介護を要するもの（備考3. 参照）
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの（備考4. 参照）
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの（備考4. 参照）
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの（備考4. 参照）
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（備考4. 参照）

（備考）

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭窄および眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部の摘出により、発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後の始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては、また関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます（ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。）。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（身体の内部的原因によるものは該当しません。）

表2 分類項目

分類項目（基本分類コード）	除外項目等
1. 交通事故（V01～V99）	
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）	
・転倒・転落（W00～W19）	
・生物によらない機械的な力への曝露（W20～W49）	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露（W42） ・振動への曝露（W43）
・生物による機械的な力への曝露（W50～W64）	
・不慮の溺死および溺水（W65～W74）	
・その他の不慮の窒息（W75～W84）	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障

分類項目（基本分類コード）		除外項目等
		害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥＜吸引＞（W78） 気道閉塞を生じた食物の誤嚥＜吸引＞（W79） 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥＜吸引＞（W80）
	・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露（W85～W99）	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露（W94）（高山病など）
	・煙、火および火炎への曝露（X00～X09）	
	・熱および高温物質との接触（X10～X19）	
	・有毒動植物との接触（X20～X29）	
	・自然の力への曝露（X30～X39）	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露（X30）（日射病、熱射病など）
	・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露（X40～X49）	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
	・無理ながんばり、旅行および欠乏状態（X50～X57）	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動（X50）中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動（X51）（乗り物酔いなど） ・無重力環境への長期滞在（X52） ・食糧の不足（X53） ・水の不足（X54）
	・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露（X58～X59）	
3. 加害にもとづく傷害および死亡（X85～Y09）		
4. 法的介入および戦争行為（Y35～Y36）		※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑（Y35.5）
5. 内科的および外科的ケアの合併症（Y40～Y84）		※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
	・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤（Y40～Y59）によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
	・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故（Y60～Y69）	
	・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具（Y70～Y82）によるもの	
	・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの（Y83～Y84）	

備考

1. 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。

2. 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表3 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 1 眼の視力を全く永久に失ったもの（備考 1. 参照）
- (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（備考 2. 参照）
- (3) 1 上肢を手関節以上で失ったか、または 1 上肢の用もしくは 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を全く永久に失ったもの（備考 3. 参照）
- (4) 1 下肢を足関節以上で失ったか、または 1 下肢の用もしくは 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を全く永久に失ったもの（備考 3. 参照）
- (5) 10 手指の用を全く永久に失ったもの（備考 4. (1) および (3) 参照）
- (6) 1 手の 5 手指を失ったか、または第 1 指（母指）および第 2 指（示指）を含んで 4 手指を失ったもの（備考 4. (1) および (2) 参照）
- (7) 10 足指を失ったもの（備考 5. 参照）
- (8) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（備考 6. 参照）
- (9) 呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し、酸素療法を受けたもの（備考 7. 参照）
- (10) 恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの（備考 8. (1) 参照）
- (11) 心臓に人工弁を置換したもの（備考 8. (2) 参照）
- (12) 腎臓の機能を全く永久に失い、人工透析療法または腎移植を受けたもの（備考 9. 参照）
- (13) ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設もしくは尿路変更術を受けたもの（備考 10. (1) および (2) 参照）
- (14) 直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの（備考 10. (3) および (4) 参照）

（備考）

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1 眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭窄および眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和 57 年 8 月 14 日改定）に準拠したオーディオ・メーターで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500・1,000・2,000 ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ $a \cdot b \cdot c$ デシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が、90 デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ 3 大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては、また関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

4. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5 手指をもって 1 手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第 1 指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の 2 分の 1 以上を失った場合または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第 1 指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の 2 分の 1 以下で回復の見込のない場合をいいます。

5. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

6. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の 3 種の運動のうち 2 種以上の運動が生理的範囲の 2 分の 1 以下に制限された場合をいいます。

7. 呼吸器の障害

- (1) 「呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し」とは、予測肺活量 1 秒率が 20% 以下または動脈血酸素分圧が 55 Torr 以下で、歩行動作が著しく制限され、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「酸素療法を受けたもの」とは、日常的かつ継続的に行うことが必要と医師が認める酸素療法を、その開始日から起算して 180 日以上継続して受けたものをいいます。

8. 心臓の障害

- (1) 「恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの」には、心臓ペースメーカーを一時的に装着した場合は含まれません。また、すでに装着した恒久的心臓ペースメーカーまたはその付属品を交換する場合を除きます。

- (2) 「人工弁を置換したもの」には、生体弁の移植を含みます。また、人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合を除きます。

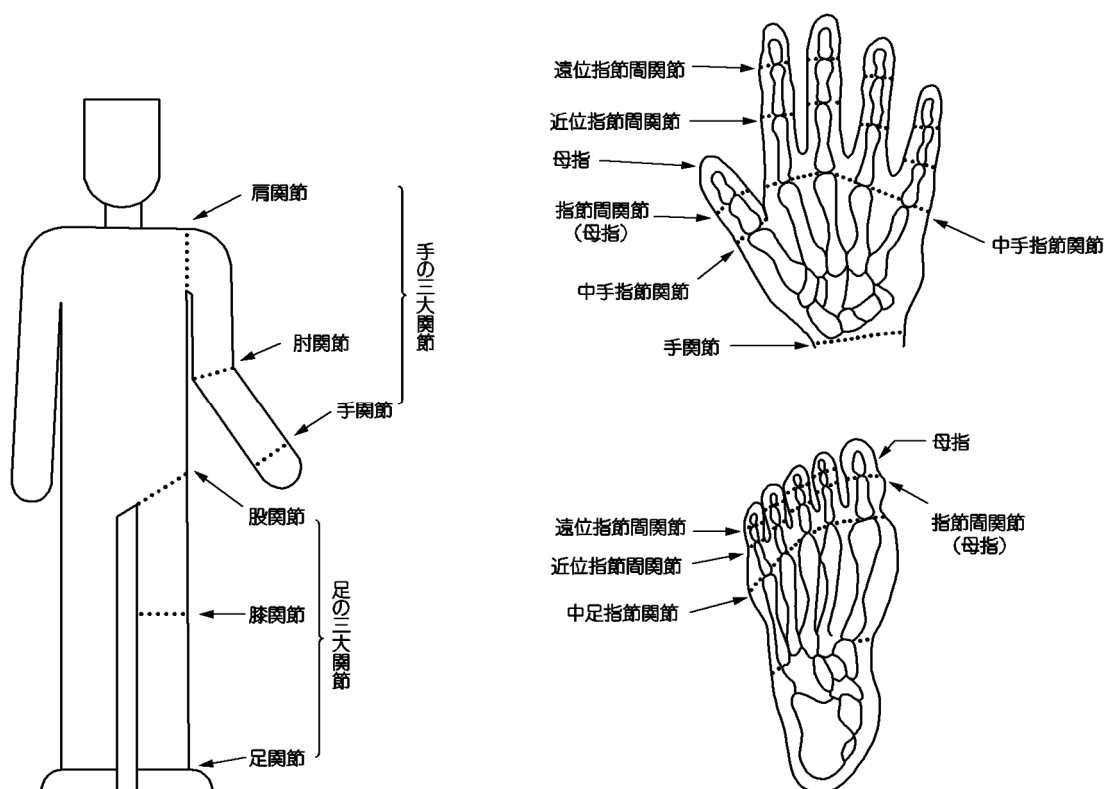
9. 腎臓の障害

- (1) 「腎臓の機能を全く永久に失い」とは、腎機能検査において内因性クレアチンクリアランス値が 30ml/分未満または血清クレアチン濃度が 3.0mg/dl 以上で回復の見込みのない場合をいいます。この場合、腎機能検査の結果は、人工透析療法または腎移植の実施前のものによります。
- (2) 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- (3) 「腎移植」には、自家腎移植および再移植は含みません。

10. ぼうこうまたは直腸の障害

- (1) 「人工ぼうこう」とは、空置した腸管に尿管を吻合し、その腸管を体外に開放し、ぼうこうの蓄尿および排尿の機能を代行するものをいいます。
- (2) 「尿路変更術」とは、正常尿流を病変部より腎臓側において体外へ導き排出するものをいいます。
- (3) 「直腸を切断し」とは、直腸および肛門を一塊として摘出した場合をいいます。
- (4) 「人工肛門」とは、腸管を体外に開放し、その腸管より腸内容を体外に排出するものをいいます。

<身体部位の名称図>



別表4 請求書類

〔Ⅰ〕 保険金・年金等の請求の場合

請求項目	手続書類
死亡保険金 特約死亡保険金 家族年金 特約家族年金 災害死亡保険金	(1) 請求書＊ (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類（災害死亡保険金を請求する場合に限ります。） (3) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (4) 被保険者の住民票（配偶者傷害特約および子供傷害特約の場合は、その被保険者の戸籍抄本） (5) 死亡保険金受取人の戸籍抄本 (6) 家族年金受取人の戸籍抄本 (7) 死亡保険金受取人の印鑑証明書 (8) 家族年金受取人の印鑑証明書 (9) 死亡保険金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (10) 家族年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (11) 最終の保険料領収証 (12) 保険証券
高度障害保険金 特約高度障害保険金 高度障害年金 特約高度障害年金 災害高度障害保険金 障害給付金	(1) 請求書＊ (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類（災害高度障害保険金または障害給付金を請求する場合に限ります。） (3) 医師の診断書＊ (4) 被保険者の住民票（配偶者傷害特約および子供傷害特約の場合は、その被保険者の戸籍抄本） (5) 高度障害保険金受取人の戸籍抄本 (6) 高度障害年金受取人の戸籍抄本 (7) 障害給付金受取人の戸籍抄本 (8) 高度障害保険金受取人の印鑑証明書 (9) 高度障害年金受取人の印鑑証明書 (10) 障害給付金受取人の印鑑証明書 (11) 高度障害保険金受取人、高度障害年金受取人または障害給付金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (12) 最終の保険料領収証 (13) 保険証券
満期保険金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票 (3) 満期保険金の受取人の戸籍抄本 (4) 満期保険金の受取人の印鑑証明書 (5) 満期保険金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
保険料払込免除 疾病障害による保険料払込免除	(1) 請求書＊ (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類（不慮の事故による保険料払込免除を請求する場合に限ります。） (3) 医師の診断書＊ (4) 被保険者の住民票 (5) 保険契約者にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券

請求項目	手続書類
災害入院給付金 疾病入院給付金 入院初期加算給付金 見舞給付金（入院による場合） 成人病入院給付金 5大生活習慣病入院給付金 女性疾病入院給付金 がん入院給付金 がん治療給付金 がん経過観察給付金 がん診断一時金 上皮内がん診断一時金 入院一時金 長期入院給付金 通院給付金	(1) 請求書＊ (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類（災害入院給付金を請求する場合に限ります。） (3) 医師の診断書＊ (4) 入院した病院または診療所の入院証明書（通院給付金の場合、通院した病院または診療所の通院証明書）＊ (5) 被保険者の住民票（配偶者新医療保険特約、子供新医療保険特約および配偶者新医療がん特約の場合はその被保険者の戸籍抄本） (6) 給付金の受取人の戸籍抄本 (7) 給付金の受取人の印鑑証明書 (8) 給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (9) 最終の保険料領収証 (10) 保険証券
手術給付金 手術・放射線治療給付金 骨髄・末梢血幹細胞採取給付金 見舞給付金（手術による場合） 成人病手術給付金 5大生活習慣病手術・放射線治療給付金 がん手術給付金	(1) 請求書＊ (2) 医師の診断書＊ (3) 手術または放射線治療を受けた病院または診療所の手術証明書＊ (4) 被保険者の住民票（配偶者新医療保険特約、子供新医療保険特約および配偶者新医療がん特約の場合はその被保険者の戸籍抄本） (5) 給付金の受取人の戸籍抄本 (6) 給付金の受取人の印鑑証明書 (7) 給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券
特定損傷給付金	(1) 請求書＊ (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類 (3) 医師の診断書＊ (4) 被保険者の住民票 (5) 特定損傷給付金の受取人の戸籍抄本 (6) 特定損傷給付金の受取人の印鑑証明書 (7) 特定損傷給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券
介護年金 特約介護年金 介護給付金	(1) 請求書＊ (2) 医師の診断書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 介護年金・介護給付金の受取人の戸籍抄本 (5) 介護年金・介護給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 介護年金・介護給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 介護保障証書
死亡給付金	(1) 請求書＊ (2) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 死亡給付金の受取人の戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 死亡給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 介護保障証書
健康祝金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票 (3) 健康祝金の受取人の戸籍抄本 (4) 健康祝金の受取人の印鑑証明書 (5) 健康祝金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 介護保障証書

請求項目	手続書類
年金	(1) 請求書＊ (2) 年金受取人の戸籍抄本 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (5) 年金証書
死亡一時金	(1) 請求書＊ (2) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (3) 年金受取人の住民票 (4) 死亡一時金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡一時金受取人の印鑑証明書 (6) 死亡一時金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 年金証書
解約返戻金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
契約者貸付	(1) 請求書＊ (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
低解約返戻金型積立利率変動型終身保険および米国ドル建終身保険の生存給付金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票 (3) 生存給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 生存給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 生存給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 保険証券
無事故給付金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票 (3) 給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
特定疾病保険金 特約特定疾病保険金	(1) 請求書＊ (2) 医師の診断書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 特定疾病保険金の受取人の戸籍抄本 (5) 特定疾病保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 特定疾病保険金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
保険金等の指定代理請求	(1) 普通保険約款および特約条項に定める保険金等の請求書類 (2) 指定代理請求人の戸籍抄本 (3) 指定代理請求人の住民票 (4) 指定代理請求人の印鑑証明書 (5) 指定代理請求人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合）

請求項目	手続書類
保険料払込免除特約による 保険料払込免除・既払込保 険料相当額の支払	(1) 請求書＊ (2) 医師の診断書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 保険契約者の戸籍抄本（既払込保険料相当額の支払を請求する場合に限りま す。） (5) 保険契約者の印鑑証明書（既払込保険料相当額の支払を請求する場合に限り ます。） (6) 保険契約者にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を 受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
死亡時支払金	(1) 請求書＊ (2) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 死亡時支払金の受取人の戸籍抄本 (5) 死亡時支払金の受取人の印鑑証明書 (6) 死亡時支払金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは 任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
被保険者の死亡の報告およ び解約返戻金相当額の支払	(1) 死亡報告書および請求書＊ (2) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 保険契約者の戸籍抄本 (5) 保険契約者の印鑑証明書 (6) 保険契約者にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見 を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
米国ドル建年金支払型特殊 養老保険の年金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票（ただし、被保険者が年金受取人と同一人の場合は不要） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を 受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 最終の保険料領収証（第1回年金の場合のみ） (7) 年金証書（第1回年金の場合は保険証券）
米国ドル建年金支払型特殊 養老保険の死亡一時金	(1) 請求書＊ (2) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 年金受取人の戸籍抄本 (5) 年金受取人の印鑑証明書 (6) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を 受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 年金証書
米国ドル建年金支払型特殊 養老保険の年金の一括支払	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票（ただし、被保険者が年金受取人と同一人の場合は不要） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を 受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 年金証書

（備考）

1. 上記の書類のうち、＊印は会社所定のもので、会社または会社の指定した場所に用意してあります。
2. 上記の書類は、会社に提出してください。
3. 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、手続書類の一部もしくは全部の省略を認めることまたは他の書類
による代替を認めることがあります。
4. この別表は、各保険共用のものとしたので、特定保険については関係のないものがあり、また修正を要するもの
があります。特定保険についての特定の場合の必要書類は、お申出があればご案内します。

5. 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下、「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人（家族年金受取人を含みます。）とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金（年金を含みます。）の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下、「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または労働基準法施行規則第42条（遺族補償を受ける者）等に規定する遺族補償を受けるべき者（以下「受給者」といいます。）に支払うときは、死亡保険金（家族年金を含みます。）または高度障害保険金（高度障害年金を含みます。）の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。また、被保険者に高度障害保険金または高度障害年金を支払う場合は、書類提出の必要はありません。

- (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
- (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
- (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

〔Ⅱ〕 その他手続請求の場合

請求項目	手続書類
保険契約の復活	(1) 申込書＊ (2) 被保険者についての告知書＊
契約内容の変更 (1) 保険金額、基準保険金額、基本入院給付金日額または年金額の減額、増額（復旧） (2) 年金月額の変更 (3) 保険料払込方法＜回数＞の変更 (4) 保険期間の変更 (5) 保険料払込期間の変更 (6) 払済保険への変更 (7) 延長定期保険への変更 (8) 生存給付金支払日の変更 (9) 年金開始日の繰上げ・繰下げ	(1) 請求書＊ (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券 (5) 被保険者についての告知書＊（会社が特に提出を求めた場合）
会社への通知による保険金受取人、家族年金受取人、死亡時支払金受取人または死亡一時金受取人の変更 会社への通知による後継年金受取人の指定・変更	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の同意を証する書類 (3) 保険契約者または年金受取人の印鑑証明書 (4) 保険証券または年金証書
遺言による保険金受取人、家族年金受取人、死亡時支払金受取人または死亡一時金受取人の変更	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の同意を証する書類 (3) 遺言書 (4) 保険契約者または年金受取人の相続人であることを証する書類 (5) 保険証券または年金証書
保険契約者の変更	(1) 請求書＊ (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
年金種類の変更	(1) 請求書＊ (2) 保険契約者または年金受取人の印鑑証明書 (3) 保険証券または年金証書 (4) 年金受取人の配偶者の戸籍抄本（会社が特に提出を求めた場合）
指定代理請求人の変更指定	(1) 請求書＊ (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 指定代理請求人の住民票
受取人による保険契約または特約の存続	(1) 請求書＊ (2) 保険契約者の同意を証する書類 (3) 保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類 (4) 債権者等による解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類

（備考）

1. 前表と同じとします。被保険者の告知書を要する場合には、会社指定の医師による被保険者の診断を求めることがあります。

別表5 手術給付倍率表

対象となる手術および給付倍率表

「手術」とは、治療または組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞もしくは末梢血幹細胞を移植することを直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1. ～89. を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術番号	手術の種類	給付倍率
§ 皮膚・乳房の手術		
1.	植皮術（25 cm ² 未満は除く）	20
2.	乳房切断術	20
§ 筋骨の手術（抜釘術は除く）		
3.	骨移植術	20
4.	骨髄炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除く。）	20
5.	頭蓋骨親血手術（鼻骨・鼻中隔を除く。）	20
6.	鼻骨親血手術（鼻中隔彎曲症手術を除く。）	10
7.	上顎骨・下顎骨・顎関節親血手術（歯・歯肉の処置にともなうものを除く。）	20
8.	脊椎・骨盤親血手術	20
9.	鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨親血手術	10
10.	四肢切断術（手指・足指を除く。）	20
11.	切断四肢再接合術（骨・関節の離断にともなうもの。）	20
12.	四肢骨・四肢関節親血手術（手指・足指を除く。）	10
13.	筋・腱・靱帯親血手術（手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。）	10
§ 呼吸器・胸部の手術		
14.	慢性副鼻腔炎根本手術	10
15.	喉頭全摘除術	20
16.	気管・気管支・肺・胸膜手術（開胸術をとともなうもの。）	20
17.	胸郭形成術	20
18.	縦隔腫瘍摘出術	40
§ 循環器・脾の手術		
19.	親血の血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除く。）	20
20.	静脈瘤根本手術	10
21.	大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術をとともなうもの。）	40
22.	心膜切開・縫合術	20
23.	直視下心臓内手術	40
24.	体内用ペースメーカー埋込術	20
25.	脾摘除術	20
§ 消化器の手術		
26.	耳下腺腫瘍摘出術	20
27.	顎下腺腫瘍摘出術	10
28.	食道離断術	40
29.	胃切除術	40
30.	その他の胃・食道手術（開胸・開腹術をとともなうもの。）	20
31.	腹膜炎手術	20
32.	肝臓・胆嚢・胆道・膵臓親血手術	20
33.	ヘルニア根本手術	10
34.	虫垂切除術・盲腸縫縮術	10
35.	直腸脱根本手術	20
36.	その他の腸・腸間膜手術（開腹術をとともなうもの。）	20
37.	痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。）	10
§ 尿・性器の手術		
38.	腎移植手術（受容者に限る。）	40
39.	腎臓・腎盂・尿管・膀胱親血手術（経尿道的操作は除く。）	20
40.	尿道狭窄親血手術（経尿道的操作は除く。）	20
41.	尿瘻閉鎖親血手術（経尿道的操作は除く。）	20
42.	陰茎切断術	40
43.	睾丸・副睾丸・精管・精索・精囊・前立腺手術	20

手術番号	手術の種類	給付倍率
44.	陰嚢水腫根本手術	10
45.	子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。）	40
46.	子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
47.	帝王切開娩出術	10
48.	子宮外妊娠手術	20
49.	子宮脱・膣脱手術	20
50.	その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。）	20
51.	卵管・卵巣観血手術（経腔的操作は除く。）	20
52.	その他の卵管・卵巣手術	10
§ 内分泌器の手術		
53.	下垂体腫瘍摘除術	40
54.	甲状腺手術	20
55.	副腎全摘除術	20
§ 神経の手術		
56.	頭蓋内観血手術	40
57.	神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。）	20
58.	観血的脊髄腫瘍摘出手術	40
59.	脊髄硬膜内外観血手術	20
§ 感覚器・視器の手術（視力矯正を直接の目的とする手術を除く。）		
60.	眼瞼下垂症手術	10
61.	涙小管形成術	10
62.	涙嚢鼻腔吻合術	10
63.	結膜嚢形成術	10
64.	角膜移植術	10
65.	観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
66.	虹彩前後癒着剥離術	10
67.	緑内障観血手術	20
68.	白内障・水晶体観血手術	20
69.	硝子体観血手術	10
70.	網膜剥離症手術	10
71.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から 60 日の間に 1 回の給付を限度とする。）	10
72.	眼球摘除術・組織充填術	20
73.	眼窩腫瘍摘出術	20
74.	眼筋移植術	10
§ 感覚器・聴器の手術		
75.	観血的鼓膜・鼓室形成術	20
76.	乳様洞削開術	10
77.	中耳根本手術	20
78.	内耳観血手術	20
79.	聴神経腫瘍摘出術	40
§ 悪性新生物の手術		
80.	悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	40
81.	悪性新生物温熱療法（施術の開始日から 60 日の間に 1 回の給付を限度とする。）	10
82.	その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	20
§ 上記以外の手術		
83.	上記以外の開頭術	20
84.	上記以外の開胸術	20
85.	上記以外の開腹術	10
86.	衝撃波による体内結石破砕術（施術の開始日から 60 日の間に 1 回の給付を限度とする。）	20
87.	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から 60 日の間に 1 回の給付を限度とする。）	10
§ 新生物根治放射線照射		
88.	新生物根治放射線照射（50 グレイ以上の照射で、施術の開始日から 60 日の間に 1 回の給付を限度とする。）	10

手術番号	手術の種類	給付倍率
§ 骨髓幹細胞採取手術		
89.	組織の機能に障害がある者に対して骨髓幹細胞を移植することを目的とした骨髓幹細胞採取手術（末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞採取手術を含む。また、骨髓幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除く。）	20

（備考）

1. 観血手術

「観血手術」とは、皮膚等に切開を加えて、病変部等を露出し、直達的に操作を加える手術をいいます。

2. 開頭術

「開頭術」とは頭蓋を開き、脳を露出させる手術をいいます。

3. 開胸術

「開胸術」とは、胸壁を切開し、胸腔を開く手術であって、肺や気管、心臓、胸腺、胸部大血管、食道、縦隔の手術等、胸腔内に操作を加える際に行うものをいいます。

4. 開腹術

「開腹術」とは、腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、胃、十二指腸、小腸、大腸、卵巣および子宮手術等腹腔内に操作を加える際に行うものをいいます。

5. 悪性新生物根治手術

「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除または摘出し、同時に転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。1つの原発巣に対する悪性新生物根治手術は、1回に限り悪性新生物根治手術として支払の対象となります。転移・再発病巣のみを切除または摘出したり、また、転移・再発病巣とその周辺のみをあわせて切除または摘出する手術については、悪性新生物根治手術に該当しません。

6. 視力矯正を直接の目的とする手術

「視力矯正を直接の目的とする手術」とは、屈折異常・調整障害（近視、遠視、老眼等）に対する視力矯正のみを目的とする手術をいい、例えば、LASIK・フェイクICKIOL等が含まれます。

別表6 特定部位・特定疾病不担保法により不担保とする部位および疾病

身体部位の名称	
1	眼球
2	耳（内耳、中耳、外耳を含む。）および乳様突起
3	鼻（副鼻腔を含む。）
4	咽頭および喉頭
5	口腔、歯、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺
6	甲状腺
7	胃および十二指腸（当該部位の手術にともない、空腸の手術を受けた場合、空腸を含む。）
8	小腸および大腸
9	盲腸（虫様突起を含む。）
10	直腸および肛門
11	肝臓、胆嚢および胆管
12	脾臓
13	肺臓、胸膜、気管および気管支（当該部位の手術にともない、胸郭の手術を受けた場合には、胸郭を含む。）
14	腎臓および尿管
15	膀胱および尿道
16	睾丸および副睾丸
17	前立腺
18	卵巣、卵管および子宮付属器
19	子宮（帝王切開を受けた場合に限る。）
20	乳房（乳腺を含む。）
21	鼠径部（鼠径ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。）
22	頸椎部（当該神経を含む。）
23	胸椎部（当該神経を含む。）
24	腰椎部（当該神経を含む。）
25	仙骨部および尾骨部（当該神経を含む。）
26	左肩関節部
27	右肩関節部
28	左股関節部
29	右股関節部
30	左上肢（左肩関節部を除く。）
31	右上肢（右肩関節部を除く。）

32	左下肢（左股関節部を除く。）
33	右下肢（右股関節部を除く。）
34	子宮（異常分娩が生じた場合を含む。）
35	皮膚
36	眼球および眼球付属器
特定疾病の名称	
37	異常妊娠、異常分娩
38	外傷にともなう合併症、後遺症

別表 10 感染症

「感染症」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10（2003 年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。）	

（新型コロナウイルス感染症に関する特則）

上記に定めるほか、新型コロナウイルス感染症（ただし、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。以下、同じとします。）についても、上記に定める感染症に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および新型インフルエンザ等感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この特則は適用されないものとします。

Memo



引受保険会社

ジブラルタ生命保険株式会社

本社／〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

一般のお客様 ^{ミナジブロック} **0120-37-2269** 通話料無料

募集代理店を通じて
ご加入されたお客様 ^{ナンバージブロック} **0120-78-2269** 通話料無料

ジブラルタ生命のホームページ

<https://www.gib-life.co.jp/>

お問い合わせ先（担当者）